

# 令和7年旭市議会第4回定例会会議録目次

## 第1号（11月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案上程	4
議案第 1号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2号 令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について	
議案第 3号 令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について	
議案第 4号 旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
議案第 5号 旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
議案第 6号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 7号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 8号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第 9号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第10号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第11号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第12号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	

議案第13号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第17号 財産の処分について（仁玉スポーツ広場跡地）

議案第18号 工事請負契約の締結について（旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築））

議案第19号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第20号 損害賠償の額を定めることについて

議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

報告第1号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和7年度計画の変更について

提案理由の説明並びに政務報告…………… 5

議案の補足説明及び報告の説明…………… 13

散 会…………… 32

## 第 2 号 （11月12日）

議事日程…………… 33

本日の会議に付した事件…………… 33

出席議員…………… 33

欠席議員…………… 33

説明のため出席した者…………… 33

事務局職員出席者…………… 34

開 議…………… 35

会議録署名議員の指名…………… 35

議案質疑…………… 35

議案第21号直接審議（先議）	93
常任委員会議案付託	93
散 会	94

### 第 3 号 （11月14日）

議事日程	95
本日の会議に付した事件	95
出席議員	95
欠席議員	95
説明のため出席した者	95
事務局職員出席者	96
開 議	97
一般質問	97
4番 伊 場 哲 也	97
16番 伊 藤 房 代	122
1番 常世田 正 樹	130
6番 崎 山 華 英	145
8番 井 田 孝	156
7番 永 井 孝 佳	162
散 会	178

### 第 4 号 （11月17日）

議事日程	179
本日の会議に付した事件	179
出席議員	179
欠席議員	179
説明のため出席した者	179
事務局職員出席者	180
開 議	181
一般質問	181

11番 遠藤保明	181
2番 伊藤春美	189
15番 宮澤芳雄	198
20番 松木源太郎	203
19番 木内欽市	225
散会	239

第 5 号 (11月27日)

議事日程	241
本日の会議に付した事件	241
出席議員	241
欠席議員	241
説明のため出席した者	242
事務局職員出席者	242
開 議	243
常任委員長報告	243
質疑、討論、採決	249
事務報告	257
閉 会	257

## 令和7年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和7年11月6日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

---

#### 出席議員（19名）

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 常世田 正 樹 | 2 番  | 伊 藤 春 美 |
| 3 番  | 菅 谷 道 晴 | 4 番  | 伊 場 哲 也 |
| 5 番  | 平 山 清 海 | 6 番  | 崎 山 華 英 |
| 7 番  | 永 井 孝 佳 | 8 番  | 井 田 孝   |
| 9 番  | 島 田 恒   | 11 番 | 遠 藤 保 明 |
| 12 番 | 林 晴 道   | 13 番 | 宮 内 保   |
| 14 番 | 飯 嶋 正 利 | 15 番 | 宮 澤 芳 雄 |

16番 伊藤房代  
18番 景山岩三郎  
20番 松木源太郎

17番 向後悦世  
19番 木内欽市

---

欠席議員（1名）

10番 片桐文夫

---

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	柴 栄 男
教育長	向後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総務課長	向後 稔
企画政策課長	榎澤 茂	財政課長	池田 勝 紀
税務課長	多田 仁	市民生活課長	齋藤 邦 博
環境課長	大八木 利 武	保険年金課長	大網 久 子
健康づくり課長	黒柳 雅 弘	社会福祉課長	向後 利 胤
子育て支援課長	八馬 祥 子	こども家庭課長	石橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金杉 高 春
農水産課長	伊藤 弘 行	建設課長	齊藤 孝 一
都市整備課長	飯島 和 則	会計管理者	戸葉 正 和
消防長	常世田 昌 也	上下水道課長	向後 哲 浩
教育総務課長	飯島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監査委員局長	杉本 芳 正
農業委員会事務局長	金谷 健 二		

---

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭 和      事務局次長 菅 晃

---

開会 午前10時 0分

◎日程第1 開 会

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解いただきたいと思います。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより令和7年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎日程第2 議長報告事項

○議長（飯嶋正利） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告一覧により、ご了解いただきたいと思います。

---

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、菅谷道晴議員、4番、伊場哲也議員、以上の2議員を指名いたします。

---

◎日程第4 会期の決定

○議長（飯嶋正利） 日程第4、会期の決定。

これより会期についておはかりいたします。本定例会の会期は、本日から11月27日までの

22日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11月27日までの22日間と決しました。

なお、日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第21号までの21議案と報告第1号の報告1件であります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) 配付漏れないものと認めます。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

---

#### ◎日程第5 議案上程

○議長(飯嶋正利) 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第21号までの21議案と報告第1号の報告1件を一括上程いたします。

議案第1号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について

議案第3号 令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第4号 旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第5号 旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第6号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第12号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第17号 財産の処分について（仁玉スポーツ広場跡地）
- 議案第18号 工事請負契約の締結について（旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築））
- 議案第19号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第20号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第1号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和7年度計画の変更について

---

#### ◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和7年旭市議会第4回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出

にそれぞれ3億5,300万円を追加し、予算の総額を355億4,000万円とするものであります。

議案第2号は、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ9,500万円を追加し、予算の総額を9億8,200万円とするものであります。

議案第3号は、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、企業債の借入れ超過に伴い、企業債償還金として、1,420万5,000円を追加するものであります。

議案第4号は、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、令和8年4月から開始する、こども誰でも通園制度を実施する施設  
の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第5号は、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、令和8年4月から開始する、こども誰でも通園制度の給付費の支給に係る事業者の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第6号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改定に合わせて所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公共施設の使用料について、近年の急激な物価高騰や賃金水準の上昇に伴う維持管理経費の増加を受け、受益者負担の公平性を考慮した適正な料金設定を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、保育所の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも国の定める基準府令の改正に伴い、所要の改

正を行うものであります。

議案第14号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の定める基準府令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、同組合を組織する団体の数の減少及び同組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止に伴う規約の改正について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、財産の処分についてでありまして、仁玉スポーツ広場跡地の売却に関し、落札者と仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事に係る建築工事について、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、市有物件に係る車両物損事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、損害賠償の額を定めることについてでありまして、上水道の漏水を原因とした市道の陥没による車両物損事故について、地方自治法第96条第1項第13号及び地方公営企業法第40条第2項並びに旭市公営企業の設置等に関する条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和8年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、玉井道子氏が適任であると考え、提案するものであります。

報告第1号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和7年度計画の変更について、報告するものであります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した支援策について申し上げます。

定額減税不足額給付については、給付対象者7,381名のうち、10月末日現在、6,522名、2億238万円を給付いたしました。

また、本市独自の支援策として実施している物価高騰対策家計応援商品券の利用状況は、10月末現在、1億4,778万5,000円、利用店舗数は、213店舗となっております。商品券の使用期限は、12月末日までとなっておりますので、引き続き、広報紙やホームページなどにより利用の促進に向けて周知を図ってまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

全国豊かな海づくり大会について申し上げます。

この大会は、安全でおいしい水産食料を届けるため、水産資源の保護・管理と海や河川などの環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、漁業の振興と発展を図ることを目的として、全国各地で実施されている国民的行事の一つであります。

令和9年秋に予定されている第46回大会は、35年ぶりに千葉県で開催することが昨年11月に決定されており、10月20日に行われた千葉県実行委員会第1回総会において、式典行事を本市で、海上歓迎・放流行事を銚子市で開催することになりました。

今後は、大会推進委員会や県をはじめ関係機関と連携し、大会を周知するとともに円滑な大会運営に向けて取り組んでまいります。

農水産業分野における地域おこし協力隊については、今年度3名を募集し、そのうちの1名が間もなく市内農業者の下で農業研修を開始する予定です。2名については候補者が決定し、着任に向けた準備を進めているところです。この事業により、市外の若い人材を積極的に本市へ誘致し、農水産業の担い手増加につながるよう努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

旭市いいおかYOU・遊フェスティバル海浜花火大会は、10月4日に開催され、20周年を記念して打ち上げられたフィナーレスターマインなど約8,400発の大輪が夜空を彩り、「日本で一番近くから観られる花火大会」の迫力を存分に感じていただけたものと思っております。

冬期の観光については、本市の冬の風物詩である「飯岡灯台恋するライトアップ」を12月1日から来年2月28日まで実施するとともに、海上公民館前の広場では、商工会青年部による「スターライトファンタジー」を12月1日から12月31日まで開催する予定です。

また、市内宿泊施設に観光目的で宿泊される方に対し、1人1泊2,000円を助成する「冬の旭へ行こう！宿泊助成キャンペーン」を12月1日から来年2月28日まで実施いたします。

今後も、積極的なPRを行うとともに関係団体と連携して、観光振興による市の活性化につなげてまいります。

次に、雇用の確保について申し上げます。

旭市雇用対策協議会が主催した、企業の人手不足解消と求職者への支援を目的とした合同就職面接会&会社説明会は、10月15日に市内企業16社の出展により開催されました。

今回から、近隣の大学に対しても周知を拡大したことで、企業にとっては多様な人材の獲得に結びつく絶好の機会となり、また、求職者にとっても複数企業の説明や面接を受けることが可能となったことで、直接採用につながる効率的な就職活動の場を提供することができました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

あさひスポーツフェスティバルを10月19日に、パークゴルフあさひスポフェスカップを11月2日にそれぞれ開催し、子どもから大人まで大勢の方にスポーツを楽しんでいただきました。

パラ卓球ナショナルチーム旭合宿は、11月27日から30日までの4日間、総合体育館で実施されます。期間中は一般公開も予定されているため、パラスポーツの普及と共生社会への理解を深めてまいります。

旭市飯岡しおさいマラソン大会は、来年2月1日の開催に向けて、11月30日まで参加者を募集しているところです。大会当日は、全国から参加されるランナーに皆様の温かいご声援をお願いいたします。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

日の出保育所ととみうら保育所の統合に伴う日の出保育所の改修工事については、現在、屋根及び内装工事を実施しているところであり、令和8年4月の開所に向けて関連議案を本定例会に提案し、審議をお願いしております。

また、ゆたか保育所の解体撤去工事については、着工に向けて準備を進めているところです。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

干潟地域小学校の再編については、ひかた椿小学校の大規模改造工事の契約締結に係る関連議案を本定例会に提出し、審議をお願いしております。

海上地域小学校の再編については、学校再編代表者会議において、鶴巻小学校、滝郷小学校及び嚶鳴小学校の方向性を審議した結果、3校を統合し、統合の位置は嚶鳴小学校とし、統合の時期を令和11年4月とすることの答申を受けたところでございます。今後は、統合校の名称について、継続して審議していただく予定であります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

姉妹都市の中城村で継承され、ユネスコ無形文化遺産でもある組踊と琉球舞踊の公演が、12月7日に東総文化会館で開催されます。

この公演に合わせて、本市と中城村とのこれまでの交流などを紹介するイベントを11月1日から12月14日まで市役所、おひさまテラス、東総文化会館にて開催しています。中城村の歴史と文化の理解を深め、身近に感じる機会にさせていただきたいと考えております。

次に、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業は、10月5日に収穫祭を開催いたしました。

当日は、市内外から125名の参加があり、サツマイモの収穫体験や長部地区によるおはやしの披露、特産品が当たる抽せん会などを行うとともに、収穫したお米をお持ち帰りいただき、好評のうちに都市住民との交流を深めることができました。

本年度3回目となる「ぼるぼろ」は、「アートを通じて海を感じよう」をテーマに、11月15日に開催いたします。海や砂浜に捨てられたプラスチックごみを使ったキーホルダー作製などの体験会を通じて、海の大切さを学ぶ機会となることを期待しております。

次に、広報・広聴・情報公開の充実について申し上げます。

現在、月2回発行している広報あさひをリニューアルし、令和8年1月から月1回の発行に変更いたします。

変更後は、毎回、全ページがフルカラーとなります。必要な情報が届けられるよう、1回当たりのページ数を増やし、紙面を工夫することで、分かりやすくかつ読み応えのある広報紙を目指してまいります。

地域意見交換会については、10月20日に総合体育館で、23日にいいおかユートピアセンターで開催し、合わせて210名の参加がありました。市の財政状況や主な事業、第3期総合戦略の概要を各地区の役員や各小・中学校のPTAの皆様の説明し、まちづくりについて話し

合いました。

当日いただいたご意見やご提案につきましては、検討の上、市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

CCDプロジェクトの取組として、タンパク質と野菜の摂取、かむことを意識したお弁当、「あさピーの彩り野菜カレー」をイオンリテール株式会社と共同で開発いたしました。このお弁当は、イオンスタイル旭中央で11月末まで販売しています。

また、12月13日には、おひさまテラスにて、CCDプロジェクトのこれまでの取組を紹介するほか、観光大使の桂竹千代さんによる健康に関する落語や、市と共にプロジェクトを進めてきた千葉大学医学部附属病院、ノボノルディスクファーマ株式会社の関係者とのトークショーなどのイベントを開催いたします。

引き続き、「住んでいるだけで自然に健康になれるまち」を目指し、誰もが気軽に健康づくりに取り組むことができるよう努めてまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

旭市沖洋上風力発電事業については、再エネ海域利用法に基づき、経済産業省及び国土交通省により、10月3日に旭市沖が準備区域として整理されました。

また、国が主導となり気象などの基本的な調査を実施する調査対象区域としても選定されており、有望区域への整理を目指しつつ、早期の促進区域としての指定に向けて、関係者と協力して取り組んでまいります。

秋のゴミゼロ運動は、市内全域で一斉に9月28日に実施いたしました。

各区や自治会から、合わせて5,660人の参加があり、集められたごみの総重量は6,820キログラムでありました。

引き続き、きれいな旭をつくる会を中心として、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域ぐるみで自然環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、窓口開設時間の短縮について申し上げます。

令和8年4月1日から市役所本庁、上下水道課及び各出張所の窓口開設時間を午前9時から午後4時30分までに試行的に短縮いたします。

これは、職員の働き方改革の一環として実施するもので、これまで始業前と終業後に行っていた事務処理を勤務時間内に行うことが可能となり、時間外勤務の縮減と職員のワーク・ライフ・バランスを推進することで生産性の向上を目指してまいります。

さらには、窓口業務のDXをはじめとした業務改善や政策立案などを集中して行う時間を確保することが可能となり、市民サービスの向上に寄与するものと考えております。

なお、公民館やスポーツ施設などについては変更ありません。

次に、旭市過疎地域持続的発展計画について申し上げます。

令和3年度に策定した旭市過疎地域持続的発展計画の計画期間は、今年度が最終年度であることから、現在、令和8年度からの次期計画の素案を作成しているところであります。

今後は、議会の皆様に説明させていただくとともに、パブリックコメントを行い、年度内の策定を目指してまいります。

次に、「いい旭の日」記念日制定について申し上げます。

「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭 〜健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上〜」を将来都市像に掲げ、本市を全国にPRするとともに、地域の一層の活性化を図っていくため、11月9日を「いい旭の日」とする記念日を制定いたしました。

本年の11月9日は、あさひオータムジャンボリーが開催されるほか、コミュニティバスを終日無料とする予定です。

今後は、「いい旭の日」を広く周知するとともに、民間事業者などへも働きかけ、公民連携によるまちづくりに取り組み、さらに「いい旭」となるよう努めてまいります。

最後に、タイムカプセル開封式について申し上げます。

文化の杜公園に平成13年に埋設したタイムカプセルの開封式を令和8年1月25日に開催いたします。

タイムカプセルには、当時、小・中学生だった方々の未来へのメッセージや風景写真などが埋設されており、タイムカプセルは開封後、代表の方にメッセージを朗読していただき、これらの品々は、市役所1階市民ホールにて展示する予定です。

また、タイムカプセルの石碑に「2025年に開封し、以後、四半世紀ごとに埋設、開封を実施する」と刻まれていることから、現在、25年後の自分や家族、大切な人への手紙を12月26日まで募集しているところです。

25年後の本市が、より一層輝き、発展し、「ず〜っと大好きなまち」と誰もが胸を張って心から言えるよう取り組んでまいりますので、議員の皆様、市民の皆様方には、引き続き、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは、事務担当者から説明し、また、ご質疑に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

---

### ◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（飯嶋正利） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3億5,300万円を追加し、予算の総額を355億4,000万円とするものです。

少し飛びまして、9ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。表の左から3列目、補正額の欄になります。

10款1項1目地方交付税2億332万円の増は、表の一番右側、説明欄の1、普通交付税を今回の補正財源として計上するものです。

14款1項1目民生費国庫負担金4,100万3,000円の増は、表の左右中ほど、1節社会福祉費国庫負担金の説明欄の1、障害者自立支援給付費等負担金2,494万2,000円と3節児童福祉費国庫負担金の説明欄の1、障害児通所給付費等負担金1,606万1,000円によるもので、それぞれ今回補正を予定しております自立支援給付事業と障害児通所支援事業に対する国の負担金となります。

2項1目総務費国庫補助金3,152万9,000円の増は、説明欄の1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるものです。推奨事業メニュー分として追加の交付決定を受けたものであり、今回補正を予定しております就学前児童応援臨時給付金給付事業に活用する国の交

付金となります。

3項2目民生費委託金17万9,000円の増は、説明欄の1、国民年金事務費交付金によるもので、人件費の補正を予定しております国民年金事務費に対する国の委託金となります。

10ページをお願いします。

15款1項1目民生費県負担金2,050万1,000円の増は、表の左右中ほど、1節社会福祉費県負担金の説明欄の1、障害者自立支援給付費等負担金1,247万1,000円と3節児童福祉費県負担金の説明欄の1、障害児通所給付費等負担金803万円によるもので、それぞれ今回補正を予定しております自立支援給付事業と障害児通所支援事業に対する県の負担金となります。

18款2項4目地域振興基金繰入金615万円の増は、旭市20周年記念事業の財源として活用するものです。

19款1項1目繰越金4,480万8,000円の増は、説明欄の1、前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものです。

11ページをお願いします。

20款5項5目雑入551万円の増は、説明欄の1、千葉縣市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金100万円と説明欄の2、消防救急無線再整備事業助成金451万円によるものです。

千葉縣市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金は、旭市20周年記念事業に活用するちばプロモーション協議会からの助成金で、消防救急無線再整備事業助成金は、千葉県が実施する消防救急無線再整備事業に係る市の負担金に対する千葉縣市町村振興協会からの助成金となります。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出について説明いたします。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた一般職及び会計年度任用職員の人件費の補正がございますが、まず歳出では人件費以外の事業について説明させていただきまして、人事院勧告を踏まえた人件費の補正につきましては、後ほど給与費明細書で説明させていただきます。

それでは、12ページをお願いします。

一番下のほうになります。

表の左から3列目、補正額の欄になります。

2款1項11目諸費9,967万6,000円の増は、表の一番右側、説明欄の1、旭市20周年記念事業715万円と、次の13ページになりますが、説明欄の2、国庫支出金等返還費9,252万6,000円によるものです。

旭市20周年記念事業は、映画「五十年目の俺たちの旅」と旭市20周年のタイアップ事業の実施に係る経費を補正するものです。

国庫支出金等返還費は、過年度に収入した国・県支出金の精算に伴う返還金を補正するものです。

それでは、16ページをお願いします。

3款1項2目障害者福祉費4,988万4,000円の増は、説明欄の1、自立支援給付事業によるもので、共同生活援助給付費と生活・療養介護給付費において利用者数や1日当たりの利用金額が当初の見込みより増加したため、増額するものです。

17ページをお願いします。下のほうになります。

2項2目後期高齢者医療費、表の一番右側、説明欄の2、広域連合負担金1,555万3,000円の増は、令和6年度の療養給付費負担金の額が確定し、追加の負担金が生じたため補正するものです。

次に、18ページをお願いします。中段のほうになります。

3項1目児童福祉総務費、表の一番右側、説明欄の2、就学前児童応援臨時給付金給付事業3,345万4,000円は、追加交付決定を受けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食費等の物価高騰の影響を受けている市内在住の小学校就学前児童を養育する世帯に対し、児童1人当たり1万3,000円の給付金を給付するための費用を補正するものです。

19ページをお願いします。やや中段のほうです。

5目障害児福祉費3,212万3,000円は、説明欄の1、障害児通所支援事業によるもので、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用人数が、当初の見込みより増加したため、増額するものです。

6目保育所費になります。次の20ページになります。

表の一番右、説明欄の2、公立保育所運営費2,882万円は、会計年度任用職員の人件費と保育所給食の賄材料費の補正になります。

その下、1節から8節までの会計年度任用職員の人件費の補正については、他の会計年度任用職員の人件費の補正と併せて、後ほど給与費明細書で説明させていただきます。

10節需用費の賄材料費923万7,000円は、保育所給食に係る食材費の値上がりに伴い、不足する賄材料費を増額するものです。

以上で、歳出の説明を終わりにして、続いて人件費について説明いたします。

ちょっと飛びまして、32ページをお願いします。

給与費明細書です。

2、一般職（1）総括の表です。上の表の「比較」の行の右側、合計欄をご覧ください。

人事院勧告等を踏まえた今回の補正で、会計年度任用職員を含む一般職の合計は1億1,384万6,000円の増となっております。

続きまして、33ページになります。

2、一般職のうち、ア、会計年度任用職員以外の職員です。上の表の比較の行の右側、合計欄をご覧ください。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた給与月額の上昇や期末・勤勉手当の上昇などによる影響額と、人事異動等による増減額を見込んだ結果、会計年度任用職員以外の一般職の合計は8,704万4,000円の増となっております。

次のページをお願いします。34ページです。

続いて、2、一般職のうち、イ、会計年度任用職員です。上の表の「比較」の行の右側、合計欄をご覧ください。

今回の補正では、人事院勧告等を踏まえた給与月額や期末・勤勉手当の上昇などによる影響額により、会計年度任用職員の合計は2,680万2,000円の増となっております。

給与費明細書については以上になります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 大網久子 登壇）

○保険年金課長（大網久子） 議案第2号、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,200万円とするものです。

2ページと3ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であり、7ページと8ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、9ページ以降で説明いたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

初めに、歳入について説明いたします。

1 款保険料の7,658万円の増は、算定に伴い保険料収入の増額が見込まれるため、現年度分特別徴収保険料に3,739万6,000円、現年度分普通徴収保険料に3,918万4,000円を追加するものです。

3 款繰越金の1,842万円の増は、前年度決算に基づく繰越額を補正財源として計上するものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

2 款 1 項 1 目広域連合納付金9,500万円の増は、説明欄 1、負担金補助及び交付金のうち、保険料納付金によるもので、収納した歳入の保険料を広域連合に納付するため追加するものです。

以上で、議案第 2 号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 3 号、議案第20号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 向後哲浩 登壇）

○上下水道課長（向後哲浩） 議案第 3 号、令和 7 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算、3 ページをお願いいたします。

企業債償還金ですが、令和 7 年 3 月に令和 6 年度水道事業建設改良工事費として企業債を借り入れた際に、借入れ超過が3,060万円発生したため、令和 7 年 5 月に償還をいたしました。

当初予算で見込んでいない緊急の償還により、企業債償還金が不足となりますので、1,420万5,000円の増額を行うものです。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

令和 7 年 6 月 5 日に、旭市三川4946番13地先において、上水道の漏水を原因とした市道陥没により、旭市在住の方が運転される車両 1 台の一部が破損する事故が発生いたしました。その損害に対する損害賠償額101万955円につきまして、議会の議決を求めるものです。

なお、損害賠償金につきましては全額が保険金により充当される予定でございます。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第4号、議案第5号、議案第11号から議案第13号までについて、子育て支援課長、登壇してください。

(子育て支援課長 八馬祥子 登壇)

○子育て支援課長(八馬祥子) それでは、議案第4号、議案第5号及び議案第11号から議案第13号について、補足説明を申し上げます。

議案第4号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

乳児等通園支援事業とは、通称「こども誰でも通園制度」と呼ばれている事業で、生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず、時間単位で保育所等を利用できる、新たな通園給付制度です。

令和8年4月からの事業実施に向け、児童福祉法の規定に基づき、実施施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、国の基準に従い新たに条例を制定するものです。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

議案の2ページをお願いいたします。

第1章は総則で、制定の趣旨、定義及び基準等について規定するものです。

3ページ、第6条は、乳児等通園支援事業者に係る一般原則について規定するものです。

第7条及び4ページの第8条は、非常災害への対策及び安全計画の策定等について規定するものです。

第10条は、乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件について規定するものです。

5ページ、第14条は、利用乳幼児に対する虐待等の禁止について規定するものです。

第15条及び6ページの第16条は、衛生管理、食事の提供等について規定するものです。

第17条及び第18条は、乳児等通園支援事業所の内部規程や帳簿等について規定するものです。

7ページをお願いします。

第2章は、本事業の設備や人員配置等について規定するものです。

第21条は、事業の区分について規定するものです。余裕活用型は、利用定員に満たない場合に定員の範囲内で受入れを行う事業となり、それ以外は一般型となります。

第22条から11ページの第26条までは、事業区分ごとの設備の基準及び職員の配置基準等について規定するものです。

本条例は、令和8年4月1日から施行となります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

令和8年4月から開始する「こども誰でも通園制度」の給付対象として、市が確認した事業者の運営に関する基準を定めるため、国の基準に従い、新たに条例を制定するものです。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

議案の2ページをお願いいたします。

第1章は総則で、制定の趣旨、定義及び一般原則について規定するものです。

3ページをお願いします。

第2章は、本事業の運営に関する基準を規定するものです。第4条は利用定員に関する基準について規定するものです。第5条は面談について規定するもので、子どもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するために実施することとするものです。

5ページをお願いします。

第11条は、特定教育・保育施設等との連携について規定するものです。第13条は支払いについて規定するもので、保護者が事業を利用した際に要した費用の支払いについて定めるものです。

8ページ、第20条は運営規程について規定するもので、事業の目的や運営方針、支援の内容等、運営についての重要事項に関する規程を定めることとするものです。

第21条は、勤務体制の確保等について規定するものです。

9ページ、第25条は虐待等の禁止について規定するものです。

11ページ、第31条は事故発生の防止及び発生時の対応について規定するものです。

本条例は、令和8年4月1日から施行となります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

市が進める公立保育所の再編により、旭市立日の出保育所と旭市立とみうら保育所を統合する保育所を日の出保育所といたしました。現在、日の出保育所を改修工事中であり、令和8年4月に供用開始する予定です。

統合により、とみうら保育所が廃止となることから旭市立保育所条例について所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表により説明させていただきます。

21ページをご覧ください。

第2条別表中、旭市立とみうら保育所の項を削るものです。

施行日は令和8年4月1日からとなります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

児童福祉法の一部改正により、保育所等の職員による虐待通報義務が創設され、国の定める基準府令が改正となったことから、所要の改正を行うものです。本条例改正の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、市の認可を受けた事業者は、現在、旭市にはありません。主な改正内容は、虐待等の禁止に係る規定について、引用条文の条ずれを改めるものです。

改正内容について説明いたします。

新旧対照表の22ページをお願いします。

第12条、虐待等の禁止に係る規定で通報対象施設が追加されたことから、引用条文の条ずれを改め、同法において、虐待に当たるとされる行為について規定するものです。その他、引用条文、字句等の整理を行っております。

本条例は、公布の日から施行となります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第13号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部改正により、保育所等の職員による虐待通報義務が創設され、国の定める基準府令が改正となったことから所要の改正を行うものです。本条例改正の対象となる施設は、旭市では保育所と認定こども園となります。主な改正内容は、虐待等の禁止に係る規定について引用条文の条ずれを改めるものです。

改正内容について説明いたします。

新旧対照表の23ページをお願いします。

第25条は、虐待等の禁止に係る規定で、通報対象施設が追加されたことから、引用条文の条ずれを改め、同法において虐待に当たるとされる行為について規定するとともに、現行の

法令等に適合するよう認定こども園を対象として追加するものです。その他、引用条文、字句等の整理を行っております。

本条例は、公布の日から施行となります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第6号から議案第9号までと議案第16号について、総務課長登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） 議案第6号から議案第9号までは、令和7年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく期末・勤勉手当の支給率及び給料表の改定が主なものでありまして、関連しておりますので一括して補足説明いたします。

まず、議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第6号をご覧ください。

改正条例の第1条は、現行条例第5条における期末手当の支給率を改定するもので、令和7年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の230から100分の235に改め、100分の5引き上げるものです。これにより、年間支給率は100分の460から100分の465となります。

改正条例の第2条は、ただいまの第1条と同じく期末手当の改定でありまして、令和8年度以降の支給率について6月期と12月期をそれぞれ100分の232.5に改めることで、引上げ分の100分の5を平準化するものです。

次に附則ですが、改正条例第1条は、令和7年12月1日に施行し、令和8年度以降の支給分を定めた第2条は、令和8年4月1日から施行するものです。

次に、議案第7号をご覧ください。

議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第6号と同様に期末手当の支給率を改定するもので、第1条で12月期の支給率を100分の230から100分の235に改めることで、100分の5引き上げ、第2条で、令和8年度以降の6月期と12月期の支給率をそれぞれ100分の232.5とし、平準化をするものです。

なお、施行期日についても議案第6号と同様に、改正条例第1条は令和7年12月1日から、第2条は令和8年4月1日からとするものです。

続きまして、議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の6ページをご覧ください。

本議案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、期末・勤勉手当の支給率及び給料表等を改定するものです。まず、新旧対照表6ページの表題の括弧書きで第1条による改正関係とありますが、こちらは令和7年度から施行するものとなります。

現行条例第23条の改正は宿日直手当でありまして、勤務1回につき支払う額を4,400円から4,700円に改め、300円引き上げるものです。

第24条第2項は、常勤職員における令和7年12月期の期末手当の支給率について、現行の100分の125から100分の127.5に改め、100分の2.5引き上げるものです。

第3項は、再任用職員における令和7年12月期の期末手当の支給率について、現行の100分の70から100分の72.5に改め、100分の2.5引き上げるものです。

続いて、第27条第2項第1号中、常勤職員における令和7年12月期の勤勉手当の支給率について、現行の100分の105から100分の107.5に改め、100分の2.5引き上げるものです。

同項第2号は、再任用職員における令和7年12月期の勤勉手当の支給率について、現行の100分の50から100分の52.5に改め、100分の2.5引き上げるものです。

これにより、常勤職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率は、100分の460から100分の465となり、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率は、100分の240から100分の245となります。

その下、別表第1の給料表につきましては、千葉県と同様に改定するもので、民間給与との較差を埋めるため、全職層における給料月額の上上げを行うものです。

10ページの中ほどまでが給料表の改定となりまして、10ページの中ほどから下、別表第2の普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表につきましては、民間の支給状況等を踏ま

え、片道の使用距離の区分に応じて引上げを行うものです。

次に、12ページをお願いします。

表題の括弧書きに、第2条による改正関係とありますが、一般職の給与条例について、令和8年度から施行するものとなります。改正内容は、令和8年度以降の期末・勤勉手当について常勤職員及び再任用職員ともに引上げ分の100分の5について、6月期と12月期の支給率を平準化するものです。

続いて、13ページ、14ページの改正条例の第3条及び第4条関係は、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でありまして、期末手当と勤勉手当の支給率について常勤職員と同様に、それぞれ100分の2.5引き上げるものです。

なお、施行期日については、改正条例第1条及び第3条中、期末・勤勉手当の支給率については、令和7年12月1日から施行し、宿日直手当、給料表、通勤手当の月額表は、令和7年4月1日から適用するものです。令和8年度以降を規定する改正条例第2条及び第4条については、令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第9号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

新旧対照表の15ページをお願いいたします。

こちらは、一般職の常勤職員との均衡を図る観点から、会計年度任用職員の給料表の改定を行うものです。

別表第1の給料表につきましては、給与改定後の常勤職員相当額に引上げを行うもので、施行期日は公布の日とし、令和7年4月1日から適用するものです。

なお、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給率についても、一般職と同様に現行の100分の460から100分の465に引き上げられますが、会計年度任用職員における期末・勤勉手当の支給については、一般職の条例を準用しておりますので、本条例における改正はありません。

以上で、議案第6号から議案第9号までの4議案の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

この協議は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和8年3月31日に解散することによる同組合を組

織する団体数が減少すること及び同組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止することに伴う規約の改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、新旧対照表の27ページをご覧ください。

今回の改正は、今申し上げた三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団について、別表第1の組合を組織する団体及び別表第2の各事務を共同処理する団体から、ともに削除するものです。

なお、別表第2の共同処理する事務のうち、第1号は常勤職員に対する退職手当の支給、第3号は議会の議員等の公務災害補償等に関する事務についてであります。

また、同組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務について、共同処理団体からの実施希望がなくなったことにより廃止されるため、当該事務を規定する別表第2中の第3条第1項第14号に掲げる事務の項を削るものです。

なお、附則においては、本規約の施行期日を令和8年4月1日とするものです。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、議案第17号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 椎名 実 登壇）

○行政改革推進課長（椎名 実） 議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

使用料見直しの対象となる施設が複数ございますので、説明が少し長くなりますのでご了承願います。

改正の経緯ですが、令和3年度に使用料の見直しを行って以来、約5年が経過していることから使用料・手数料の適正化に係る基本方針を定め、この方針に基づき改めて施設の維持管理費等を検証いたしました。

その結果、近年の急激な物価高騰等の影響を受け、前回の見直し時と比較して年間約5,000万円維持管理経費が増加しており、受益者負担の公平性を考慮した適正な料金設定を行うため条例改正を行うものであります。

改正の内容に入ります前に、資料等に記載はございませんが使用料・手数料の適正化に係る基本方針、この概要についてご説明をいたします。

基本方針においては、原則全ての使用料・手数料を適正化の対象としていますが、今回の

改正は、条例に掲げる公共施設の使用料を対象としております。なお、指定管理者制度による管理を導入している施設につきましては、原則として次回の指定管理者の選定期間に収支状況も踏まえて見直すこととしております。

次に、使用料の算定ですが施設の維持管理の原価を反映させていくために直近3か年の平均を割り出し、そのうち一定割合を利用者の負担とすること、これを基本としております。

次に維持管理原価、この計算方法ですが、貸切り利用施設の場合は、1平方メートル当たりの管理運営経費に利用面積を乗じたものとしております。不特定多数利用施設の場合は、利用者1人当たりの管理運営経費を原価ということにしております。

次に、利用者の負担割合ですが、公共施設ですので市が負担する部分は当然多くあるべきという考えから、公共性の高いものについては利用者の負担率を下げる、50%程度、場合によってはそれ以下に抑える。また、公共性の低いもの、民間がやっているもの、そういったものにつきましては100%の負担という考えも取り入れてございます。

最後に、具体的な見直しの額ですが、まず受益者負担の原則に基づき、基準使用料というものを算出しました。それと現行使用料とを比較して、一定の乖離幅のあるものを対象とし、上限を現行料金の2倍を目安といたしました。また、類似施設、近隣団体との比較、これらを考慮し使用料の改定をするものであります。

それでは、新旧対照表でご説明をいたします。

改正となる施設使用料について、多岐にわたりますが順次ご説明をいたします。タブレット、18ページをお願いいたします。

あさひ健康福祉センター、飯岡福祉センター、旭市健康増進センター、この使用料についてです。

まずは、維持管理費から算出した基準使用料、これにより類似する施設という観点から料金の調整を図り、ほとんどの区分で現行料金のおおむね1.5倍で料金を設定するものであります。

例えば、あさひ健康福祉センターはトレーニングルームと風呂の機能を有しておりますが、一般は1回当たり600円、1か月当たり6,000円に改正するもの。飯岡福祉センターは風呂のみの機能となりますが、1回当たり300円、1か月当たり3,000円ということで、次の旭市健康増進センターも含め、利用可能な機能に応じて金額に差を設けておりますのは、これまでと同様となっております。

なお、あさひ健康福祉センターの1か月当たりの使用料の適用については、飯岡福祉セン

ターと合わせ、市民に限る旨、備考に加えております。

続きまして、ページ中段の火葬施設です。

こちらについては、市民負担を極力抑えつつ、近隣団体との比較によりそれぞれの区分で市民は1,000円、市民以外は5,000円の増額をするものでございます。

次に、ページ下段の旭市農産物処理加工センターです。こちらについても類似する施設ということで、加工センターの維持管理費から算出した基準使用料、これと現行の使用料に大幅な乖離がありますので現行料金のおおむね2倍で料金を設定するもので、市民は100円、市民以外は200円の引上げとしております。

続きまして、19ページをお願いします。

旭市長熊釣堀センターです。新たに市民、市民以外の区分を設け、市民は現行と同額とし、市民以外の大人は1,300円、小学生は650円で料金を設定するものであります。

次に、その下、旭市営海浜プールです。維持管理費の高騰を踏まえ、それぞれの区分で100円の引上げとしております。また市民以外の者が利用する場合は、規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算することとしておりますが、この加算措置を適用しない旨を明確にするため、備考を追加をするものであります。

2段下のあさひパークゴルフ場です。算出しました基準使用料と現行使用料の乖離がありますので、現行料金のおおむね1.4倍で料金を設定するもので、65歳未満の区分で申し上げますと、1回当たり500円を700円に、1日当たり1,000円を1,400円に、1か月当たり5,000円を7,000円に改正するものであります。

続いて、2段下の旭市公民館、旭市民会館、いいおかユートピアセンターです。算出しました基準使用料と現行使用料の乖離が大きく生じている状況ではありませんが、他団体の同種の施設使用料も踏まえ、それぞれ研修室等については100円の引上げ、ホールについては面積に応じて200円から800円の引上げとしております。

20ページをお願いいたします。

旭市コミュニティ施設です。コミュニティセンター及びふれあいセンターのみそ等の製造部分について、先ほどの農産物処理加工センターと同様に現行のおおむね2倍とするものです。

次に3段下、大原幽学記念館です。他団体の同種の施設使用料も踏まえ、使用料は現行のまま据え置き、先ほどの旭市営海浜プールと同様に、市民以外の利用者の加算措置を適用しない旨を明確にするため、備考を追加するものでございます。

最後に、附則の説明となります。

議案第10号の11ページをご覧ください。

この条例の施行期日についてですが、一定の周知期間を考慮し、令和8年4月1日から施行するものとします。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、財産の処分について、補足説明を申し上げます。

議案の2ページをご覧ください。

今回、処分する財産は、仁玉スポーツ広場跡地の土地で、所在は旭市仁玉字茅刈場2098番1ほか3筆でございます。面積は合計6,944平方メートル。処分の方法は官公庁オークションを利用した一般競争入札による売却でございます。

売却金額は3,100万円。売却の相手方は千葉県市川市市川南3丁目14番37号、株式会社電洋社、代表取締役浮谷直之です。

続きまして、入札の経過について申し上げます。

3ページをご覧ください。

入札の執行は9月2日、入札は1者でありました。開札の結果、入札金額が予定価格を上回りかつ最高価格となりましたので、落札となりました。なお、予定価格は2,944万円、仮契約日は9月8日でございます。

次に、対象地の位置についてですが、下段の地図にあるとおり京友会病院の北西側となります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、消防長、登壇してください。

（消防長 常世田昌也 登壇）

○消防長（常世田昌也） 議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

改正の趣旨としましては、本年2月26日に岩手県大船渡市で発生しました林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえて、改正するものでございます。

では、主な改正内容を新旧対照表にて説明いたします。タブレットの新旧対照表、25ページをご覧ください。

まず、目次に林野火災の予防を新たに追加しております。

続きまして、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について、第29条につきましては、当該警報は消防法第22条第3項に規定するものであること。また第7号につきましては、住環境の変化に対応する観点から所要の改正を行うものであります。

続きまして、林野火災に関する注意報について、第29条の8第1項につきましては、注意報の発令に関すること。また第2項につきましては、注意報発令中における火の使用に関すること。さらに第3項につきましては、火の使用の制限の努力義務が課される対象区域を指定できる規定を新たに追加するものであります。

続きまして、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について、第29条の9につきましては、火の使用の制限の対象区域を指定できる規定を新たに追加するものであります。

続きまして、屋外催しに係る防火管理について、第42条の3につきましては、後述する関連条項との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について、第45条第1項につきましては、たき火が届出対象であることを明確にする観点から、所要の改正を行うものであります。

また、第2項につきましては届出の対象となる行為について、期間及び区域を指定することができる規定を新たに追加するものでございます。

施行日につきましては、令和8年1月1日からとなります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第18号について、教育総務課長登壇してください。

（教育総務課長 飯島正寛 登壇）

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、議案第15号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、市が条例で施設等の運営基準を定める際に従うべき基準として国が定める基準府令が改正されたことから、本条例について同様に改正を行うものです。対象となる事業は、放課後児童健全育成事業で、本市の対象は各小学校で開設している放課後児童クラブになります。

主な改正内容は、虐待等の禁止に係る規定について引用条文の条ずれを改めるため、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容について、新旧対照表の26ページをご覧ください。

第12条、虐待等の禁止に係る規定で、児童福祉法の一部改正において保育所等の職員による虐待通報義務が創設され、通報対象施設が追加されたことから引用条文の条ずれを改め、同法において虐待に当たるとされる行為についてを規定するものです。

なお、本条例は公布の日から施行となります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

続いて、議案第18号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

契約の名称は、旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築）です。契約の方法は、随意契約により執行いたしました。

それでは、これまでの経過を申し上げます。

まず初めに、総合評価方式にて令和7年7月14日に入札の公告を行い、7月25日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、3者から申請及び技術資料の提出がありました。

申請内容を確認し、3者とも資格要件を満たしておりましたので、この3者による入札書の受付を8月6日から14日まで行い、8月18日に開札をしましたが、予定価格に達せず不調となりました。

次に、事後審査方式にて令和7年9月8日に入札の公告を行い、入札書の受付を9月18日から22日まで行ったところ、これに対しまして2者より入札があり、9月24日に開札をいたしました。不調となりました。

3ページをお願いいたします。

2度の入札により不調となりましたので、見積り合わせによる随意契約により、8者へ見積りを依頼いたしました。これに対し、4者より見積書の提出があり、10月21日に開封した結果、予定価格に達し決定に至りまして、千葉県旭市後草2024番地の1、島田建設株式会社海上支店、支店長山本英文と仮契約を締結いたしました。

契約金額は、5億3,328万円であります。なお、予定価格は5億6,265万円、請負率は94.78%でありました。仮契約の締結日は10月24日、工事の期限は令和8年11月30日であります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第19号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 金杉高春 登壇）

○商工観光課長（金杉高春） 議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

去る8月2日午前3時30分頃、県道飯岡一宮線下永井地先のいいおかみなと公園入り口丁字路において、台風9号の暴風雨により観光街路灯の灯具が落下し、走行していた市川市在住の方が運転する乗用車を破損させた損害に対し、相手方との交渉の結果、和解及びこれに要する損害賠償額131万9,713円を支払うべく、議会の議決を求めるものです。なお、損害賠償につきましては、全額が保険金より支払われますことをご報告いたします。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 齋藤邦博 登壇）

○市民生活課長（齋藤邦博） 議案第21号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が令和8年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第21号で推薦したい方は、旭市米込にお住まいの玉井道子氏、昭和33年生まれの方です。玉井道子氏は、長年にわたり小学校の教員として子どもたちの教育に当たられ、いじめ問題など子どもの人権問題について豊富な知識と経験をお持ちであり、清廉潔白な人柄で責任感が大変強く、委員として適任の方ですので新たに推薦するものです。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。なお、委員の任期は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 榎澤 茂 登壇)

○企画政策課長(榎澤 茂) 報告第1号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和7年度計画の変更について、説明申し上げます。

本報告は、令和7年第3回定例会において議決をいただきました第3期中期計画の変更認可に伴い、同法人から令和7年度計画について計画変更の届出があったため報告するものです。

それでは、タブレット右下のページでご説明いたします。11ページをお願いいたします。

第4、予算、収支計画及び資金計画について、1の予算と3の資金計画に第3期中期計画の変更を加えております。

14ページをお願いいたします。

別紙1の、1予算です。単位は100万円となります。

中段にございます資本収入のうち長期借入金について、第3期中期計画の変更に基づき起債額を増加させ、変更前は24億2,000万円であったものを、47億7,000万円とし、23億5,000万円増額するものです。したがって、上から2行目、収入合計については、変更前464億8,000万円が、488億3,000万円となります。

支出につきましては、令和7年度における元利償還金の増加額が100万円に満たないため、計画値の変更はございません。

16ページをお願いいたします。

別紙3、資金計画です。中段の財務活動による収入のうち長期借入による収入、起債額について、こちらも同様に第3期中期計画の変更のとおり、変更前は24億2,000万円であったものを47億7,000万円とし、23億5,000万円増額するものです。

この変更により、2行目の資金収入及び中段にあります資金支出は、601億3,100万円となり、一番下の行、翌事業年度への繰越金、令和7年度末の資金残高が変更前の80億6,200万円から、変更後104億1,200万円となるものです。

少し戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

第10、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項、1、施設及び設備に関する計画です。こちらについても同様に、変更前の予定額が24億2,000万円であったものを47億7,000万円とし、23億5,000万円増額するものです。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

---

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は11月12日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時52分

## 令和7年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和7年11月12日（水曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

---

#### 本日の会議に付した事件

追加日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 議案質疑

追加日程第2 議案第21号直接審議（先議）

日程第2 常任委員会議案付託

---

#### 出席議員（19名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
4番	伊 場 哲 也	5番	平 山 清 海
6番	崎 山 華 英	7番	永 井 孝 佳
8番	井 田 孝	9番	島 田 恒
10番	片 桐 文 夫	11番	遠 藤 保 明
12番	林 晴 道	13番	宮 内 保
14番	飯 嶋 正 利	15番	宮 澤 芳 雄
16番	伊 藤 房 代	17番	向 後 悦 世
18番	景 山 岩三郎	19番	木 内 欽 市
20番	松 木 源太郎		

---

#### 欠席議員（1名）

3番 菅 谷 道 晴

---

#### 説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援長	八 馬 祥 子	こども家庭課長	石 橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農業委員会事務局長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
---------	---------	-----------	-----

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（飯嶋正利） ここでおはかりいたします。会議録署名議員として指名いたしました菅谷道晴議員が不在のため、新たな会議録署名議員の指名を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の指名を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### ◎追加日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利） それでは、新たな会議録署名議員として、5番、平山清海議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第1 議案質疑

○議長（飯嶋正利） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第21号までの21議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 皆さん、おはようございます。ご機嫌よくお過ごしでしょうか。

今期最後の本会議の質疑となりますので、いささか緊張感と、市民に選んでいただいたという勇気と感謝の気持ちを持って、今日も笑顔で元気に質疑をさせていただきたいと、そのように思います。

それでは、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決に関して質疑を行います。

それでは、補正予算書9ページ、14款2項1目の説明欄1にございます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちら3,152万9,000円に関する詳細を伺います。

こちら、推奨事業メニュー分として追加の交付決定を受けたものという説明がございました。それでは、改めてこの制度概要をお尋ねいたします。

次に、補正予算書12ページ、2款1項11目の説明欄2にございます旭市20周年記念事業715万円に関する詳細を伺います。

こちらは、映画「五十年目の俺たちの旅」でしょうか、それと、旭市制20周年のタイアップ事業に関わる経費を補正すると、このような説明でありました。それでは、市制20周年と協力もしくは提携することによりまして、お互いにどのような利益を得ることができるのか具体的にお尋ねをいたします。

次に、これが最後となりますけれども、補正予算書18ページ、3款3項1目の説明欄2にございます就学前児童応援臨時給付金給付事業3,345万4,000円についての詳細を伺います。

こちらは、食品等の物価高騰の影響を受けている市内に在住の小学校就学前児童を養育する世帯に対して、児童1人当たり1万3,000円の給付を給付金として給付すると、その費用であるとの説明がたしかございました。それでは、まずこの給付要件を伺います。それからまた、就学前児童給付金は、過去にも児童1人当たり3万円で実施した経緯があったと記憶しておりますが、今回は1万3,000円ですよね。減額となった理由を併せてお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、まず9ページ目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の制度概要についてお答えいたします。

この交付金につきましては、令和5年11月に創設された制度で、低所得者支援枠や給付金・定額減税一体支援枠、推奨事業メニュー分など、複数の枠により交付されております。

今回の交付金は、国の令和7年度予備費を財源といたしまして推奨事業メニュー分として交付されたもので、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、自治体が地域の実情に合わせて様々な事業を実施できるものとなっております。本市の交付限度額は3,152万9,000円でございます。人口や物価上昇率、財政力等を基礎として国が自治体ごとに算定した額となります。

続きまして、13ページのほうの旭市20周年記念事業でございます。タイアップ事業ということで、どのような利益ということですが、メリットということでお答えさせていただきます。

まず、制作者側のメリットとしましては、映画のPRの一端を自治体に担ってもらえる点がございます。作品に対する注目や話題性が高まるだけでなく、本市が広報することで広く市内外の方に作品を知ってもらえることとなります。本市で実施する様々なイベントは、作品に対する興味や関心を高められる効果的なPR方法になると思いますし、「俺たちの旅」を知らない世代の方々にも作品や出演者に対する興味や認識の向上と集客に結びつく点がメリットと考えられます。

市側のメリットとしましては、市の知名度向上、地域経済の活性化、シビックプライドの醸成などが見込まれます。

市の知名度向上については、全国的に有名な俳優である中村雅俊さんが映画の公開に合わせ、市と連携したイベントを行うことで、本市がテレビやSNSなどに露出する機会が増え、幅広くより多くの方々に本市を知っていただけるものと考えております。

地域経済の活性化については、中村雅俊さんをお招きしての様々なイベントを市内で開催することで本市への誘客を図り、それに伴う食事、お土産、宿泊などの消費活動による地域経済への波及を見込んでおります。

シビックプライドの醸成については、ロケが市民にもたらす効果の一つにテレビや映画の一場面に自分の住むまちが映し出されることで、そこに住む喜びや誇りが芽生え、培われることが挙げられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私からは18ページの就学前児童応援臨時給付金給

付事業につきまして、給付の要件と1万3,000円とした根拠についてお答えいたします。

今回の給付金につきましては、基準日を令和7年12月31日と定め、対象児童は基準日に本市に住民登録がある小学校就学前児童とし、また、給付対象者につきましては、対象児童と同一生計にあり、申請日において本市に住民登録がある保護者としております。

1人当たりの金額につきましては、財源とする国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分の交付限度額が3,152万9,000円でありますので、これを最大限に活用するとして、対象見込み児童数2,320人で割りまして1万3,000円に決定いたしました。残りの金額につきましては、事務費に充当いたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、再質疑を行わせていただきますが、まず、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金3,152万9,000円でありますけれども、これまでに推奨メニュー分として過去に行った交付額、それから事業の内容等の実績についてお尋ねをいたしたいと、そのように思います。

次に、20周年記念事業715万円についてであります。僕の世代ですと、なかなかこの俳優の中村雅俊さんの作品は、特に50年目の俺たちの旅なども含めて、あまり目にしたことがない年代であります。しかしながら、歌手の中村雅俊さんの曲にある「恋人も濡れる街角」、これはいいですね。何だか色気があって、カラオケのおはことしておりますので、機会がございましたら米本市長にご披露したいなど、そのように思っておりますけれども、その練習に僕もお金を使ってまいります。それでは、この事業を行うに至った経緯、それから事業内容を伺って、また、これ当初予算ではなくて、なぜ補正予算となったのかを併せて伺いたいなど、そのように思います。

それから次は、就学前児童応援臨時給付金給付事業です。こちら3,345万4,000円についてであります。なぜ1万3,000円としたのか、その理由はある程度理解できました。補正予算としてこの給付事業が上程されておりますが、今定例会で可決した後に、どのような日程または予定で実際に給付されるものなのかをお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、推奨事業メニュー分の過去の実績と事業内容についてお答えいたします。

これまでの交付金の交付決定額は、令和5年度が1億6,488万9,000円で、旭市物価高騰対策家計応援商品券配付事業と住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業の対象世帯拡充分に活用いたしました。令和6年度は1億8,683万2,000円で、旭市物価高騰対策家計応援商品券配付事業に全額活用いたしました。令和7年度は、3,152万9,000円が推奨事業メニュー枠分として交付されることとなっており、今回は就学前児童応援臨時給付金給付事業に活用しようとするものでございます。

続きまして、20周年記念事業のほうでございます。事業を行うに至った経緯と事業内容、また、なぜ補正予算なのかというご質疑でございますが、まず、事業を行うに至った経緯でございますが、放送開始から50年を迎える当時の大人気ドラマ「俺たちの旅」が20年ぶりに映画化され、そのロケが本年4月から5月にかけて旭市内で撮影が行われました。その後、あさひロケーションサービス協議会から、今年は旭市20周年の節目でもあり映画の宣伝と合わせて市をPRできないかという提案がございまして、旭市20周年の歩みと20年ぶりの映画化をリンクさせたPRイベントを旭市20周年記念事業として開催しようと考えたところでございます。

事業の実施時期は来年1月以降を予定しておりまして、内容といたしましては、全国公開となる映画の上映に合わせ、映画の監督・主演を務める中村雅俊さんのトークショーの開催、映画と旭市20年の歩みを連携させたパネル展、市内撮影場所を巡るスタンプラリー、映画と旭市のコラボレーションポスターの作成などを想定しております。また、あさひロケーションサービス協議会や民間ボランティア組織である旭おっぺし隊などの協力も得ながら実施したいと考えております。

補正予算となった理由でございますが、本年度の予算編成時にはまだ具体的な撮影の話がなく、この事業を想定できなかったため、今回補正予算で計上するものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、給付金の補正予算案の可決後の予定ということであります。

可決をいただいた後に、早急に電算システムの改修を実施し給付に係る準備を進めます。令和8年1月上旬に広報、ホームページ、LINE等で周知するとともに、対象となる保護者宛てに通知を発送いたします。発送後に申請受付を開始し、申請期限は2月27日を予定しております。給付金の振込は2月中旬頃から開始し、3月末までに事業を完了するよう予定

しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、規定回数最後の質疑を行いたいと思います。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。今回、先ほど来伺っています就学前児童応援臨時給付金給付事業に活用されることとありますが、昨今の物価高の状況から、子育て世帯を含めあらゆる世代の生活が厳しいという状況にあるものと推察されますけれども、給付金の額が大幅に減額されてはおりますが、そのような額にとらわれることなく市の様々な財源なども活用して、しっかりと使うべきところには使っていくんだと、今を生きる市民のために家計を応援することも必要であると考え、常々申してまいりました。

そこで、今回の就学前児童応援臨時給付金給付事業を行うことになった具体的な経緯、これをお尋ねいたします。

次に、旭市20周年記念事業についてであります。有名な俳優が出演される映画とのタイアップ企画であり、これらのイベント等を行うことによって本市の知名度が一定程度向上するということは理解ができます。

市の知名度の向上という点においては、例えば生産額全国第5位の農産物だとか、全国第2位の豚肉、九十九里海岸や屏風ヶ浦など、様々な素材といいますかそういうものが旭市には存在していますので、旭市はシティプロモーションの推進において、情報の出し方といいますかPRの仕方などに様々な方法を使うべきではないのかなと、そのように思います。

今はSNSの全盛の時代でありまして、職員の皆様方がフェイスブックやインスタグラム、LINEなどで様々なPRをしていることは承知しています。しかしながら、行政だけでは限界があるものと思います。市の知名度のさらなる向上を目指して、近隣自治体でも積極的に活用しております地域おこし協力隊、これだとか、地域の情報を積極的に発信するインフルエンサーなど、外部の人材を活用して官民連携によるチーム旭で盛り上げていくことも必要なのではないのでしょうか。

僕も、微力ながら「恋人も濡れる街角」を鍛錬しながら、市の情報を積極的に発信していきたいなと、そういうふうに思っています。これね、31歳のときに中村雅俊さんがこの「恋人も濡れる街角」を出したようなんですよね。随分昔の話で貫録があったなと。僕も定例会の初日、開会の日には48歳になりましたけれども、やっとうこういう歌が合う年代になったのかなと、そのように思うところがございますが、そこで、この事業を行うことによりどの

ような事業効果が得られると想定しているのか、また、旭市で中村雅俊さんの「恋人も濡れる街角」を聞くことができるのかを併せて伺いたいと、そのように思います。

もう1個あります。最後に、就学前児童応援臨時給付金給付事業であります。給付金の振込を2月の中旬から開始して3月末までに終わらせるという、今、答弁をいただきましたので、これはよく考えますと申請期間が2か月弱しかなくて、非常に短期間で大変な作業、また手続になろうかなと、そのように感じました。そこで確認いたしますが、たしか過去の給付では児童手当の受給者は、たしかプッシュ型で行って、そのほかの方は申請方式での給付であったのではないかなと。それね、僕、最良の方式だったように記憶しているんですよ。さて、今回の申請は同様となるのか、申請内容の詳細、これをお尋ねしたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、まず就学前児童応援臨時給付金給付事業を行うこととなった経緯でございますが、今回の交付金の活用につきましては、議員おっしゃるとおり過去2年間と比較して大幅に減額されていることから、水道料金の軽減や保育所の賄材料費への充当など様々な案を検討してまいりました。

そのような中、本市では今年度から小・中学校の給食費の無償化を実施していること、また、高校生については高等学校就学支援制度などにより支援が拡充されており、それらの世代に対しては負担軽減が図られていることなどを踏まえ、今回恒久的な支援とはまいりませんが、育児等の経済的・心理的負担の大きい出産から就学前までの子育ての初期段階を経済的に支援し、安心して子育てができるようにとの考えから、本事業を実施することとしたものでございます。

続きまして、20周年記念事業のほうでございます。

どのような効果ということでございますが、先ほどちょっとメリットのところでも触れましたけれども、市のメリット、効果としまして市の知名度向上、地域経済の活性化、シビックプライドの醸成などが見込まれるところでございます。

このロケを活用したシティプロモーションにつきましては、地域の観光資源などの魅力を映像で発信するほか、地域の文化や特産品を生かしたプロモーションなどを行うことも重要と考えております。官民が連携してロケ誘致・支援を行うあさひロケーションサービス協会やボランティア団体であるおっぺし隊など、地域住民の協力を得ながら映像を通して本市

の様々な魅力を発信し、また、撮影された作品をSNSなどを使った情報発信にうまく活用して地域の活性化につなげていきたいと考えております。

また、中村雅俊さんの「恋人も濡れる街角」の歌ですね、これが旭市で聞けるのかということだと思いますが、これからこの予算が可決された後に制作者サイドといろいろなイベントについて打合せをさせていただきます。その中で、そういった歌の披露ができるかどうかはちょっと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、給付金の申請方法についてお答えいたします。

今回も以前の給付金と同様にプッシュ型と申請方式で予定しております。先ほど議員からもございましたように、本市から児童手当を受給している方には、辞退する方を除き手当受給口座に振り込むようにいたします。こちらの方々は、申請は不要です。また、公務員など本市から児童手当を受給していない方につきましては、申請をしていただいて給付する予定です。

しかし、今回の申請手続きにつきましては、利便性の向上を図る観点から、原則として電子申請での対応を予定しております。これにより、申請する方は市役所に来庁することなくパソコンやスマートフォンから都合のよい時間に手続きをすることが可能となります。なお、持参や郵送など、紙の申請書による手続きにも対応いたします。

申請期間は短いですが、十分に周知して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、崎山華英議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

崎山華英議員。

○6番（崎山華英） よろしくお願いたします。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑をさせていただきます。

補正予算書18ページ、3款3項1目児童福祉総務費、補正額5,746万6,000円のうち、説明欄2の就学前児童応援臨時給付金給付事業3,345万4,000円について、給付の対象を未就学児とした理由と給付金を1人1万3,000円とした根拠を伺いますということですけれども、先

ほど林議員のほうからの給付金の1万3,000円の根拠については回答がありましたので、未就学児とした理由についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今回の給付金につきましては、財源とする物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用につきまして、庁内で様々な案についての協議を行い、これまでも力を入れている子育て世帯への支援を実施することといたしました。

今回は、国が算定した交付限度額が3,152万9,000円となっており、限られた財源をどの世代への支援に活用するかを検討において、本市では今年度から小・中学校の給食費の無償化を実施していること、また、高校生については昨年10月分から児童手当の支給対象となったこと、さらに、今年度から高等学校等就学支援金制度による授業料無償化の支援が拡充されていることなどから、これらの年代に対しては負担軽減が図られていると考えました。

一方、就学前児童の保護者については、保育所給食費や3歳未満児の保育料など子育てに係る経済的負担が大きいことや、子どもが小さいために就労が制限されるなど十分な収入を得にくい場合が多いと想定し、物価高騰の影響をより受けやすいと考え、今回の給付対象といたしました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。限られた財源の中で、様々な、どの世帯に給付するのかということは検討していただいたということは回答していただきましたので、わかりました。

では、これまでも物価高騰に対応する給付の事業については繰り返し行われたと思うんですけども、いま一度、先ほど林議員のほうからも質疑のほうがあって回答があったと思うんですけども、例えば、中学生までを対象にしたものですか未就学児対象のものの中にはあったのかなと思いましたが、それが先ほどの回答にはなかったようなので、これまでの物価高騰対応の臨時交付金、または前身の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対応給付事業のうち、非課税世帯を対象にした、いわゆる低所得者支援枠以外で物価高騰対応の給付対象となった対象を、過去から順に実績をお答えいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、物価高騰対応の地方創生臨時交付金の過去の実績についてお答えいたします。

まず、先ほど林議員の質疑でお答えした令和5年11月に創設された臨時交付金につきましては、先ほどご回答申し上げたとおりでございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金についてとのご質疑ですので、そちらの事業について回答申し上げます。事業所を対象としたものとしまして、市内中小企業や農水産業事業者のほか医療機関や障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所に対する各種支援金の給付事業、また、子育て世帯を対象としたものとしては、小・中学校の給食費免除や就学前児童の子育て世帯に対する給付金の給付事業などを行ったところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

事業所宛での給付も過去にはあったと思うんですけども、また、子育て世帯を対象とした給付、こちらについても繰り返しあったと思います。ですが、子育て世帯を対象とした給付となりますと、例えば未就学児が対象、もしくは中学生世代が対象となることが主であり、高校生や大学生世代を抽出して対象としたものはこれまでなかったかと思います。

私も、自分の子どもがこの4年間に未就学児から小学生、小学生から中学生にと上がっているんですけども、身をもって感じるのは、食料品とかの物価高騰のあおりは、やっぱり年齢が大きい子ほど影響を受けているなというのは、だんだんうちの子たちもすごい食べるようになってくるので、食料品だけでいうと本当に年齢が大きい子のほうがかなり影響を受けているのではないかなというのを実感しております。

これについては、未就学児を対象としているというのは、やはり児童手当をふだんから給付しているということもあり、世帯の抽出ですとか口座の振込先とかも既に把握しているので給付しやすい、あまり経費もかけずに給付が可能であるということも分かるところなんですけれども、ぜひ、年齢が高い子に対する、特に今まで給付とか支援金が、特に給付がなかった高校生世代に給付をしていただきたいかったなという思いもあって、今回、質疑をさせていただいたところです。

最後の質疑としまして、2024年10月、去年の10月から国による児童手当制度の対象が高校

生世代まで引き上がったことで、高校生がいる家庭の抽出や給付も今度は容易になったのではないかと推測しております。今回の給付によって、高校生世代を対象とした給付を検討されなかったのかということですが、先ほどの答弁で一応は検討されたということで、あわせて、これまで家庭に対する支援だけではなく事業所に対する物価高騰支援というのが十分であると考えられるかというところで、食料品の高騰といいますけれども、家庭だけではなく特に飲食店のほうでは食材費の高騰がすごく、今、大変なことになっておまして、値上げをどうにかこうにか検討しているお店も聞いております。事業への検討もされたのかどうかということも併せて質疑させていただきます。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 先ほどの回答と重複するところもございますけれども、今回の交付金活用事業につきましては、高校生を対象とした支援も含めまして様々な案を検討してきたところでございます。

本市では、これまでも国の交付金を活用して中小企業や農水産業事業者など様々な業種の事業者に対して支援を実施してきたほか、市民生活の支援と地域経済の活性化を目的とした物価高騰対策家計応援商品券配付事業なども実施しているところでございます。

これらの事業に取り組んだ結果、事業者に対する物価高騰対策として一定の効果はあったものと考えておりますが、物価高騰がいつ落ち着くのかは見通せない状況でもございますので、今後も国からの交付金等があった場合につきましては、市として効果的な支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 私は、令和7年度旭市一般会計補正予算について、6点ほど質疑を申し上げます。

第1が予算書の9ページでありますけれども、10款1項1目、普通交付税が今回2億円強、国から来るようであります。昨年は、決算によりますと97億円交付税が来ておりますが、今

回の補正の後、さらにもう一回補正があるかもしれませんが、今の段階では2億円ほど少ないわけですね。この見通しは、実際、今のところどうなっているのか。特に、中央病院の赤字の問題がありますから、恐らく国もこれからの予算の中でもって、全国的に特に大きな病院が潰れたり大きな赤字を出しているということで支援をしたいと思いますけれども、6年度は中央病院に約22億円交付税として指定されてきましたけれども、ここら辺の動きについては現在どういう状況なのか、分かる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

2番目は、同じ9ページの、今、議論がされておまして、大体話は分かりました。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これが民生費のほうになるようですねけれども、単純に予算書の後のページの予算書を見ますと、18ページを見ますと、2,320人程度の予定だそうですけれども、この程度の金額で足りるのでしょうか。その点だけお聞かせいただきたいと思います。中身については今答弁がありましたので分かりました。

次に、10ページにいきます。18款の繰入金です。地域振興基金繰入金615万円ありますけれども、これはどういう目的でもって繰入金を起こすのでありますでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、4番目として、11ページになります。先ほどお話があったロケツーリズム関係の中で、千葉県市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金100万円が、この歳出の中に収入として含まれるのかということが1点と、それから、消防救急無線再整備事業助成金、これは具体的に、歳出のほうに出ているんですけれども、どういう形でもってくるのか、この二つについてお聞かせいただきたいと思います。

5点目が、12ページになります。先ほどお話があった20周年記念のロケツーリズムですねけれども、これはこれから委託するんですか。それとも、もう終わっているわけですか。最後のところを聞くと、これからのようでありますけれども、これが何で年度途中にこういう大きな事業が起こることになったのか、簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

それから、その同じ項目の中の国庫支出金等返還金が9,200万円もあるんですけれども、この返還金というのはどこから返還するものでしょうか。歳出のほうから、歳入のほうとの関係でもって、この償還金利子の割引の返還金というのはどこになるのか。これ、9,200万円も、大変なお金でありますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

最後は、16ページになります。16ページの自立支援給付事業、この二つの事業について、補助費の支給の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、財政課のほうからは1点目の普通交付税の関係と5点目の国庫支出金の関係ということで、2点、回答したいと思います。

1点目の普通交付税の2億円の根拠ということなんですけれども、今回補正した普通交付税については、令和7年度普通交付税の当初予算で組んであります82億7,000万円に対し、交付決定額が84億7,332万円であったことから、差額の2億332万円を財源として計上したというものになります。

それから、病院の交付金の話がちらっとあったと思うんですけれども、今回、議案としては出してないんですけれども、見通しとしては一応交付税で中央病院として算定された分は、これまでどおり中央病院に交付していくと、それは同じ考えでいきたいと思っています。

それからもう一点、5点目になります。国庫支出金の返還費の関係です。

国庫支出金等返還費は、過年度に収入した国・県支出金について、精算等により多く交付されたものを返還するというものになります。これは支出の科目で組んでいます。本年度に返還が確定した、全部で37件あります、それについて今回の補正予算に計上したところになります。

37件は多いので主なものを申し上げますと、令和6年度生活保護費国庫負担金2,295万5,000円、それから令和6年度子ども・子育て支援交付金1,938万6,000円、令和6年度障害者自立支援給付費等国庫負担金566万6,000円となっております。

なお、返還理由につきましては、申請時の見込みに対し、対象者数それから給付費が減したというところで、精算により返還ということになったというのが理由になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは私のほうから、2点目の9ページの歳入に絡めての18ページの給付金の関係についてお答えします。

この金額で足りるのかというご質疑であったと思いますけれども、先ほどからお答えしているように、今回のこの交付限度額3,152万9,000円を最大限に活用するとしまして、今回、事業費を1万3,000円を2,320人ということで3,016万円、そのほかの事務費といたしまして、会計年度任用職員の報酬ですとかシステムの改修費として329万4,000円を計上して、合計で3,345万4,000円計上しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、（3）から（5）にかけてまして回答申し上げます。

まず、3点目の地域振興基金繰入金615万円の件でございます。

この地域振興基金繰入金は、同じ補正予算で計上しております旭市20周年記念事業に充当するものであるため、この充当事業に合わせて繰入れを行うものでございます。

続きまして、（4）の助成金のほうの関係でございます。千葉県市町村ロケツーリズム施策実施経費助成金は、千葉県知事を会長とし、県内市町村及び観光協会、商工会などが加入する「ちばプロモーション協議会」が、県内のロケ地に観光客を誘致しようとする市町村のロケツーリズム施策の展開を支援する助成金となります。

助成金の額は、対象経費の3分の2以内、上限が100万円となっております。今回、補正予算の歳出にございます旭市20周年記念事業のロケツーリズム推進業務委託料の財源として100万円の助成金を計上するものでございます。

続きまして、（5）20周年記念事業でございますが、先ほども回答申し上げましたけれども、実施時期は年明けを予定しております。補正予算成立後に委託契約を結ぶ予定でおります。

それから、なぜ当初予算ではなくて補正なのかということでございますが、こちらも先ほどちょっと回答申し上げましたけれども、本年度の予算編成時、昨年の秋から冬にかけては、まだこの具体的な撮影の話がなかったということでございまして、撮影自体が今年に入ってからで、その撮影終了後にこのタイアップ事業についての話がございましたので、今回の補正予算の対応となったものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは、（4）、補正予算書11ページ、消防救急無線再整備事業助成金について回答いたします。

千葉県が実施しております消防救急無線再整備事業は、令和7年度から令和9年度にかけて既存の消防救急無線設備を更新する事業でございまして、千葉県下31消防本部が共同で再整備を実施しているものであります。

この事業の総事業費は65億2,245万3,690円でございます。そのうち旭市の負担金は、令和

7年度1,750万9,736円、令和8年度が2,829万2,907円、令和9年度が8,697万5,684円で、旭市の総額は1億3,277万8,327円となりまして、旭市の負担割合、これにつきましては2.05%でございます。

続いて、消防救急無線再整備事業助成金につきましては、本整備事業に係る各市の負担金に対する公益財団法人千葉県市町村振興協会からの助成金となっております。総事業費のうち、31消防本部が共通で使用しております共通波部分と、アプローチ回線と呼ばれます中継用回線部分の2分の1に当たる整備費用16億6,794万207円が助成対象額となっております。旭市の助成額につきましては、令和7年度が451万27円、令和8年度が728万6,480円、令和9年度が2,239万6,267円で、総額3,419万2,774円となります。旭市への助成割合は、整備費用負担割合に応じ2.05%でございます。

今回、令和7年度一般会計補正予算に雑入として、451万円を計上したものでございます。以上です。

○議長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私からは（6）、予算書16ページ、説明欄1、自立支援給付事業について回答いたします。

本事業につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、障害者総合支援法に基づき、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図るため、障害福祉サービスを提供する事業です。そのうち今回の補正は、説明欄にある上のポツ、共同生活援助給付費2,245万8,000円と、下のポツ、生活・療養介護給付費2,742万6,000円の二つの事業となります。

それぞれの事業の増の事由と内容でございますが、まず、共同生活援助給付費の増の主な理由は利用見込み人数の増加で、当初116人に対しておりまして、今年度上半期実績や今後の状況から122人の利用と見込むものでございます。こちらの事業の内容は、障害者グループホーム入居者に日常生活支援等を行うものとなります。

続いて、生活・療養介護給付費の増の主な事由は、生活介護給付費について利用見込み人数の増加が見込まれるもので、当初189人に対し今年度上半期実績や今後の状況から192人の利用を見込むものです。事業内容は、常時介護が必要な方に施設において身体介護や創作的活動等のサポートを行うものとなります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、大変具体的な回答をいただきましたから、あまりありませんけれども、まず最初のところですけども、地方交付税のところ、今決定しているのはここに出ているように95億5,300万円ですよ。それで、昨年の決算を見てみると97億円なんですよ、決算が。84億円を見込んでいたんですけども、これはどういうことなんですか。だから、そこまで到達するかどうかはまだ全く分かりませんが、全国的に中央病院みたいな大きいところが赤字を抱えているという問題がありますから、かなりお金が来るのではないかと考えているんですけども、旭市自体の交付税の見込みとしてはどれぐらいを今考えているのか。市が使えるやつね、指定がないやつ。そのところをもう一点だけ伺いたいと思います。84億円まで旭市があるとしたら100億円を超えてしまうんですけども、仮にですよ、そういうことについてはどういうふうに考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

あと、そんなにありません。消防のところだけちょっと聞いておきたいと思うんですけども、消防のほうは、雑入で入ってくる分ですから、この451万円というのは県の全体の消防のやつでもって負担割合が2.05%ぐらいだということになる。それでもって、これ返ってくる、こちらのほうへ助成金として来るのは、これは何だということなんですよ。助成金としてね。

つまり、この451万円というのが消防救急無線再整備事業助成金になっている。つまり、助成金ということは、旭市に来るわけでしょう。そのお金と、全体の計画は分かりました。それどういう関係があるかということがちょっと理解できないので、その点だけお聞きして、あとの問題については数字的に分かりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 交付税の関係です。松木議員、昨年度の決算のベースの数字と比べ

てということで、確かに今回、当初予算では82億7,000万円で、実際には交付決定が84億7,000万円となりました。去年の、6年度の最終のやつと比べて少ないということですが、6年度は追加交付が2億9,000万円ぐらい、それがあったので、今の段階ではちょっと少なく見えるかもしれませんが、今年度につきましては追加交付がどのくらい来るのかまだちょっと見越せていないというところですが、今、普通交付税で交付決定があったという事実としては84億7,000万円ということです。追加を期待しながらいきたいなというふうに思っていますが、これはちょっと最終的まで分からないので、そういう状況です。

(「病院の関係については、何か来ていますか」の声あり)

○**財政課長(池田勝紀)** 交付税関係では、特にはまだ来ていないですけれども、一応交付税の算定上、先ほど申し上げましたが、交付税として算定された中央病院分については、これまでどおり交付していきたい、そういうふうに考えています。

○**議長(飯嶋正利)** 消防長。

○**消防長(常世田昌也)** 助成金のございですが、令和6年に千葉県消防長会のほうから消防救急無線再整備事業に係る千葉県消防長会臨時総会につきまして、先ほど申し上げました共通に使う部分ですね、その整備費用に当たる助成要望、これをいたしまして……

(「3年で分けて来ることになっているんでしょ」の声あり)

○**消防長(常世田昌也)** そうですね、3年で来ることになっております。

(「それが何で今年450万円が雑入に入るようになったのか」の声あり)

○**消防長(常世田昌也)** それにつきましては、すみません、先ほどお答えしたんですが、今年度の旭市の部分が1,750万9,736円、整備費のほうでかかっていますので、その負担割合の中の助成の割合のほうは2.05%になりますので、それをかけたものが今回、451万27円ということで、補正予算書のほうには451万円ということで計上したものでございます。

以上です。

○**議長(飯嶋正利)** 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 今回、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の2号ということでもって出てきまして、1ページ目にあるように、過年度分損益勘定留保資金1,420万5,000円を補填するという形のものです。

1号では、今年の9月の議会で可決されましたけれども、資本的収入の補助金を3,738万6,000円から2,011万3,000円引いて、減額して補正しておりました。そこで全体的な、今回、企業債の償還金1,420万5,000円を予定額として増やすということになると、貸借対照表上どうもつじつまが合わないわけです。例えば、今年は貸借対照表上で最終的に負債資本合計が93億68万7,000円になる。ところが、それはどういうことかということ、結局3,000万円ほど全体の資本の部が減ってしまうわけです。こういうような形の今回の補正というのはどういうことなのかということ一度聞きたくて質疑いたしました。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 今回の補正でございますが、提案理由の中でもご説明申し上げましたが、企業債の借入れ超過による繰上償還を行ったということで、3月の償還金が不足するというので資本的支出を1,420万5,000円増額し、これに対して内部留保資金である過年度分損益勘定留保資金を充てるものとしたしました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、留保資金を1,420万5,000円補填ということになって、なぜ全体的な資本の部の大きさが変わってしまうわけですか。そのところをちょっと説明していただきたいんです。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

暫時休憩。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 失礼しました。

今回、3,060万円の貸借対照表の金額に対して補正額が1,420万5,000円ということであると思います。

今回、7年度の企業償還金当初予算額につきましては、当初予算額は2,833万4,000円でございます。この中で不足いたします今回の3,060万円の繰上償還分と、9月の償還分、こちらが1,639万5,000円も発生いたしました。このことによりまして、3月で見込んでおりました償還金が1,420万5,780円分が不足するため、今回、不足します1,420万5,000円を増額するというので補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 大体分かりましたけれども、そうすると、負債資本合計の93億68万7,000円というんですか、それについては、そういう形でもって最終的に、それでもってこれから会社としてはやっていけるということ、企業としてやっていく、そういうことですね。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） おっしゃるとおり、貸借対照表の中では、償還いたしますと3,060万円を引いたものというのが貸借対照表と負債の部の中の記述でございます。

この償還に対しまして、今後の企業の運営のほうは大丈夫かというご心配でございますが、逆に負債を長く持つこと、余計な金利等をお支払いすることということのほうの方が経営基盤上よろしくないということで、今回、早めに償還のほうを選択いたしました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号について質疑を終わります。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

**○4番（伊場哲也）** 議案第4号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について4点お伺いいたします。

まず、本条例の制定目的と背景についてでございます。児童福祉法を踏まえ市独自の基準を設けることで、どのような質の向上を図るのかお示してください。お伺いいたします。

次に、安全対策の実効性について伺います。避難訓練や送迎車の置き去り防止装置などが規定されていますが、重要なのは制定後の続ける仕組み、これが大事だと捉えております。こうした対策が形骸化せず実効性を持って運用できるよう、市はどのような点検・確認体制を構築するのかお聞きいたします。

3点目は、人材確保と支援体制でございます。

条例では、児童福祉法第34条に基づき市が実施する乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるもので、乳児3人に職員1人などの配置基準がありますが、現場では保育士確保が難しい状況なのではないかと推測しているところでございます。

市として、基準を維持しつつ質の高い支援を続けるため、どのような人材確保策を講じていくのかお伺いいたします。

最後ですけれども、施行に向けた移行・支援措置についてでございます。令和8年4月の施行に当たり、既存施設の中には改修が必要となる場合も想定されると思います。こうした施設への支援や移行措置について、市のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

**○議長（飯嶋正利）** 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

**○子育て支援課長（八馬祥子）** それでは、回答いたします。

まず、制定目的と背景ということでございますが、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」は、子ども・子育て支援法に基づき、保育所に通っていない3歳未満の児童

を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度として創設されるものです。

本事業は、全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対し多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を強化することを目的としております。令和8年4月1日から、全ての対象児童が利用できるよう、全市町村で1か所以上の保育施設において実施することが必須となっており、市から認可を受けた保育所、認定こども園等で実施するものです。

事業を実施するに当たりましては、その設備及び運営につきまして児童福祉法の規定により条例で基準を定めることとされているため、国の基準に基づき利用児童の安全確保を図るための非常災害対策や安全計画の策定、事業実施のための設備及び職員の配置基準等を規定するものです。

先ほど、どのような点検・確認をしていくのかということでしたが、市では運営基準を満たしているかどうかというのを指導・監査・確認・命令等を行う責務がございますので、そうしたことを現場等を確認しながらの点検方法というのは、今後、事業実施までに考えていく予定でございます。

あと、人材確保につきましてなんですけれども、今のところ本市では、来年度からの開始に当たりましては、実施施設の利用定員の範囲内で受入れを行う余裕活用型による実施を想定しておりまして、この場合においては、新たな保育士等の配置は必要ないものとなります。先ほど議員がおっしゃられていたように、保育士確保が難しいという現状はこちらも理解しておりますので、まずは余裕活用型で事業を開始したいと考えております。

施行に向けた移行と支援措置ということでございますが、この事業は来年度から新しく開始しますので、施行に向けた移行というものはございませんが、支援措置といたしましては、本事業を利用した際に要した費用について、市から事業実施する施設に対して給付費を支給し、保護者が支払う利用料とあわせて施設の運営費に充てられることとなります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 答弁いただいた内容、一部理解はさせていただきました。

ただ、安全対策の実効性の確保ということについて、現場での点検・改善、これは指導ということで必須というふうに捉えますけれども、避難訓練、これは回数もかなり多めに設定されているというふうに認識しているわけですが、避難訓練の実施状況あるいはヒヤリハットという事例があるかと思えます。この辺についての把握ですとか、あるいは現場と

の共有、どのように改善していくという、今現在お考えをお持ちなのか、これが1点ですね。

それから、先ほど人材確保支援体制については余裕活用型という答弁がございました。現実問題は、今後さらに例えば3年、4年先といった状況の中で、人材不足あるいは人材をより効果的にいい保育事業を展開し、それが子どもに反映をしていくといった視点での人材を確保する、あるいは定着していただく、そういった意味での研修とか、あるいは相談支援、フォロー体制、この点についてはどのように今現在お考えか。この2点をお伺いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 申し訳ありませんでした。

安全確保について、避難訓練とかヒヤリハットをどのように把握していくのかということですが、今のところ具体的な方策についてはまだ考えていないんですけれども、定期的な安全点検の実施やマニュアル等の作成というのは必要になってくると思いますので、そうした情報を事業間で共有して十分な安全対策に努めてまいりたいと思います。

あと、人材不足に関しましては、職員の定着ということがございましたけれども、保育士などが専門性を発揮できるように適切に研修等の機会を設けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 答弁ありがとうございました。まだ不確定な部分あるいは今後詳細を煮詰めていくといったところが多々あるかと思いますが、この11月議会で制定の議案として上程されておりますので、スピーディーなる計画の進行というのが必要かと思います。

3回目の質疑でございますけれども、この条例が形だけの基準で終わらないようにということは当然、配慮されているとは思いますが、やはり何といたっても現場の改善を促すような生きた基準、そういった条例の制定になることを期待するものでございます。

特に、子どもを支える現場職員の声、これを丁寧に吸い上げる、そういった仕組みですとか、あるいは方法、計画ですとか、あるいは先ほども言いましたけれども現場の先生方の研修とか、あるいはすぐに役立つ支援、そういったものも、財政的基盤の確保ということもあろうかと思えますけれども、この辺が、この条例が実際に生きた条例となると。そういう実効性を左右するものではないかなというふうに捉えますので、市としても今後の施行に当たっては、現場任せにすることなく伴走型の、よく言われます、市としても伴走型の支援体制、これを現場と共に築き上げていってほしいなど、このように考えるわけですが、この点については、課長、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 議員のおっしゃるとおりであると思っておりますので、先ほども申しましたけれども、市としては運営基準が満たされているかどうかというのをきちんと見て、指導・監査・確認をしてみたいと思います。

また、先生方の研修等支援につきましては、現在も相談先として市役所の子育て支援課に何かあれば相談をしていただくような仕組みになっておりますので、今後も継続して支援をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、お願いいたします。

伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 引き続き、議案第5号について質疑をさせていただきます。

議案第5号、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、4点お伺いさせていただきます。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、発達に支援が必要な乳幼児が安心して通えるよう事業の運営内容、保護者との連携、職員の体制、さらには虐待防止や苦情対応など、

日々の運営の在り方を旭市として明確に示すものであると、今は理解いたしました。

そこで4点お伺いしますけれども、本議案第5号の条例と、先ほど質疑させていただきました議案第4号、設備及び運営基準との違いについて、市としてどのように4号、5号、これを整理されているのかお聞かせください。1点目でございます。

2点目、次に、条例の中で重視されている子どもの人権の尊重、保護者への支援についてお尋ねいたします。この理念を、実際の現場でどう実現されようと、今現在まだ検討していないということであれば、それでも結構ですけれども、実現しようとしているのかお伺いいたします。

3点目、先ほど4号でも質疑させていただきました。5号でも同じなんですけれども、人材確保と、特に育成という面についてお聞きいたします。市のほうで伴走支援、この質というのは結局のところ職員一人ひとりの力量に支えられるものであるというふうに認識しているところがございますけれども、そういった意味で専門性ある人材を安定的に確保し、なお、定着を図るために、市としてのサポート体制、どのように検討されているのか、議案第5号についても質疑をさせていただきます。

最後、4点目でございますけれども、この新しい基準が令和8年4月から4号と同じように施行される、そういう予定なんですけれども、関係機関との調整、既存事業者への移行支援、保護者への丁寧な周知など、円滑な導入に向けた市の準備状況、今後の見通し、お聞かせいただきたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） では、お答えいたします。

4号と5号の違いについてということですが、本事業を実施する施設は、議案第4号で上程した旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例に適合していることが条件となり、市がその条例に基づいて児童福祉法に基づく事業の認可を行うものとなります。

一方、議案第5号は、市が子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給対象施設として、市が確認をした実施事業者が守るべき基準となります。市が確認をした事業者は、特定乳児等通園支援事業者となり、乳児等支援給付費の支給を受けることができますようになります。

子どもの人権についてですけれども、ゼロ歳から2歳の未就園児が保育士など専門的な知識を持つ職員に見守られ、同年代の子ども同士が触れ合いながら、家庭では得られない様々

な経験を通じて心身の健やかな成長と発達を促すことを目的としておりますので、この事業を行うことによって、そういった人権が尊重されると考えております。

先ほど、保育士の育成ということでございましたけれども、一人ひとりの力量がということもございましたが、そうした力量で差ができないように、平均的な保育ができるように、現在もその職に応じた研修を実施しているところです。また、県等で実施している研修等も案内し、職員の質の向上に努めているところでございます。

今後のスケジュールとしましては、年度内に事業実施希望者を募りまして、事業認可に向けた調整等を行い、令和8年4月1日の事業開始に向けて準備を進めてまいります。

保護者等の周知につきましては、事業開始までに事業の内容等について市ホームページ等で早めに周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 再質疑2点、お伺いいたします。

研修というと、ややもすると上から与えられた、そういう意識が拭えないところがあるかと思いますが、現場の先生方が課題、これを認識しながら、その課題解決のために様々なアイデアを出して課題解決をする。そういったことで、現場の先生方自身がお互いに学び合う、与えられた研修ではなくて課題解決のためにお互いに学び合う、そういったシステムあるいは仕組み、現在考えていらっしゃるでしょうか。これが一つ目ね。

二つ目でございます。4号、5号につきましても令和8年4月施行ということになるかと、あるいは予想されますけれども、今現在、こういったところが難しいなど、あるいは市としてこの点は重視して取り組んでいかなければいけないなどといった点がもしありましたらお答えいただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 研修の関係についてですけれども、課題解決のためにということで、研修以外でということだと思っておりますけれども、現在も保育所内では日々の保育の振り返りを先生方、空いている時間に行っていただいて、問題の共有ですとか解決に向けての話し合いを実施しておりますので、今後もそういったことを続けていく予定でございます。

あと、事業実施に向けて難しいという点があるかということですが、現在、ちよっ

と前に事業実施希望者を募りましたところ、民間事業者から手挙げもございましたので、事業実施のめどは立っているところでございます。

今後は、来年4月から事業を開始できるように実施事業者と調整をしていくということで、特別、今、課題等というのは見えてきておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 最後の質疑をさせてください。

課長答弁、理解をさせていただいているところではございますけれども、条例の制定、理念の実現、運用、あるいは人材への、先ほども申し述べましたように伴走支援、現場の声を大切にした施行準備というのは極めて大切なのではないかなど。いわゆる成功させていく意味でということ、意義あるものとして進めていくという視点からですね。やっぱり真に機能させるためには、持続ある、続けていく、あるいは現場の声をいかに拾い上げて改善していくか、これも大事であることに違いないというふうに思います。

そういった中で、子ども一人ひとりの状況というのは毎日変化するわけで、それに対して職員の負担ですとか悩み、これも重なっていくと思います。対話と検証のサイクルといいますか、市と現場との対話、それから、出てきた課題等の課題解決に向けての検証、こういったものについて、今現在どのようなお考えがあるかお聞かせいただければありがたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今回の事業は来年から開始するというので、市にとっても初めての事業となりますので、実施していただく事業所と十分連絡調整を取りながら、情報共有を図りながら、事業の実施がうまくいくように調整を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に関して質疑を行います。

期末・勤勉手当の支給率及び給料表の改定について、市内の実情を踏まえているのかを確認いたしますが、まずは、給料表の大本となる令和7年人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告の趣旨とその役割について伺います。また、人事院の勧告にある民間準拠の点に対する本市の捉え方をお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 人事院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨と役割ということでございますが、公務員におきましては労働基本権が制約されているため、その代償措置として公務員の適正な処遇を確保するために行われるものでございます。

また、公務員に対し勤労者として適正な給与を支給する役割を担っておりまして、情勢適応の原則に基づき、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して、民間企業における給与水準と均衡させることを目的として行われております。

民間準拠について本市の見解ということでございますが、旭市のように人事委員会を置かない市町村の給与改定につきましては、都道府県の人事委員会に準拠するとされております。千葉県の人事委員会としては、県内全てを対象として調査しておりますので、広い範囲で本市も含まれているものと認識しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは再質疑を行います、地方公務員法の第24条第2項にございます均衡の原則として、ここには、職員の給与は民間事業者、民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとあります。そのため、人事院が民間事業者の給与の事情を反映している、本市ではその勧告に準拠し給与改定をしている、それに従っているから、結果として国及び地方公共団体は事情を考慮したというように思われていらっしゃるのでしょうか、しかし、この法の趣旨からすると、旭市内の民間事業の従事者の事情を考慮せよと言っているわけなんですよ。その法律の趣旨をどの程度踏まえているのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（向後 稔） 地方公務員法の均衡の原則に基づいてということでございます。

先ほど申し上げましたように、旭市においては人事委員会を設置していないために、地方公務員法の均衡の原則に基づく民間企業との給与水準との均衡を図るために、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告に準拠しているところでございます。これによりまして、千葉県人事委員会勧告に準拠することによりまして、先ほど申し上げましたが、旭市を含む千葉県全域を調査対象として無作為に抽出された民間企業と均衡を図ることができるため、間接的ではありますが地域の実情を考慮できているものと考えております。

議員おっしゃるように、旭市内の事業所を考慮するという必要は当然あるかと思えます。市職員は直接地域の市民と関わり仕事をしておりますので、市民感覚といいますか、市民の目線に立った職務を行うことはもちろんですが、給与改定におきましても市民の皆様に納得していただけるように、均衡の原則に基づいて国家公務員に準拠して、あるいは千葉県職員に準拠して、あるいは近隣の市町村の職員とも均衡を図っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、最後に質疑を行いますけれども、今のご回答とかやっというお考えでは、なかなか市内の実情を踏まえているというふうにはならないわけですよ。旭市の実情を踏まえていないようでございますが、人事院勧告の民間給与の実態調査の対象事業所となっているのが企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上であるはずですが、それでは、お答えいただける範囲で結構ですけれども、本市ではどのような事業所が該当して、どのぐらいの事業者があるのか、そこをお尋ねいたしたい。

また、僕もそうですけれども、皆さんも市民の貴重な税金を頂戴して、このように仕事をさせてもらっているわけなんです。市民のため、旭市のため、それからどうでしょう、愛する人のために、いろいろあるでしょうけれども、旭市民とかけ離れていないような、そのような意識を持ってほしいと、そのように思いまして、それで確認をいたしております。

せめてボーナスの実態を、アンケート調査などを行うような、実際に行えということではありませんけれども、そういう市民とかけ離れてはならないというような、そういう意識を僕も皆さんも持っていただきたいと思うので、最後に本市の見解を求めたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、旭市内の50人以上の企業の数でございますが、62ほどございます。人事院勧告につきましては、今年度から100人以上の企業を対象としておりますので、100人以上の企業に絞りますと13の企業ということでございます。

そういった民間の企業との比較ということでございますが、人事院や人事委員会での調査というものは、民間企業との給与比較につきましては、単純平均の比較ではございませんで、いわゆるラスパイレス方式という加重平均で比較を行う必要があります。また、市内の調査対象となる事業所数も先ほど申し上げましたように数が制約されますことから、実際の調査というものは物理的、人間的にも難しい状況にあるかと考えております。

しかしながら均衡の原則からいえば、議員がおっしゃるとおり何らかの形で市内民間企業の給与を調査して、市職員の給与と比較して給与を決定することは、もちろん理想でございます。市が独自で民間企業の調査を行うことは、様々な事情によりまして難しい面がございますが、議員ご指摘のとおり、地域の実情の把握や市民の皆様の声に耳を傾けることは市政においても最も重要なことでもありますので、これらのことを念頭に置きながら、今後適切な給与体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行いたいと思います。

こちらは、健康増進センター、長熊釣堀センター、コミュニティ施設などの使用料改正に至った経緯に関して、施設ごとに伺いたいと、そのように思います。

今回の改正案は、旭市健康増進センターを含む公共施設の利用料を見直すものであり、その背景には、近年の物価高騰などによる管理運営経費の増加があると、そのような説明でありました。このため、受益者負担の公平性を考慮して料金改定を行うということですが、現在、物価上昇など、市民生活に与える影響が大きく、特に年金生活者を中心に、高齢者世帯では、非常に日常の生活費に加えて健康維持のための費用が大変増しているという状況であります。そんな中、身近な公共施設の利用料改定は、これらの世帯にとって非常に重要な問題でございます。こうした状況の中での料金改定に当たっては、市がどのような実態把握と根拠を基に改定を行おうとしているのか、先ほど申した施設ごとに確認をさせていただきます。

まず、旭市健康増進センターのうち、歩行専用プールを有する海上健康増進センターの利用状況について伺います。

過去5か年の利用者数の推移及び直近年度における65歳以上の利用者割合について伺いたいと、そのように思います。

次に、旭市長熊釣堀センターの実情について伺います。

近年、複数の利用者から管理運営に関して度々苦情をいただきました。当施設を長年ご利用いただき、釣りとその施設が好きな方々を代表して、要望、陳情を定期的に訴えかけていると思いますが、その内容に対して全く対応を試みない、その理由を伺いたいと、そのように思います。

次に、旭市コミュニティ施設に関して伺います。

ここでは、各施設ごとの利用率と直近3か年の推移を伺い、また施設の偏在に対する本市の見解をお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、海上健康増進センターの利用状況についてお答えいたします。

年間利用者数、延べ人数ですが、令和2年度は6,533人、令和3年度7,548人、令和4年度1万604人、令和5年度1万4,699人、令和6年度1万5,791人となっております。また、令和6年度における65歳以上の利用者は1万158人で、全体の64.3%を占めております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、旭市長熊釣堀センターの実情としまして、管理運営についての苦情であったり、市の対応状況、それから苦情の対応ができていないというようなことでのご質疑でした。

回答です。管理人に対する苦情につきましては、電話をいただいたり直接話を伺うなどで把握をしております。件数と内容につきましては、本年度10月末現在で、電話によるものが4件で窓口への来庁が2件ございました。また、施設管理及び運営方法などについては、施設管理人からも意見をいただいたりしております。

苦情の主な内容につきましては、一部の管理人の接客に関するものや、この施設で今、野生のカワウが飛来しておりまして、そのカワウによりフナを食べられているという食害がございます。フナが減っているというようなことで、その対策についての苦情が来ております。

その対応でございますけれども、対象の管理人に対しては直接苦情の内容を伝えるとともに、改善するよう指導をしております。また、カワウによる食害につきましては、花火など、音による威嚇のほか、目玉風船やテグス等の鳥よけグッズなどによる対策を講じているとこ

ろです。

ただ、苦情の対応について、目に見えてこないということでもございました。分かりづらいということでもございました。これにつきましては、今後利用者への対応改善を含めまして、利用者に寄り添いながら、意見を聞きながら適正な管理運営に努めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、コミュニティ施設関係の利用率等に回答したいと思います。

コミュニティ施設ですが、コミュニティセンターとふれあいセンター、萬歳多目的センターがあります。今回、みそ作りの改正のことで出させてもらっておりますので、コミュニティセンターとふれあいセンターについて回答させていただきたいと思います。

コミュニティセンターですが、令和4年の利用人数が1,503人、うち、みそ作りということですので、調理室が216人の利用があります。利用率に直しますと3.2%になります。あと、令和5年が2,264人、うち調理室が206人、利用率に直しますと7.6%。令和6年度利用人数が2,786人、うち調理室が270人で、率に直しますと4.1%です。

続いて、ふれあいセンターです。ふれあいセンターが、令和4年利用人数が1,435人、うち調理室が391人で、率に直しますと13.0%。令和5年が1,483人、うち調理室が398人で、率に直しますと12%。続きまして令和6年、1,698人で、うち調理室が379人、率に直しますと10.4%になっております。

あと、偏在という話がありました。コミュニティ施設に関しましては、合併前の旧干潟町時代から各小学校区に一つずつコミュニティセンターということで設置されておまして、現在も同様の利用ということになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、再質疑を行いますけれども、海上健康増進センターに関して、令和6年度の利用者の約64%が65歳以上、つまりシニア層が中心になっておりますね。今回の改定では、直近3か年の平均維持管理費を算定の基礎とし、そのうち一定割合を利用者負担にするとされておりました。この方法は施設ごとに一律の算定基準を適用しているように見受けられますが、この健康増進センターは主に高齢者の健康づくりを目的とした施設でありまして、このような利用実態を踏まえて、算定において特別な考慮、それから調整が

行われたのかなと、そうあるべきだから確認したいんですけども、その部分について伺いたいと思います。

次に、旭市長熊釣堀センターに関して、残念な苦情的な要望、陳情があるようで、利用者だとか市民の、これは大変勇気があるご意見だと思いますよ。これを担当課は、仲間意識からなのか、責任を逃れるために、市長の権威だとか地位を利用して身を守ろうとしているように感じてしまうんですね。施設関係者の勇気ある声をゆがみなく市長に伝えて、真摯に対応することが担当職員の務めであろうかなと、お願いしたいなと、そのように思うんですけども、担当課、それから副市長に見解を伺いたいと、そのように思います。

また、職員を指揮監督する権限を持つ市長は、この御意見を受けるのか、それとも担当課に任せるのか、米本市長の見識を求めたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 健康増進センターの算定に当たっての考え方についてですが、算定に当たりましては、まず直近3か年の維持管理費の平均を基に基準使用料を算出し、受益者負担率をおおむね50%を上限として設定しております。

健康増進センターにつきましては、近隣団体や類似施設の料金水準も参考にし、現行料金のおおむね1.5倍とすることで、過度な負担とならないよう調整いたしました。また、高齢者の利用が多いことも踏まえ、公共性の高い施設として、利用しやすさを確保する設定としております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 長熊釣堀センターの関係です。

こちらにつきまして、苦情があるということでございました。長熊釣堀センターは旧干潟町からの開設以来、63年から開設しています。フナ釣り愛好家にご利用いただき、愛されてきた施設であることは認識しております。引き続き継続していく施設として、利用者の声を聞きながら、できることは改善しながら、利用者寄り添い、適正な管理をしてまいりたいと思います。

また、誤解が生じているところは、しっかりまた誤解を解消していきたいと思います。

また、早急に対応できるものとして、年に一度利用者の皆様の貴重な意見を幅広く伺うための利用者アンケートを実施し、運営に反映してまいりたい。それから、日々の気づきやご

要望を気軽にお寄せいただけるような意見箱の常設をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 今、長熊釣堀センターの話でありましたけれども、市の管理している施設につきましては、利用者からの意見であったり要望がありましたら、それは適切に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 米本市長。

○市長（米本弥一郎） 副市長も申しあげましたとおり、長熊釣堀センターに限らず、市政運営に当たりましては市民の皆様の声に真摯に耳を傾けまして、市政運営に誠実に当たっていききたいと考えております。

（「議長、ちょっと熱くなっちゃって、さっき一つ質問するの忘れちゃったんだけど、いいですかね。2回目の質問を追加で。あれだったら3回目ですとめますけれども」の声あり）

○議長（飯嶋正利） では、もう一度、それだけ。

○12番（林 晴道） すみません、先ほど質疑漏れがございました。答弁漏れはよく聞くんですけども、議長のご配慮で、追加でちょっと付け加えさせていただきます。

すみません、最後の三つ目で、旭市コミュニティ施設に関してなんですけれども、先ほど、ちょっとメモっていてごちゃごちゃとなってしまったんですけれども、施設の偏在に対する本市の見解ということをもうちょっと分かりやすく伺いたいなというように思うんです。偏在している状況は皆さん、課長も僕も分かっておりますので、それに対するどのような見解を持っているのかなど、そのように思うんです。

それから、みそ等の製造部門に関して、農産物処理加工センターですか、これらを含めまして、担当課としては、利用率の向上がなかなか人口減少の中で見込めない施設では、まず経費削減を行って、それから維持管理費の見直しだとか統廃合の検討を行った後に使用料金の設定を研究すべきと僕は考えるわけですが、その点に関して、市長のご見識もしくは担当課の見解、そちらをお願いしたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、先ほど、1回目の関係で3施設の偏在の関係だと

思います。個別施設計画では、今後3施設ある施設に関しましては、民間の貸付けだったりだとか統廃合、売却だったりという視野にはなっております。しかしながら、ある程度の利用者がおりましたり、あとみその製造に関しましては比較的人気があるのかなというふうにはちょっと捉えております。ですので、そういう利用者の声などを整理しながら、今後統廃合だったり民間貸付け、売却だったりとかを考えていきたいなというふうに考えております。

あと、経費の関係だったと思います。今も申し上げましたが、みそ作りに関しましては比較的人気のある利用状況なのかなとは自分としては思っております。経費の削減等につきましては、人件費だったらシルバー人材センターの活用だったりだとか、あと電力の関係だとESP方式ですか、というのを取り入れて光熱費の削減等に努めておりまして、課内でも経費の削減に関しましては協議を重ねておりますが、なかなかよい方策が模索できていないという状況にはあります。現状から脱却がちょっと難しい部分もあるというのは現状ではあるかなと考えております。そのような中から、今回改正に至った経緯ということになるろうかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課で管理している旭市農産物処理加工センター、これは干潟地域にあるところなんですけれども、それと旭市海上農産物処理加工センターにつきましては、海上農産物処理加工センターなんですけれども、この加工センターなんですけれども、当初海上地域の農業経営改善とか体験農園の休息、それから交流促進及び地域の活性化を図ることを目的に17年の3月に設置されました。それで、維持管理につきましては、株式会社うなかみの大地ということで、地域協働により起業した会社が運営しておりまして、その後その会社が令和3年に解散しています。その後、令和3年から市で管理運営を行っている施設でございます。

この施設なんですけど、一応個別施設計画では、施設の長寿命化に向けた大規模修繕を行っていないことから、令和9年に使用期間を終了するというようになっておりまして、ご利用されている方については今後検討してまいりたいというふうに考えている施設になっておりまして、施設の統廃合的には、一応干潟地域の農産物処理加工センター、そちらのほうは改修して使うような形でなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） ご配慮賜りまして、それでは最後の質疑を行います。

健康増進センター、この施設は利用者の6割以上が65歳以上の高齢者であり、歩行専用プールを中心に、健康づくりや生活習慣病予防を目的とした健康を守るための施設だと思っています。こうした性格の施設において料金の値上げを行うことについて、同じく公共性の高い施設として、パークゴルフ場では65歳以上の料金区分が設けられていますが、なぜ海上増進センターについてはそのような高齢者への配慮が検討されなかったのか、その点を伺ってみたいと、そのように思います。

そうなりますと、今回の料金改定方針の下では、市全体の高齢者への料金面での配慮が全くなくなっていくこととなります。一方で、健康増進センターをはじめとして、こうした施設の利用目的をもう一度考え直していただきたい。健康づくり、それから生活習慣病予防となっておりますので、利用者の大半を占める高齢者が持続的に利用できる環境を確保することが重要であろうと考えます。

この点、次の見直しが5年後とされている中で、今後5年間は今回の料金が固定されることとなりますが、高齢者の健康維持という政策目的と受益者負担の適正化という考え方のバランスをどのように整理しているのか、その点改めて伺います。

次に、旭市長熊釣堀センターは、施設利用者の気持ちをないがしろにするような体制の中で、担当課で管理運営していくことは限界があるかと感じています。料金改正を行う前に所管替えだとか指定管理制度への再移行を検討しなかったのか、その点に関して詳しく伺いたいと、そのように思います。

最後に、旭市コミュニティ施設に関してですが、本市は合併20周年を迎え、記念イベントに予算を使う一方で、依然1市3町に類似する施設が存在しており、使用料の改定とともに施設の統廃合や最適化を行うことが重要になろうと考えます。その点、コミュニティ施設を所管する生涯学習課に対して見解を求めたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 海上健康増進センターの料金区分の考え方についてですが、今回の見直しは、市全体の使用料・手数料の適正化に係る基本方針に基づき、一律の基準で整理したものでありまして、個別施設ごとの増減幅や利用者層による区分は設けておりません。一律の料金体系とすることで、全ての利用者に対して公平性を確保する考え方の下で見直しを行っております。このため、今回の改定においては年齢による料金区分は設けておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 長熊釣堀センターの施設の今後の管理あるいは所管替えの関係のご質疑でした。

この釣堀センターは、平成25年から平成27年度は指定管理制度を導入いたしました。その最終年の平成27年度にまた更新のための公募をかけたんですけれども、手が挙がらず、応募者なしという結果になりました。それを踏まえまして、市として今後の施設の管理についてどうするかという協議をした結果、直営の管理でいくという結果に至ったわけでございます。ですので、所管替え等を行わず、そのまま商工観光課で管理をしていくという方針でこれまで来たものでございます。よろしく申し上げます。

（「これまでじゃないよ。これまでじゃなくて、研究とか検討したのか聞きたかった。これまでののは何となく分かっていますよ、10年前の話だからそれ」の声あり）

○商工観光課長（金杉高春） 分かりました。今後の指定管理という検討でございました。こちら、今までの方針が直営でいくということでもございました。今後の管理につきましても、公共施設の総合管理計画もございます。指定管理も含めまして、施設の適正な管理運営について検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 今、議員からもありましたように、合併20年を迎えましたというところでありました。いまだに、おっしゃいますように市内には多くの類似施設、みそ作り等に係る施設も多く残っております。施設の統廃合、最適化ももちろん検討すべき重要な事案であるということで、施設担当課としましては理解しております。

ただ、今回の生涯学習課所管のコミュニティ施設等の一部の使用料の改正等につきましては、何回か言葉としては出ておりますが、物価高騰対策だったりだとか受益者負担の公平性の観点、そのような中から今回利用料の改正ということでお願いしているものとなっております。ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願ひます。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

今回の改正は、市民の皆様から頂く使用料及び手数料を見直し、施設の維持管理やエネルギーコストの上昇、物価高騰対策、5,000万円程度の負担削減等、社会情勢の変化を踏まえた適正な水準へ見直すための対応と理解いたしました。したがって、公共施設の利用環境の維持と財政健全化の両立の観点から、一定の見直しは必要であるということを確認いたしました。

ただ、今回の改定に当たりましては、各施設の維持管理コスト、利用件数、料金収入などを把握した上で施設ごとに試算を行い、利用実態や近隣自治体の水準も参考にしているということをございました。

ここで伺いたいことは2点あります。1点目、料金改定の根拠となるコスト試算、いかようにされたのかということをございます。2点目、利用実態調査の検証がどうだったのかと、この2点をございます。

ただいま、前者から、多々質疑、答弁、私もお聞きして、議案質疑通告書には詳細を伺うということで通告をさせていただきましたが、20施設ほどある公共施設全てお答えいただくことについては当然困難であるということ承知しておりますので、別表第1、第2条関係その1で示されている施設、健康増進センターが話題になっておりますので、健康増進センター、これ、ピンポイントで結構です。代表的な施設を基に答弁をいただければというふうに思います。2点、料金改正の根拠となるコスト試算並びに利用実態調査の検証がどうだったのかお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、施設全体のコストと利用実態の検証の詳細ということで、私のほうからご回答いたします。

改定案を検討するに当たり、施設の維持管理経費の推移を検証いたしました。その結果、今回使用料の改正を行う16施設で申し上げますと、平成28年度から平成30年度までの3か年の平均が約3億5,000万円、令和3年度から令和5年度までの3か年の平均が約4億円であり、約5,000万円増加をしております。主なものを申し上げますと、人件費が3,000万円の増、委

託料が約900万円の増、光熱水費などの需用費が約160万円の増という状況になります。

ちなみに、今、海上健康増進センターの話がありましたのでその施設に限っていいますと、平成28年度から平成30年度までの維持管理費が3か年の平均で約2,924万円、令和3年度から令和5年度までの3か年の平均が約3,326万円であり、約400万円の増加がございます。主なものを申しますと、施設の修繕費が174万円の減ではありますが、人件費が176万円の増、トレーニングマシンの追加が390万円の増という状況です。

次に、利用実態調査の検証の詳細ということで、今回の改正は、物価高騰による維持管理経費の増加により、受益者負担を適正化していくことが理由でありますので、各施設の利用実態の詳細までは確認はしておりませんが、今回使用料の改正を行う16施設の利用者数は、平成30年度が約22万9,000人に対して令和5年度が約19万4,000人であり、3万5,000人ほど減少している状況です。これを海上増進センター一つの例でいいますと、利用者数は平成30年度が約2万6,700人に対し令和5年度が約1万4,700人であり、1万2,000人ほど減少している。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 課長の答弁で、だから料金改定なのという感じがしないでもないのですが、適正な使用料を財政負担等々も勘案して検討されたんだといったことは理解をいたしました。何よりも、前者の答弁で、市長、副市長の市の公共施設に対しての在り方、そして市民の声に対しての市政運営の在り方、大変前向きな答弁を私もお聞きしましたので、仮に公共施設の利用料が、分かりませんが、多分改定されるのでしょうか。しかしながら、そういう市政運営に公共施設をどう、いわゆる施設管理をしていくのかといった視点からは、有望な答弁が聞かれたなというふうに私自身聞いていて思いました。

使用料の見直し、当然私も含めて高齢者になりますので、ちよくちよく海上健康増進センター、先ほど話題に上がっておりますプールで足腰を鍛錬しております。そういった中で、私も市民の利用者の声に耳を傾けるんですね。やっぱり大事なのは身近な公共サービス、この提供を受ける受益者負担とありますけれども、利用者の納得性あるいは公平性、これはやっぱり真摯に耳を傾けなければいけないのかなということをつぶさに感じているわけなんですけれども、お伺いします。

これまで、単に公共施設の利用について、財政負担の軽減だけにとどまらず、今言いましたように利用者の納得性とか公平性、こういった観点から、どのような、例えば説明ですと

か、過去に、あるいは市民の声を聞いてどのような対話を重ねてこられたのかお伺いいたします。市民の声をよもや聞いていないということはないと思いますけれども。また試算や近隣比較の結果を踏まえた上で、今回の改定が単なる値上げではなくて、公共施設の質、これを保つための、私は再投資なのではないかなと、維持管理も含めて、そのように捉えますので、今後は市としてどのように市民に発信、そして理解を得ようとお考えなのかお聞かせいただきたい。2点目ね。

3点目、4点目ございます。すみません。料金改定後、先ほど1万2,000人利用者が減少している。分かりませんが、私はさらに減少が加速されるのではないかと推測しております。根拠があるんですよ。料金改定後の利用動向をどのように把握し、そして5年間見直さないのかな……、必要に応じて柔軟に見直す、そういった仕組みを設けるお考えはあるのか、3点目にお伺いいたします。

2回目の質疑の4点目でございます。財政健全化、市民の利用者の納得性、利用機会の確保、この両立を市としてはどう実現しようというふうにお考えなのか、2度目の質疑でまとめて4点質疑させていただきます。4項目ご理解いただけましたでしょうか。担当課長、大丈夫でしょうか。もし分からなければまたやり取りの中でご説明させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） ちょっと抜けていたらまたご指摘いただいて、それぞれの施設において、利用者のいろいろな意見というものがあるかと思えます。それは、それぞれの施設において利用される方々の意見をどんな状況でもお伺いして、それに対応していくということになりますが、今回この改正については、議員のほうもご理解いただいているとは思いますが、物価高騰によつての約5,000万円の増加、これに対する対応というものがまずメインであります。ですから、それぞれの施設についてのこういったご要望とかいろいろ、あと不備がある点とかもあります。こういったものについて、これは故障したままとかそういったことでそのままにしておくということにはなりませんので、これについても今回の使用料の改正とは関係なく考えていかなければならないことだとは思っています。ですから、これは今後各施設の必要性や在り方も含めて総合的に勘案し、対応していく必要があるものだと考えております。

（「最初の、対話されたのか、市民の声、これを取り入れて。よろしい

ですか、議長、補足説明。市民からの声、これを取り入れて市民と対話されたことはございますか。1点目です」の声あり)

○行政改革推進課長（椎名 実） 今回のこの改正に対しては、市民にご意見を伺ったとかということではないんですが、この手数料・使用料の見直しというのはアクションプランのほうにも掲載していますけれども、定期的に見直しを行っていくということにしております。それで、過去も26年と3年に改正を行っている状況です。約5年に1回ということで、今回そういったところにも差しかかりますが、そのほかに今のこういった物価高騰という状況があって今回の改正は致したのですが、都度見直しをするというふうになっておりますので、その都度そういう状況があったときには対応してまいりたいと考えております。

（「議長、答弁漏れ、発信について」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今回のこういった改正、これについての市民への発信ということで、これにつきましては、当然施行日において、8年の4月1日が施行期日となっております。これは、周知期間というものを置くために施行期日を先に設定をしております。この間にいろいろな手法をもって市民の方々へは周知していきたいと考えております。以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 2回目の質疑に対しての答弁、椎名課長、ありがとうございました。

使用料金の見直しの必要性、最初に言いましたように分かるんですね。理解はしてはいるのです。しかしながら、先ほど根拠ということをお話しさせていただきましたけれども、また広報あさひ等々で市民への丁寧な説明の姿勢、これについても今お伺いしました。

皆様方、いかがでしょうかね。旭市の海上の健康増進センター、使用されたことありますか。これは、担当課、健康づくり課長が場所をチェックして確認、把握されていると思うん

ですよ。もう5年ほども前からになりましようか、コロナ禍、いわゆる三密の回避ということで、壊れている施設、ずっとずっと修理していない施設がプールサイドの隣にあるのですけれども、ここですね。温かいサウナのような電気室、非常に気持ちがいいと推測できる個室、部屋なんですけれども、今現在も大変市民の皆様方にご迷惑をおかけしますと、休止中と。休止ですから、しばらく施設を使えませんか、そのアナウンスだと思うんですね。

ただ、休止、いずれ修理するという、そういう期待感を抱いて増進センターで自身の健康管理に励んでいらっしゃる方がたくさんおります、私の知っている限りにおいても。以前も一般質問でもさせていただいているんですけれども、実際の市民の声に耳をよく傾けますと、何だよ、ぶっちゃけたまま全然直してねえじゃねえかという。壊れたままの設備がありますよと。ご存じですよということに関係課長に確認と同時に、皆様方に今確認をさせていただいています。老朽化した部分が修繕されていませんよ。シャワーの出る箇所3か所あるんですけれども、もう1か所は穴で塞いでしまって使えていないと。やはり利用者にしてみると何だろうかなと。ある施設が使えないと。

これまで400円払って1回プールを利用していたと。ジムを利用していたと。今回は600円で値上がると。月会員が4,000円から6,000円に値上がると。あっちもこっちも物価高騰で、えっ、海上の健康増進センターも料金が上がるのかと。施設を直さないでよ。それで、市職員、担当課は何も言わないのかという声と一緒に利用している私のほうに来るんですね。私が直すわけではないですので、皆さん方の声は担当課、つまり健康づくり課のほうにお伝え申し上げますけれども、市の財政も逼迫していると。そして、計画に従って、優先順位に従っていわゆる市民の大事な税金を順番に順番に使っているというふうに対応しております。

しかしながら、今言いましたように、もうかれこれ5年になりましようか。七、八百万円ぐらい改修費がかかるんですか。ただ、改修費がかかるといっても、これは言い訳。だって、施設を市が抱えているあるいは市が管理運営している、指定管理者にお願いしながら。ですから、指定管理者の方も間に入って困っているんですね。何とかしてほしいと。そこを何とかしてほしいという声をお伝えし、料金値上げ、改正もやむを得ないでしょうという考えなんです。

施設の安全性、快適性を維持し、行政としての管理責任と説明責任を果たすこと、これが大前提だというふうには私は考えます。この点について、市のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。よろしくどうぞお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 先ほどの回答と少し同じような話にはなっていますが、今回の改正についてで申しますと、維持管理経費の上昇による必要最低限のものであり、施設の設備の改修、修理、そこまでの対応等ができるというようなものではありません。しかし、故障したまま施設や設備を使用できないということは、これは先ほども言いましたが、使用料の改正とは関係なく考えていかなければならないものです。ですから、全体の在り方、そういったものも含めて今後考えていかなければと思っております。

やはりこの増進センターですか、こういったものに限らず、本市の公共施設は合併という状況の中で、市町で整備された施設を引き続いて抱えている状況があります。その辺は今後しっかりと考えていかなければならないと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

（「議長」の声あり）

○議長（飯嶋正利） もう終わっています。

（「質疑ではございません」の声あり）

○議長（飯嶋正利） もう終わりです。

（「質疑を終えるための最後の言葉、これは認めていただけないのですか」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 基本的には。

伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） すみません、先ほど松木議員からの議案第3号の2回目の答弁の中で、補正額についての回答の中で、9月に償還した金額について1,639万5,000円とご回答申し上げましたが、正しくは1,412万8,140円でした。

また、答弁の中で補足する事項等もちょっとございますので、改めて説明させてもらってよろしいでしょうか。

それでは、補正額1,420万5,000円と償還金3,060万円に対してのご説明を改めてさせていただきます。

令和7年度企業債償還金の当初予算額が2,833万4,000円であったため、償還額3,060万円円の繰上償還額に係る不足分226万6,000円と9月分の償還金1,412万8,140円、合わせて1,639万5,000円を予備費から充当いたしました。この結果、予算で予定していた3月の償還金、補正額でございますが、1,420万5,708円が不足するため、補正予算を計上したということでございます。

以上でございます。

(「1,400万円が不足したから、その分……」の声あり)

○上下水道課長(向後哲浩) 1,420万5,000円でございます。失礼しました。

○議長(飯嶋正利) 議案の質疑は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時 5分

○議長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

松木源太郎議員。

○20番(松木源太郎) それでは、議案第10号についてご質疑を申し上げます。

私は通告の中でもって、改定率を説明の中で1.5倍にするか、1.6倍にするかの差があるということを申ししていたので、いろいろと気になって調べてきました。しかし、今回の改定については、大変大きな問題があると思うんです。特に、今、大変物価が上がっていて、インフレ率がどうだこうだと言われているときに、旭市が利用料を値上げするというのは市民に対して大変失礼な決定事項になるのではないかと考えております。

林議員や伊場議員が詳しいことをご質疑されたので、私はそれ以上言うことはありませんけれども、ただ一言言っておきたいことがあります。

それは、実は社会体育施設は、民間の方に全部1億数千万円でお任せしています。令和6年度の決算では、年間1億1,355万7,000円支払っております。社会体育施設の利用料は、市の条例に基づいて民間の委託者が受け取って、それも収入でもって計算して、市との間でもって契約金を払っている、こうなるわけですね。そっちのほうはそのままにしているということはどういうことなんでしょうか。

物の考え方からいったら、直接市が頂いている料金は上げさせてもらうけれども、民間のほうに社会体育施設をお願いしているところはそのままでよろしゅうございますという、こういう矛盾したことになるのではないですかね。このところ一つだけ、私はちょっとこの問題では言っておきたいと思います。それ以外のことは両議員が大体言ってくれましたので、私が言うところはないと思いますので、その点だけご回答いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、お答え申し上げます。

今回の改正に当たっては、原則として施設ごとに、また健康福祉施設や公民館等の類似施設については、その施設の用途ごとに基準使用料というものを算出しました。これと、今現行で頂いている使用料とを比較して、またそこに近隣団体等の使用料も考慮した上で改定案を決定いたしました。改定率は、各施設ごとにまちまちになっているというのは、各施設のいろいろな状況を加味しておりますので、そういう状況になりました。

今般制定しました使用料・手数料の適正化に係る基本方針、こういったものを基に、原則として全ての使用料及び手数料の適正化の対象としているんですが、今言った指定管理を行っている施設については、この後もう一回更新の時期がまいります。その時点で行うというようなこととしております。ですから、今回その条例に載っているほかの施設について改定を行ったというような状況になっています。

この方針の考え方としては、受益者負担の公平性、これをある程度重点を置いて考えておまして、施設利用者が施設利用の対価として負担すべき費用を負担してもらい、税金を過度に投入することを防ぐことで、施設を利用しない方の負担を軽減し、納税者全体の公平性を確保すると、そういったことを考えております。

これは、利用される方は特定の受益を得るわけですが、一方、それ以外の市民の方は費用のみを負担して利益を享受することにはなりません。ですから、このような不公平性を生じさせないために、使用料の適正化を図るという趣旨で今回改正いたしました。

それと、質疑の中に手数料についてもございました。手数料につきましては、今回は改正を見送ってございますが、これは国の政令により標準額や算定方法等が示されており、これを参酌するというようなものが多いために、今回は見送っております。しかし、先ほど言ったスポーツ施設等も近いうちに全て見直しをするという方向では考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうすると、第2弾として来年か再来年、来年中には社会体育施設の利用率も見直しにすると。見直しにすれば、入った分は委託料の中から減らせますから、そういうことなんですか。私、その考え方はもっともな点もあると思います。

ところで、もっと大事なことは、ここに今、私は旭市使用料及び手数料に関する条例を全部持ってきました。その中で、もっと大事なことは何かというと、社会体育施設もそうですけども、道路占用使用料なんかも含めて、物価が上がっているんだから、電柱1本1年800円、これを900円にしたらかなりの収入になりますね。こういうところまで目をやらなければ、本当に市民が納得しませんよ。

このところを広く見て、それでもって住民の方に負担をいただくんだったら、同じ、例えば電力会社とかそういうところの利用率についても上げようじゃないか、こういう発想がなぜ市の中で出てこないのか。こういうやり方をしなければいけないのではないかと、そういうことで、それについてのご意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今、質疑にもありました占用料、そういったものについても、一応方針の中では触れています。これはさておくということではなくて、今回改正を行ったそういう値上げをする基準とはまた考え方が別なので、これは先ほどの指定管理の話もそうですが、それはやらない、これはやるということではありません。今後は考えていくつもりではあります。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、この内容を見ますと、林野火災の予防について、国が統一的に各地方公共団体に新しいやり方で林野火災の注意報について、この方法でやっていただきたいということでもって設けたものだと思います。これが来年から実施されることになります。

この中で、私はなるほどなと思ったんですけども、例えば29条の8の火災の予防に注意するとともに、次のようなことを改めるということでもっていろいろ書いてあります。そのための警報、また、たき火をしないとかが書いてあるんですけども、一つだけ担当課に聞いておきたいなと思ったのは、これはどこの町、市があったのか知りませんが、合併のときにそういう規則があったのもって、平成17年7月1日に規則107号でもって載せてあるのが、旭市火入れに関する規則というのがあるんです。林野火災のことかということで調べていたら、そう、こういうのがあったなと思って拾い出したら、やはりこの火入れに関する規則というのが、山を持っているところではあるんです、どこでもね。それとの対象については、どのようにこれから対応していくのか、この点について担当課にお聞きしておきたいということで質疑を申し上げました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 質疑がありました最も気をつけなければならない、その辺も回答いたします。

今回の改正におきまして、市民の皆様にも最も気をつけていただくこととしましては、林野火災警報の前段として林野火災注意報、これが発令された場合には、市民の皆様に対し屋外における火の取扱いの制限が努力義務として課せられることとなります。努力義務でございますので、罰則等の規定はございませんが、林野火災注意報発令時には、火の取扱いに関し

て、火災予防の観点から市民の皆様のご理解を得て、努力義務ではございますが、火の取扱いを中止していただくこととなります。

また、消防本部として注意することといたしましては、火災予防の実効性、これを高めるため、発令の指標となる気象庁からの通報、また気象庁のホームページ、そして消防本部にあります雨量計、そして実際の気象状況等から発令要件を満たす、あるいは必要と判断した場合には、林野火災注意報または林野火災警報を的確に発令すること。そして、これらの注意報及び警報を発令したときは、火災の発生しやすい危険な気象状況であることを市民の皆様に周知し、火災の発生を防止することが重要であると考えております。

周知の方法としましては、消防車両による巡回広報、または防災無線を活用した広報、そしてホームページやSNS、これを活用した広報等を検討しているところでございます。

そして、旭市火入れに関する規則、これとの関係といたしましては、この規則に基づき火入れの許可、これを受けたものにつきましても、当日の気象状況等により林野火災注意報または林野火災警報を発令した場合には、火災予防上必要であることから、火入れの中止、これを求めることとなります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） よく分かりました。

ただ、火入れということが、この合併後の1市3町の区域でもって実際にやられているのか、それが必要なのかということまでちょっとよく調べてみたほうがいいと思うんですね。恐らくもうそういう時代ではないのではないかとは思いますが、であれば全くこれを廃止してもいいわけですから、そここのところの検討が、ちょうど国のほうからこういう林野火災の問題が来ましたから、十分にご検討の上、対応していただきたいということをお願いして質疑を終わります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） では、議案第18号、工事請負契約の締結について質疑を行います。

こちらは、旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事の契約内容に関してということですが、まず今回の建築工事の具体的な工事内容を伺います。その上で、この入札を8月18日それから9月24日と2度行い、予定価格に達せず不調になっていたものを、契約方法を随意契約に変更して決定に至ったようですので、なぜ随意契約に変更したのか、その具体的な内容と、変更過程における事務作業の詳細、こちらを伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、初めに工事内容ということで回答申し上げます。

本工事の内容につきましては、外部の工事ではエレベーターの設置、瓦屋根のふき替えや屋上の防水改修、外壁や建具周りの補修、屋内運動場の屋根改修などがございます。また、内部の工事としましては、教室の内装の全体改修、建具の更新や放課後児童クラブの設置工事などを予定しているところでございます。

児童がいながらの工事となるため、工区を区切って児童の活動エリアとは完全に分離いたしまして、教育活動に支障を来さないように工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、随意契約とした理由ということでございまして、設計内容のほうと入札方法を見直しながら2度の入札を行ってまいりましたが、こちらのほうが不調ということになりまして、再び入札を行っても新たな業者が応札する可能性が低いと推察されたことに加えて、関連す

る電気設備、機械設備、外構改修工事が既に契約を行っておりまして、本工事の遅れが懸念されるということがございましたので、こちらのほうは担当課におきまして見積合わせによる随意契約のほうを行ったというところでございます。

関連する事務作業ということでございますけれども、こちらの事務作業につきましては、随意契約を行うに当たりまして、設計のほうの新たな調整等の見直しを行ったということと、あとは、この見積合わせというところの中で、担当課のほうでこちらのほうの事務を行ったというところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） このひかた椿小学校の統合大規模改造工事に関して、各工事がようやく決定しましたけれども、今後の工事の監理業務はどのような内容で行われるのかを伺いたい。

それから、県内において多くの自治体で建築工事監理を業務委託で、入札で行っている自治体がありますけれども、本市では実施設計業者に随意契約を行っている傾向にあるようです。その点、県内情勢をどの程度把握しているのか。また、これまでも議会においてこの監理業務委託に関して発言してまいりましたけれども、この際、導入しない理由があるならばお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私のほうから監理業務の内容ということで回答を申し上げます。

監理業務につきましては、建築基準法や建築士法において、一級建築士による工事監理が義務づけられているところでございます。工事監理の目的としましては、設計図書、仕様書等に定められた品質や性能について、施工方法や使用材料が適切かどうか必要に応じて立会いを行いつつ厳格なチェックを行い、工事が適切かつ円滑に進むよう監理を行っていくものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、財政課からは監理業務の他市町の状況ということでお答えしたいと思います。

他市町、千葉県下、今、電子調達システムというところで入札を行っているところですが、そのシステムの中の検索において一応確認したところだと、約20自治体において監理業務自体を入札で行っているというのは、そのシステムの中で確認できているところがございます。

詳細については、なかなかちょっとは時間的にあれだったんですけども、そういった20自治体の入札実績のある幾つかの自治体に聞き取りというところで確認をしたところ、定められた金額を超えるものは全て入札にするところと、あとは案件ごとに個別に入札にて行うか判断しているというところがありました。

本市の業務委託につきましては、100万円を超えるものは原則入札にて行うとしています。しかし、個別の案件というところで地方自治法施行令第167条の2第1項に該当することであれば、担当課とかその都度都度判断で随意契約ということにしているところです。特に、要は入札をしない理由があるとかということではなくて、今そういう状況で運用しているというところになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 該当工事については、建築、電気、機械、外構工事と多岐にわたる契約となっておりまして、現在の対応も煩雑することが想定されますが、請負契約に基づいて該当工事の受注者の管理体制というのを、担当課としてどのように対応していくのか、その点ちょっと詳しく伺いたいなど、そのように思います。

また、これだけの大規模改造工事になりますと、当初の設計内容どおりに完成することが大変難しいというか、技術的に困難を要して大変なんだろうなということが想定されますが、本市としてどう判断して、その管理を対応していくのかを伺いたいと、そのように思います。

それから、財政課に対して建築工事の監理業務委託を入札で行う県内の自治体が多くありますが、どの程度の建築の規模で監理業務の入札を行うのか、それから実施設計業者が監理業務を落札しているのかどうなのか、その辺をちょっと分かる範囲で伺いたいなど、そのように思います。

先ほど、時間的にあれというフレーズがございましたけれども、もし調査不足ということでありましたら、委員会審査でもちょっと教えていただきたい、質疑も検討したいなど、所管ではないけれども、思うので、ご回答いただけるのかどうなのか、担当課もしくは副市長、お答えができるようであればお願いしたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今後、工事を進めていくに当たりまして、議員おっしゃるように改修工事、煩雑といいますか、なかなか難しい場面が出てくるのかなというところもございます。

そんな中で、発注者と受注者、監理者におきまして、適切な管理体制を整えて、その中で工事をしっかりと進捗してまいりたいと思っております。当初の設計内容と現場の出来形につきましても、契約約款の第18条に定めますとおり、こういったものに基づきながら、調査、立会いを行いながら、3者が共通の認識を持って必要な協議や設計内容の変更など適切に対応を行い、工期内の完成を目指してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 設計委託に対する入札というところですけども、電子システムでちょっと軽く調査しているというか、状況です。これ20自治体に、これから調査の依頼をかけてというところになると時間もかかるかもしれませんが、基本的に幾つか聞いた中では、やはりうちと同じで、ある程度一定金額で、多分うちのほうは100万円で縛っていますけれども、基本的にはそれ以上はみんなもう入札でやるよと決めている自治体も多分あると思います。

あとは、個別の案件だと答えた自治体もあります。そうすると、こちらでその自治体に確認しても、はっきりとこういう場合はこうですというのはちょっともしかしたら難しい回答になってくると、向こうの自治体のほうも回答に困る部分があるのかなというところもありますけれども、いずれにしても今後のこともありますので、その辺はしっかり調査していきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 今後の建築工事における監理業務を入札でというお話でしたが、監理業務につきましては現在も入札では可能となっております。今回の建築工事につきましては、工事の内容、エレベーターを設置するという部分が、設計業者が建築確認をやっているという事情もありまして、それで随意契約でやるというのが有利になるというような状況でありましたので、そういった状況になっております。

ただ、その入札につきましては、また近隣自治体等もありますので、その辺はちょっと近隣の状況のほうを見てみたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、井田孝議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、議案第18号、工事請負契約の締結について質疑いたします。

ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築）の随意契約による見積依頼業者の選定基準を伺います。

2回の入札が不調になった後に、この見積合わせが行われたという説明を受けましたが、見積りを依頼した業者がこの5億円を超える規模の工事を受注できる実績があったのか、もしくはランク的に問題はなかったのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回の工事、随意契約につきまして、随意契約における見積りの依頼の業者につきましては、選定の中におきまして2度実施しました競争入札の入札者が市内及び旭市内に支店のある準市内の業者ということがございまして、市外の業者の参加がなかなか見込めないというようなところの判断を行いました。

このような中で、これまでの近年の当市の建設工事の入札の経過、また実績などを考慮しまして、入札参加資格者名簿に登録されている特定建設業許可業者のうち、市内7者及び準市内1者を選定し、見積りを依頼したところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは再質疑いたします。

この工事に関しては、建築工事の不調により、長い間業者が決まりませんでしたでしたが、工期の延長はしておりません。厳しい工期になっているものと思われませんが、この工事は改修工事なので、例えばボードを開けたら下地が腐っていたとか、設計変更の可能性もあり得ます。そういう問題が起きるたびに工事が止まっていたら工期内の完成が難しくなると考えますが、

市としての見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯嶋正寛） 先ほど、回答のほうで少し触れましたけれども、工事の中で変更等そういったものが生じてきたときには、契約の約款の18条に基づきまして、その辺を調査、立会いの中で行いながら、共通認識の中で必要があれば適切に対応し、設計内容の変更などを適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） この工事は、建築以外の業者は早々に決まっていたのですが、建築工事が始まらなければ、電気、設備の業者は材料の発注ができません。建設資材の高騰により、この期間中にも資材の値上がりがあったかもしれません。今、県で実施している物価高騰による工事費の追加、物価スライド方式を本市で取り入れることはあり得るのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯嶋正寛） 既に契約しております電気設備や機械設備の工事の業者と、今現在市の担当者と協議した中では、特に支障があるというところは伺っていないところでございます。

今後、急激な物価の上昇などによりまして工事に影響があるというふうに判断された場合などにおきましては、こちらも契約約款の26条にございますいわゆるスライド条項というのがございまして、そちらによりまして対応を行っていくということにしております。これによりまして、当市におきましても適切な協議を行い、措置のほうを講じてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の質疑を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第18号、工事請負契約についてご質疑申し上げます。

今、2人の議員からご質疑がありましたけれども、私はこれは必ず予定外の支出が出るよ

うな入札をやったのではないかと考えております。それは、あまりにも予定価格と請負代金の間に差があり過ぎるわけです。

まず、請負代金の算定をした業者、設計者ですけれども、設計の業者ですけれども、この方はどのような条件でもって行ったのでしょうか。その点についてまずお聞きしたいと思います。

ここにあります請負代金、予定の価格が5億1,150万円なのに、請負代金については4億8,400万円ですから、かなりの差があるわけです。あまりにも差があり過ぎると思うんです。こういうような形でもってやって、本当にこの工事ができるかという不安を、私はこの表を見て思いました。後からいろんな形でもってどんどん積み重ねていったら、結局最初の例えば6億円台を出している方たちと同じような金額がかかってしまったということに私はなることを大変気にしております。

これについては、そうならないという保証がどこにあるんですか。この物価がどんどん上がっている時代に、それに相応した対応の仕方があると思うんですけれども、そのところを市当局はどのように考えたかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回の契約までの経過としましては、入札を2度行いまして、そちらの中で決定がされないということの中で随意契約に至ったものでございます。

この設計の内容につきまして、業者のほうとしましてもこの入札という、この価格のほうで、自分のほうで算定をし、工事ができるという中での金額を提示してきているわけでございますので、その点につきましてはこちらのほうで申し上げることではないというふうに思っております。こちらのほうは、業者のほうはできるというところの判断の中でこの金額を提示しているというふうに考えております。

また、物価が上がっていく中での金額の高騰というお話がございましたけれども、こちらにつきましても、先ほど来、約款のほうの説明をしておりますが、そういった事情の中で金額が上がっていくという中であれば、協議の中でこちらのほうに適切に対応していくということでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そのスライド条項の約款というのは、具体的には契約上本当に有効

になるんですか。その文言を出してください。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） こちらの契約の約款のほうの第26条の5項の特別な要因により  
工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金が不相当と  
なったときは、発注者または受注者は前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求す  
ることができるという条項でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 提起することができるということで、市はそれを認めるか認めない  
かというのは、どこで判断するんですか。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） こちらの約款に基づきまして、こちらの請求がございましたら  
3者、設計監理者、請負業者、市のほうで協議を行いまして、そちらの内容を精査した上で  
こちらのほうで対応していくということでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

事故の概要についての中でもって出ていますけれども、本年8月2日に下永井の809番53地先の道路上で発生した観光街路灯の落下と書いてありますね。観光街路灯、これは市の所有している観光街路灯だと思うんですけれども、その管理というのは市がそのまましていたんですか。それとも、その街路灯部分の管理をしてもらう方がその近くにいたんですか。

市の単独で立てたかどうか分かりませんが、その街路灯だと、その管理はどういうふうにされていたんですか。そこに落下して、車に落っこったんでしょうけれども、そういうことが私は大変危ないことだと思うんです。場合によったら死者が出たかもしれないですよ。そういうことで、その管理はどうであったかということをごどのようにつかんでいるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） この観光街路灯は、飯岡地区の観光街路灯でございまして、夜間の安全確保や観光地としての景観づくり等を目的に平成2年から平成6年にかけて旧飯岡町で設置をしたものです。主に三川地区の部分の海岸線の県道、それから国道126から刑部岬展望館に上る、これは市道なんですけれども、こちらの2か所に連続して設置している観光街路灯でございます。

管理については、商工観光課で管理をしております。もちろん道路管理者の許可をいただいて設置させていただき、管理を商工観光課で行っているものです。

どのような管理というご質疑がございました。こちら、まず毎年職員が目視による現況確認もしております。また、毎年業者による点検を実施し、やっぱり沿岸地で古いものもございまして。危険性の高いものから順に、現在はLED化を含む更新を、年間10基程度更新をまいってきたものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） よく分かりました。ただ、年間10基程度って、何基ついているんですか。

それでもって、要するによく管理していたんだと思うんですけれども、どういう管理をしていたか。業者をお願いしていたのか、自分たちが見ていたのか。つまり、街路灯ですから、大変この下をすぐ車がいっぱい通るわけでしょう。脇になるのかどうか分かりませんが、

も。そうしたらば、定期的に何か所かに分けて、それでもって業者がちゃんとたたいてとか、そういうような管理をしなければ駄目ですよ。そういうことは実際にやっていたんですか。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） まず、何基ということでした。

まず、こちら三川地区の目那川という川がございます。そちらから飯岡漁港の入り口までの連続して、そちらがもともと97基、それから国道126から刑部岬展望館に上がっていく市道です。こちらには17基ございました。

それから、管理ということでした。管理は先ほども申し上げましたけれども、まず職員で、これは目視なんですけれども、実際腐食もしている中で、なかなか見ただけで分かりづらいのもあるんですけれども、まず職員による目視も行い、さらに業者による点検も行いながら、これは本数限定なんですけれども、年間10基程度の一番危ないものから優先順位を決めて10基程度の更新をしてきたものです。

実際、平成2年頃から設置をしていたもので、実際もうかなり古いもので、その後平成14年度頃からもう第1回目の更新をしております、沿岸地で腐食も早いもので。そちらがやってきたんですけれども、さらに平成14年なので、もう既に23年程度経過しております。そこから、順次、年間10基程度の更新をしてきたんですけれども、まだまだ残っている部分があったということで、今回、台風による影響で落下したものがまだ更新できていなかったものが落下したことになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

---

◎追加日程第2 議案第21号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利） ここでおはかりいたします。議案第21号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第21号は、人事案件でありますので討論を省略し、採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第21号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第21号は同意することに決しました。

---

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第20号までの20議案を分担表により、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、21日までに審査を終了されるようお願いいたします。

---

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回は11月14日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時51分

## 令和7年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第3号）

令和7年11月14日（金曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（20名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	伊 場 哲 也
5番	平 山 清 海	6番	崎 山 華 英
7番	永 井 孝 佳	8番	井 田 孝
9番	島 田 恒	10番	片 桐 文 夫
11番	遠 藤 保 明	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
17番	向 後 悦 世	18番	景 山 岩三郎
19番	木 内 欽 市	20番	松 木 源太郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり 課 長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援 課 長	八 馬 祥 子	こども家庭 課 長	石 橋 康 司
高齢者福祉 課 長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興 課 長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農業委員会 事務局 長	金 谷 健 二		

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
---------	---------	-----------	-----

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 伊 場 哲 也

○議長（飯嶋正利） 通告順により、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（4番 伊場哲也 登壇）

○4番（伊場哲也） おはようございます。議席番号4番、伊場哲也です。時間の関係もございまして、早速一般質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

第2回の定例会におきましては、市政運営上の課題解決のポイントとして、前副市長が示された公共施設の再編について一般質問をいたしました。本定例会11月議会におきましては、課題解決のポイントの一つ、DXの推進、つまり旭市のデジタル改革の推進をメインとして一般質問をさせていただきます。関係課長から市の見解や将来の展望をお聞きしつつ、旭市の発展に向けた課題解決に少しでもつながればという趣旨でございます。よろしく願いいたします。

質問事項1、デジタル技術による課題解決について、（1）旭市のDXの取組について伺います。

市のDX、デジタル改革は、第3期総合戦略とDX基本方針に沿って計画的、段階的に取り組んでいると考えます。国は、自治体DX推進計画バージョン4.0で、単なるデジタル化

ではなく地域の課題解決、住民サービスの向上、職員の働きやすさ、同時に実現することを求めています。一方、旭市では、昨年度3月に旭市DX基本方針を示し、市が目指すデジタル社会の姿として、「みんなに優しいデジタルで みんながつながる あったかいまち旭」というビジョンを掲げております。そして、9月に策定予定の（仮称）旭市DX推進計画は今年度内に作成見込みとのことです。

そこでお伺いします。旭市全体のDXの計画がどういう計画で、何を目標に進められているのか、推進計画と目標の概要、進捗状況をお尋ねいたします。

次に、皆さんもお読みのことと思います第3期総合戦略に示されている関係各課の具体的な取組について、順次お尋ねいたします。

（2）農業のデジタル化、農業DXの推進についてお伺いします。

農業のデジタル化とはどういうことでしょうか。農業DXの取組については、高齢化や担い手不足という大きな課題に対して、どのようなデジタル技術をどのように導入し、生産性向上や持続可能な農業につなげようとしているのかお伺いします。

（3）観光のデジタル化、観光DXの推進についてお伺いします。

観光DXは、単なる情報発信ではなく地域全体の経済循環をつくるための戦略と捉えております。観光は地域経済を支える大きな柱であり、デジタル技術の活用によって観光客においでいただく、滞在していただく、消費していただくをどう増やすかが鍵だと考えます。

そこで伺いますが、観光DXの推進について、おいでいただく、滞在していただく、消費していただくをどう増やし、地域雇用や関係人口の拡大に結びつけようとしているのかお伺いします。

（4）交通のデジタル化、交通DXの取組内容と進捗状況について伺います。

第3期総合戦略重点プロジェクトでは、公共交通の利便性と快適性の向上に向け、デジタル技術の活用による交通DXとクリーンエネルギーの活用による交通GX、つまり、グリーントランスフォーメーションと、脱炭素社会に向けた環境に優しい転換への取組、この検討を進めると記載されております。

また、総合戦略施策16、公共交通網の整備の目指す姿は、誰もが利用しやすい持続可能な地域と一体となった公共交通及びまちづくりと連携した魅力的な交通環境の整備を促進するとうたっております。重要度が高い項目としているにもかかわらず満足度が低いとされる公共交通網の整備、市民アンケートの239ページ、しっかりと取り上げられております。

そこでお伺いいたします。交通DXと交通GXをどう整理し、市民の移動、とりわけ高齢

者の移動を確保しつつ満足度が高い公共交通を実現しようとしているのかお尋ねいたします。

(5) 防災のデジタル化、防災DXの取組内容と進捗状況について伺います。

防災DXで市民の安全をどのように高めていくのか聞きたいと考えます。総合戦略基本目標4「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」の達成に向け「“健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト」、これを重点プロジェクトに位置づけ、健やかで幸せな暮らしの土台となる安全・安心な防災体制を構築する、そのために防災DX、デジタル改革にも取り組んでいく、そういう方向性が示されております。

お伺いいたします。市民の安全・安心を高めるために具体的に推進している防災DXとは何でしょうか。お尋ねいたします。

(6) 教育のデジタル化、教育DXの取組内容と進捗状況についてお伺いいたします。

個別最適な学びの具現化について、2点お尋ねします。

子どもたちが自分に合った学び方と学力向上の実現のためにどのようなデジタル技術や学習支援の仕組みが導入されているのか。教育のDXの取組内容をお聞かせください。

あわせて、進捗状況ということで、単にタブレット端末を導入するだけではなく、先生方が端末を活用して子どもたちの学びの質や学力の向上がどのように図られているのか伺います。

(7) 行政のデジタル化、行政DXの取組内容と進捗状況については、行政のDXとは何ですか、基本的なことを聞きたいと考えます。

国のデジタル推進計画、田園都市国家構想総合戦略アクションプランを統括する行政改革推進課内に設置されたデジタル戦略室、とりわけデジタル推進アドバイザーを核とする推進本部並びにワーキンググループの組織体制、AI-OCR、RPA、デジタル技術では横文字がどんどん出てきます。分かりにくい表現や活用している技術がずらりと並びます。だからこそ、デジタル分野の推進アドバイザーという専門家が必要なわけです。

そこでお伺いしますが、行政DXとは何ですか。具体的にどんなことをしているのかお尋ねいたします。

(8) 旭市の今後のDX施策について伺うということについては、旭市版GPS端末貸出しモデル事業を提言、提案させていただきます。

現在、旭市では、総合戦略の基本目標4、安全・安心で暮らしやすいまちづくりの達成に向けて、高齢者の安全確保に様々な事業を取り入れ、手厚く取り組んでおります。その話は、担当課の課長、誠実に真摯にお話を伺っていただきました。市の取組についても、詳細な説

明もいただき理解を深めさせていただきました。

ただ、唯一取り組んでいないのが認知症や徘徊のおそれがある高齢者に対してGPS端末の貸出事業、これです。近隣自治体に先駆け、旭市版モデルGPS端末貸出事業を導入し、これまでの多くの支援策と併用しながら、より一層高齢者に優しい事業を展開し、本当に旭市に住んでよかったと言ってもらえるよう、旭市版GPS端末貸出事業、これをスタートさせたいかがでしょうか。提言させていただきます。市の見解をお伺いいたします。

質問事項、大きい2番、英語教育パワーアッププロジェクトについてお尋ねいたします。

プロジェクトの成果・課題・今後の方針についてお答え願います。

以上、1回目の質問といたします。明瞭なる答弁をお願いし、質問席に移動します。ありがとうございました。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、私からは1、デジタル技術による地域課題解決についてのうち、（1）（7）（8）についてご回答いたします。

初めに、（1）旭市のDXの取組について、推進計画と推進目標の概要について伺う。旭市全体の計画がどういう計画で何を目標に進めているのか、推進計画と目標の概要、進捗状況はというようなご質問でした。

少子高齢化、人口減少を背景に、デジタルで住民サービスと地域力を高めるため、令和7年3月に決定した旭市DX基本方針では、目指す理想像を「みんなに優しいデジタルで みんながつながる あったかいまち旭」と掲げ、市民・産業・行政の三つの視点からDXを推進し、旭市の全体最適化を目指すこととしております。具体的には、行政手続の電子化、キャッシュレス、防災、教育、福祉、農水、商工、観光、人材育成、基幹システムの標準化、セキュリティ強化、オープンデータの活用などの推進を想定しております。

12月に改定が予定されている国の自治体DX推進計画を考慮し、本年度、市の計画を策定する予定です。その中で、推進計画や推進目標を打ち出してまいります。

次に、（7）行政DXの取組内容と進捗状況について、行政DXとは何か、具体的にどんなことをしているのかというようなご質問でした。

行政DXとは、デジタル技術を活用して行政サービスや業務プロセスを変革し、市民の利便性向上と行政運営の効率化を目指す取組であります。

行政DXについて、市のDX推進計画に先行して、令和7年3月に策定した第5次旭市行

政改革アクションプランの施策32「人と組織の育成戦略」において、行政のDXを計画的に実行するなど、市役所のデジタル化、市役所改革など市民の利便性の向上や事務の効率化を図る旨位置づけ、取組を進めております。

次に、アクションプランで掲げる行政DXに資する取組ですが、具体的に、一つとして使用料や手数料などの窓口での支払いについてキャッシュレス決済の導入、二つ目として市民向け及び庁内向けに幅広く活用可能な汎用型電子申請サービスの導入による「書かない」「行かない」窓口の実現、三つ目として住民記録、税、福祉など20の基幹系業務について、国の定める標準仕様書に準拠した情報システムへの移行、四つ目として入力業務をAI-OCRによりデータ化し、RPAの導入による業務効率化の実現、五つ目として生成AI等を用いた技術を業務に利用することによる業務効率化や負担軽減、六つ目として庁内会議等の最適化による業務効率化の実現、七つ目としてチャットサービスの導入による円滑な情報共有と業務の継続性の確保などが挙げられます。

次に、(8)旭市の今後のDX施策について、これについては旭市版GPS端末貸出モデル事業のご提案がありました。

認知症や徘徊のおそれのある高齢者に対してGPS端末の貸与や費用の一部を負担する、これにつきましては、都市部や県外の市町村で導入しているということは承知しております。現在、DX推進計画を策定しておりますので、参考とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、(2)の農業DXの取組について、取組の内容と進捗状況についてご答弁申し上げます。

農業DXの推進につきましては、今期から始まった第3期旭市総合戦略においても、デジタル技術の進展を農業分野に生かした地域課題の解決を掲げているところでございます。

生産性の向上や少子化等を進めながら、消費者に評価される価値を生み出す農業DXは、高齢化や担い手不足といった地域課題に対して、本市農業の持続的な成長を目指すため、重要な取組であると考えております。具体的な推進につきましては、国や県の支援制度を活用しながら、農業用機械の自動操舵や施設での環境制御など、スマート農業の普及を進めていくとともに、民間事業者の持つ知見も活用しながら、地域の担い手、農業組織などと連携し、本市に適した農業DXの普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、（3）の観光DXの推進に当たり、来ていただき、滞在し、消費する、そのそれぞれをどう拡大し、地域雇用や関係人口の拡大へと結びつけていくのかについて回答いたします。

現在、観光客の増加に向け、観光物産協会などと連携して、ウェブサイトやSNSを活用して観光情報やイベント情報を発信しております。

また、観光施設や宿泊施設、飲食店のほか、旬のおすすめ情報の紹介、市内周遊コースの提案などを実施し、滞在や消費の拡大に向け取り組んでおります。

引き続き、観光客の増加につながる取組を進め、旭市の魅力をより多くの方に知っていただき、地域雇用や関係人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、4番目の交通DXの取組内容と進捗状況についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、交通DXとそれから交通GX、どちらも持続可能な公共交通システムの実現に向けた取組でございまして、それぞれが別の概念ということではなく、互いが密接に関連するものであると認識しております。

これらを踏まえた公共交通の実現ということについては、現在、本市ではコミュニティバス、デマンド交通の運行などにより高齢者等の移動手段の確保を図っているところでございます。

そうした中、例えばデマンド交通、きらりんタクシーでは、予約や運行管理にシステムを活用し、AIが最適な配車やルート選定などを行っており、本市においても交通DXによる事業の効率化は少しずつではありますが進んでいるものと思っております。

自動運転などの交通DXの活用、取組という点におきましては多くの費用が発生するものと考えております。今後の技術の進歩を見据えながら、費用対効果も考えた上で、利用者の利便性の向上と持続可能な公共交通の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課からは、（5）の防災DXについてお答えいたします。

具体的に推進している防災DXとしましては、防災行政無線システムがあります。このシステムでは、無線と防災あさひメール、LINE、Xを連携させて同時発信が可能となって

おり、Jアラートや市からの緊急放送などを市民に対し迅速・正確に情報伝達することができるとなっております。

そのほかにも、各種ハザードマップをいつでも、どこでも見ることができる防災アプリや、ウェブ版のハザードマップもございます。また、避難所の避難者数や避難者名簿の管理は、汎用型電子申請サービスを活用し、円滑な避難所運営に役立てております。

そして、最近注力していることとしましては、インスタグラムを活用しまして防災情報や防災知識向上に関する広報などを実施しております。

今後も、市民の安全・安心のために様々な手法を取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私からは（6）の教育DXの取組内容と進捗状況、それと、大きな通告2番の英語教育パワーアッププロジェクトについて回答を申し上げます。

初めに、（6）の教育DXの取組のうち、どのようなデジタル技術、学習支援の仕組みが導入されているのかということで教育DXの取組内容ということ、またもう一つは、子どもたちの学びの質や学習の向上について、この2点について回答申し上げます。

市内小・中学校におきましては、令和2年度末に児童・生徒1人1台端末を整備し、学校での授業や家庭での自宅学習における利活用促進に取り組んでまいりました。

また、教員の授業における端末利活用につきましては、令和4年度から3年間にわたって、ICT授業マイスター育成事業を展開し、各学校の中堅教諭を中心に、ICTを活用した創意工夫に富んだ授業づくりと教員の指導力向上を図ってまいりました。

これらの取組によりまして、児童・生徒がそれぞれの学習進度に応じて、各教科の学習内容をリアルタイムで確認しながら学習を進めることができるようになったほか、授業におけるグループ学習においては、これまでの対面でのやり取りに加えまして、ネットワークを通じて自分の考えをグループや学級全体で共有し、他者と協働して学習を進めることができるようになりました。

今後も、教育DXのもたらす効果を実感できるよう、ICT環境の充実と人材育成を推進してまいります。

続きまして、2の英語教育パワーアッププロジェクトにつきまして、プロジェクトの成果・課題・今後の方針についてということでございました。

本プロジェクトにおきましては、本市におけるストップ少子化大作戦の「選ばれる地域づ

くり」関連事業としまして、子育て世代の人口流出を抑止し、少子化に歯止めをかけるため、令和4年度から推進しております、保育所・幼稚園から中学校卒業まで切れ目のない英語教育の充実を目指した取組でございます。

現在、市では10名のALTと4名のティーチング・アシスタントを雇用いたしまして、小学校低学年から外国語に触れ親しむ活動を実施するなど、外国語におけるコミュニケーションの素地を養うことができるよう取り組んでおります。

加えて、市教育委員会所属の外国語教育アドバイザーによる小学校高学年の外国語授業の巡回指導を行いまして、授業の質的向上に取り組んでおります。

英語検定3級受験料の補助事業につきましては、本年度で9年目を迎えます、令和6年度末までに延べ2,000人を超える受験がございました。そのうち約半数が合格となっております。しかしながら、英語教育実施状況調査の結果から、中学校卒業時点で英語検定3級程度の英語力を有している生徒の割合につきましては、過去5年間の平均で46.7%ということでありまして、県の目標値である60%を下回っているという状況でございます。

令和5年度からは、夏季休業中に外国語アドバイザーによる英検対策講座を開催いたしまして、問題の解き方や学習方法の指導を行っております。英語検定3級取得の意欲面での向上が図られていると考えております。

市教育委員会としましても、引き続き、学校訪問や教職員研修の機会を活用して、より具体的な指導・助言の充実に努めるとともに、本プロジェクトの取組や成果を市内外に積極的にPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 詳細なる答弁、ありがとうございました。

それでは、（1）から再質問ということでさせていただきます。

推進計画が現在作成中であるというお話がございました。おおよそできているのかなと推測いたしますし、方針はもう既に昨年度3月から示されておりますので、その計画やら目的やら、どのようなものかと。

いずれにしましても、これから5年間かけて、縦軸、横軸、旭市の総合戦略の施策、縦串、横串全て地域課題をDXでもって社会の課題解決、そして前に向けていこうという姿勢が十分見えるこの総合戦略でありますので、私としても個人的には相当期待しているところでございます。

その上で再質問でございますけれども、デジタル技術による地域課題解決、先ほども若干の説明がございました、回答がございました。デジタル技術を活用して、従来の手法では難しかった地域課題、これをより効果的に効率的に解決をしていこうと、そういう施策だと考えますけれども、旭市における地域課題解決を効率的、効果的に解決するために具体的に進めている手法、もうちょっと詳しく例があればお示しいただけませんか。いかがでしょう、課長。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 例を示してというようなお話ですね。

具体的には、本年8月に開始した小児科・産婦人科オンライン医療相談、これが挙げられます。また、申請やアンケートなどをデジタル化し、市民の方々が移動や時間に縛られないこと、効果をより実感していただけるような取組も始めております。

引き続き、各分野における課題を効率的、効果的に解決するための手法としてデジタル技術の活用を検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） そうしますと、課長、ただいまの回答、答弁は、（7）の行政DXとかぶるところがあるというふうに捉えてよろしいのでしょうかね。分かりました。

（1）の市の目指しているDXの方向性、専門的知見を生かしてと、先ほど1回目のご質問の中で言わせていただきましたけれども、市のDX推進を支援・助言してくださる貴重な人材、デジタル推進アドバイザー、この方のこれまでのこんなところが助かったという功績ですとか、あるいは今後期待する内容ですとか事柄があれば教えてください。

あわせて、市のDXを推進していくための先進地域自治体の研修といたしますか、横浜市、あるいはつくば市、これは先進自治体と、戸田市もそうですよね。こういった自治体の研修視察ですとか、あるいは情報収集、これがどのようになされているのか、どのように市のDX推進に生かそうとしているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） DX推進アドバイザーによる取組は、現在も進行中ですが、デジタルを活用した課題解決をより高めるためのDX人材の育成など、庁内改革や地域の事

業者の課題でもある人材不足や売上拡大に寄与するデジタル化の支援として、地域の事業者デジタル化支援、女性の働き方を増やすデジタル人材育成などを提案していただき実施しています。

今後は、計画の策定や基幹システムの標準化、DXの推進に対するさらなる支援をお願いしたいと考えております。

視察に関しましては、埼玉県毛呂山町へLINEを活用した市民サービスの向上を、銚子市へグループウェアの活用状況を、香取市へ窓口改革の現状を確認するとともに、定期的に東京ビッグサイト等で開催されるDX展示会に参加し、情報収集することで、市で取り入れられる内容を検討しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 前向きなる取組、これがやっぱり今後大きく左右するものというふうを考えます。

ただ、推進していく上で、個人情報保護ですとか、あるいは職員のスキル向上研修、また、地域住民の特に高齢者と言ったら失礼になるかもしれませんが、デジタル弱者への対応、これについては、推進計画を進めていく中でどのような支援策を準備されているのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 議員ご指摘のとおり、注意すべき点は多々あります。その解決には、人材の意識やスキルが重要だと考えております。

さきのご質問にもお答えしましたが、今後の課題解決の加速化を考え、重要課題として人材育成を行っております。ここでは、デジタルスキルだけではなく、情報漏えいなどのセキュリティへの意識づけも行っております。

デジタル弱者への対応について、これに関しましては、スマホ教室などを行っております。また、無理にデジタルを強要するものではなく、デジタルでできること、デジタルでよい方々を増やし、デジタルの対応が難しい方への対応を強化していくことも必要であると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 課長、ありがとうございました。この後、観光、そして交通等々ございますので、質問させていただく中の回答、それでヒントを得て理解を進めていきたいと思えます。

農業DXについてお尋ねいたします。

先ほど課長から、本市に適した農業DX、私は、伊場、本市に適した農業DXって何か分かるかと言われたら分かりませんという、そういう回答になるんですけども、そこで課長、再質問させていただきますけれども、本市に適した農業DX、もう一度教えていただけますか。

あわせて、DXの導入、当然農業経営者が率先して進めていくことになろうかと思えます。そういう中で市は、先ほどありましたように、支援制度の活用ですとか、あるいはスマート農業の推進、そして経営されている農業者の知見活用、こういったお話がございましたけれども、どのように普及させていくのか、農業DXを、教えていただけますか。市に適した農業DXとは何ぞやと、そして農業DXの導入は農家の方が担っていくのか、そして、どのように農業DXを普及させようとする考えなのかお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 初めに、私の答弁で、先ほど「生産性の向上や少子化等を進めながら」という、「少子化」ということを答弁してしまいましたが、「省力化等」の答弁ミスでありますので訂正したいと思います。よろしくお願いします。

議員の質問にお答えいたします。

農業DXは、各農家が必要なAIやIT、ドローンなどのデジタル技術を導入することによりまして、生産性の向上や作業の効率化、農業従事者の負担軽減、高品質な農産物の安定供給などにつながるものと考えております。

市では、国や県の補助事業を活用しながら、これらデジタル技術の導入について支援しているところでございます。

本市に適した農業DXでありますけれども、現在、スマート農業などに加え、気象情報、生産情報などデジタルデータの活用によりまして、各種活用しながら進めているというような状況でございます。

適したという、大規模な農家が存在しておりますので、農業者の方々がDXに取り組む意欲が、現在ちょっと、農業者の皆さん、実際には、農業DXは農業者の皆様がツールとして

使っているようなものでございますので、各種それぞれ導入の状況が違いますので、それら皆さんの意向に沿って本市に適した農業DXを進めてまいりたいというようなこととなりますので、よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） ありがとうございます、伊藤課長。

この総合戦略にもきちっとKPI明示されております。農業産出額、ちょっとよく分からなくて申し訳ないですけども、501億円から、将来的には530億円を目指そうということで設定されておりますよね。それから、認定農業者数が773経営体から800経営体の拡大を目指していると、そういうことをこの総合戦略から読み取りました。

そこで、農業DXを活用した、例えば、難しいんでしょうかね、農業高校とか、あるいは大学と連携した人材育成、そういったことも考えられるのかなと、ぼんやり思ったんですけども、その点、課長、どのようにお考えなのか、市としてそういったことも考えとして取り入れているのかいないのか。

あわせて、本市の宝物である農水産物、食の高付加価値、これを農業のデジタル改革を通して高められるのではないかとということを勉強会で情報として得たんですけども、これについては、農業付加価値を高めるためのDXの活用、課長、どのようにお考えなのか、お答えいただけますでしょうか。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） それでは、ご答弁申し上げます。

農業高校や大学等と連携した人材育成につきましては、現在、具体的な取組はありませんが、将来の地域農業を支える人材の確保育成は喫緊の課題であると認識しております。

今後は、国・県や関係機関と連携しながら、若い世代が地域農業への関心を高め、農業に関わるきっかけづくりに努めてまいりたいと考えております。

それから、農産物の食の高付加価値化の取組につきましては、各種補助事業を活用したブランド化や6次産業化などを進めているところでありますが、農業DXの活用につきましても、有効な手段の一つであると考えております。

今後は、生産から販売まで効率化と付加価値向上に向けた支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） もう少し具体的な答弁といえますか、こういうことをやろうとしているというのが具体的に私に見える形でいただければ、もうちょっと理解が深まったかなというふうに思います。感想ですけれどもね。

先月の、私が所属している革新懇談会というのがあるんですけども、そのときには大変お世話になりました。出前講座で、旭市における農業というものを、私は勉強させていただきました。びっくりしました。何がびっくりしたかといったら、すごいんですね。全国5位とよく米本市長おっしゃられますよね。旭市は全国5位、関東は2位なんだそうですね。千葉県では1位。

内容をちょっと勉強させていただきました。お米は県内2位、野菜は1位、イチゴは1位、キュウリは2位、トマトは1位、メロン、レタス1位、1位、ヤマイモ、1位が多古町で本市は2位、花卉、お花3位。畜産系は、1位、1位、1位、乳牛が6位、鶏卵が、1位がいすみ市で本市が2位と、もう1位、1位、1位、1位がめじろ押しなんですね。

ですから、こういう情報提供をいただけると、おお、なるほどなど。だから私、毎日毎晩、おいしいものを本市に在住し食べることができるんだなど実感いたしました。

つまり、こういった全国5位だよと、単純に5位って、結果として残せないわけでしょう。農業経営したことないから分かりませんがね。1位が都城市、愛知県田原市2位、茨城県銚田市、北海道、そして千葉県旭市第6位、去年は8位と、これすごいじゃないですか。もっと大々的に、市長、すげえんだぞということを、本当に私のように全く農業知識ゼロの人間に対しても、そうか、そうなのかって、これでは文句なしだろうと思える公表、アウンス。

課長、最後の第4回目の質問でございますけれども、農業DXというのは経営者が自ら導入するというお話はお聞きいたしました。人材育成についても、市としては補助金等を活用して支援、バックアップするよということも理解いたしました。

ただ、今言いましたように、総合戦略の取組の成果、農業DXの取組の成果ですとか、あるいは達成状況、先ほど言いましたように、KPIが501億円から530億円と5年かけて、もう既に昨年度の結果を見ますと、昨年度、旭市は559億4,000万円ということで、全国第5位で、既にKPIで設定している目標を達成しているんですね。ですので、そういったことを達成状況とか進捗状況、これを市民に開かれた形で公表されたらどうかということをご提言申し上げているんですね。どうなんでしょうか、農業におけるDXの効果、これを広報等

で積極的にアピールされたらいかがですか。これについて、課長、どう思われますか、見解をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農業DXの取組の成果や達成状況などの公表についてであります  
が、このことは重要なことでもありますので、その手法につきましては、今後検討していきたい  
と考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 大いに積極的に前向きにご検討をお願いいたします。

続きまして、観光DXの再質問に移ります。

先ほど、課長、答弁ありがとうございました。観光客増加に向けて、今後も観光DXを進  
めていくというお考えをお聞きいたしました。

再質問でございますけれども、観光DXの具体策として、デジタル発信、もう既にされて  
おります。多言語対応、これについてはどうなのかなと。あと、AR、これについてもまだ  
実践されていないのではないのかなというふうに私は思いました。キャッシュレス導入、い  
かがでしょうか。いろいろやるべきことがあるというふうに思うわけですが、地元事  
業者の支援、連携体制、あわせて今言いましたDXを使った観光推進、この辺の優先順位、  
お考えがあらうかと思っておりますので、お聞かせ願えますでしょうか。優先順位、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 現在、観光情報につきましては、ウェブサイトやSNSを活用  
して市内外に広く情報発信をしております。

また、ウェブサイトの多言語対応、こちら言語の切替えをしていただければ見られるよう  
になっておりますほか、チラシやポスターなどにQRコードを掲載し、時間と場所を選ばず  
自身のタイミングで観光情報を収集できるようにするなど、DXを活用した観光客の利便性  
向上を図っております。

このほか、10月に開催しましたYOU・遊フェスティバルでは、ウェブサイトやアプリに  
て有料席や有料駐車場のチケットを販売しております。また、JAFとの共催イベントであ  
る「ドライブスタンプラリー」では、スマートフォンユーザーを対象に、GPSやQRコー

ドを使用してドライブしながらスタンプを収集するイベントを開催しております。

今後も関係団体と連携して、オンラインでの宿泊予約やA Iによる観光プランの提案、支払い決済機能の充実など観光客のニーズに合わせた取組を研究し、観光客の利便性向上や周遊、滞在につながるよう努めてまいりたいと考えております。

さらに、観光事業者等に対するD X化の支援や事業者を巻き込んだ観光D Xを推進し、観光産業の生産性向上や観光地経営の効率化、そして観光デジタル人材の育成などを研究しながら実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 3回目の一般質問をさせていただきます。

大変うれしいお言葉、課長から今お聞きできました。いよいよこれから旭かなと、人が増えるのかな、おいでいただいてお金を落とさせていただけるのかなと期待できる観光D Xの推進というふうに私は理解いたしました。

しつこいようですけれども、総合戦略にも、課長、示されておりますけれども、何万人でしたか、宿泊者数11万人から、5年かけて、たったのすけれども1万人増えて12万人、でも、たったというふうに言えないと思うんですね。1万人増やす努力というのは、年間2,000人、大変かと思います。ぜひ観光D Xを効果的に活用しながら、この行政評価指数に近づけるように、あるいは超えるようにご尽力いただければありがたいかなと。

あわせて、観光客数、これ210万人から213万人という予定を立てておりますよね。これもぜひ実現できるようにご尽力いただければなというふうに思うわけでございます。

実際に1年たち、3年たち、そして最終的に総括すべき5年目はどうなのかなといった、いわゆる先ほどの農業D Xと同じなんですけれども、観光につきましても、進捗状況の公表、あるいは成果の公表、こういったものをやはり広報あさひ等々で積極的に行うべきなのかなと。そうしますと、市民が、なるほど、こんなに増えたんだなということで、市が進めているD Xに対して理解、納得、共感、これも得られると思うからです。

どのくらいよくなったんだろうか、増えたんだろうか、どういう効果があったんだろうかと成果が分かるように、成功したやり方、これも近隣自治体、銚子市、匝瑳市もあるわけですから、どんどん広げていくことが、私はこの東総地域の発展にもつながっていくと、こんなように思いますので、観光推進している商工観光課長、よろしく願い申し上げます。

以上で観光D Xについては終わりにし、交通D Xの取組、これについてお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 5分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場哲也議員の一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 再質問させていただきます。

総合戦略の中の重点プロジェクト、つながる地域づくりプロジェクト、公共交通の利便性と快適性を高める交通DXを推進すると、先ほども確認しましたが、うたわれております。

その中で特に目を引いたのは、施策16の公共交通網の整備、自動運転、Ma a S、これ企画政策課長、実際やられるんですかね。交通手段をまとめて一つのサービスとして統合する、地域の移動をワンストップで便利にする交通、仕組み、公共バスですとかタクシーですとかデマンド交通、自転車のシェア、予約・決済等を含めて市民が自由に組み合わせで使える公共交通移動手段。自由に使えれば本当に生活が自由でいいと思いますけれども、これからの5年間の戦略の中で本当に検討する予定なのでしょうか。高齢者、子育て世代の足の確保として位置づける視点、方針、現在あればお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） Ma a Sの本格的な導入に向けましては、自動運転バスの運行や観光地での周遊など、実証実験も含めた様々な取組が全国で進められており、実現すれば、高齢者を含めた多くの方々の移動手段の確保や、観光振興等による地域活性化などが期待されるものであると認識しております。

一方で、技術的な側面や法整備、費用対効果の検証など、このMa a Sにつきましては様々な課題もございますので、今後も、国や県、他自治体の先行事例などを注視しながら、本市にとって将来的にどういった形での導入を考えていくべきなのか、研究していかなければならないものであると考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 積極的に推進する形で検討をお願いできればというふうに個人的に思います。確かに金がかかります。財源なくして施策は実行できないと。

町なかと海岸線、海岸部と市街地が共存する地形的特徴って、旭市、ですので、旭市版のモデル、EVバスですとかAIデマンド交通、シェアモビリティを研究されていると思いますけれども、これを民間企業ですとか地域の交通事業者と連携そして推進、交通DXモデルを形成したらいかがかなと。車がなくても動けるまち旭、旭市から交通の未来を描きましようなんていったら、課長、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 公共交通における交通DXの取組につきましては、先ほど申し上げましたデマンド交通の予約・配車システムなど、本市においても進めているところでございます。

公共交通の利用者から様々な声をいただいております、また利用者のアンケートも実施しております。そういったデータをしっかり活用しながら、日々集計しています利用状況など、そういった評価・検証も継続して行って、社会動向や需要に応じた運行体制を確保するとともに、今後も公共交通の利便性の向上を図ってまいりたいとふうに考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 公共交通、待たずに乗れた、行けるところに行けた、決済が簡単だと、乗ってよかった旭市の公共交通、このDXを活用して推進するかといったことが、これからデジタルの力が問われるというふうに思いますけれども、今課長からありました、市民アンケートも生かしながら、声を生かしながら推進していくというふうな答弁がございましたけれども、具体的に改善サイクル、データを生かした改善サイクル、どのようなものかお教えください。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） どのように改善していくのかということですが、本市では、地域の特性や利用者のニーズを的確に把握し、効率的かつ効果的な公共交通の構築を目指しまして、旭市地域公共交通計画を策定し、計画に沿った取組を進めております。

計画の策定に当たっては、旭市地域公共交通会議で協議をいただいておりますが、この委

員には市議会議員や区長会、市民の代表の方のほか、大学教授や地域の交通事業者、県や警察などの様々な立場の方がおります。

今後のDXの取組ですけれども、まずはこの公共交通会議、こちらにおいて皆様からご意見をいただきながら、本市の実情に即した公共交通の実現と利用者の利便性の向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） よろしくどうぞお願いいたします。

防災DXに移ります。再質問でございます。

防災DXを活用・推進することによって、一つ、情報伝達、一つ、初動対応、一つ、災害予測の把握、これについてより確実に高めることができるというふうに見込んでいると思いますけれども、具体的な見解をお願いいたします。3点でございます。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、1点目のより早い情報伝達としましては、実例としまして、今年7月のカムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う津波警報、こちらや、9月にありました土砂災害警戒情報などを国（消防庁）から発信されるJアラートと連携した防災行政無線システムによりまして、市民に対し瞬時にお知らせをしております。

災害対応の初動対応につきましては、7月の津波警報時には、午前9時40分に発表された津波警報の7分後には災害対策本部を設置し、10時15分には10か所の避難所の開設など、速やかな初動対応につなげることができているものと考えております。

災害予測の把握につきましては、災害のおそれがある場所を示した津波・洪水・土砂災害のハザードマップにより周知をしているところです。防災アプリやウェブ版のハザードマップを活用することによりまして、住んでいる場所だけでなく、今自分がいる場所にどんな危険性があるのかを把握していただくことも重要だと考えております。

しかしながら、災害の規模や程度というのはその都度異なりますので、様々な気象情報を収集して状況を把握しながら市民の安全確保に努めておりますが、今後も防災DXを積極的に活用しまして、防災力を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 安全・安心なまち旭、非常に賛同する取組であるということで私自身も

理解はしております。ぜひ今後も継続的に防災DX、そして、見える化できるAIの活用をお願いしたいというふうに思います。

30分後に既読できたなんていうことは可能なのでしょうか、課長。避難所の分散率ですとか、あるいは受付時間の改善ですとかいろいろあるかと思いますが、避難所に避難した人が、もう既読になっているよ的なそういう取組というのは、すみませんけれども、お聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 既読になっているかということでございますが、防災無線については、誰が聞いたかというのは把握はできておりません。ただ、LINEなどについては既読というのは把握できるかと思います。

先進自治体では、AIを活用したそういった取組もしているようです。そういったAIをはじめ、デジタル技術というのは日々進歩しておりますので、日頃から先進事例の情報収集に努めるとともに、防災DXの見える化の手法につきましても研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） ありがとうございます。前向きに前向きに、積極的に積極的に、市民の安心・安全最優先ということでご対応のほうをお願い申し上げます。

教育DX、再質問に移ります。

現場の先生方がICTをうまく活用しながら授業改善を進めていくために、特に先生方の負担軽減の観点からどのようなサポート体制が取られているのか。もう少し活用実績について具体例を、申し訳ございません、示していただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） ICTの活用を進めていく中で、学校現場の教員が直面する課題、機器の不具合への対応ですとか授業支援及び職員研修、これらについては市の教育委員会が窓口になってサポートを行っております。具体的には、教員用の各端末及び児童・生徒用端末の不具合については、市教育委員会が一括して連絡を受けまして、業者への修理依頼等の連絡・調整を行っております。また、授業におけるICTの利活用の場面での支援が必

要な場合には、専門のICT教育アドバイザーやICT支援員を派遣いたしまして、必要な支援や指導・助言を行っているところでございます。

これらの取組によりまして、教員が機器のトラブル対応に時間を費やす必要がなくなったというところのほか、ICTを活用した授業を構想する際にICTのエキスパートなどに相談ができるというところで、協働で授業づくりを行うことが可能になっているというふうに考えております。

今後も引き続き、教員が安心してICTを活用した授業を推進できるように支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 次の点については、課長、いかがでしょうか。学習の到達度、学校生活の満足度、教員の、先ほど言いました負担軽減の状況の改善、これら業績評価、定期的に、例えば学校評価のまとめが年度末にありますけれども、この辺については指標に基づいて、市民の皆様、保護者、理解いただくような、そういったシステム、方法ですとか、あるいはスケジュール、そういったものは現在予定されているかどうかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 議員がおっしゃいますとおり、現在推進しております教育DXの取組につきましては、現状を適切に把握して、課題を明らかにし改善につなげていくことが必要だということで考えております。

現状を把握するための具体的な方策としましては、教育DXが児童・生徒の学力や学校生活の満足度に与える効果を総合的に判断するため、各学校で年度末に実施している学校評価アンケートの結果や全国学力・学習状況調査の結果を活用するということが考えられます。

また、教育DXによる教員の負担軽減となる業務改善につきましては、本年度試験的に導入しております自動採点システムなどのデジタルツールの効果を検証するというところで、アンケート等によるレビュー手法を用いた検証など現場の声を踏まえた環境改善が重要であると考えております。

これらの教育DXによる効果を公表していくということに関しましては、市全体のDXによる取組の中の整合性といいますか、それらを勘案するとともに、校長会などの意見を伺いながら協議をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） ありがとうございます。皆さんの仕事も忙しいと思います。学校現場の先生方の仕事は、本当に本当に忙しい忙しいと、児童・生徒と対面する時間の余裕すらないといったところが現状だと思いますので、ぜひフォローアップ体制を充実させていただければと、このように思いますので、よろしくお願いします。

つきましては、教育DXに関するフィードバック、これについての市の、教育総務課としての見解をお伺いできればというふうに思います。デジタルツールの効果検証、フィードバック、その考えや方針、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） フィードバック、効果の検証というところでございますが、各学校では、児童・生徒及び保護者に対しまして、学校評価アンケートのほうを実施しまして、直接、要望や意見を聞くといった機会を設定しております。

アンケートの結果を踏まえて、次年度の学校運営に向けた改善が図られ、学校だけでは解決できない課題については、市教育委員会で丁寧に聞き取りを行いまして、学校との連携を図りながら、必要に応じた対応を行っております。

今後につきましても、全ての児童・生徒が、必要なときに必要なだけICT端末を活用できる環境整備、維持向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） ありがとうございます。ぜひ、先ほども言いましたけれども、学校現場の先生方が、また児童・生徒が、保護者が、本当にありがたいと思える教育DXの推進、お願いをいたします。

（7）の行政DXについての再質問に移ります。

先ほど、何点か具体例を示していただき、ありがとうございました。市の全体的なDXの推進と、それから併せて行政DX、同じような観点になろうかと思えますけれども、最終的には、課長、地域の課題解決、そして住民サービスの向上、最後に職員の皆様方の働きやすさ、これを積極的に実現する方向での計画作成、そして目標の設定、これを今現在進行形でされていると思いますけれども、いま一度、こういう方針なんだよ、いついつまでに計画は

策定する予定だよと、再度お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 先ほど幾つか項目を立てまして具体なお話をしました。

それで、それぞれの進捗状況ということで、まず、窓口業務でのキャッシュレス決済、これにつきましては、令和6年12月から市民生活課及び税務課窓口において、各種証明の発行手数料について導入をしております。

また、汎用型電子申請サービスについては、令和6年8月に導入し、市民向けの各種申請やアンケートフォームなどの作成・運用のため活用しております。具体的には、みたま苑の火葬予約、確定申告相談会の予約、保育園・認定こども園の利用者アンケート、図書館リニューアルに向けたアンケートなどがございます。

また、生成AIを用いた業務改革につきましては、令和6年11月に試行的に運用を開始し、行政内部での文書作成や要約、企画立案時のアイデア出し、会議録の要点整理等に活用しております。

引き続き、アクションプランに沿った改革を進めて、よりよい行政サービスを確立してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） ありがとうございました。

課長、混同しないように、（8）の再質問に移ります。よろしいでしょうか。

先ほど、1回目でご提案、提言させていただきましたGPSの端末、これの貸出事業、これについて、今計画、そして検討をしていただくというような計画、目標の中に位置づけていただくのかどうか分かりませんが、検討されるというお話がございました。

デジタル技術を活用して、そして市民生活がより生活しやすい、動きやすい、よりよい生活向上と、先駆けている自治体というのは全国に多くの事例がありますので、もう一度よく見ていただき、積極的に事例内容を研究していただき、旭市の活用をぜひとも取り入れていただければと、このように思いますけれども、課長、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 第3期総合戦略の中でうたっている「デジタル技術による

地域課題解決」、これは、市役所内にとどまらず、市民、事業者にも恩恵を受けていただけることであると感じております。

デジタル技術での地域課題解決は、全国的に多くの事例もあり、その内容を研究し、旭市での活用を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） 相当時間を使って、DXについて質問させていただきました。

まとめたいと思います。

これは副市長にお尋ねいたします。副市長、旭市の今後のDXの施策について統括していただく意味で、副市長にご回答いただきたい。

市のDXの全体計画、つまりランドデザイン、これを今後どのように描き、市民に分かりやすく示していくおつもりなのか。市の今後のDX施策の基本方針、関係課が抱えている課題等を集約した上で、これからの旭市のDX戦略、方針、具体的な施策、副市長に総括をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 基本的な考えにつきましては、現在、国において改定を進めています自治体DX推進計画の方向性を踏まえつつ、他市の事例を研究し、旭市に合った取組を進め、総合戦略で掲げています未来都市像へ近づけていくことだと考えております。

令和7年3月に公表しました旭市DX基本方針を基に、市民の皆さんとともに、市全体を持続可能でよりよいまちづくりを進めていくため、分かりやすく伝えられるよう、DX推進計画を策定してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） ありがとうございます。年度末にできるであろう基本計画、私どもにも教示していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

時間の関係で、英語教育パワーアッププロジェクト、最後の大項目2の再質問に移ります。

本プロジェクトの「書く力」、これの克服のために教材、研修、英検対策マニュアルの進捗、そして英検の補助、よその自治体で皆やっているわけではないんですね。これは、米本

市長肝煎りのストップ少子化大作戦の施策の一つとして具体的に打ち出されたものであると、英語教育パワーアッププロジェクト、この導入後の効果検証をどのように進めているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 英語の「書く力」ということで、こちらにつきましては、全国的にも平均の正答率が低いということで課題となっているところでございます。

市内の中学校では、英語を書くことに少しずつ慣れていけるように、生徒の実態に応じて作成したワークシートを用いて指導するなど、各学校の裁量で「書く力」を伸ばす授業が実践されております。

市教育委員会のほうでは、ALTやティーチング・アシスタントを含めた小・中学校の外国語教育担当者を対象とした外国語教育研修会を開催しまして、読解力の向上、即興で話すことなど、技能に関することに加えて、評価の方法やデジタル教科書の効果的な活用など、直面する教育課題の克服に向けた内容で研修のほうを実施しております。

英語検定の3級の取得推進に向けましては、英検対策マニュアルというものについては作成はしておりませんが、外国語教育アドバイザーが英検対策講座を通して、英語検定3級の合格にとどまらず、その後の英語学習の意欲向上につながるような指導しているところでございます。

英語検定3級につきまして、英語検定3級の取得推進におけます市の2回の補助ということでございますが、こちらについても、生徒たちの意欲の向上につながっているということで考えております。

今後も、中学校卒業時点で英語検定3級程度の英語力を有する生徒の育成に向けて、学校訪問や教職員研修の機会を活用し、課題である「書く力」の指導力向上に向けた指導・助言を充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） ありがとうございます。私もその道の仕事をしていたものでよく分かるのです。先ほどデータで示していただいた英検合格率60%が一つの目安、46.7%、これは地方での勉強の取組といいますか、結果はこれらつぶさに受け止めなければいけないというふ

うに思うのですけれども、せっかく2回の検定補助金を出しているわけですので、目標に極力近づけるように、市も現場へのバックアップを引き続きお願いしたいというふうに思います。

以前から申し上げておりますように、茨城県境町、先進自治体への研修視察等々についてはどのようなになっているのか教えていただけますか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今、境町というお話が出ましたけれども、現段階では、先進的な自治体の視察ということで予定はしておりませんが、ホームページなどで公開されている情報のほうを収集しまして、本市の取組をさらに充実させることができるよう、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○4番（伊場哲也） ありがとうございます。

以前も言わせていただきましたけれども、JR東京駅に行きますと、バスにラッピングして「英語移住しませんか？」と。これは境町の例ですけれども、大々的にいわゆる都市部でPRしていますので、それが実際どれぐらい移住率の向上につながったかはつぶさには見ておりませんが、そういった自治体をまねして、いいところをいいところ取りして、さらに旭市をという視点で取り組んでいただければありがたいというふうに思います。

時間、3分、もう質問については終わりにさせていただき、お世話になった皆様方にお礼と、これからのこともありますけれども、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

夏の大相撲旭場所の巡業から、先週の雨の中でスタートした2025オータムジャンボリー産業まつり、大分人のにぎわいと、これもすばらしかったと思いますね。いらっしゃいませということで、米本市長にも、柴副市長にも、向後教育長にも、安い有機野菜と、十分言葉が伝わらなくて失礼しましたけれども、どなたも買ってくださいませんでしたけれども、買っていただければもっと盛り上がった。

要は、この間のセレモニーもそうですけれども、このコースターを頂きました。皆さんもお持ちだと思っておりますけれども、あさピー、かわいいですよ。

ただ、この裏側に記載されている文言、ちょっと読み上げますね、はしょって。旭市は、平成17年7月1日に旭市、海上町、飯岡町、干潟町が合併して誕生し、令和7年に20周年を迎えました。千葉県北東部云々と。つまり、20周年の記念事業、つい1日にもセレモニー

を行いました。

最後に、房総半島屈指の穀倉地帯が広がっていると、皆さん認めているところがございますし、先ほども言いました。農業や畜産業、水産業、商業など産業もバランスよく発展しています。特に農業と畜産業は全国でも指折りの生産高を誇りますと、しっかりアナウンスされているんですね。ですので、こういったコースターでしょうから、でも表から見えないところもちゃんと市としては配慮しているよというふうな製作者のアイデアかと思います。

ただ一つ、自分に関係のあることで、来月、選挙を控えていますけれども、また来年お会いできることを願っているんですけども、これ5年後、10年後には、バランスよくという言葉がありますので、農業、畜産業、水産業、商業など産業もと、商業などの代わりに、商業・教育、これも今後ぜひとも入れていただくようお願いを申し上げます。

教育のやっぱり力でもって将来ある子どもを育てて、そして市の財源を力にしてよりよいまちづくりに私も尽力の一端ということで加えさせていただきたいというふうに思っております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上で伊場哲也の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 伊 藤 房 代

○議長（飯嶋正利） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（16番 伊藤房代 登壇）

○16番（伊藤房代） 議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和7年第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて5点の質問をさせていただきます。

1点目、高齢ドライバーの安全対策について、2点目、道路の安全対策について、3点目、冷水機の設置について、4点目、エアコンの設置について、5点目、旭市の特産品について質問いたします。

まず、1点目、高齢ドライバーの安全対策について質問いたします。

（1）高齢ドライバーの安全運転を支援する後づけ踏み間違い防止装置設置への補助はできないか質問いたします。

高齢化社会における交通安全の喫緊の課題は、ペダル踏み間違い事故の深刻性です。日本の社会は、世界でも類を見ない速度で超高齢化社会へと移行しており、自動車交通の安全を

どう確保するのは喫緊の社会的問題です。特に高齢ドライバーの増加は、ペダル踏み間違いによる重大事故の頻発という形で顕在化しており、もはや個人や家庭の問題にとどまらず、社会全体で解決すべき公衆衛生上の問題となっています。

事故統計から見るペダル踏み間違い事故の実態、警察庁交通局運転免許課が発行する運転免許統計（令和6年度版）によると、令和6年末時点の四輪運転免許保有者数8,074万6,536人のうち、65歳以上の保有者数は1,977万4,634人に達しており、これは全体の約24.5%を占めます。また、65歳以上の高齢四輪免許保有者数は、過去10年間で約2倍に増加しており、今後もさらなる増加が見込まれています。

事故件数と発生率の異常性、年間のペダル踏み間違い事故は約6,000件から7,000件に上り、これは全交通事故の1%に相当します。全事故件数が減少傾向にある中でペダル踏み間違い事故は微増傾向にあり、総体的な割合は増加の一途をたどっています。これは、今後も高齢化が進む中でこの問題が重大化する可能性を強く示唆するものです。

被害の甚大さ、ペダル踏み間違い事故における運転者の死亡率は、ほかの一般的な交通事故に比べて10倍以上も高いことが分かっています。この事実は、踏み間違い事故は単なる操作ミスではなく生命に関わる極めて危険な事故であることを明確に示しています。

旭市でも、ぜひ高齢ドライバーの安全運転を支援する後づけ踏み間違い防止装置設置への補助はできないか質問いたします。

2点目、道路の安全対策について、（1）ローソン海上後草店の交差点の信号から北に向かい踏切までの間の道路の安全対策について質問いたします。

ローソン海上後草店の交差点の信号から北に向かい踏切までの間、急なカーブがあり、見通しが悪く、子どもたちの登下校時に大変危険な道路です。家もどンドン建ち並び、交通量も増え、スピードを出して通る車も多く、大変に危険な箇所です。その割には路面標示も少なく、一時停止の路面標示もなく、東に抜ける道が3本ありますが、東から来た場合、左右の確認ができなく、大変危険との声をいただきました。

ローソン海上後草店の信号交差点の横断歩道は、かなり薄くなっていた箇所はきれいに引き直しがされ、改善されて大変によかったのですが、ぜひローソン海上後草店から北に向かい踏切までの道路の安全対策の見直しができないか質問いたします。

（2）国道126号沿いにあるタイヤ館旭から有限会社あかざ北側交差点までの間、道路の安全対策について質問いたします。

国道126号沿いにあるタイヤ館旭から有限会社あかざ北側交差点までの間、急なカーブが

あり、しかもそこは急に道幅が狭くなっている箇所があり、大変危険な状態です。路肩部分には段差があり、自転車など横転しやすい状況です。

今年の6月議会でも1度質問させていただきましたが、交通量の大変多いところで、朝夕の登下校時に安心して通学ができるよう、道路の安全対策はできないか質問いたします。

3点目、冷水機の設置について質問いたします。

(1) 公共施設に冷水機の設置はできないか質問いたします。

近年、夏の温度が高温になり、平常時の体温は37度C前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しないで運動した場合、1.1度Cも上昇し、汗をかいて脱水が進行し熱中症の危険性も増大し、体温が39度Cになると疲労感になり、40度Cになると動けなくなるという熱中症の症状が出ます。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている水分補給時の適切な水分補給をすることが大事であると結果が出ています。実験で、真夏の高温で運動した場合、体温が1.10度Cも上昇し、水分補給、5度Cの冷水を飲水した場合は0.68度C、15度Cの場合は0.77度Cなので、水分補給の水の温度は5度Cから15度Cの水分の熱中症対策補給が適していると研究結果が出ています。

熱中症対策に、夏の季節、5度Cから15度Cの冷水機はぜひ必要と考えます。旭市として、ぜひ公共施設に冷水機の設置はできないか質問いたします。

(2) 小・中学校に冷水機の設置をできないか質問いたします。

4点目、エアコンの設置について、(1) 区の集会所等のエアコン設置に補助はあるのか質問いたします。

近年、夏の温度が年々上昇しています。区の集会所などを利用する場合、エアコンがないと暑過ぎていられないとの声が寄せられています。市では、熱中症対策として集会所等へのエアコン購入費に補助はあるのか質問いたします。

5点目、旭市の特産品について質問いたします。

(1) 旭市の特産品にはどのようなものがあるのか質問いたします。

旭市は、食なら何でもそろそろ、全国有数の農業生産地です。農業産出額は全国第5位、千葉県内では第1位を誇ります。そこで、旭市の特産品にはどのようなものがあるのか。また、その特産品を全国に広げる取組についてお伺いいたします。

(2) 商品開発についての取組についてお伺いいたします。

旭市では、商品の開発にこれまでどのような取組をされてきたのか。また、現在の取組の

状況について質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課からは、質問の1番、高齢ドライバーの安全対策について、それから4番のエアコンの設置についてご回答します。

まず、1番、高齢ドライバーに対する後づけ踏み間違い防止装置の設置への補助はできないかというご質問でございますけれども、9月の議会の際に同じ内容のご質問を受けましたので、その後、補助制度を実施して本市に類似した人口規模の五つの市に照会したところ、1年度当たり、多いところで7件、少ないところで2件という実績でした。照会先の市のうち一つの市では、装置があらかじめ搭載されている新車が増え申請が減少したことから、既に制度を終了しており、また別の市においても終了を検討しているとのことでした。

踏み間違い防止装置は、事故の防止に一定の効果を発揮するものではありませんが、悪天候時に作動しない可能性や、また坂道発進や合流時など加速が必要となる場面で作動して停止する可能性といった装置の作動条件や誤作動の可能性などに注意する必要があります。

以上のことから、現時点では市単独の補助制度の新設は考えておりません。

それから、4番、区の集会所に対するエアコンの設置ということでございます。

集会所のエアコンに対する市の補助につきましては、天井に埋め込むタイプのビルトイン型であれば建物の天井と一体であるので、集会所を修繕するための地区集会施設修繕事業として補助金を充てることができます。しかしながら、壁に取り付けたり床に置くタイプのエアコンでは修繕事業の補助対象にはなりません。

備品の整備を目的とする補助金として、市とは別の機関が運営する一般コミュニティ助成事業があり、壁に取り付けるエアコンも対象となりますが、採択される件数が少なく、現状として、多くの行政区に申請をお待ちいただいている状況です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、2、道路の安全対策についてお答えいたします。

初めに、（1）ローソン海上後草店の交差点の信号から北に向かい踏切までの間の道路の安全対策について回答いたします。

ご質問の箇所は、令和4年度及び5年度に行われた通学路合同点検におきましても同様の意見がございました。特に、カーブ付近の生け垣が道路側に伸びていることにより、歩行者

が白線を越えて車道へはみ出してしまうことや、枝葉によって見通しが悪くなっており危険であるといったものでした。

その対策といたしまして、生け垣の所有者に対し、車道へはみ出している枝葉の伐採をお願いするとともに、運転者への注意喚起として、「歩行者注意」の路面標示を2か所設置し、また、見通しの改善を図るため、カーブミラーも1基設置しました。

一時停止の設置などさらなる交通安全対策につきましては、学校関係者や警察なども参加する通学路合同点検において、引き続き検討してまいりたいと考えております。

停止線につきましては、千葉県警察本部が設置や維持管理を行っておりますので、所轄の旭警察署へ要望してまいりたいと考えております。

続きまして、(2) タイヤ館旭から有限会社あかざ北側交差点までの道路の安全対策について回答いたします。

ご質問の道路は、歩道の新設ではなく、車道の幅員を7メートルへ拡張することを軸に事業を進めてきました。多くの区間で整備は完了しておりますが、一部の区間では用地に関する調整が必要で、幅員が狭い箇所が残っております。現在、幅員が狭い箇所や段差の解消を図るため、用地に関する調整と道路の設計を行っております。

歩行者や自転車が安心して通行できるよう、整備を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 私からは、3、冷水機の設置についてご回答いたします。

公共施設に冷水機を設置できないかのご質問ですが、現在のところ、本庁舎を含めまして公共施設に新たな冷水機を設置する予定はございません。

熱中症対策につきましては、冷房が効いている建物内は熱中症のリスクが低く、また、それぞれに自動販売機が設置されておりますので、そちらをご利用いただければと思います。

また、使用済みのペットボトルや空き缶につきましては、自動販売機を設置している業者によりごみ箱が設置されており、回収してリサイクルを行うなど、環境へ配慮した取組を実施しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私からは、3の冷水機の設置についての(2)で、小・中学校に冷水機の設置はできないかということでございます。

小・中学校の冷水機につきましては、現在、各学校の判断に基づき、寄附によりまして、小学校では1校、中学校では2校に設置されております。

冷水機を設置し安全な水質の飲料水を提供するためには、各学校において常に適切な維持管理に努める必要がございます。そのためには、文部科学省の「日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」のほうを満たすことが大切でありまして、飲料水が外部からの汚染を受けないように、毎日の通水確認、ノズルや受皿、タンクなどの洗浄、フィルター交換などの水質の維持管理作業が必要となります。

現在、学校現場のほうでは、熱中症対策の一環としまして、自宅から水筒を持参して授業の合間や体育の授業中など日常的に水分補給をするよう指導しておりますので、小・中学校への冷水機を設置するという予定はございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、5点目の旭市の特産品について、まず、（1）旭市の特産品にはどのようなものがあるのか、また、全国に広げる取組についてについてご回答申し上げます。

旭市の新しい魅力を発信するため、市の特色を生かした特産品となる土産品、地域の食材を使用した調理品等の開発や既存商品の改良などに対して補助金を交付しております。

平成24年度から始まった特産品開発事業は、令和6年度までに43件の商品が開発されております。内容としましては、サブレやもつカレー、ハマグリを活用したもの、それからメロンゼリーやジェラートなどのスイーツ、多くの畜産品がございます。

近年、認定・開発された品物では、旭産の豚レバーを使ったソーセージやつくね、市内の農業高校と共同開発したレトルトカレー、それからミニトマトジャムなどが特産品として開発をされております。

それから、このような商品は道の駅で販売されているほか、推奨品のほうでは、旭市推奨品認定品も行っております。推奨品も含めて物産協会のホームページなどで公表しております。PRも図っております。

また、都市部等で開催される物産展に商品をお持ちしてPRをしております。本年度は、品物としては、工芸品であったりバウムクーヘン、それから推奨品の九十九里レザー、それからレトルトのもつカレーなどをお持ちして、特産品等のPRを行いました。

続いて、（2）の商品開発についての取組についてご回答いたします。

まず、この特産品開発事業は、年度当初に広報、ホームページ、LINE等で募集を行い、

応募があった場合には、審査をして事業の決定を行っております。

特産品として認定された商品は、他の同種の商品との差別化が図られ、プレミアム感が創出され、高い付加価値が生まれるということでございます。魅力的な特産品が増えることで、旭市の知名度向上や地域経済の活性化が図られるため、引き続き開発事業の周知に注力してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時0分

○副議長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問を行います。

伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1点目の高齢ドライバーの安全対策について再質問させていただきます。

高齢者にとって、自動車の運転能力は、買物、通院、地域コミュニティへの参加、そして社会孤立を防ぐ上で不可欠な要素であり、運転寿命の延命は高齢者のクオリティ・オブ・ライフ、生活の質を維持する上で極めて重要な社会インフラの一部となっています。ぜひ一日も早く、高齢ドライバーの安全運転を支援する後づけ踏み間違い防止装置設置への補助はできないか質問いたします。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 高齢者にとりましても、車の運転が日常生活の質の維持に不可欠であることは承知しております。国では保安基準等の改正も行われており、安全装置の義務化も進んできている状況でありますので、交通安全対策全般について何が必要であるか、引き続き検討してまいります。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひよろしく願いいたします。

次に、3点目の冷水機の設置についての（1）（2）、あわせて再質問させていただきます。

旭市でも、SDGsの推進に、市民にマイボトル利用を促し、水筒などのマイボトルを持参すれば誰でも無料で給水できるように、公共施設に冷水機や給水スタンド（冷水と常温水の2種類が利用可能）の設置はできないか質問いたします。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 議員おっしゃるとおり、マイボトルを利用することは、環境に配慮する上で大切なこととは理解いたします。

先ほども申し上げましたが、本市では、使用済みのペットボトルや空き缶につきましては、自動販売機を設置している業者によりごみ箱が設置されており、回収してリサイクルを行うなど、環境へ配慮した取組を実施しております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） では、3回目の質問をさせていただきます。

佐倉市上下水道部では、市民の皆様には佐倉市のおいしい水道水を味わっていただくため、また、SDGsの推進や熱中症対策を目的として、佐倉ふるさと広場の佐蘭花テラスに冷水対応の給水スポットを設置しています。ご利用は無料となっていますので、マイボトルをご持参の上、ぜひ佐倉市のおいしい水道水を味わってくださいとあります。

旭市でも、小・中学校や公共施設などに冷水対応の給水スポットの設置はできないか、再度質問いたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 佐倉市のお話は、以前の伊藤議員のご質問により把握はしております。広場ということで、公園のようなところであると思いますが、本市の公園には、常温ではありますが水飲み場の設置があります。新たな冷水機の設置の予定はございません。よろしく願いします。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、4回目の質問をさせていただきます。

ぜひ熱中症対策に、また環境の面からもカウント式給水機や冷水機、冷水対応の給水スタンドなど、幅広く小・中学校や公共施設等へ設置はできないか質問いたします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 同じ回答にはなってしまいますが、他市での取組の意義は理解をしておりますが、本市の公共施設の滞在時間等、いろいろな状況を考察し、冷水機の設置につきましては、現在予定はございませんので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） 今は設置予定がないということではありますが、ぜひ今後、これから検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、5点目の（2）の商品開発についての取組について、地元旭農業高校と連携して商品の開発に取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 先ほどご回答申し上げましたけれども、市内の農業高校と共同開発したレトルトカレーの開発をしております。今後も、また何か学校からも提案がございましたら検討してまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひこれからも協力的に商品の開発に取り組んでいただければと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

#### ◇ 常世田 正 樹

○副議長（片桐文夫） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇をお願いいたします。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） こんにちは。議席番号1番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。  
寒い中、傍聴へお越しいただき、誠にありがとうございます。

夏の酷暑から冬へ、今年も秋がなくなってしまいました。去年も秋がほとんどありませんでした。急激な季節の移ろいと歩調を合わせるかのように、国政もまた変革の時期を迎えています。国民が安心して笑顔で暮らせることを第一に考えた国政運営を強く願っております。

本市におきましても、米本市長の2期目がスタートし、この厳しい時代を乗り切るために、行政一丸となって市政運営に取り組んでいただいております。旭市の将来都市像として、「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭」のキャッチフレーズを掲げ、今後起こり得る事象に対し、備えあれば憂いなしという観点から各施策を推進していただいております。

10年先、20年先を見据え、旭市に暮らしてよかったとみんなが思えるまちづくりを実行するために、今回はボランティア活動をされている方々から常々要望されている、飼い主がいない猫に対し善意で不妊手術を行っている市民がいるが、市としてサポートすることはできないのか。また、経済対策として、成田空港第3滑走路が延伸することで本市にはどのような影響があるのか。そして、コミュニティバス及びデマンド交通、いわゆる公共交通の利便性向上についての3項目4点についての質問になります。

1項目めは、住みよい住環境の確保についてです。

(1) 飼い主がいない猫に対し、善意で不妊手術を行っている市民がいるが、市としてサポートできることはないのかお伺いします。令和6年6月議会の一般質問において、私が取り上げた内容の続編です。

環境省が2021年に発表した犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分状況によると、全国の犬・猫の殺処分数は1万4,457頭、うち猫が1万1,718頭、犬は2,739頭でした。1日当たりに換算すると、猫が約32頭、犬が約8頭、貴い命が処分されている計算となります。

市民の皆さんから野良猫に対する相談を受けることが多く、発情期の鳴き声がうるさい、野良猫が庭でふん尿をするから困っている、道路に動物の死骸がある、野良猫に車を傷つけられた、近所で野良の子猫が繰り返し生まれて困っているなどなどの苦情が寄せられております。

野良猫は、もともと飼い猫がいて、様々な事情によって飼えなくなり、捨てられた猫が繁殖したものです。猫を捕獲して殺処分すればよいとの意見がありますが、それは一昔前の話です。

猫は、動物の愛護及び管理に関する法律によって愛護動物とされており、みだりに殺したり傷つけたりすることが禁じられております。しかしながら、依然として田んぼのあぜや海岸、公園等に捨てられる子猫は後を絶ちません。

そのように捨てられて飼い主がいない猫を減らすために活動されている市民の方が、私が知る限りですが、40名ほど市内にいらっしゃいます。この活動をされている方の一部の方が団体をつくり、まちづくり活動支援事業に採択され、補助金が交付されるようになりました。保護猫の餌、トイレの砂等の消耗品に対し補助金を活用していますが、年額10万円では全く足りていないのが現状です。不足分は寄附で賄っていますが、それでも足りず、生活費を削って自腹を切っております。そこまでしてどうしてその活動を続けるのですかと聞いたところ、猫が好きだし、かわいそうだからとおっしゃっておりました。

このような活動をされている方々に対し、行政で何かサポートすることができないのか、サポートすべきであるという質問を前回行わせていただきました。その後も、担当課の皆さんと何回も協議を行いました。調査研究も実際にアクションを起こしていただきました。ありがとうございます。

そこで、これまでの経緯について数点お伺いします。

銚子市でいながき動物病院が出張して行っている月に1回の不妊手術会場へ、班長と担当職員の方が見学と聞き取り調査へ行ってくださいました。その際の結果についてお伺いします。

2項目めは、産業・観光等の振興についてです。

(1) 成田空港第3滑走路が延伸することで、本市にはどのような影響があるのかお伺いします。

成田空港第3滑走路は、2029年3月31日までに完成し、供用が開始される予定となっております。発着能力増強や貨物機能強化を目指す拡張計画の一環として、現在工事が進められております。成田空港の機能強化によって、旭市には経済、雇用、産業振興、観光の面で様々な恩恵が期待できます。旭市にとっても、直接的、間接的な地域活性化や産業の多角化、人口流動促進など、多面的なメリットが考えられると思うのですが、現状でどれほどの好影響がもたらされると算定、予測をしているのかお伺いします。

3項目めは、公共交通網の整備についてです。

(1) コミュニティバスのルートを決定的に決定する際に、市民からの要望が反映されているのかお伺いします。

高齢者の方や障害のある方のご家族から相談を受けることが多いので担当課へ要望するの

ですが、今までに路線変更をされたことはありません。

旭市川口地先、国道126号沿い、元の川千家までバスが来てくれば、障害がある孫娘が干潟駅まで行くことができるようになる。干潟駅からは電車に乗って事業所まで行くことができる。毎日、干潟駅まで送迎をするのは高齢者にとってかなりの負担であるという相談を受けました。

コミュニティバスのルートは、旭市地域公共交通会議で計画を策定しており、設置目的として、以下の文章が挙げられております。

「地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保や、その他旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、旭市地域公共交通会議を設置しています。」とあります。

「計画策定の趣旨」として、「旭市では、地域にとって、より望ましい公共交通の姿を明らかにし、市民にとって利用しやすい持続可能な公共交通体系を構築するため、マスタープランとなる「旭市地域公共交通計画」を策定しました。」とあります。

持続可能な公共交通体系を構築することばかりが先行し、市民の要望が反映されていないように私は感じます。コミュニティバスのルート等はどうのような流れで決定されるのか、また、その過程で市民からの意見をどのように反映させているのか。予算の範囲内というくくりの中、運転手の拘束時間、燃料費等の経費に左右されて運行経路や範囲を決定しているような印象を受けるのですが、見解をお伺いします。

(2) デマンド交通の利用者が増えているようですが、現状と課題についてお伺いします。

デマンド交通、きらりんタクシーは、同じ時間帯に予約した人と相乗りしながら目的地へ向かう乗合型のタクシーです。乗車定員は4名、利用できる人は市内在住者で事前に利用者登録をした人で、月曜から金曜の平日のみ運行しております。

これまでは、旭中央病院以外は同じ区域内の医療施設に限られておりましたが、2024年4月から、旭市内の医療施設であれば、自宅がある区域とは異なる区域の医療施設へ行く際に利用可能となり、利便性が高まりました。

デマンド交通を利用される方が最近増えているようですが、直近3か年の利用人数、登録者の65歳以上の割合、高齢者の登録率についてお伺いします。

以上、3項目4点が1回目の質問となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） それでは、私からは質問事項の1、住みよい住環境の確保についてお答え申し上げます。

担当課で行ったどうぶつ基金の協力病院への視察の結果についてお答え申し上げます。

常世田議員の前回、昨年第2回定例会の一般質問を受けまして、環境課の職員におきまして、昨年11月28日に、どうぶつ基金の協力病院であります、いながき動物病院、これは埼玉県の病院なんですが、こちらが月1回行っている銚子会場での視察を行いました。

話を伺ったところ、獣医師やスタッフ、近隣のボランティアを合わせて15名以上の方が運営に当たっておりまして、60名ほどの方が飼い主のいない猫を捕獲し、そこに持ち込んで、1日で100頭近くの犬・猫を手術しているとのことでした。

また、市内においてボランティア活動を行っておりますグループや個人の方、また、どうぶつ基金の行政枠に登録している近隣自治体から聞き取りを行うなど、情報収集を行ってまいりました。

これら視察を通じまして、飼い主のいない猫の対策は多くの自治体でも直面している問題でありまして、その問題解決のためにボランティアをはじめとする多くの方の支援に支えられている現状であるというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな項目の2番目と3番目についてお答えいたします。

まず、大きな2項目めの成田空港のほうの関係でございます。

成田空港機能強化に伴う影響につきましては、予測的な調査を行っておりませんので、具体的な数値は申し上げられませんが、議員ご指摘のように、航空便の増加や貨物輸送量の増加による経済効果、地元産の農畜水産物の輸出拡大、空港施設や関連企業の需要増に伴う雇用機会の増加、インバウンドによる観光振興など、本市においても様々な面でプラスとなる波及効果が見込まれるものと考えております。

大きな項目3点目、公共交通網の整備についての1点目、コミュニティバスの運行ルートについてのご質問でございます。どのような流れで決定されるのか、また、市民からの意見、どのように反映させているのかというご質問ですが、コミュニティバスのルート変更や停留所の新設等につきましては、原則として、旭市地域公共交通会議において5年ごとに策定する地域公共交通計画に基づいて行っておりまして、具体的には、市内の実態や要望を踏まえ、

バス運行事業者と調整し、その後、旭市地域公共交通会議に諮りまして、運輸局の承認を得て決定するという流れになっております。

また、市民の意見をどのように反映させているのかという点でございますが、現在の令和5年3月に策定しました地域公共交通計画、この計画の策定時には、アンケートや地域別の意見交換会を実施しておりまして、日頃の市民などからのご意見やご要望なども参考とさせていただいているところです。

もう一点、(2)のほうです。デマンド交通の直近3か年の利用状況でございます。

利用人数につきましては、令和4年度が6,648人、令和5年度が6,893人、令和6年度が9,366人となっております。

令和6年度から車両台数を1台増車したため利用人数が大きく増加しておりますが、増車分を除きました3台分で比較した場合でも、利用者は7,137人、244人ほど増えておりまして、利用者は年々増加しております。

デマンド交通の登録者数でございますが、令和6年度末時点で1,906人でありまして、そのうち65歳以上の登録者は1,626人、全体の85.3%となっております。

登録率になりますが、同じ時点の65歳以上の住基人口が2万248人ですので、高齢者の登録率としては8.0%となっております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。それでは、答弁に対し再質問をさせていただきます。

1項目めの(1)について、ありがとうございます。視察や聞き取りを通じて、飼い主のいない猫の対策は多くの方が困難に直面している問題であり、問題解決に多くの方のご尽力をいただいているということ、課長をはじめ担当課の方に認識していただけたことがとても重要であると考えます。

野良猫を捕獲して手術会場へ連れてくる市民ボランティアの方々は、公益財団法人どうぶつ基金に個人で登録し、無料で手術ができるチケットを発行していただいておりますが、月に10枚しか発行されないのと、利用の1か月前に使用予定枚数を申請しなければなりません。今までの不妊手術の実績を見て分かりますが、月に10枚では足りないそうです。

また、一般の方の枠と団体枠、不妊手術は無料になりますが、手術とセットになっているワクチン接種とノミ・ダニ駆除薬は有料で、それぞれ1,100円ずつ、計2,200円はボランティア

アの方が自腹を割いて払っております。行政枠で登録をすると、この2,200円も無料になります。

旭市からも、ボランティアの手によって、毎月1人当たり数匹から10匹程度、飼い主のいない猫を銚子市の不妊手術会場へ持ち込み、施術を行っていただいております。しかし、移動距離が遠く、一回に車に乗せることができる猫の頭数にも限りがあることに困っております。そのため、市内の動物病院でどうぶつ基金のチケットを使用して不妊手術を行えたら、とても助かるのですがという相談を複数の方から受けました。

そこで、市内の動物病院の先生のうち数人に話を伺ったところ、飼い主がいない猫の不妊手術をする余力がない、これはマンパワーが足りないということと、予約で一日中埋まっております時間的な余裕もない。また、どうぶつ基金のチケットを使用して不妊手術を行うと、1頭当たり5,000円がどうぶつ基金から支払われるが、この金額では到底足りないという回答でした。

猫の不妊手術の相場は、雄の去勢手術が1万5,000円から2万5,000円、雌ですと2万円から3万5,000円で、これは手術費用のみで、検査代や麻酔代、入院費、投薬代が別途発生するそうです。一般の動物病院には、どうぶつ基金の協力病院としてお願いすることは困難であるということが聞き取りから分かりました。

どうぶつ基金のチケットは、一般枠と団体枠では不妊手術は無料になりますが、手術とセットになっているワクチン接種とノミ・ダニ駆除薬は有料です。行政枠で登録すると、この2,200円が無料になります。今までは2,200円を何とか工面して払っていましたが、最近かなり厳しくなってきたという相談が急に増えてきました。近年の物価高騰によって、猫の餌や砂、おしっこシート等の価格も上がり続けていることが影響しています。

公益財団法人どうぶつ基金の行政枠への登録を切望している市民の方が大勢いらっしゃいます。これまでの経緯を踏まえ、そろそろ判断ができる材料はそろっていると思うのですが、見解をお伺いします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） お答え申し上げます。

まず、飼い主のいない猫を保護し、手術を行い、元の場所へ戻す、いわゆるTNR活動には、不妊・去勢手術を適切に行う仕組みを構築する必要がありますので、現在、ボランティアグループや個人に対する支援方法について、関係機関から助言をいただきながら検討して

いるところでございます。

その中でも、質問にございましたどうぶつ基金の行政枠への登録につきましても、それらへの申請方法やチケットの配布方法等も含め、ボランティアグループや個人の方が利用しやすい制度となるよう、関係機関のご理解をいただきながら、現在、登録に向けた準備、検討を行っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。行政枠の登録を具体的に検討していただけたらとご答弁、ありがたいです。日々ボランティア活動をされている皆さんの一助となり、励ましくなります。また、旭市がこの取組を始めることで、銚子市及び匝瑳市が行政枠への登録を検討するきっかけになってくれると思います。

不幸にも野良猫になってしまった猫の不妊手術を行い、一生を全うさせてあげる仕組みづくりを行政が牽引することで、旭市は温かいな、地域猫活動に力を入れているよいまちだなと評価されること間違いなしです、市長、早急などうぶつ基金への行政枠の登録をお願いいたします。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

2項目めの（1）について、供用開始まであと3年と少ししかございません。予測的な調査及び波及的な効果について検証をまだ行っていないというのは、少し出遅れている印象を私は受けます。今後、これほどの規模の経済産業、人口移動へインパクトを与える開発行為は行われたいのではないかと思えるような一大イベントですので、ぜひ早急に数値をはじき出して、旭市の発展につながる施策を打ち出してほしいと思います。

現在でも、成田空港及び関連施設、製造業等に従事している市内在住の方はかなりの人数がいると思われませんが、東総広域農道を通勤路として利用している方から相談を何点か受けております。広域農道の路面に凹凸が多いため走りにくい、少しの降雨でも氾濫しそうになり広域農道がすぐに冠水してしまう借当川の整備、成田方面へのアクセス道は今後、成田空港の機能強化に伴って整備されるのか、また関係自治体は国や県へ要望等の働きかけを行っているのかという相談内容です。

成田空港の機能強化が本市において雇用の促進と移住・定住者を増やすための絶好の機会であると捉えるのであれば、アクセス道等の利便性を向上させる必要があると思われま。

今までそのような要望をしてきたのか、また今後働きかけていくのか、見解をお伺いします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 成田空港までのアクセス道路の強化については、千葉県知事や県議会議員、国会議員などに対し、これまでも様々な機会を通じて要望しております。

市としましては、成田空港までのアクセス向上を図るために、現在整備が進んでいる銚子連絡道路だけでなく別のルートが必要だと考えておりまして、既存道路の改良などについても要望を行っております。

アクセス道の整備につきましては、市単独で考えるものではなく広域で検討する必要があると思っておりますので、周辺自治体とも連携しながら、今後も要望活動を継続してまいります。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 課長がおっしゃるとおり、成田までのアクセス道は複数の自治体にまたがっております。旭市単独でどうこうできる問題ではありません。しかし、成田までの距離は多古町、匝瑳市よりも旭市が一番遠いです。旭市が先頭を切って、国・県へ今よりも強く要望していかなければ、これまでと同様、一向に変わりません。広域農道の県道への格上げについても同様です。引き続き要望していただき、毎日通勤している市民の利便性の向上と安全性の確保をお願いいたします。

航空機の発着数が増えることで、騒音や落下物が増えるのではないかと心配をしている市民の方が結構いらっしゃいます。新設の第3滑走路供用と同時に、滑走路ごとに異なる運用時間帯を定めるスライド運用が導入されるようです。これにより、飛行経路直下での静穏時間、夜間の運航制限に係る静かな時間ですか、7時間確保しつつ、空港全体としての運用時間が現行より長くなり、5時から深夜零時30分まで運用されます。ただし、深夜や早朝に運航できるのは低騒音型航空機に限定されるようです。滑走路の供用開始に伴い、本市にも騒音等の影響はあるのでしょうか。想定される影響についてお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 成田空港の騒音の影響についてですが、以前、成田空港が標準飛行コースにおける騒音について測定したデータでは、本市内では60デシベルほどでありまして、一般的な例ですと、走行中の自動車内の普通の会話程度のレベルでございました。

新設されるC滑走路は、現在のB滑走路南側に整備される予定で、本市への影響については、現状と大きく変わることはないものと認識しておりますが、航空機騒音などの影響につ

きまして、今後も注視してまいります。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） それでは、再々々質問させていただきます。

騒音とともに、航空機から排出される排ガスによる大気汚染やビニールハウスへの影響等について心配される声も聞こえてきます。また、航空機からの落下物の危険性について心配される方もいます。氷の塊が落ちてきたとか、そういうのもニュースで聞きます。飛行コースが現状と変わらないという認識でおおむね大丈夫であると思いますが、何か変更点などあった場合には、速やかに市民の安全確保を第一に考えて対策をしていただければと思います。

成田空港の機能強化は、周辺自治体へ好影響を与えてくれる出来事であり、今後、このような大きいチャンスはなかなか巡ってこないと思われま。神奈川県鎌倉高校前駅の周辺が、人気アニメの効果によって海外からの旅行者で連日ごった返しております。ロケーションツーリズムに力を入れてきた本市も、そろそろ聖地となり得るような起爆剤が欲しいところでは。

市長へお伺いいたします。成田空港第3滑走路が完成する2029年3月までは、周辺自治体との競争、パイの取り合いになることが想定されます。移住・定住者の呼び込み、国内外からの観光客の呼び込み、企業誘致等、本市がぬきんでるためにはどうしたらよいのか、市長の見解をお伺いします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 成田空港の機能強化は、国の成長戦略・国際競争力強化の一環として位置づけられていることから、国や千葉県、周辺地域全体で様々な取組を進めていくべきと考えております。

観光客の誘致や道路整備などについては、本市単独よりも近隣自治体と協力することで相乗効果が期待できる部分があると思いますので、昨年7月には、海匝3市合同で成田空港の機能強化に関する説明会の開催をお願いしたところでございます。

本市を含めたこの地域が、観光客や移住希望者の皆さんから選ばれる地域となることを目指し、例えば本市の強みでもある豊かな農畜水産物を活用した産業振興や、刑部岬、九十九里浜を生かした観光振興など、地域の魅力を最大限生かしていけるよう、市として積極的にPRしていきたいと考えております。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁、誠にありがとうございます。近隣自治体と協力することで、より相乗効果が期待できる部分は大きいと思います。であれば、旭市がリーダーシップを発揮して、周辺自治体を牽引し、地域活性化への取組を推進していただければと思います。よろしく願いいたします。

次の質問へ移ります。

3項目めの（1）について、5年ごとに策定をしているようですが、果たしてそのスパンがベストなのか。例えば3年ごとに、タイムリーに情勢を踏まえ、小まめにルートを検討したほうがよいのではないか。そうなると、予算がかかるし、頻繁に停留所が廃止・新設されると市民が戸惑ってしまうから5年がベターなのか。一番重要なのは、公共交通しか移動手段がない市民が目的地へたどり着けるかどうかであると思います。市民目線でのルート作成を重ねてお願いします。

香取住宅前に以前は停留所があつてバスが来てくれていたのに、変更になってからは干潟駅まで歩かなくてはならなくなった。高齢のため、年々歩くことが大変になり、雨の日や猛暑の日、冬の寒い時期はバスが来てくれれば本当に助かるのにといい高齢者の方もいらっしゃいます。県の施設である千葉県立旭テクノスクール、市営の香取住宅がある前ですけれども、公共交通でカバーされていて当然の場所であると思います。

ほかにも、旧市役所前にはバス停があるのですが、旭市民センターにはバス停がない。バスで通学している中学生がいるのなら必要であると思いますが、バス停の移転または延伸が必要であると思います。

公共施設のある場所への停留所の設置について、現在、県の海匝合同庁舎が県立旭テクノスクールのグラウンド敷地へ移転を進めており、そのすぐ近くには市営の香取住宅もあるが、今後、合同庁舎が移転した場合、コミュニティバスのルートを見直すのかお伺いします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 公共施設の停留所の設置につきましては、現状でもコミュニティバスのルート上にない公共施設も複数存在しております。これは、コミュニティバスのルートが、現行のルートの基本としまして、鉄道や路線バスのダイヤのほか、停留所ごとの乗降客数や利用状況などを考慮した上で編成を行っているためでございます。

バスのルート編成には、今申し上げた以外にも様々な検討項目があるため、結果として全ての要望に対応することは困難でございますが、今回ご指摘いただいたルートにつきまして

は、今後の見直しの際の参考とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） では、再々質問させていただきます。

コミュニティバスを含む公共交通は、高齢化や人口減少、モータリゼーションの進行によって利用者が減少し、全国的に見ても多くの事業者が赤字であると思われます。自治体が赤字の補填をすることで何とか路線を維持していることは理解しておりますが、毎朝、東総工業高校前を西から東へ走っていくコミュニティバス、ほぼ乗客がいないバスを、朝の子どもたちの登校見守りをしながら見送っておりますが、これは空気を運んでいるのではないかという思いは感じます。

100人に必要かと言われればそこまでではなく、1人に必要だと言えば、それは無理だという話、では何人であればよいのか。コミュニティバス運行事業は難しいかもしれません。しかし、市民からの要望は途切れることは今後もないと思います。

全ての市民が満足できるというのは難しいとは思いますが、多くの要望があるのも事実なので、引き続きベストな路線図の作成に向けて取り組んでいただきたいと思います。見解をお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 先ほどの回答ともかぶりますけれども、今後も、バスの乗降客数や利用状況などを踏まえまして、様々なご意見などを伺いながら、利便性の向上に努めてまいります。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） すみません。しつこくでごめんなさい。

子どもの頃、路線バスは、銀色の車体に赤のラインが入った路線バスが走っておりました。ウルトラマンバスと私たちは呼んでいましたが、運転免許証を持っていなかった母親に連れられて、銀座通りや真福寺の脇にあった映画館へ映画を見に連れていってもらったことが懐かしく思い出されます。当時はバスにたくさんの人が乗っていた記憶があります。現在では家族1人につき乗用車1台というのが普通になりましたが、当時は一家に1台という時代でした。路線バスの需要は大幅に減りましたが、必要とされている市民も一定数ございますので、存続していけるようご尽力いただきたいと思います。

次の質問へ移ります。

3項目めの(2)について、令和5年度から6年度にかけてのデマンドの利用人数が2,000人以上も増えたというのはすごい数字だと思います。担当課によるデマンド交通の周知活動が実を結んだ数字かと思えます。

登録者数のうち65歳以上の方の割合が85.3%、通院や買物等の移動手段として重宝されていることが分かります。しかしながら、高齢者の登録率は8%という低い数字です。1回使った人は、その便利さを感じ、リピーターになっておりますが、まだ使ったことのないという方がほとんどであることから、さらなる周知活動が必要であると思えます。例えば、初回のみ無料体験キャンペーンを行うとか、民生委員の方にご協力いただき、デマンド交通へ同乗していただき、ふだんから利用しているかかりつけの病院まで行ってみるというような試みもよいかもしれません。

ここ数年で、免許を返納する方が急激に増えてきました。コミュニティバスが自宅の近くを通っていない方にとって、デマンド交通はとてめありがたい交通手段であると思われま。しかしながら、400円から500円という運賃、往復すると800円から1,000円がかかるのは、年金生活をされている高齢者には結構な負担額となっております。コミュニティバスの基本運賃は200円、75歳以上、運転免許返納者、障害のある方は100円です。この差額が大きいことは一目瞭然です。デマンド交通の運賃をコミュニティバスと同額、または半額程度にまで下げることにはできないのでしょうか。また、下げられない理由と、下げた場合の財政負担についてお伺いします。

○副議長(片桐文夫) 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(榎澤 茂) デマンド交通の運賃につきましては、近隣の自治体でも400円から600円で設定しておりまして、旭市でも大体平均的な価格であろうかと思えます。デマンド交通につきましては、タクシー事業者と競合とならないよう考える必要もあることから、運賃の値下げについては、現在のところ検討してございません。

また、令和6年度のデマンド交通の運行経費は3,027万5,784円、運賃収入は406万6,600円ですので、仮に運賃を半額に下げた場合の負担につきましては、203万円ほどの市の財政負担が増えることとなります。

デマンド交通運行事業につきましては、ただいま申し上げたとおり、運行経費に対する運賃収入の割合である収支率が13.4%と、実際には経費の9割近くを公費負担している状況にあります。

利用者の多くが高齢者であるということは認識しておりますが、収支の状況や受益者負担という観点からも、ある程度の運賃については、利用者の皆さんにご負担をお願いしたいと思っております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

再々質問させていただきます。

タクシー事業者との競合、市の財政負担は203万円ほどですかね、半額にした場合。収支率が13.4%と、実際には経費の9割近くを公費負担していることが分かりました。受益者負担の原則、課長のおっしゃることはよく分かります。だから運賃は下げることができないということも分かります。

しかし、運転技術に不安を感じつつ視力も弱ってきていることも自覚している高齢の方が、買物や通院のために無理をして車を運転しているという話もたくさん聞きます。時速20キロメートルぐらいで走っている車にも遭遇します。そういった高齢者の方による悲惨な交通事故のニュースを頻繁に耳にするようになりました。歩行者や子どもたちの安全を担保するためにも、無理をして車を運転している高齢者へ免許の返納を促し、デマンド交通を日々の足として利用してもらえるようにするためには運賃を下げるのが一番効果的であると思われま

す。また、運賃が下がればもっと利用する方が増え、外出機会が増えることで認知症の予防、健康寿命が延びることが期待できます。医療費の削減、交通事故の減少に寄与するのであれば、市の財政負担203万円は大きな数字ではないと思われま

す。話を次に進めます。

デマンド交通の利用範囲について、干潟駅の西方、匝瑳市に守医院があります。リハビリや内科を受診する旭市内の高齢者の方が大変多いです。その近くのひがた歯科医院も同様に、旭市内から通院している人も多いです。このエリアは旭市と匝瑳市が入り組んでおります。

デマンド交通を利用している方から聞かれることが多いのですが、市外へはデマンド交通を利用することはできませんと回答しております。この二つの病院を受診する際にデマンド交通を利用した場合、今では干潟駅までしか行きません。天気がよければ歩きますが、国道で交通量が多いため高齢者の方には危険です。また、天気が悪いときは干潟駅からタクシーを利用する人もいます。

デマンド交通の利用範囲は、現状、市内ですが、市内から通院受診をする方が多い市境にある医院に一部範囲を拡大することができないのかお伺いします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） デマンド交通は、市内を三つの区域に分けて、各地域1台ずつ運行していましたが、以前から医療施設への利用に関する要望が多かったことを踏まえまして、区域をまたいで医療施設を利用できるよう、令和6年度から車両を1台増車したところでございます。そういった経緯もございますので、今後運行事業者とも協議しながら、ご指摘のような市境にある医療施設についても対象となるよう検討してまいりたいと思います。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ご検討いただけるということで、ありがとうございます。利用される方の利便性を第一に考え、ご検討のほう、よろしく願いいたします。

今後ますます高齢化が進む本市にとって、デマンド交通の需要は増え続けていくと思われ  
ます。都市部ではライドシェア等が一般になってきましたが、本市を含む地方ではなかなか  
期待することができません。今後、コミュニティバスの路線を縮小し、デマンド交通を充実  
させる方向性になっていくのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 市としましては、コミュニティバスのルートをベースとして、  
空白となる地域をデマンド交通で対応するというので、この二つの公共交通を両輪として  
考えております。

デマンド交通の充実については、今後も利用状況や登録者数などを参考にしながら、慎重  
かつ丁寧に調整していきたいと考えております。

また、コミュニティバスにつきましても、今年度は20周年事業として、小・中学生や、今  
まで利用したことのない方などにもバスを利用してもらえるよう、8月の1か月間の運賃を  
無料化しましたが、今後も利用者の維持、増加が図れるよう取り組んでまいりたいと考  
えて  
おります。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

全国的に見ても、公共交通は運転手不足、2024年問題による時間外労働の上限規制の導入、

燃料費の高騰等によって、どの自治体でも厳しい運営状況に置かれております。今後、超高齢化社会を迎えるに当たり、移動手段としての公共交通の役割はますます重要になります。AIによる自動運転技術、EVバス等の技術革新が進んでおりますが、すぐに実用化されるものでもございません。課長がおっしゃった慎重かつ丁寧に調整していくことが持続的な運営には大切なことなのだろうなと実感しました。

高齢になっても外出機会を減らすことなく、友人・知人と頻繁に会って食事をしたり、おしゃべりをしたり、通院や買物に不便なく行けるデマンド交通が高齢者の心身の健康を支えられるツールになることを期待しまして、私からの質問を終えます。

○副議長（片桐文夫） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

○副議長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

#### ◇ 崎 山 華 英

○副議長（片桐文夫） 崎山華英議員、ご登壇をお願いいたします。

（6番 崎山華英 登壇）

○6番（崎山華英） 議席番号6番、崎山華英です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、令和7年第4回定例会におきまして一般質問を始めます。

さて、今任期中にいただく一般質問の機会が本日が最後となります。まだまだ本市で取り上げるべき課題は幾つもありますが、準備期間も限られていたことから、あえてテーマを一つに絞り、そして、私だからこそ当事者としての視点で課題を提起できる内容として、来年5月までに導入が予定されている共同親権制度について質問いたします。

この共同親権制度とは、離婚をした後も父母の双方がともに親権を持てるようにする仕組

みです。これまでは、離婚の際には父か母のどちらか一方だけが親権者となる単独親権が原則でしたが、来年の改正により、父母の合意があれば共同親権を選ぶことができるようになります。また、この制度は、制度開始後に離婚する父母だけでなく、未婚の母や、既に離婚をしている場合であっても、申立てにより単独親権から共同親権へと変更することができるようになります。そのため、今後は、新たに離婚をする家庭だけでなく、既に独り親家庭の方にも関わってくる可能性のある制度と言えます。

親権とは、子どもの利益のために身の回りの世話や教育を行い、また、法律上の代理人として様々な手続を行う権限のことを言います。そのため、共同親権となることで、離婚後も父母の双方に子どもに関する手続や意思決定の権限が認められるようになります。一方で、父母が別々に暮らす中でどのように協議や連携を取るのか、行政や学校などの現場ではどちらに手続を認め、どのように情報を扱うのかといった新たな課題も生じることが想定されます。

私自身、約10年前に離婚を経験したことからも、共同親権制度の導入には強い関心を持ち、当事者として勉強会に参加しながら注視してきました。もしこの制度が10年前に導入されていたら、私は恐らくさらに多くの困り事を抱えていたと思います。実際に離婚を経験した当事者だからこそ、机上のルールだけではうまくいかない現実が想像できます。だからこそ、そうした困り事に寄り添い、支えられる行政であってほしい、そんな思いで以下の質問をいたします。

(1) 市として、制度改正の影響と課題認識、また、独り親家庭や離婚を考える市民に対してどのような支援を行っていくのか伺う。

共同親権制度の施行により、これまで以上に家庭の在り方が多様となり、市の窓口等でもそれに応じた手続や対応が変化することが想定されます。各種窓口での手続に与える影響や起こり得るトラブルをどのように想定し庁内で整理をしているのか。

ここで具体的な例を挙げるならば、同居していない一方の親、いわゆる非監護親が親権を持つ子どもの住民票の写しの交付を請求したり、転居届等を提出することも可能になると考えられますが、万一、同居しているほうの親が知らないところで勝手に手続されてしまうことが起き得ないのか、どのようにそういったトラブルを回避する予定でいるのか、現状の想定をお尋ねいたします。

(2) 子どもの権利を保障する仕組みについて、制度施行に伴い、学校、保育現場での対応をはじめ、子どもの安全と安心が最優先で守られるよう、市としてどのように対応してい

くのか伺う。

共同親権制度の施行に伴い、学校や保育園など子どもに関わる現場では、戸籍を扱う市役所の窓口以上に継続的に直接的な対応が求められる場面が増えることが想定されます。例えば父母の双方が親権者となることで、子どもの教育や進路など重要な事項について、双方の意向が異なる場合に学校や園がどのように対応するのか。また、学校行事などにおいて、同居していないほうの親権者が参加したいと申し出ている一方で、同居している親が参加を望まないとしている場合にどのように判断、対応するのか。このように家庭状況の確認や保護者対応において、学校や園・保育所などの現場で判断が難しい場面が増えることが予想されます。

制度の趣旨としては、子どもの利益を守るための共同親権ですが、実際の現場では、子どもの安全と安心を最優先に考えた上でどのように情報共有や対応方針を整理していくのが重要になります。学校や保育園など現場レベルでの想定や課題認識が現時点でどのように共有されているのかお伺いいたします。

以上、1項目、2点に分けて質問いたします。再質問は質問席にて行います。何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、質問の1番、共同親権制度についてご回答します。

制度改正の影響と想定ということで、片親が知らないところで勝手に手続されてしまう可能性があるかということでしたが、回答します。

住民票の写しの交付請求、転居届等については、住民基本台帳法等により法定代理人ができることとなっており、民法改正後の共同親権となった場合も同様かと思われま。

現在のところ、詳細な要領等については情報がありませんので、今後、国から出されるガイドラインや関係通知に基づき対応してまいります。

○副議長（片桐文夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私からは2項目めの制度改正が学校や園に及ぼす影響や現時点の課題認識ということで、保育所の関係についてお答えいたします。

保育所では、入所時や進級時に保護者、連絡先、世帯の状況などの確認を行っており、世帯状況等に変更があった場合は届出をしていただくこととなっております。親権について記載する項目はなく、日常的に児童を監護している方を保護者として申請していただいま

す。

保育所の運動会や発表会等、親権の有無にかかわらず行事への参加は可能ですが、同居しない親からの参加申出については、監護する親の同意を得ることを原則としており、児童の引渡しについても、事前に登録した送迎者以外には行わないというルールを徹底しています。

共同親権制度の施行に伴い、現時点で想定される課題としては、共同親権者であることを理由に、監護する親に無断で保育所へ児童を迎えに来たり、接触を試みたりすることなどが発生した場合、児童に混乱や不安を与えてしまうことが考えられます。

保育所では、児童の安心や安全を最優先とするという原則を職員全体で共有するとともに、家庭状況の把握や緊急時の連絡体制など、保護者とのコミュニケーションを密にしながら、安全な保育環境の確保に努めてまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私からは、1の（2）の共同親権制度施行に伴う学校における現時点での想定や課題の認識について回答を申し上げます。

学校におきます児童・生徒それぞれの家庭状況につきましては、入学時に家庭状況調査票を提出していただきまして、家族構成や緊急連絡先などを確認しております。この調査票には親権の有無を記載する項目はございませんので、保護者からの申出がない限り、共同親権か単独親権かを知り得ることができません。例えば、進路に影響する進学先を相談する面談や緊急時の家庭への引渡しなど、学校としてあらかじめ状況を把握しておかなければ保護者対応のトラブルに発展しかねないという課題認識は持っておりますので、児童・生徒の監護に当たっている保護者と丁寧に連絡を取り合いながら対応する必要がございます。

教育委員会といたしましては、関係課及び校長会と連携を図りながら、共同親権制度に関する課題や対応などについての研究を進めていくとともに、学校における適切な対応ができるよう、指導・助言に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

まず、窓口の対応について、今後どのように変わるのかということについて答弁をいただきました。基本的には、今後も対応については現行どおりの、同様の取扱いになるということでしたけれども、しかし、このままでは制度が変わった後に何かトラブルが起きても、法

的に問題はないので市としてはこれ以上できませんといった、そういう受け止めにもつながりかねないと感じました。制度が変わる以上、どのようなケースでどのような困り事が生じ得るのか、そこを事前に想定し、市として備えておくことが必要だと考えています。国の示すQ&Aだけでは判断し切れない場面が現場では必ず出てくると思いますので、市としても現場が混乱しないように準備を始めて、進めていただきたいと思います。そのような思いで質問をいたしました。

そこで、次に周知・理解促進の取組について伺います。

共同親権制度については、対応する窓口職員の理解が十分でなければ、現場で誤った判断や説明をしてしまい、結果としてトラブルや苦情につながるおそれがあります。制度を正しく理解した上で、職員一人一人が共通の対応方針を持つことが非常に重要です。職員への周知をどのように進めていくのか。庁内横断的な情報共有や研修の実施など、職員間で共通理解を得るための体制整備についてどのように検討しているのか伺います。

特に共同親権にはなっているものの、実際にはモラルハラスメントやDVの相談を受けている家庭も想定されます。こうしたリスクがある場合には、DV担当部署や児童相談所、教育委員会などが保有する情報を必要に応じて住民窓口や学校現場へ共有し、子どもや同居親の安全を最優先に守る対応が求められます。このような安全確保の観点も含め、関係課間で情報共有・提供体制をどのように構築していくのか、併せてお伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 現在のところ、情報がまだございませんので、庁内横断的な研修などは今のところ検討しておりませんが、国からの制度改正についての通知等がありましたら、関係各課と情報共有を図るとともに、職員が改正内容を正しく理解し対応できるよう準備を進めてまいります。

○副議長（片桐文夫） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。制度の施行、来年度と目前に迫っており、国の通知待ちということなんですけれども、とにかく現場が混乱することがないように、職員の理解促進と情報共有の仕組みづくりについては早急に取り組んでいただきたいと要望します。

あわせて、DVやモラルハラスメントなど安全に配慮が必要な家庭では、子どもの安心確保を第一とした対応が取れるよう、関係課が共通理解の下で連携して対応する体制整備を強く要望いたします。

3回目の質問に移ります。共同親権施行開始に当たっては、これまで以上に離婚協議時における親権、養育費、面会交流等の合意形成が複雑化することが予想されます。離婚やDVに関する専門相談体制の充実が求められると考えますが、現在どのような相談支援を行っているのか。また、他自治体では公正証書作成費補助を行っている例もあるようですが、今後の支援策の強化を検討できないか伺います。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 離婚の原因がDV、児童虐待等の場合は、こども家庭課において、保健師、家庭相談員が相談を受け、内容や緊急性に応じて警察や児童相談所、医療機関、学校など関係機関と連携しまして、安全確保をいたします。その上で、離婚後の児童扶養手当、医療費助成など必要な手続の案内を行っております。また、その際には、離婚や家庭内不和が子どもに与える影響を踏まえまして、子どもの発達・情緒・学校生活など不安に寄り添った支援を心がけております。

今後も、子どもの気持ちを大切にしながら相談を行っていきたいと考えております。

共同親権が開始されるに当たりまして、離婚による課題も変化してくることが見込まれますが、公正証書作成費補助の支援につきましては、現在のところ予定しておりません。

以上になります。

○副議長（片桐文夫） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

共同親権によって家族の在り方について選択肢が増える一方で、合意形成がこれまで以上に難航し、かえって対立が深まる可能性もあります。離婚できないままDVやモラハラが続く、発展していくということが十分に考えられます。相談支援については、今まで以上に重要性が増してくると思いますので、新設されたこども家庭課が専門性を持って中心的な役割を果たす場面も多くなると思います。子育てを取り巻く様々な問題、多岐にわたると思いますが、より一層の相談支援の強化、市民への周知の拡充について、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

公正証書作成費補助については、なかなか一般的ではなく、実際作成するのは離婚家庭の1割にも満たないと言われております。養育費については口約束になりがちで、安定的、継続的に支払われないケースもあると伺います。そういったことを防ぐためにも、経済的理由で作成を断念することがないよう、今後の補助制度の検討について要望いたします。

ここまでで、主に離婚前後の父母に対する支援の強化について提言を交えながら質問させていただいたところではありますが、共同親権制度を選択される家庭にとって思いがけない課題が生じるのは、離婚時よりもむしろ離婚後の実際の生活の中であると感じています。

まず、面会交流について、共同親権導入によって、その制度にのっとなってこれまで以上に別居親と子どもの面会交流の機会を持つ家庭が増えることが考えられます。面会交流は、現在のところ、個人間の調整になっている場合がほとんどですが、離婚をした父母の間でその調整を行うのは、場合によっては大きなストレスを抱える場合があります。面会交流を個人だけに委ねるだけでなく、市として親子の交流を支援できる仕組みを検討できないかと考えます。

また、養育費については、しっかりと取決めを行ったとしても、その後実際に支払いが行われるということが肝腎な点です。養育費の取決め済世帯のうち受給率は約57%という統計データもあることから、養育費に関しては、スムーズにそれが施行されるよう、養育費の立替支援を行っている明石市などが有名な事例だと思います。

面会交流について第三者による仲介支援、養育費に関しては立替支援について、市として検討できないかお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 面会交流により、離れて暮らす親子がつながりを持つことは、子どもの権利であるだけではなく、子どもがどちらの親からも愛されていることを実感し、深い安心感と自尊心を育み、健やかな成長に寄与する大切な機会であると認識しております。

独り親の方やこれから離婚をお考えの方から面会交流についての相談等はありませんが、相談があった場合は母子・父子自立支援員や職員が丁寧に話を伺い、必要に応じて市の無料法律相談や、国が行っている養育費・親子交流相談支援センター等の相談先をご案内します。

また、面会交流の支援や養育費の立替支援につきましては、現時点で実施する予定はありませんが、他市の取組などを参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えます。

また、今申しあげました支援等につきましては、市のホームページを通じて情報を案内するなどの周知を行っております。

○副議長（片桐文夫） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

特に面会交流についてですが、私自身、離婚後の面会交流を約10年続けてきました。子ど

ものために必要だと頭では理解していても、面会の日が近づくたびに心が不安定になり、面会日に子どもを送り届ける道中には子どもに冷たく当たってしまう場面もありました。離婚当初は、精神的にとつらく、どうしてもできませんでした。子どもにも申し訳なかったなと思っています。

このように、子どものためといいながら、親のメンタルが限界に近づき、結果的に子どもが傷つくこともあります。これは決して私だけの特別な話ではなく、独り親家庭で広く起きている現実だと感じています。面会交流は、親の義務ではなく、子どもの権利だと言われます。だからこそ、子どもが安心して両方の親との関係を保てるよう伴走する仕組みが身近に必要だと考えております。

今答弁にもありました国が行っている養育費・親子交流相談支援センター、調べましたけれども、今県内でやっているのが千葉市ですとか柏市、かなり遠方で、なかなか身近には利用したいなどは、相談したいなどは思えないし、そもそもこの情報にたどり着くというのは、当時も私は情報にはたどり着きませんでしたし、個人的な問題だと思っていたので、相談しようという考えには行き着きませんでした。そういう中で、もっと身近に相談できる場所があるんだということをぜひ今後考えていただきたいなと思います。

今ちょうど調べていましたら、木更津市のほうで今年7月から、検証の事業ではありますけれども、離婚後の子育てアプリ「ラエル」という、民間の事業所のほうで開発したアプリを使って、面会の調整を、元パートナーとのやり取りを簡単にしたりですとか、養育費のリマインドをやすくしたりですとか、そういった元配偶者とのコミュニケーションというのはすごく大変な面が私もありましたので、冷静にこのアプリを通じて、これからはDXを十分に使ってできるという方法もこれからは出てくると思いますので、そういうのもぜひ研究していただきながら、親子の交流が一層進められるように、市としてもやっていただきたいなと思っています。

それでは、(2)のほうの再質問となります。

(1)では、主に親への直接の対応や支援について取り上げましたが、今後は子どもへの支援や、子どもに実際により近くで対応している学校、保育園などの現場での対応について再質問をさせていただきます。

各課、子育て支援課と教育総務課のほうに答弁いただきましたように、様々な想定、トラブルが心配される場所でもありますけれども、ぜひ保護者との密なコミュニケーションを取りながら、慎重に今後はやっていただきたいなと思います。

なかなか家庭状況の把握というのはデリケートな部分でもありますので、聞くのがちゅうちょされるとか慎重になる部分も理解できるんですけども、今後のトラブルを防止する上では大事な情報になると思いますので、ぜひ丁寧にやっていただきたいなと思います。

もちろん円満に話し合いながら離婚を選択されるご家庭もありますけれども、現実には意見が対立し、協力が難しいからこそ離婚に至るケースも多く、そのような場合には、学校や園での対応が直接的に起こったりとか複雑化する可能性もありますので、今後の想定を幅広く持って、現場が迷わない体制づくりをぜひやっていただきたいと思っております。

共同親権の下では、初めにあったような双方の親同士の意見の違いのほか、答弁にもありましたように、お迎えや緊急の引渡しの場面はどうするのかとか、子どもの成績などの情報提供を非監護親、非同居の親から直接求められた場合にはどうするのかなど、これまでなかったようなケースも想定されます。現場で混乱が生じないように、判断基準を明確にしたガイドラインを作成したり、情報の連携体制を整える考え、今後あるのか、再質問としてお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 共同親権を持つ場合でも、日常的な生活や保育の場面では、児童を監護する親の意思を確認した上で、児童への影響を考慮し、安心・安全を最優先に対応することが原則であると考えます。本改正の趣旨を十分に理解し、適切な対応に努めてまいります。

職員に対しては、共同親権に関する法制度や具体的な事例等について学ぶ研修の機会を設け、理解を深めてまいります。現時点では、ガイドラインの作成までは考えてはおりませんが、保育所の原則的な対応方法を明確にし、必要に応じて関係課と連携しながら、児童の安全な保育環境を確保してまいります。

○副議長（片桐文夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 国のほうでは、今、民法等の一部を改正する法律の施行に向けまして連絡会議を立ち上げ、関係府省庁が連携して取組を進めているとしております。この連絡会議におきまして、親権の行使方法における学校関係者の対応や考え方などが協議され、本年10月に解説資料の周知の依頼があったところがございます。

教育委員会といたしましては、現段階で判断基準となるガイドラインの策定という予定はございませんが、今後の国や県の動向を踏まえつつ、関係課と連携を図るとともに、学校へ

の周知及び適切な指導、助言に努めてまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ガイドライン作成予定というのは、こちらについてもないということですが、すけれども、どんな形でもよいので、とにかく現場の困りが起きないように十分な準備体制をお願いしたいと思います。

共同親権制度導入の一つの機会に、子どもの相談支援強化が必要と考えます。離婚を取り巻く父母の意見対立や、面会交流の過程で親との間での不安を抱える子どもが相談できる体制を一層強化するためにも、スクールカウンセラー等の子どもの相談支援の強化をさらに検討できないかお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 学校におきましては、SOSの出し方教育を推進しながら、相談窓口の周知や定期的な生活アンケートの実施によりまして、児童・生徒の悩みや不安をキャッチできるような体制の整備に努めております。

本県におきましては、配置割合は違いますが、県内全ての学校に対してスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが配置されております。さらに、本市としましても独自に3名のスクールカウンセラーを雇用しまして、様々な悩みを抱える児童・生徒及び保護者や教職員の支援、助言を行ってございまして、相談体制の充実を図っているところでございます。

スクールカウンセラーへの面談は、児童・生徒や保護者からの要望による相談が中心でございまして、カウンセラーが主体となって行う全員面談など、相談しやすい体制の整備が進められていると認識しているところでございます。

今後も、学校との情報共有とスクールカウンセラーとの連携を強化しつつ、引き続き相談体制の充実を図ってまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

SOSの出し方教育、これまでも答弁でよく聞くワードになってはいますが、子どもはなかなかSOSを出してくれません。9月の定例会、決算委員会でも、スクールカウンセ

ラーが相談をしている実態について質疑させていただいたところ、先生に対する相談の件数がほとんどを占めていたと思います。子どもの声を待つだけでなく、常に大人側が受け取れる体制をぜひ整え、全員面談を行っているところもあるとお聞きしましたので、そういったところを積極的に強化してほしいと思います。

このように、子どもを取り巻く課題は多様であり、より一層複雑になっています。子どもを支える取組は行政の枠組みの中に落とし込むと、教育委員会、子育て支援課、こども家庭課、社会福祉課、市民生活課など様々な分野にまたがっています。けれども、子どもにとってはそれら別々の制度や課ではなく一つの生活の中にあります。どの部署に、どの担当者に相談しても同じ方向を向いて支援が受けられるように、共通の考え方や基盤となるルールを市として持つことが大切だと感じます。

今回の課題を踏まえても、子どもの最善の利益や意見表明権を明文化する旭市子ども条例の制定を検討できないか、これまでも繰り返し質問に入れておりますが、今回についてもお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 子ども条例の制定につきましては、今までもご回答してきたとおり、今のところ予定してはおりませんが、こども基本法の理念を踏まえ、子どもに関する施策の検討や実施に当たっては、それぞれの子どもの年齢に応じた方法で意見を聞き、その意見が反映されるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、子どもの最善の利益や権利が守られるようにも併せて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

国のこども基本法の理念を踏まえて取り組んでいくとのことでしたが、実際にそれをまちの中でどのように具体化していくかが問われていると思います。こども基本法ができたこと自体が、子どもの声が十分に届いていない現状の反省から生まれたものです。だからこそ、市としても、理念を共有するだけでなく、旭市としての姿勢をしっかりと示すことが大切ではないかと感じております。

子どもの意見を聞く機会をどう設け、それを政策に生かすのか、そのための仕組みづくりや方針を、今後ぜひ米本市長のリーダーシップの下で検討を進めていただきたいと思います。

今任期最後の一般質問は、一人の母としての等身大の視点からさせていただきました。子どもたちが安心して育ち、親も安心して子育てができるまちとなるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 井 田 孝

○副議長（片桐文夫） 続いて、井田孝議員、ご登壇をお願いいたします。

（8番 井田 孝 登壇）

○8番（井田 孝） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、井田孝です。

議長より発言の許可をいただきましたので、第4回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項1、移住・定住の促進について質問いたします。

（1）移住・定住促進事業は、本市においても重要な施策であると考えます。その中で、定住促進奨励金と若者世帯住宅取得奨励金という事業を行っていますが、今年度の実績及び課題を伺います。

旭市に定住する意思を持って市外から転入し、新築または中古住宅を取得した方に向けた定住促進奨励金と、市内に住む39歳以下の方が定住する意思を持って市内事業者から新築住宅を取得した場合に対象となる若者世帯住宅取得奨励金、この二つの奨励金の本年10月末の実績と現段階での課題があれば伺います。

質問事項2、消防・防災力の強化について質問いたします。

（1）昨年の能登半島地震では、複数の火災が発生し、住宅密集地では甚大な被害となりました。近年、不安視されている南海トラフ地震など大規模な地震が発生した場合、消防設備の充実が重要な役割を担うと考えます。第3期総合戦略において耐震性貯水槽の設置率が示されていますが、令和7年度までの耐震性防火水槽の設置率、設置目標、また今後の防火水槽の改修予定があれば伺います。

質問事項3、農水産業の振興について質問いたします。

（1）第3期総合戦略のうち、施策1「農水産業の振興」の中で「夢をもって働くことのできる持続可能な農水産業を実現します。」とありますが、そこに向けた市の施策について、全般的な考え方を伺います。

1回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇をお願いいたします。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 質問内容3、農水産業の振興についてお答え申し上げます。

本市の農業は全国5位の産出額を誇り、水稻、野菜、畜産とバランスよく発展しています。しかしながら、同時に農業者の高齢化や労働力不足など構造的な課題が深刻化しております。

こうした中、本市では持続可能な農水産業を実現するため、生産基盤の強化や6次産業などの高付加価値化に取り組むとともに、特に新規就農者の支援に力を入れているところでございます。個々の状況などを踏まえた総合的な技術指導、農地の利用調整などの支援を一元的に行うワンストップ支援窓口を運営し、新規就農の相談に対応しております。

また、国の補助制度の利用に対するサポートに加え、市の独自事業である親元就農チャレンジ支援金や、市外から本市に転入し雇用就農する若者に対し家賃の一部を補助する転入者農業チャレンジ支援金など、手厚い担い手対策を行っております。

さらに、現在の農地を次世代へ適切に引き継ぐことも重要であることから、将来の農地利用や地域農業の在り方を明確にすることを目的に、昨年度策定いたしました地域計画を活用して、今年度以降も地域の話合いを基本とした計画の実行と見直しを進めてまいります。

○副議長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな項目1点目の移住・定住の促進について、二つの奨励金の実績と課題について回答いたします。

令和7年度10月末現在の実績ですが、定住促進奨励金、申請件数は23件で、転入者数は54人、交付額の総額は1,580万円です。若者世帯住宅取得奨励金の申請件数は10件で、世帯人数は30人、交付額の総額は400万円となっております。

二つの奨励金とも、申請件数はここ数年横ばいとなっておりまして、課題としましては、多くの方に制度を知っていただくためのさらなる周知が必要と考えております。

○副議長（片桐文夫） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは、2項目め、消防・防災力の強化について、（1）令和7年度までの耐震性防火水槽の設置率及び設置目標、そして改修予定についてご回答いたします。

令和7年4月1日現在、市に設置されております40立方メートル以上の防火水槽428基のうち109基が耐震性でございまして、耐震性防火水槽の設置率は現在25.5%となっております。

す。

次に、耐震性防火水槽の設置目標につきましては、第3期旭市総合戦略の中で、令和11年度の設置率26.0%を目標としております。

防火水槽改修予定につきましては、令和7年度は、防火水槽有蓋化改修工事が1件、そして防火水槽漏水工事が2件、それと防火水槽解体撤去工事が2件でございます。老朽化や危険度などを調査しながら、計画的に改修を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、質問事項1について再質問いたします。

定住促進奨励金の今年度の予算は3,600万円、若者世帯住宅取得奨励金は1,190万円と、まだ年度途中ではありますが、二つの奨励金ともに当初予算の半分にも満たないという実績となっています。そこで、それぞれの奨励金についてどのように周知してきたのか伺います。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 周知方法ですが、どちらの奨励金も、市のホームページや各種SNS、移住・定住サイトで情報発信しております。

紙媒体では、市広報紙のほか、チラシや移住・定住ガイドブックを作成しております。チラシについては、転入時に市民生活課の窓口でお渡ししてありまして、市内の不動産会社や住宅メーカーにも送付しております。ガイドブックにつきましては、都内にある、ふるさと回帰支援センター、飯岡刑部岬展望館、移住サポートセンターなどで配布しております。加えて、県が主催する移住相談会や、都内で開催される移住・定住を希望される方を対象にしたイベントなどでも配布しております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

不動産会社や住宅メーカーへの周知以外にも、地元建設業などの関係団体にも周知する必要があると考えます。我々の建設業界においても、こういう奨励金があることを知らないという方もいます。

そこで、建設業組合や建築士会などにも周知すれば、奨励金を知らない建て主さんから相談を受けた際に奨励金を勧めることができると考えますが、見解を伺います。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 議員おっしゃるとおり、住宅建設に関係する団体につきましても周知をしてみたいと思います。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、よろしくお願いします。

それでは、4回目です。昨年の決算でも、この二つの奨励金の執行率が低く、今年度の予算は昨年度の予算よりも減額されています。このままではさらに規模が縮小されかねません。建設費の高騰や建築基準法の改正により建設費が今までの1.5倍から2倍となっている現在、若者世帯が住宅ローンを組めない、ローンアウトとなる案件が多くなっているのが現状です。

そこで、この二つの奨励金の額の上限を引き上げることはできないのか。引き上げられれば、本市への移住・定住の促進につながると考えますが、見解を伺います。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 予算につきましては、過去の実績を基に編成している状況でございます。この二つの奨励金の制度の内容について、現時点で見直す予定はございませんが、引き続き、移住者や若者世帯の需要動向や今後の財政状況を注視しながら、まずは多くの方にこの制度を利用していただけるよう、周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） ぜひとも前向きな検討をお願いします。

次に、質問事項2、消防・防災力の強化について再質問いたします。

第3期旭市総合戦略の中で、令和11年度までに設置率26%を目標にしていると答弁をいただきましたが、この目標値26%という数字が妥当なのか、その根拠を伺います。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） ご回答いたします。

第3期旭市総合戦略の中で、令和5年度の基準値で耐震性防火水槽の設置率は25.4%となっております。耐震性防火水槽設置につきましては、設置工事費の高騰等、その辺を考慮しまして、年間1基を毎年度ごとに設置したと想定しまして、令和11年度の設置率を26.0%と

目標値を設定したものでございます。この目標値26.0%につきましては令和11年度の目標でございまして、最終目標値ではございません。令和11年度以降も引き続き、耐震性防火水槽の設置を推進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 再々質問ですが、予算的なものから年間1基程度という答弁でしたが、新たに耐震性防火水槽を設置するよりも、上下水道課の事業で行っている上水道の布設替工事の中で水圧のある水道管に消火栓を設置したほうがコストが抑えられると考えますが、このような考えはあるのか伺います。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） ご回答いたします。

消火栓設置に関しましては、上下水道課と協議しまして、水道管延伸工事の際に設置をしております。

消火栓を設置したほうがコストが抑えられるのではとのご質問でございしますが、耐震性防火水槽の設置につきましては、現在、発生が懸念されております首都直下地震や千葉県東方沖地震など大規模地震発生時には、水道施設の破損などにより消火栓が使用不能となり、消火水の供給が困難となる事態が想定されております。このようなことから、消火栓だけに頼ることなく、耐震性防火水槽とバランスよく配置することによりまして、通常の火災はもちろんでございますが、大規模地震発生時の火災に対応するために、耐震性防火水槽設置が必要とされているところでございます。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） バランスが大事だということで理解いたしました。引き続きよろしくお願ひします。

それでは、質問事項3、農水産業の振興について再質問いたします。

前の定例会の補正予算の中で農業経営多角化支援事業がありましたが、この事業の内容を聞いて大変いい制度だと思いましたので、改めてその制度の内容と今までの実績を伺います。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） それでは、お答えいたします。

農業経営多角化支援事業につきましては、経営の多角化による所得向上を目指す農業者に対しまして、加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に、必要な機械・施設等の整備を支援することを目的とした事業であります。補助率は3分の1以内で、補助額は450万円を上限としております。

過去10年間の実績であります。本年度にヨーグルト製造に係る機械で1件、令和元年度にバウムクーヘンの製造に係る機械で1件、平成27年度にトマトのジャムやゼリーの製造に係る機械と餅の加工製造に係る機械の2件に利用されております。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

農水産物のあさひブランドの創出ということでブランド化を施策に挙げていますが、その事業の内容について伺います。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産業のブランド化の事業といたしましては、先ほど申し上げました農業経営多角化支援事業のほか、市の独自事業であります、こだわり旭ブランド創出支援事業として、市内の農水産業者がこだわりを持って生産、付加価値をつけることで注目される農水産物の開発や独自の販路拡大等を支援しています。補助率は全体事業費の2分の1以内で、限度額は50万円となっております。主な過去の実績といたしましては、商品PRのためのホームページやチラシの作成、看板、パッケージのデザイン作成などに使われております。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、最後の質問になりますが、持続可能な農水産業の実現のためには、やはり収益力を高めることが重要であると考えます。それには、ブランド化や6次産業化などの取組が不可欠であると思いますが、市の見解を伺います。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） ブランド化や6次産業化などによる高付加価値化の取組によって各経営体の収益力を高めることは、持続可能な農水産業の実現のために有効な手段の一つであると考えております。

先ほど申しあげました補助事業の活用などにより支援していくことで、引き続き農水産業の経営の安定化を図っていきたいと考えております。また、同時に新規就農者対策や担い手対策などの各種対策を総合的に行っていくことで経営基盤の強化を図り、将来に向けた農水産業の維持発展に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 本市の重要な基幹産業でありますので、今後ともよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（片桐文夫） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（飯嶋正利） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 皆さん、こんにちは。6人目ということで、とてもお疲れだと思いますけれども、あともう少しだけお付き合いください。林議員、応援ありがとうございます。もう胸がドキドキしているんですけども、その応援のおかげで一生懸命できると思います。よろしく願いいたします。

では、一つ目の質問をいきたいと思います。婚姻件数を増やす取組についてです。

第3回定例会では、少子化の原因を経済的な理由にあるとし、若者の給与を引き上げることや高卒採用の促進を提案いたしました。今回は、もう一つの重要な要因である未婚率の上昇について考えてみたいと思います。

合計特殊出生率を結婚している方のみで算出すると1.9となり、50年前の2.1と比べてもそ

れほど大きな変化はありません。つまり、少子化の主な要因は、母親の母数が減ったことと未婚率の上昇にあると考えられます。

母親の数が減ったことについては、もはや手後れだと思えるんですけども、未婚率の上昇はこれから止めなくてはならないと、極めて重要な課題だと思っております。実際、男性の生涯未婚率は、1992年は5%なんですけれども、2021年は20%と約4倍に上がっております。同じく女性も、1992年には6%から2021年には17%と約3倍に上昇しています。さらに今後この傾向は続くと言われていて、今の20代、30代の方が50歳になる頃、つまり20年後とかですかね、その頃には男性の未婚率が40%、女性の未婚率が30%となる推計もございます。このままでは、旭市も日本全体もますます衰退してしまうのではないのでしょうか。

そこで、(1)の質問です。出会いの場を創出する取組として、旭市では出会いコンシェルジュがあります。そこで、男女別の登録者数、イベントの開催内容や回数、そして会員の婚姻実績について伺いいたします。

(2)は、結婚意識を高める取組について伺います。

未婚化、晩婚化の背景には、無理して結婚しなくてもよいという社会の雰囲気や、恋愛はコスパが悪いといった価値観の変化があります。さらに、結婚の話題を公にすることも避けられるような、口に出しては言えないようなタブーという意識がございます。こうした風潮の中で行政が結婚啓発を行うことは難しいのかもしれませんが、市として若者の結婚意識を高めるために取り組んでいる施策があれば伺いいたします。

(3)は、結婚を後押しする取組について伺いします。

出会いがあって、結婚の意識が高まって、あとは結婚するかしないか迷っているときに市が後押しするような取組は行っているか。そういう事業がありましたら教えてください。

項目2番目は、太陽光発電についてです。

近年、釧路湿原や鴨川市などで山林を削ってメガソーラー施設を建設する事例が見られ、環境保護の観点から批判の声が高まっています。そもそも太陽光発電は環境負荷の少ない再生可能エネルギーとして推進されているはずですが、森林を伐採してまで設置することはSDGsの理念に反するのではないのでしょうか。こうした事業が住民の知らないうちに進められているケースもあります。

そこで伺います。このような事業が勝手に行われていることに対して事前チェックをする仕組みがあるのか、またどのような規制やガイドラインがあるかをお伺いいたします。

3番目の項目は道路の安全対策についてです。

県道122号と津波避難道路椎名内西足洗線の交差点で、私の知り合いが2人、交通事故に遭いまして、そのほかにも交通事故に遭ったといううわさを聞きます。そこで、この交差点が非常に交通事故が多いのではないかなと感じております。この交差点での事故件数をお伺いいたします。

以上、質問になります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課からは、ご質問の1番の1、出会いコンシェルジュの実績、1番の2、結婚の意識を高める取組について回答します。

まず、1の（1）ですけれども、出会いコンシェルジュの実績について。

本市では、若者の定住化や後継者の結婚対策等を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、旭市後継者対策協議会、通称出会いコンシェルジュに対し補助金を交付し、出会いの場を提供しております。令和7年10月末の出会いコンシェルジュの会員数は315人で、内訳は男性272人、女性43人です。

コロナウイルスの蔓延によって活動を自粛した年度を除いて、毎回7回前後のイベントを企画実施しております。令和4年度は8回開催し、「フラワーアレンジメント恋活」や、市役所の展望階で「夜景を眺めながらゆったり恋活」を行いました。令和5年度は8回開催し、スマホカメラのレッスンを行う「フォトジェニック恋活」や「いちご狩り&ランチパーティ恋活」を行いました。令和6年度は7回開催し、成田空港で旅客機の整備を見学する「恋するバス旅」や、スパイスを調合してコーラを作る「クラフトコーラ恋活」を行いました。

なお、事業開始以降、現在までに143人の会員から結婚の報告がありました。そのうち、イベントをきっかけに結婚に至った方は39人です。

続きまして、ご質問の1の（2）取組についてです。

結婚そのものに関する取組として実施しているのは、出会いコンシェルジュだけです。

結婚後の生活に対する不安を解消することにより結婚の意識を高めるという目的としては、各課が実施している産業振興事業や子育て支援事業、学校教育支援事業などが該当するものと思います。

結婚は個人の自由な意思決定に基づくものでありますが、出会いコンシェルジュでは、新たな出会いを創出するために、参加したいと思ってもらえるような魅力あるイベント内容を企画し、イベントに参加する中で結婚への意識を高め、婚姻数の増加につなげたいと考えて

おります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、大きな1の（3）結婚を後押しする取組について回答いたします。

本市では、第1期の総合戦略から継続して、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」を基本目標の一つとして掲げております。その目標達成に向け、出会いの場づくりに係る取組をはじめ、様々な子育て支援策などを実施することで、市民が安心して働き、結婚・出産・子育てができる環境の整備、教育環境の充実に取り組んでおります。具体的には出会いの場創出事業ということにはなりますが、結婚を後押しする取組、間接的にはなるとは思うんですが、その後の産後ケア事業、出産祝金支給事業、乳幼児紙おむつ給付事業といったこれまで継続してきた事業に加え、新たにファミリー・サポート・センター事業や学校給食費の無償化を開始するなど、この場で全ては申し上げられませんが、結婚・出産から子育てまで、それぞれのステージに合わせた様々な支援を行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 私のほうからは、質問事項2の太陽光発電について、メガソーラー建設に対する規制ということで、事前にチェックする仕組みはあるのか、どのような規制やガイドラインがあるかについてお答え申し上げます。

本市には、太陽光発電所の建設自体に関して規制する条例等はありませんが、建設する場所の土地の用途によりまして関係法令等による規制がございます。具体的には、農地法であったり、農業振興地域の整備に関する法律による規制があります。そのほか、森林法や文化財保護法、また盛土規制法などによる規制がございまして、建設場所の土地により、その規制等は異なってまいります。

また、太陽光発電施設の建設自体に関する法規制等はありませんが、国は発電事業者が遵守すべき事項の指針となるガイドラインを策定しておりまして、本市におきましても、「旭市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を昨年4月より施行しておりまして、太陽光発電所の適正な設置及び管理についても指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、3、道路の安全対策について、県道122号と津波避難道路椎名内西足洗線の交差点での事故件数について回答いたします。

津波避難道路椎名内西足洗線と県道122号飯岡片貝線の交差点は、令和5年3月31日に供用が開始されました。当該交差点での事故発生件数を旭警察署へ確認したところ、これまでに12件の事故が発生しております。時間帯の内訳では、午前が6件、午後が5件、深夜1件とのことです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

では、一つ目から再質問いたします。

大体七、八回、年間開催しているということで、会員数が男性のほうが多くて、女性は市内ではなくても、会員ではなくても参加できるということでこの数字なんだと思います。結婚数も、何年間かで143人。この出会いコンシェルジュのイベントの中でカップルになったのが39組と、かなりの結果が出ていると感じております。1組結婚させるのでもかなり大変ですので、結婚に至らなくても、これをきっかけにお付き合いが始まってほかの方と結婚したという、目に見えない成果ももちろんあると思いますので、素晴らしい実績だなと感じました。

出会いの場が減少している昨今、このような事業は非常に重要だと考えます。実際に結婚につながったケースもありますし、イベント参加を通じて異性とのコミュニケーション能力が向上し、結婚に近づく方もいると思います。何より市が結婚を応援しているというメッセージを発信すること自体が大きな意味を持ちます。今後も、継続してこの事業をお願いしたいと考えております。

再質問になりますが、令和7年度のイベントの定員数と申込者数についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、今年度のイベントの定員数、申込数、内容のほうをちょっと答えさせてください。

令和7年度は、現時点までに3回のイベントを開催しました。各イベントの詳細について

申し上げます。

7月には、「ボードゲーム恋活」と題して、簡単なボードゲームを行いながら交流するイベントを開催し、定員16人のところ、応募者数、申込者数は39人でした。8月には、「レザークラフト恋活」と題して、小物入れを作りながら交流するイベントを開催し、定員16人のところ、応募者数は31人でした。9月には、「昭和レトロ恋活」と題して、銚子電鉄を貸し切り、懐かしい雰囲気のお茶店でクリームソーダを飲みながら交流するイベントを開催し、定員18人のところ、応募者数は43人でした。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 定員をいずれも上回っているということで、会員の方々から、毎回申し込んでいるが抽せんになかなか当たらないという声も届いています。可能であれば、定員の拡大やイベント数の増加をご検討いただければ、会員の皆さんにも喜ばれると思います。

（発言する人あり）

○7番（永井孝佳） 年齢制限もあるんですかね。すみません。

再々質問になりますけれども、出会いコンシェルジュが主催するイベント以外にどのような関連事業があるかをお伺いいたします。出会いの場が出会いコンシェルジュ以外であれば教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市の行う出会いコンシェルジュ以外では、JAちばみどりや雇用対策協議会、消防団が行っております。このうち出会いコンシェルジュでは、令和4年度にJAちばみどりと、令和5年度には雇用対策協議会と共同でイベントを開催しており、来月12月5日にも雇用対策協議会と共同でイベントを行います。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 様々な団体が未婚化に問題意識を持って取り組んでいることが分かりました。実際、出会いの機会は本当に減っていると思います。

昭和の時代には、近所のおせっかいなおじさんとかおばさんが、適齢期になると縁談を持ってきたり、それでお見合いみたいな形ですけれどもありました。平成の初期のほうは、結婚式の二次会とか合コンとか、そういうクラブ活動的なもので出会いが一定数あったように感じております。しかし、現在ではそうした行事も減少し、行政やこういう団体が主催するイベントの必要性が高まっています。

そこで、4回目の質問です。これまで自主的に開催されていた同窓会を、行政が音頭を取って開催することはできないでしょうか。行政が音頭を取るというのは、二十歳のつどいというのが今あると思うんですけれども、これを25歳のつどいとか、あとは三十路サミットとか、年齢の区切りで行政である程度の人を集めると、そういう企画はできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 毎回、イベントの後に参加者からアンケートを取りますと、1対1での会話時間を長くしてほしいという要望をする声が多いため、ご質問のような大きめの同窓会的なイベントにつきましては、出会いコンシェルジュの考え方からすると、現時点では検討しておりません。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 承知しました。1対1のほうが婚活には近道なのかもしれないんですけども、かつて一緒に育った仲間と会うと、ゼロからの人間関係スタートではないので、それで同窓会とか、そういう結婚式の二次会とかで意気投合して結婚するというようなケースもございますので、婚活をしている人からしたら効率があまりよくないのかもしれないんですけども、もう婚活を諦めてしまっている人に転がり込むチャンスみたいなものが創出できるのかなと思いますので、無理にとは言いませんけれども、旭市の後継者対策協議会のほうにこんな意見があったよというのをお伝えいただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

では、（2）のほうです。結婚の意識を高める取組について。

各課の取組があるということで、結婚しやすい環境を整える事業は着実に増え、支援の中身も改善されていると感じます。子育て支援の充実は重要なんですけれども、若者の意識が変わらなければ効果は限定的です。意識を変えるためには教育の役割が大きいと考えております。

そこで再質問です。当市の教育現場では、結婚や家族に関する教育・指導をどのように行っているのかをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 学校教育におきましては、児童・生徒に対して直接的な結婚や

恋愛についての指導をするという場面はございませんが、学習指導要領に基づいた教科の指導においては、関連する内容を扱っているものと認識しております。

まず、小学校の家庭科では、衣食住に関わる裁縫、調理、掃除といった家事のスキルを身につけさせるとともに、家族の一員として自分の役割を果たすことの大切さに気づき、望ましい家族の在り方について学びます。

また、中学校の技術・家庭科の家庭分野では、思春期で発達段階を考慮しつつ、男女が協力して家庭や地域での生活を営むことや、育児や子どもの発達について、家庭生活と関連づけて理解を深められるよう指導しております。

加えて、特別の教科、道徳の授業を通じまして、相手の置かれた状況や感情を共感的に理解し、その結果生まれる相手に対する好意的な友情や信頼といった良好な人間関係の基盤を構築するとともに、相手を助けたり、大切にしたりする行動へとつなげられるよう指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 学校では生きる力を教育してくださっていると認識しました。ありがとうございます。

私が有効だと考える結婚に関する教育は、具体的なライフプランの作成を表にするような、ライフプランの作成を通じて現実を可視化させることです。例えば中学生の段階で、高校へ進学し、大学へ行くかどうか、その進学費用はどれほどか、奨学金を借りる場合、毎月幾らぐらいかかるかとか、何歳で完済するのかとか、そういった進路に関する選択肢を具体的に考えさせます。さらに、将来結婚するかしないか、何歳ぐらいで子どもを持ち、何人欲しいのか、もし独身で生涯を過ごすなら、両親がどのぐらいの段階で他界する可能性があるか、自分はどのような老後を迎えるのかといった人生の分岐点と、それに伴う経済的な試算を組み合わせて描かせることで、進路や結婚に対する現実味を持たせることができます。

若いうちにこうした現実を知ることは、将来への備えや意欲にもつながります。また、結婚はコスパが悪い、独身のほうが自由に遊べるといった一面的な価値観から視野を広げるきっかけにもなると考えます。

すみません、前段が長くなって、質問はもうちょっと後になります。

結婚しない自由は尊重されるべきですが、今ここに自分が存在するのは両親が結婚したからだという事実や、命をつないでいくことの尊さを教育の場でしっかりと伝える必要があります。

ます。保護者が直接言いにくいことも学校が補完できる部分ですし、可能であれば、赤ちゃんと触れ合う機会など、命や家族の実感を伴う体験を組み入れると効果的だと考えます。

なお、独身男性の平均寿命が既婚男性より著しく短いという統計的なデータもありますので、その辺も教えると、男子は結婚しようかなと思うのかなと思います。

実際の年齢でいいますと、独身男性の平均寿命が67歳ということで、一度も結婚したことがない方ですね、一度でも結婚したことがある人はまた別なんですけれども、ちょうど島田恒議員ぐらいの年で寿命を迎えると。ですので、島田恒議員がこれから長生きした場合は奥様のおかげということで、我々男性陣、既婚男性は奥様に感謝しなくてはならないと常々思っております。

ちょっと話が脱線しましたがけれども、近年、異性とうまく付き合えないと答える若者が増え、若い時期に交際経験のない人は生涯未婚率が高い傾向にあります。結婚に前向きな人の割合は30年前と大きく変わらない一方で、生涯結婚しなくてもよいと早期に決めてしまう層が増え、20代の約2割が結婚は諦めていると回答している現状があります。

私が直接意見を聞いた若者の中には、異性は怖いので同性というほうが楽だという声があり、さらに、学校行事や町なかで、「ウザッ」「キモッ」「キショッ」といった言葉が日常的に使われるのを耳にします。軽い冗談のつもりですが、多感な時期の子どもたちは傷つきやすく、こうした言葉遣いが異性との距離を広げ、恋愛や結婚へのハードルを高めている可能性があります。

少し論理が飛躍していますがけれども、実際に私も女性とコミュニケーションを取るのがとても苦手でしたし、話しかけるのがすごい怖かったのを今でも記憶しております。市長、笑われていますけれども、本当に……すみません。

そこで再々質問です。「ウザッ」「キモッ」「キショッ」のような言葉遣いは、教育現場ではどのように対応しているのかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今議員ご指摘の相手を傷つけるような言葉につきましては、学校現場では、たとえ悪ふざけによる場合におきましても、その対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているというものは、いじめということで認知しまして、管理職を中心とした組織で情報を共有した上で、事実関係を確認しながら、適切な対応に努めているというところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） さっきの言葉も、そんなに相手を傷つける意味はないのかもしれないんですけども、つつい口癖とか軽いので言ってしまうことがほとんどだと思います。しかし、あまり「うざい」とか「気持ち悪い」とかはいい言葉ではないので、用法、用量を守って、相手が嫌だというときには使わないような、もしくはなるべくそういうのは使わないほうがいいという教育を、学校でも家庭でもしていかななくてはいけないのかなと思っております。

では、4回目の質問になるんですけども、出生率の高い県を調べたところ、上位には沖縄県、島根県、宮崎県がトップスリーでした。しかし、この県というのは、平均収入でいうとどちらかというと下位のグループなんですね。ですので、経済的な理由だけではないのかなと、この未婚率の上昇というのは、そう思っております。

そこで、むしろ価値観や社会的な雰囲気といった考え方こそが最大の要因ではないでしょうか。結婚は人生の墓場とか、家族のATMとか、そういうネガティブな言葉が冗談とか愚痴でいろいろ耳にしたことはあると思います。本当はそれはのろけみたいな感じなんですよ。嫁の尻に敷かれてさとか、俺は元気で外にいたほうがいいんだよとか、そういうのって幸せだからこそ言えることなんですけれども、結婚する前の人にとっては、結婚しても金取られるだけなんだみたいな、お小遣い2万円しかもらえないんだみたいな、そういうのを真に受けて、結婚やめたとなってしまうことが多々あるようですので、ぜひぜひここは若い方が結婚に対して前向きになれるように、市長から一言、結婚に対するメッセージをいただけないかなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 結婚して支え合えるパートナーができたことで人生が豊かになった、生活に安心感が生まれたという意見を耳にいたします。結婚を希望する方々には、出会いコンシェルジュを利用して、ぜひともパートナーを見つけていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。市長のにこにこした家族を語る顔を見て、多分皆さん、結婚っていいもんなんだなと思ったと思います。このメッセージが、若い人だけではなく、世の独身男性に広がっていけばいいなと思います。

では、結婚の後押しをする取組について、(3)のほう、再質問いたします。

出産や子育てに対する支援制度は年々充実してきており、大変素晴らしいことだと感じています。安心して子どもを育てられる環境づくりが進んでいることに、心から感謝申し上げます。しかし、一方で結婚に対する支援はまだ十分とは言えず、制度的な後押しが少ないように感じています。

結婚は人生の大きな節目であり、地域に新たな家庭が生まれることは、まちの未来にとっても大きな希望です。出産・子育て支援と同様に結婚そのものを後押しする制度があれば、若者の結婚への意欲を高める一助になるのではないかと考えています。

そこで改めて伺います。新婚世帯に対して、家賃補助、引っ越し費用、新居購入費用など結婚に伴う初期費用の負担を軽減するような補助制度の創設、導入についてご検討いただけないでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 本市では、新婚世帯を含む39歳以下の若者世帯が新築住宅を取得する際に、上限を100万円として支援する若者世帯住宅取得奨励金事業を実施しております。

新婚世帯に対する支援につきましては、国の交付金を活用して、家賃や引っ越し、新居購入費用などに対し、最大60万円を支援している自治体もあることは承知しておりますが、それらの事業によりまして、どのような効果が得られているのか、そういった点を見極める必要もございますし、今後、国・県の動向を注視していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ご検討をよろしくお願いいたします。

同じようなニュアンスになってしまうんですけども、結婚するにしても、25歳で結婚するのと45歳で結婚するのでは大きく変わります。これ、すみません、差別ではないので、本当に少子化を解消するためにちょっと提案をしているので、高齢で結婚するのが悪いとかそういうのを言っているわけではないので、そこだけご理解いただきたいと思います。すみません。できれば早めに結婚していただいたほうが行政としてはありがたいと思います。

そこで再々質問になりますが、ある年齢までに結婚したらお祝い金を出すような政策は考えられないでしょうか。例えば25歳までに結婚したら30万円とか、30歳までに結婚したら20万円のようなイメージです。ちなみに、今結婚するカップルは年間200組ぐらいだと聞いて

おります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 少子化が進行する中、結婚・出産を促進することが急務とされておりまして、結婚を後押しすることは一つの対策であると言えますが、結婚に対して祝い金を支給することが婚姻率や出生率を改善するかどうかについては十分なデータがなく、効果をはかることが難しい状況でございます。また、現代社会では、結婚を選ばないライフスタイルなどの従来の結婚の在り方にとらわれない多様な価値観が広がっていることも事実でございます。

市としましては、結婚を希望する方々に対し出会いの場を提供できるような様々なイベントを行うとともに、その後のライフステージにおいても切れ目のない支援を行っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 効果のデータもないし予算もかかることですので、なかなか難しいのかなと思いますけれども、ご検討をよろしくお願いいたします。

4回目の質問としましては、そういった予算をかけなくても、雰囲気を変えるだけで未婚率というのは下がってくるものだと思っております。ということで、結婚のメリットを皆さんに知ってもらうのが必要なのかなと思っております。先ほど市長も言われたような精神的な安定とか、社会的な信頼もありますし、あとは経済的にも配偶者控除とか社会保険の控除、会社からの各種手当などがあります。

そこで4回目の質問なんですけれども、結婚が様々な面で得であることを周知することはできないのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 結婚や出産に伴いまして、所得税や住民税で配偶者控除や扶養控除などが受けられる場合があるほか、健康保険や年金、相続などにおいても様々な制度が整えられております。そうした仕組みがあることを知らないという方もいらっしゃるかもしれませんので、関係する部署において、様々な機会を通じて制度の周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今後も、様々な場面で周知をよろしく願いいたします。

旭市では、令和5年度時点で65歳以上の人口が全体の32%を占めています。20年後には、その割合が40%に達する見込みです。このままでは地域の持続可能性が危ぶまれます。どんな施策でも構いません。どうか少子化・高齢化対策に取り組んでいただきたいと強く願っております。

では、2項目めの太陽光発電について質問を移します。

国や県のガイドラインにあって、それぞれの森林法とか農地法とかそういうので規制があると、新たに国がガイドラインを昨年出したということでした。

森林伐採とか地形改変による土砂災害、景観破壊、生態系への影響など深刻な問題も指摘されています。特に山林を対象とした開発には、慎重な判断と地域との合意形成が不可欠だと考えています。

そこで再質問になります。仮に山の地主が法令に従って手続を進めれば、市内の山を大規模に削ってメガソーラーを設置することは可能なのかをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 森林法の規定によりますと、千葉県の定める地域森林計画の対象となる民有林に0.5ヘクタールを超えるソーラーパネルを設置する場合には、知事の林地開発許可が必要となります。

千葉県の林地開発許可審査基準では、災害や水害の防止など、各事項について満たされている場合のみ許可することになっております。森林法に基づく林地開発許可制度につきましては、太陽光発電施設の大規模化に伴いまして、災害の防止や環境の保全などの観点から基準等の強化が求められているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） だんだんそういう規制も厳しくなっているのかなと思うんですけども、鉏路市とか鴨川市のケースを見ていると、許可が出てがんがん木を切っているというような状態も見ます。途中で違反が認められてストップはしていますが、木が切られてしまっているという現状はあると思うので、今後も注視していただきたいなと思っております。

再々質問になりますけれども、住民説明会などは許可の条件に入っているのかお伺いいたします。住民が知らないところでどんどん進んでしまうことがあるのかなのか、その辺を教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） まず、先ほど答弁の中で申し上げました市のガイドラインにおきましては、太陽光発電設備については、発電出力が10キロワット以上で、洋上や建築物の屋根の上に設置するものを除いた設備がガイドラインの適用となります。

その中で、事業者の責務として、事業者は発電設備設置事業を実施しようとするときは、事業着手60日前までに市に対して事前協議するものとされておりまして、さらに、太陽光発電設備については、その事前協議前に事業計画等について近隣住民、これは事業区域の境界から50メートル以内の区域にお住まいの方及び事業区域の隣接地の土地並びに建築物を所有している方に対して説明会を実施するよう求めています。

また、経済産業省資源エネルギー庁より、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」が示されておりまして、説明会を実施すべき再エネ発電事業や説明会の要件、事前周知の要件、計画変更による変更認定に伴う説明会等の要件が記されているものでございます。

したがって、建設場所において適用される各法令等の許可のほかに、ガイドラインによる住民への説明を求めている場合もございます。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ガイドラインの詳細はよく把握できなかったんですけれども、住民が全く知らないところでどんどん山の木が削られるような状況が起きないように、市としてもぜひ監視をしていただきたいと思いますと思っております。

では、4回目の質問です。太陽光パネルの寿命はおよそ30年とされており、2030年以降には大量廃棄の時代を迎えると予測されています。そうした中で、ソーラーパネルのリサイクルを義務化する法律が見送られたという報道、それを耳にしました。大きな不安を感じています。

有害物質を含むパネルも存在する中で、適切な処理やリサイクルが行われなまま放置されることは、環境保全の観点から極めて深刻な問題です。環境のためといいながらも、実際には多くの事業者が経済的利益を目的として参入しており、本当に環境を第一に考えている企業はごく一部ではないかと考えております。今後、採算が取れなくなったメガソーラー施

設がペーパーカンパニーなどに名義を移され、管理もされずに放置されるといった事態も懸念されます。こうした状況を踏まえると、太陽光発電は本当に環境に優しいエネルギーなのか、改めて問い直す必要があるのではないのでしょうか。

そこで4回目の質問です。今後も、市として太陽光発電を推進していくお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） まず、ソーラーパネルのリサイクルの義務化につきましては、議員申し上げたように、政府が2030年代後半以降に大量の使用済みのソーラーパネルが使用期限を迎えるということで廃棄される見通しのため、その義務化を検討しておりましたが、リサイクル費用を誰が負担するのかというところの法的整理が整わなかったというところで、今般義務化を断念したとの報道がございました。しかし、将来的なソーラーパネルの大量廃棄の時期を見据えまして、制度設計の見直し等を進めるという政府の意向から、今はその推移を注視してまいりたいというふうに考えております。

また、太陽光発電につきましては、再生可能エネルギーの導入拡大を今まで牽引してきた側面もございまして、本市におきましても6月に「ゼロカーボンシティあさひ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けて環境対策に取り組んでいるところであります。

その中で、一般家庭での太陽光パネル設置の普及が進んでいる昨今、省エネ設備設置補助金のメニューの一つとして、太陽光で発電した電力を蓄えて活用する定置用リチウムイオン蓄電池システムの導入に対して市でも補助を行っているという状況もございます。

その一方で、議員、先ほどからご指摘の鉏路湿原におけるメガソーラー建設や、県内でも鴨川市の山林におけるメガソーラー建設が問題となっております。そのような中で、先日、国は自然破壊や災害リスクのあるメガソーラー施設の規制強化に向けた法改正、見直しの検討を始めるとの報道がございました。

本市におきましては、一般家庭における脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進は今後も取り組んではまいりますが、事業者等における大規模な発電施設の建設につきましては、国の規制強化に向けた取組に注視をしながらも、現状のガイドラインや現法令等の手続の中で、事業者に対し適時適切な対応を求めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 私も、屋根の上に載っているソーラーとか、あとは駐車場の屋根代わりになっているソーラーとか、そういったものを否定するものではございません。山を切り開いてのメガソーラーは必要ないのではないかなと考えております。これが例えば法令どおりであっても、木を切ったのソーラーパネルは違うんじゃないかなと考えておりますので、いつの間にか山がソーラーパネルで埋め尽くされてしまったみたいなことがないように、今後とも注視をよろしく願いいたします。

では、大きい3番に移ります。

道路ができてから2年半ぐらいで12件ということで、事故件数はかなり多い印象を受けます。交通量はそれほど多くないにもかかわらず、これだけの事故が発生しているということは、この交差点には事故が起こりやすい何らかの要因があると考えられます。

そこで再質問です。信号機の設置について、警察に相談や要望はされていますでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 信号機設置には交通量などの要件があり、それらの条件を満たさないと設置が難しいようです。

道路の設計段階で、警察と道路の形状や信号機を含めた交通規制などを協議しておりますが、警察からは、協議における信号機設置などの交通規制は、供用開始時点の車や歩行者の通行状況の正確な把握が困難なことなどから、協議時点の案にすぎず、確定したものではありませんとの説明を受けております。

周辺地域からも、警察に信号機の設置について要望が出されていると伺っておりますが、交通量が少ないなどの理由で設置には至っておりません。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 地元の複数の議員からも、信号の設置や対策を要望されているとお聞きしました。ということで、事故を減らすために、現在実施している信号以外の対策は何かございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 当該交差点での安全対策といたしましては、警察による交通規制として、市道側は一時停止の規制となっております。県道においては、交差点内の区間にカラー舗装やドット線を設置しております。

市道においては、交差点の巻き込み部に黄色いクッションドラムや車線分離標を設置しドライバーへの注意喚起をしているほか、夜間の安全対策として、交差点内に道路照明灯を4基設置しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 既にそういった一定の対策が講じられているということが分かりました。しかし、残念ながら交通事故の発生はなかなか減少していないのが現状だと思います。

そこで4回目の質問なんですけれども、今後さらに踏み込んだ対策や新たな取組は考えられないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 路面標示「止まれ」の文字の周りに、ドット線などにより一時停止であることを強調するのが有効だと考えております。また、交差点の手前に「この先交差点あり」などの文字を路面に設置することなども検討してまいります。

このほか、カラー舗装などが考えられますが、今後、信号機が設置されると不要になることもあるため、そこら辺は警察と情報共有を行い、安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定しました一般質問は終了しました。

---

○議長（飯嶋正利） 今回は、17日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分

## 令和7年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和7年11月17日（月曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（20名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	伊 場 哲 也
5番	平 山 清 海	6番	崎 山 華 英
7番	永 井 孝 佳	8番	井 田 孝
9番	島 田 恒	10番	片 桐 文 夫
11番	遠 藤 保 明	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
17番	向 後 悦 世	18番	景 山 岩三郎
19番	木 内 欽 市	20番	松 木 源太郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税務課長	多田 仁	市民生活課長	齋藤 邦博
環境課長	大八木 利武	保険年金課長	大網 久子
健康づくり課長	黒柳 雅弘	社会福祉課長	向後 利胤
子育て支援課長	八馬 祥子	こども家庭課長	石橋 康司
高齢者福祉課長	椎名 隆	商工観光課長	金杉 高春
農水産課長	伊藤 弘行	建設課長	齊藤 孝一
都市整備課長	飯島 和則	会計管理者	戸葉 正和
消防長	常世田 昌也	上下水道課長	向後 哲浩
教育総務課長	飯島 正寛	生涯学習課長	江波戸 政和
スポーツ振興課長	林 甲明	監査委員局長	杉本 芳正
農業委員会事務局長	金谷 健二		

**事務局職員出席者**

事務局長	穴澤 昭和	事務局次長	菅 晃
------	-------	-------	-----

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 遠 藤 保 明

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員、ご登壇願います。

（11番 遠藤保明 登壇）

○11番（遠藤保明） おはようございます。議席番号11番、遠藤保明です。令和7年第4回定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。通告の順序に従いまして質問いたします。

今回の質問は、過疎対策及び学校の再編と道路の整備の大きく三つの項目について質問いたします。

それでは、1番目の過疎対策についての質問であります。

令和3年から7年度までの5か年計画で、旭市過疎地域持続的発展計画が作成されており、今年度で5年目となり、一定の成果が出ていると思われまます。令和5年度の一般質問でも質問しておりますが、干潟地域の市民にはどのような運用がされているのか分かりません。

そこで、（1）旭市過疎地域持続的発展計画の令和6年度までの実績について伺います。

次に、（2）令和8年度から5か年計画で次期の計画が作成されると思われまます。特に重点を置く事業については、どのような事業があるかお聞きしまます。

続きまして、2番目の干潟地域の学校再編についての質問です。

まず（１）の、令和9年4月より小学校を統合し、ひかた椿小学校が開校するべく進められておりますが、その学校の施設整備及び通学方法など検討されている項目の進捗状況について伺います。

また、（２）として、閉校することになる中和小学校、萬歳小学校の跡地について有効活用する計画があるかどうかお聞きします。

続いて、3番目の道路整備についての質問です。

（１）市道の整備についてですが、干潟地域入野のローソンから秋田の広域農道につながる道路の市道1級31号線については、交通量が多く、特に大型車両の通行が多いためアスファルトにゆがみやひびが目立ちます。この道路については度々、部分補修をさせていただいているようですが、現状ではローソンから東京ガスバルブステーションまでの道路が特に傷んでいます。今後、道路整備の予定があるか伺います。

また、整備の際、今までの道路の基準で整備すると、また同じような傷みが出てくると思います。補強して傷みにくくする仕様にできないか伺います。

次に、（２）の南堀之内バイパスと谷丁場遊正線の主要地方道路の認定についてですが、この道路については、国道126号から東総道路につながる道路であり、ひいては成田方面にもつながる主要道路だと思われます。開通後は交通量も多くなると考えられますので、主要地方道路の認定を要望します。このことについて、市の考えをお伺いします。

以上、1回目の質問については以上でございます。再質問については質問席にて行います。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな項目1点目の過疎対策についての（１）と（２）についてご回答申し上げます。

まず、1点目の旭市過疎地域持続的発展計画の実績ということでございますが、これまで過疎対策事業債を活用した事業でお答えさせていただきたいと思っております。

過疎対策事業債の実績につきましては、令和3年度から令和6年度までの4年間の合計で、対象事業は39事業、借入れた起債の総額は13億90万円となります。

主な事業としましては、ハード事業で南堀之内バイパス整備事業をはじめとした道路や橋梁に関する事業のほか、大原幽学遺跡史跡公園や長熊釣堀センターの改修などの文化・観光施設に関する事業、消防団車両整備やひかた椿小学校の大規模改造工事などがございます。

ソフト事業では、コミュニティバス等運行事業やデマンド交通運行事業などの公共交通に関する事業や、水田農業構造改革推進事業などがございます。

続きまして、2点目の次年度からの計画について特に重点を置く内容についてというご質問でございます。

現在、令和8年度から12年度までの5年間を計画期間として、次期の旭市過疎地域持続的発展計画の作成を進めております。次期計画では、現計画をベースとして第3期旭市総合戦略などを踏まえ、必要に応じて新たな事業の追加や項目の修正等を行います。

次期計画の掲載事業のうち大きなものとしましては、令和9年4月に開校予定のひかた樺小学校の改修工事やスクールバス、学校跡地の活用などの学校再編に係る事業、道路の整備・維持補修や太田ため池の改修工事などの土木関連事業、また、デマンド交通やコミュニティバスなどの公共交通の維持に関する事業などがございます。

なお、計画期間中に新たな事業などを掲載する必要がある場合には計画の修正も可能ですので、過疎対策事業債などの有利な財政措置を遺漏なく活用できるよう、今後も適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私のほうからは、2の干潟地域の学校再編についての（1）（2）について回答を申し上げます。

初めに、（1）の古城小学校への統合による施設整備や通学方法、それらの進捗状況について回答申し上げます。

統合校として活用する古城小学校の施設整備につきましては、令和9年4月開校までに大規模改造工事を行うものとして準備を進めております。大規模改造工事のうち、電気設備・機械設備・外構改修工事につきましては既に受注者と契約をしており、建築工事につきましては、先月末に受注者が決定し仮契約を行ったことから、契約議案を本議会に提案したところでございます。

今後、ご承認をいただき契約となりましたら速やかに工事打合せを行い、令和8年11月までを工事期限として本格的に着工してまいります。

通学方法につきましては、中和小・萬歳小からのスクールバスの運行経路等について、学校再編準備委員会にてご検討をいただいているところです。今後さらに、試乗会や内部調整を行いまして、開校に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、(2)の小学校跡地の利活用ということでございます。

小学校の跡地活用につきましては、学校再編準備委員会におきまして保護者アンケートでいただいた意見や子ども議会での意見のほか、近隣市町の活用事例等を参考に中和小学校と萬歳小学校の土地利用を踏まえながら意見をまとめているところでございます。主な意見といたしましては、子どもたちが集まれる場や農業を生かした施設のほか、スポーツ施設といった活用が提案されております。

これと並行しまして、市では旭市学校施設利活用基本方針を策定したところでございます。今後、この利活用基本方針を踏まえまして、地域の意向に配慮した上で、施設ごとに利活用計画案を作成する予定となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、3項目め、道路の整備についての(1)と(2)について回答いたします。

初めに、(1)1級31号について整備の予定があるのかということで回答申し上げます。

ご質問の道路は1級市道であり、1級・2級の道路については舗装の修繕計画に基づき工事を実施しております。令和7年度は舗装修繕計画の更新を行っているところであり、ご質問の道路についてもひび割れなどの状況を調査・評価し、修繕が必要な箇所を決定いたします。現時点で、ご質問の箇所についての工事予定は決まっておりませんが、特に傷みの激しい箇所は計画を前倒しし、修繕を行っております。特に、降雨により舗装が大きく破損することも度々発生しており、放置すると事故につながります。パトロールなどにより道路の破損状況を適切に把握するとともに、必要により修繕工事を実施し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、舗装の関係になります。舗装の厚さは、地盤の支持力と想定される大型車の交通量などにより設計しております。当該道路については、平成26年度に詳細な調査を行い、当初想定された大型車の交通量を踏まえ必要な舗装の厚さを決定した上で修繕工事を複数年にわたり実施してまいりました。しかし、想定より大型車の交通量が多いことなどにより舗装のひび割れが多く発生しているものと考えております。

今後予定される舗装の修繕工事におきましては、議員ご指摘のとおり、舗装を厚くすることで、これまでよりも舗装がもつようになり、補修の回数も減らせるものと想定しておりますので、費用や効果を十分に検討し設計に反映してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の南堀之内バイパス及び谷丁場遊正線の主要地方道路認定についての回答です。

南堀之内バイパス及び谷丁場遊正線については、主要地方道大栄栗源干潟線から主要地方道多古笹本線及び東総広域農道を経由し、国道126号までを直結する重要な路線であります。現在は、南堀之内バイパスは整備中であり、谷丁場遊正線についても銚子連絡道インターチェンジまでの延伸を計画中です。このため、実績に基づく交通量の増加傾向や広域的な交通需要を十分に判断できないことから、県道昇格について具体的な検討は行っておりません。

また、仮に県道へ昇格した場合には、相互移管により供用開始後に年数を経た県道が本市へ移管されることとなり、維持管理の負担増などの課題が生じます。このため、現時点での県道への昇格は難しいものと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 担当課長、回答ありがとうございました。

再質問させていただきます。

(1)過疎対策についてですが、過疎対策としての事業の中で大まかな内容は分かりました。対策事業として、移住・定住の促進及び地域おこし協力隊活用事業の実績と新規就農者の確保があったのか、その資金等の交付事業の実績について併せてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、移住・定住の促進と、それから地域おこし協力隊活用事業の実績についてご回答申し上げます。

定住促進奨励金の干潟地域の交付実績でございますが、令和3年度が3世帯で移住者の数は3名、奨励金の額は170万円。令和4年度が4世帯、7名で奨励金が240万円。令和5年度が2世帯4人で、奨励金が110万円。令和6年度が5世帯13人で、奨励金が300万円となっております。

このほかに、令和4年度から実施しております移住支援事業のU I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金というものもございまして、こちらの干潟地域の実績としましては、令和6年度に1世帯1名の方、60万円の支援金を交付しております。

次に、地域おこし協力隊活用事業についてですが、本市では令和4年10月から移住・定住の分野で地域おこし協力隊を採用し、移住サポートセンターの相談員として各種補助制度の

紹介やSNSを活用した情報発信、市内体験ツアーなどを行っております。相談件数の実績としましては、こちらは市内全域が対象となっておりますが、令和4年度が7件、令和5年度が31件、令和6年度が59件となっております、このうち干潟地域への移住者としましては、1世帯1名となっております。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、地域おこし協力隊の実績と新規就農者の確保についての実績についてご回答いたします。

農水産業分野の地域おこし協力隊につきましては、都市住民が旭市に移住し、農水産業のノウハウの習得、情報の発信など地域協力活動を行い、将来的に市内で農業、漁業等への就業を目指すものでございます。今年度から募集を開始し、3名の隊員を選任したところでありまして、順次、市内の農水産業者の下で研修を開始する予定でございます。

新規就農者の確保につきましては、国の補助制度に加え、市では独自に親元就農チャレンジ支援金や転入者農業チャレンジ支援金など、手厚い支援を行っております。

事業数が多くありますので、令和6年度の旭市全体の実績で回答させていただきます。経営開始資金など国の補助制度が8件で、うち干潟が3件ございました。金額は1,185万円となります。市の単独事業として、親元就農チャレンジ支援金が30件、うち干潟地域は6件ございました。金額ですが、600万円となります。続いて、転入者チャレンジ支援金ですが、11件で、うち干潟はございませんでした。金額ですが、519万5,000円となります。続いて新規就農者支援事業ですが、2件で、干潟はございませんでした。金額ですが、83万円となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 回答ありがとうございます。

それでは、（2）の次期の計画について、計画の中で移住・定住につながる新規就農支援事業についての今後の見込みはどのように考えておられますか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 人口減少に歯止めをかけ、市の基幹産業であります農業を将来的に引き継いでいくためにも、新規就農対策は重要な取組であると考えております。

次期の計画においても新規就農支援事業を掲げる予定で、引き続き新規就農者対策や担い

手の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） ありがとうございます。よろしく支援のほどお願いします。

それでは、続いて学校再編についての項目の1についてですが、スクールバスの運行内容について、早めに決定しPTAに周知してほしいと思います。具体的に、決定までのスケジュールがあれば教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 通学方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり学校再編準備委員会において検討しているところでございまして、具体的なルートにつきましては、中和小と萬歳小の学区を対象として4ルート、バス停はそれぞれ2か所から3か所を予定しており、最終的には道路の安全対策を含めて市において検討してまいります。

また、12月には準備委員会においてスクールバスの試乗会を実施して、利用するバス停の現地確認などを行いまして、スクールバスの運用方法をまとめていく予定でございまして。

保護者への周知につきましては、教育総務課で発行している開校準備だよりにて、ルートやバス停の検討内容をお知らせしたり、各PTAの会議の際に職員が説明を行っております。

引き続き、令和9年度の開校に向けて積極的な情報提供を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 続いて、(2)の跡地利用の活用についてですが、近隣の市では福祉施設及びキャンプ場、スケートボード場などに活用されていますが、それは一部で、多くの学校がそのままになっています。小学校の跡地の有効な活用の検討については、方向性だけでも決めてほしいと考えます。体育館の学校開放はどうなりますか、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今後の跡地活用の進め方につきましては、令和6年11月に策定いたしました旭市学校施設利活用基本方針に基づきまして検討を進めてまいります。具体的には、市内に専門委員会を設置し、専門的かつ個別的な調査研究を行いながら、施設ごとに

利活用計画案を作成する流れとなっています。跡地活用は、地域の意向やニーズに十分に配慮しつつ、それぞれの施設の状況や市の財政状況など様々な観点からその方向性を決められるように検討してまいります。

また、今後の学校開放につきましては、統合により学校施設としての用途は変更されますが、地域の方々から様々な意見や要望を伺いながら、引き続き、利用される方々が活動できるように関係課と協議してまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 回答ありがとうございます。

続いて、道路の整備についてですが、（1）ローソンから東京ガスのバルブステーションまでの道路は特に傷んでいます。この道路は度々補修していただいておりますが、補修工事をする際、今までの工事内容を変えてアスファルトの厚みを変えることなどは設計段階でできませんでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 先ほども申し上げましたが、大型車の交通量が多いということで舗装のひび割れが多く発生しております。今後予定される舗装の修繕工事におきましては、議員ご指摘のとおり舗装を厚くするという事で、これまでよりも舗装がもつようになり補修の回数も減らせるものと想定されますので、費用や効果を十分に検討し、設計に反映してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） よろしく申し上げます。

（2）の主要地方道の認定ですが、南堀之内バイパスが開通すると、この道路は国道126号から東総道路につながる路線となり、重要な道路となります。現在、東京ガスバルブステーションの信号付近にくぼみができており、交通量も多くなるともっと傷みが大きくなると思いますので、県道に昇格されなくても県道に準じた道路の補強をお願いしたいのです。

また、1級31号線は接続する農道からの交差点等で交通事故やごみの投棄などが多いので、注意喚起の看板の設置などを考えてもらいたいのですが、どうでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 南堀之内バイパスは、今年度中の開通を目指して工事を進めているところで、ご質問のとおり、開通後は国道126号から東総道路までつながる重要な路線となり、交通量の増加が見込まれます。

東京ガスバルブステーションの信号機付近の舗装のくぼみの件は承知しており、今後さらにくぼみが大きくなるなど安全な通行への影響が見込まれる場合には、速やかに修繕を行いたいと考えております。

県道に準じた道路の補強をとのことでありますが、道路の設計に当たっては、想定される交通量などを踏まえて、道路構造令などにに基づき、基本的に県道と同じ考え方で設計をしております。想定よりも交通量が増加するなどした場合には舗装の傷みが進みやすくなりますので、パトロールなどにより道路の破損状況を適切に把握し、必要により修繕工事を実施し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

また、交差点での事故に対する注意喚起については、看板設置などを検討できないかとの件に関しましては、現地を確認した上で、警察と相談しながら警戒標識や路面標示の設置などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 干潟地域は人口が減少しており、有効な過疎地域持続的発展計画の実施が必要です。移住・定住の促進、産業の振興、学校の跡地活用、道路の整備等、十分に検討していただき、この地域が活性するよう検討をお願いします。

これで私からの質問は終わりにします。関係者の皆様、ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の一般質問を終わります。

遠藤保明議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（飯嶋正利） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（2番 伊藤春美 登壇）

○2番（伊藤春美） 議席番号2番、公明党、伊藤春美でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、令和7年第4回定例会において、通告に従い大きく2項目4点の質問をさせていただきます。

一つ目、乳幼児の虫歯予防対策について。

生涯にわたる健康づくり、その予防医療の原点の一つ、乳幼児期の歯科予防は重要な健康施策と考えます。本市の子ども予防医療を支える第一歩として、乳幼児期の歯、歯科健診やフッ素塗布の充実が不可欠と考えます。

そこで、（１）本市の乳幼児期の虫歯予防の位置づけと現在の支援体制について伺います。特に、フッ素塗布の実施状況と保護者負担について伺います。

（２）さらなる予防強化策として、他自治体では保育施設でのフッ化物洗口の導入が始まっています。虫歯予防の継続として必要と考えます。そこで、フッ化物洗口の予防効果と安全性について、市の認識を伺います。

２、夜間の安全対策としての街灯、防犯灯設置の充実について。

（１）市内の街灯及び防犯灯の設置基準及び申請方法について伺います。

（２）津波避難道路横根三川線の県道飯岡片貝線から飯岡中学校までの道が暗く、危ないと地域から不安の声が多く上がりました。道路照明灯や防犯灯、防犯カメラなどの設置による安全対策の計画はあるのか伺います。

以上、１回目の質問となります。再質問は質問席から行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 私からは、１の（１）（２）についてご回答させていただきます。

初めに、（１）本市の虫歯予防の現状についてお答えさせていただきます。

虫歯予防は早い時期の対策が重要なことから、妊娠期の両親学級で保護者ご自身と生まれてくるお子さんの口腔への関心を高める教育を実施しております。

出生後は、１歳６か月児、２歳児、３歳児健康診査で歯科診察を実施しまして、歯科衛生士が全員に個別指導を行い、正しい虫歯予防と仕上げ磨きの重要性をお伝えしております。２歳児健診では、希望者にフッ素塗布も無料で実施しています。さらに、年齢を問わず、不安や疑問に応じられる歯科相談の体制も整えております。ほかにも、子どもの頃から歯を守る意識と歯磨き習慣を定着させるため、永久歯の生え始める５歳頃に保育所等で年に２回、歯科衛生士による巡回歯磨き教室を実施しております。

これらの継続した教育・啓発活動の結果、本市の３歳児健診における虫歯の状況は、合併

時、平成17年度39.3%から令和6年度には12.3%と大きく減少いたしました。

続きまして、(2)についてご回答させていただきます。

フッ化物は、主に歯の質の強化、虫歯菌の活動抑制、再石灰化の促進、三つの働きによりまして効果的に虫歯を予防するものと認識しております。

フッ化物の安全性につきましては、世界保健機構、WHOや厚生労働省などの公的機関が正式に認めております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課からは、2項目めの夜間の安全対策についてお答えいたします。

まず、(1)市内の街灯及び防犯灯についてでございますが、まず最初に街灯の種類についてお答えいたします。

街灯設置目的の種類としましては4種類ございまして、このうち市で管理している街灯は3種類となります。

この市で管理している3種類の街灯の一つ目は防犯灯、こちらは夜間における犯罪や交通事故などの発生を抑止するために設置しております。二つ目は道路照明灯で、こちらは交差点や見通しが悪いカーブなどの道路のために設置をしております。三つ目は観光街路灯で、夜間の安全確保など観光地としての質を高めるために設置をしております。このほかに、商店会などが管理している商店街の街路灯などもございます。

防犯灯の設置基準につきましては、旭市防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱に基づき事務手続を進めておりまして、主な設置基準につきましては、設置する防犯灯から最も近い既設の防犯灯までの距離がおおむね50メートル以上あること、防犯灯設置場所に既設の電柱等があつて共架することができること、または当該防犯灯の支柱を建てることなどでございます。

防犯灯設置の申請方法につきましては、区长または自治会長より申請をしていただきます。そして、防犯灯の設置及び修繕に要する費用につきましては市が負担するものとし、電気料金のほうは区または自治会等にご負担をしていただいております。

続きまして、(2)の津波避難道路横根三川線のうち、防犯カメラの設置について総務課からお答えいたします。

防犯カメラの設置場所につきましては、防犯上の観点のほか、警察における事件や事故の

捜査資料として使用されることを想定し、設置が効果的な場所について旭警察署と協議の上決定をしております。

今回、議員からご要望いただいた箇所を含めまして、市民から設置要望のあった箇所については、旭警察署と情報共有しながら効果的な設置場所について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、津波避難道路横根三川線の道路照明灯の関係でお答えいたします。

津波避難道路横根三川線の県道飯岡片貝線から飯岡中学校までの区間においては、飯岡中学校南側の交差点に道路照明灯が設置されております。今年度は、県道との交差点部に1基、曲線部に2基の道路照明灯の設置を予定しており、既に工事契約は締結し、年度末までの完成を目指しております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

フッ素塗布の開始の望ましい年齢をお聞きいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） フッ素塗布につきましては、乳歯が生え始めた時点、生後6か月頃から行うことができ、早期から始めることで、より高い虫歯予防効果が期待できます。

しかし、年齢の小さなお子様は、日頃と違う場所で上手に口を開けていられない場合も多く、効果的にフッ素塗布を行うことが難しい状況となっております。そのため、市では、できるだけ確実に塗布を行える年齢であります2歳児健診で塗布を行っております。

健診前の小さなお子様につきましては、健康教室や1歳6か月健診の場で歯科医院でのフッ素塗布についてお伝えしております。その上で、まず家庭での仕上げ磨きには、うがいの必要のない市販の泡状やジェル状のフッ素入り歯磨き剤を使用することをお勧めしています。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。

予防に対してのご家庭での意識も随分高くなってきたんですけれども、歯科医院で健診前に個人的にフッ素を塗布するケースの保護者も増えてきております。その場合の保護者負担についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 予防医療としまして、歯科医院でフッ素塗布を実施する場合は保険適用外となりますので、料金は2,000円前後ということで伺っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

フッ素塗布は1回受けても効果は持続せず、年に2回以上、定期的に継続して受けるのが効果的だと言われております。フッ素塗布も時間とともに薄れてしまうため、年に2回以上継続して受けることを推奨されております。幼児期から予防が進むと、学童期・青年期の虫歯のリスクも低下していきます。

熊本市では、1歳から3歳児を対象にフッ素塗布の無料券を配布し、定期的なフッ素塗布を行っております。本市も予防的観点から、また、保険適用外であるということから経済的な格差が出ないように、本市でも無料券配布はできないか伺います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 議員おっしゃるとおり、フッ素の効果につきましては永久的なものではなく、時間の経過とともに徐々に低下します。効果を持続させるためには、継続的な利用が不可欠であり、健診や健康教育の場でフッ素の効果と継続の重要性について周知しております。

定期的なフッ素塗布への公的助成の実施につきましては、今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） どうぞよろしくお伺いいたします。

今、大人になって大きな病気で手術をするとなった場合、口腔の衛生は非常に重要視され

ております。そういう意味でも、かかりつけ医をしっかりと、歯科で予防的に持つということは非常に大事なことになってくると思いますので、ぜひご検討をお願いいたします。

そして、今は病気になってからかかるのではなく、予防として進めていくことが重要となっていくと思います。

次の(2)の再質問をさせていただきます。フッ化物洗口に対する効果と安全性に関する市の認識を伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 再質問いたします。

千葉県内のフッ化物洗口の実施状況と今後の傾向について伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 令和7年3月現在、県内のフッ化物洗口の実施状況につきましては、54市町村中25市町村が実施しております。しかし、実施している市町村でも、全ての施設で実施しているわけではなく、保育所、小学校、中学校等、総施設数2,909か所のうち実施施設数は450か所で、15.47%の実施率となっております。

実施施設数につきましては、10年前と比べ約3倍となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） フッ化物洗口、モンダミンとか、ああいうぐちゅぐちゅ……、大人でいえばそういう商品なんですけれども、非常に効果があるということですので、子どもから大人もこれを行うことはすごく推奨されております。

3回目の質問です。このフッ化物洗口は、家庭での実施、また、保育園などの集団実施での効果や実施の安定性に違いは見られるのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） フッ化物洗口による永久歯の虫歯予防効果は、おおむね20%から50%と言われており、実施期間が長いほど効果が高くなる傾向にあり、70%以上という報告もあります。

個人で実施するものと集団で実施するものの違いにつきましては、個人で行う場合は保護者の虫歯予防に対する意識や協力度に左右されやすく、集団で行う場合は個々の意識にかかわらず保育や教育活動の中で継続して実施されるため、自然と習慣化しやすい傾向があります。しかし、虫歯予防の環境を平等に提供できる反面、施設側の負担はかなり大きくなるものと考えられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 先生方の負担は本当に大きいと感じております。しかし、これは生活習慣病や、習慣という意味では小さいときからやるのが非常に大事だということで、先生方には大変負担かなと思いますけれども、ぜひ実行していただければなと思っています。

フッ化物洗口は、4歳頃からの継続的な、持続的な実施が高い効果を示すと報告されています。虫歯ゼロの旭市を目指し、集団的な実施をぜひ本市も導入していただけないかと、できないかと、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） フッ化物は虫歯予防に有効ですが、それだけで100%予防できるものではありません。重要なのは、毎日の歯磨きであり、特に乳幼児期には保護者による仕上げ磨きが非常に重要です。また、おやつの取り方も含め、日頃から家庭で適切な予防習慣を続けることが欠かせません。

今後も、健診や健康教育の場で、フッ化物の活用も含め保護者による仕上げ磨きの重要性和食生活の改善について、周知徹底に努めてまいりたいと思います。

フッ化物洗口の実施に当たりましては、地元歯科医師会の理解と協力が不可欠です。また、保育所や学校等関連施設側とも十分な協議を行う必要があるため、今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。幼児期で習慣にしたその行為、虫歯予防がこれから小学校、中学校になって虫歯がまた増えていく時期、習慣をしっかりつけておくことが大事だと思っておりますので、ぜひ前向きに検討いただければと思います。

それでは、次の再質問をさせていただきます。

様々な地域の方から、街灯・防犯灯が少なくて地域が暗く、怖いとお聞きしております。特にお一人暮らしの方の不安、また、自転車通学や塾帰りの中学生や高校生を心配する声も少なくありません。実際に、旭市内を車で夜に回ってみると、本当に車でも寂しい場所も多く、中心部から離れていくと特にそれを感じます。そして、防犯灯申請についてご存じない方がほとんどでありました。

そこで、2回目の質問になります。防犯灯の設置について、市内で地域によって差が生じていないか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 防犯灯の地域ごとの設置台数につきまして申し上げます。

令和7年4月1日現在の防犯灯の設置台数につきましては、旭地域が2,686台、海上地域が997台、飯岡地域が1,160台、干潟地域が730台、合計5,573台となっております。

各地域によりまして、その面積や地形、市街地の形成状況等が異なりますので、一概に地域差というものはないと思われませんが、毎年の区長会総会にて全地域の区長にLED防犯灯事業についての申請期限、灯具設置予定、通電予定などのご案内をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 一概に地域差はないということですが、要望として声を上げた地域、また、必要と思われる箇所でも声を上げられていない地域と、そのあたりで明るさに差は出ているのではないのでしょうか。その辺を、市民の皆様の目の届くような方法で周知がされることを望みます。

そこで、区からの防犯灯設置要望から設置までの流れを伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 防犯灯設置までの流れということでございますが、防犯灯の設置申

請の受付は基本的に4月からとなっております、申請期限は毎年8月末日としております。その後、その要望があった設置場所の現地確認を行いまして灯具設置工事を実施いたします。灯具の設置は翌年の1月末頃となりまして、通電は3月末頃となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 防犯灯設置要望から設置までの期間を随分長く感じるんですけども、これを短縮できないか伺います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 防犯灯設置工事をまとめて一括発注することによりまして経費の削減に努めているところでございます。設置要望ごとに工事を発注すると、1基当たりの単価も上昇してしまいますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 本当に、見て回ってみて、暗い、危険だなと思うところは、ぜひお願いしたいなと思っております。

市でも、この場所には防犯灯があってもいいのではないかと定期点検していただけるとよいかと感じております。区費の問題で防犯灯が設置できないということがないよう、安全・安心を第一に考えた取組であっていただきたいなと思います。

質問は以上で終わります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 答弁漏れがございましたので、大変失礼いたしました。

先ほど遠藤議員の一般質問の中で、3番の道路整備についての中の再質問の中で、東京ガスバルブステーション信号付近のごみの投棄などが多いので、注意喚起の看板の設置などを考えていただきたいという質問、漏れておりましたのでお答え申し上げます。

現地のほうを確認させていただいて、不法投棄看板の設置やパトロールの強化など対処してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。失礼いたしました。

◇ 宮澤芳雄

○議長（飯嶋正利） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（15番 宮澤芳雄 登壇）

○15番（宮澤芳雄） 議席番号15番、宮澤芳雄です。令和7年旭市議会第4回定例会におきまして一般質問を行います。

質問は、大きく分けて2項目4点の質問です。

1点目、市の発展のために。女性が活躍できる環境づくりについてお尋ねします。

我が国では、長い間男性社会と言われてきましたが、近年では男女平等へと価値観が変わっています。男女共同参画社会基本法では、女性がより活躍しやすい環境づくりが重要視されています。法律や政策の後押しなどにより、これからは男女の就労機会の均等化が進み、女性活躍の場が広がっていくことが予想されます。

2025年は、女性活躍推進法の改正が行われた年であり、この法律は2026年4月1日以降順次施行され、女性管理職の比率などの情報公表が企業の義務になります。これに対して市ではどのように対応していくのかお尋ねします。

2点目、女性の創業を支援する施策について。これからは、女性の創業を支援することはとても重要なことです。IT技術の革新により、いわゆるDXです。女性の起業できる分野は大きく拡大していきます。このことについて、市が支援をすることはできないものか伺います。

大きな2点目、テレワーク就業入門&デジタルスキルアップセミナーについて伺います。

（1）これまでの取組について伺います。この事業は、市として初めての取組なのか、また参加者の反応はどうなのか伺います。

（2）今後の予定について伺います。この事業は続けられるのか、それともさらにレベルアップした事業に取り組んでいくのか、お尋ねします。

再質問は質問席で行います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） それでは、順次回答させていただきます。

まず、大きな1の市の発展のための（1）女性が活躍できる環境づくりについてということで、男女共同参画社会基本法、それから2025年の女性活躍推進法の改正、それに伴う市の対応についてご回答いたします。

まず、本市は第3次旭市男女共同参画計画に基づき、「だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり」を目指しております。特に「労働の場における男女共同参画の推進」、そして「地域社会における男女共同参画の推進」は、計画の主要課題として掲げられております。まずはこの計画の内容と趣旨について、市内企業の皆様に広く知っていただくための取組をしていきたいと考えております。

また、女性が能力を最大限に発揮し活躍できる環境を整備することは、地域経済の持続的な発展のため必要となっております。特に、少子高齢化が進む中、多様な視点や柔軟な発想を持つ女性の活躍は、市内中小企業の競争力強化、ひいては旭市全体の活力向上につながるものだと思います。さらに、女性活躍推進法改正による情報公表の義務化は、企業の経営戦略において女性の活躍を一層加速させる重要な機会であると認識もしております。

市としましては、この法改正の趣旨を踏まえ、市内の中小企業が円滑に対応そして推進できるよう、県や商工会のほか関係団体と連携し、分かりやすい情報の提供と周知を図ってまいります。

続いて、（2）の女性の創業を支援する施策について。IT技術の革新により、今後女性が起業できる分野が大きく拡大していく。重点的に支援すべきと思うが、市の考えはについてのご回答となります。

現在、市と商工会との共催事業として、こちらはITには特化しておりませんが、男女にかかわらず個人事業主のスタートアップや法人立ち上げ予定者や、創業後間もない事業者を対象に、創業に当たっての基礎知識を学ぶための創業セミナーを開催しております。

なお、セミナー受講者は登録免許税の減免や資金融資の優遇措置などが受けられます。

今年度のこの創業セミナーは既に2回終了しており、参加者は22名で、うち女性が13名となっております。半分以上が女性となっております。

今後も、このような事業を推進するとともに、ITも含めた女性の創業への支援に取り組

んでまいりたいと考えております。

続いて、大きな2のテレワーク就業入門&デジタルスキルアップセミナーについての  
(1) これまでの取組状況についてご回答いたします。

市では、初めての事業として、今年度の新規事業として、子育てや介護などで働きたくても自宅を離れられない女性や経済的自立を目指す女性に、テレワークに必要なデジタル知識やスキルを身につけ実際の就労につなげてもらうことを目的に、地域女性デジタル人材育成推進事業を実施しております。

この事業で実施している「女性デジタルテレワーク就業入門とデジタルスキルアップセミナー」には、現在14名が参加しており、入門セミナー1回とデジタルスキルアップセミナー6回の合計7回のプログラムのうち、現時点で合わせて6回までが終了しております。

このセミナーでは、テレワークで使用するツールの基礎講習や、実務に役立つ文書作成や、データ処理の基礎講座、テレワーカー就職セミナーや先輩ワーカーとの座談会を実施し、参加者からは、内容に満足しているといったご意見や、もう少し難易度を上げた専門的な分野のセミナーも受講してみたいといった就労に向けた意欲的な意見をいただいております。

今後も、受講者のニーズに応えられるよう、実践的なセミナーも企画してまいります。

続いて、(2)の今後の予定について。この事業は継続するのか、それともレベルアップしていくのかというご質問でした。回答となります。

今後、参加者は最終回のテレワーカー業務体験セミナーを修了すると、オンラインでの就労サポートが受けられるようになり、さらにスキルテストに合格した参加者は、セミナー運営会社のテレワーカーとしても就労が可能となります。令和7年度中に就労を目指す方にとっては、非常に有効な就労機会を提供できる支援体制であると考えております。

次年度以降につきましては、参加者等の意見も参考にレベルアップした内容でのセミナー開催も視野に入れ、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、1項目め、(1)の再質問を行います。

企業が女性管理職に求めることは、女性特有の強みを多く生かせることです。優れたコミュニケーション能力の高さや、仕事を円滑に回すためにも女性の柔軟性が大変役立つと大きな評価がされています。そこで、市内の中小企業の経営者に責任ある判断が必要な部署や地

位を開放してもらい、女性の活躍を促すことが環境づくりへの近道と考えます。

企業が積極的に福利厚生を充実させ、キャリアアップする女性の前例を多くつくり、管理職になりたいと考える女性の絶対数を増やすことが大切です。市内の企業に対して、現時点で市としてどのような対応が可能でしょうか。お尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 現在の旭市商工会員の状況を申し上げますと、市内1,406事業所中198事業所、14.1%になります。こちらが、女性が代表者として活躍されております。

議員ご指摘のとおり、市内中小企業において女性が責任のある立場に就き、キャリアアップできる環境整備、子育てとの両立や柔軟な人事制度の導入が必要となっております。市としましては、国や県の各種支援制度についての情報を収集するとともに提供を行い、企業が積極的に活用できるよう商工会等と連携し、サポートできる体制を検討してまいります。

また、国や近隣自治体、地元商工会と連携し、女性管理職のキャリア形成をはじめ、女性の活躍が地域経済の活性化につながるよう、先進事例を参考にしながら必要な支援について研究してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 地方の企業には、残念ながら女性の管理職が少ないのが現実です。その理由には、一つに女性が活躍しやすい環境が整っていないことです。子育てには大きな負担がかかり、それをサポートする福利厚生は十分でないなどの理由があります。また、女性管理職の少ない最大の理由は、男性と同じように働かないと昇進させないという日本の人事制度にあると言われております。

そこで、市内の中小企業に対し、市の政策として有望な企業を育成させるため、人材育成するための人件費の補助、経営者への助言などを対象にした補助金などで市が支援してあげれば女性が安心して働ける環境が整っていくことと思っておりますが、市のお考えを伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） ご提案いただきました人材育成のための人件費補助や経営者への助言を対象とした補助金による支援につきましては、女性が安心して働ける環境整備を後押しする有効な手段であると認識はしておりますが、市がすぐに直接的な支援を行うことは

現時点では予定はしておりません。

まずは、この旭市男女共同参画計画の内容と趣旨について、市内事業所の皆様に広く知っていただくための取組を行うとともに、女性の育児休業取得やキャリアアップを支援するために活用できる、現在用意している既存の助成制度の情報提供を行い、企業の理解を進めることで取組を後押ししてまいります。

また、繰り返しになりますけれども、ご提案の助成事業は企業の成長と女性活躍支援を両立させる施策となりますので、他の自治体等の先進的な取組事例を研究し、持続可能で効果的な支援について研究してまいります。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） なかなかすばらしい回答をいただいて、今、高校を卒業すると男女かわらず、自分の働きたい職場が市内にあればいいんですけども、やっぱり都会に出てしまう。出て、出た環境がやっぱりいいものですからなかなか帰ってこない。それが人口減少の一つの原因だとされているんですね。

市内にあっても、女性がやっぱり管理職といいたいでしょうか、上り詰める機会が少ないので、どうしても人口が流出してしまう。それをやっぱり食い止める市の政策として、いずれこれから取り組んでいければ大きな力になると、そういうふうに確信しています。

この政策が市の政策として進んだときに、やはりそれはいずれ大きな旭市全体が潤うという形で必ず反映されると思います。そういった意味で、これからも期待したいと思います。よろしくをお願いします。

今の質問の中にもあったんですけども、大きな2番目に入ります。

テレワーク就業入門&デジタルスキルアップセミナー、これ中身についてはまだ始まったばかりですから、再質問して詳しく聞けばいいんですけども、まだそうそう学んでいる参加者がいろんな、どういうことを学びたいのか、またどれほどの成果があったのか、本人自体もまだ分からないと思うんです。やがて、必ずこれは大きな力になって帰ってくると思います。引き続きこれは頑張ってください。この次、もし私が議員であれば、これを応援します。ぜひ、このすばらしい計画ですから、お願いしたいと思います。

いろいろ述べましたけれども、女性に期待する企業の要望は大きいと思います。どうぞ頑張って、商工観光課を中心をお願いしたいと思います。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

◇ 松 木 源太郎

○議長（飯嶋正利） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党、旭市議会議員、松木源太郎です。2025年令和7年11月17日、旭市議会第4回定例会に当たり、市政一般に関する質問をいたします。

1、小学校の通学路の安全対策についてお聞きいたします。

①小学校の通学路の交通安全対策は、現在どのようになっているのでしょうか。令和7年9月の教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検・評価報告書を拝見いたしました。51ある事業名の【施策28 防犯対策・交通安全対策の強化】がありますが、交通安全対策は全く記載事項がありません。この10年間で、15ある小学校では通学に関して全く交通事故はなかったのですか、ご回答いただきたいと思えます。

②市内小学校15校周辺のゾーン30の整備状況についてお聞きいたします。

現在、中央小学校と干潟小学校だけですが、多くの小学校が通行量の多い県道に面しておりますが、これらの地域はゾーン30の指定にはならないのですか。

③干潟小学校は、平成27年にゾーン30の指定がされていますが、明治川の南側、国道側にはゾーン30の標識がありませんが、これはなぜなのでしょう。

④明治川に沿った一方通行路の市道にはゾーン30の標示があります。この道路は一部区間のみ歩道部分が設置されていますが、通学路としては十分整備がされていませんし、ゾーン30の標示も入り口部分だけです。この道路の整備を早急に検討していただきたいと思えますが、市のお考えをお聞かせください。

大きい2番目、会計年度任用職員の保育士逮捕についてお伺いいたします。

市長は、本年7月の保育士逮捕事件は、旭市の保育行政について市民に多大な心配をかけた、この件については市長は定例会終了時に、「松木議員の心配は杞憂」だとの発言がされた。その真意を問うものであります。

そして、①として今回の逮捕に至るまでには、逮捕された保育士が6月26日付で、「子育て支援課長宛てにハラスメント行為の根絶と自宅待機撤回、保育業務への復帰」を求める緊急要求書を提出していました。逮捕の2日前の7月7日に、自治労連、自治体一般労働組合委員長との会議が行われ、その議事録を市は作成しています。会計年度任用職員の方の「ハ

ラスメント問題と自宅待機撤回、保育業務への復帰」を求めるものでした。この事実を市長はご存じでしたよね。

②7月28日の「不起訴処分」の決定がされた以降、当該保育士から市長に会いたいとの要望があったので8月26日にお会いすることになりましたが、市長から当該保育士を同道するのであればお会いできないとの回答があったので、自治労連一般労組委員長と共にお会いしました。

ところが、市長はハラスメントに関係する職員十数人と共にお会いすることになったので、私は当該保育士の三つの要求事項等、1、法的に不起訴処分であるので市としての処分は行わないこと。2、雇用期間は継続すること。3、12月期末手当の減額はしないこと。さらに、最終的には8月6日付の別紙の要望事項を誠実に執行することとの本人の要望事項を伝えて終了しました。この点についての市長の見解を求めるものであります。

③9月25日までに、弁明機会付与通知書の提出を求めてきましたが、職場内でハラスメントの申請をしている職員を分限及び懲罰委員会にかけるという全く間違ったことをしているのではありませんか。

以上の3点について、私の納得できる回答を市長からいただきたいと思います。

④別の保育所内のハラスメントについて、現在調査中とのことですが、現在の進捗状況について伺います。

申請後5か月もかかっていますが、真剣に審議しているんですか。こんなに遅れるのではハラスメント委員会の在り方が分かっていないのではないかというふうに思いますけれども、市のお考えをお聞かせください。

大きい3番目、仁玉川改修事業についてお伺いします。

2023年12月議会の一般質問で取り上げた仁玉川が新川と合流する部分で約780メートルの土塁が崩壊しているが、いつまでに工事を実施するののかとの質問をしたのであります。当時の回答では、農水産課長の土地改良区の補修事業で何とか延命できると考えています。市長答弁では、大根土地改良区とも相談しながら、早急に改善しますと答弁されましたが、それから2年3か月が過ぎました。現在の状況はどうなっているか、気にしているのであります。

最近、いよいよ県が仁玉川の下流部分の工事を行うことが決まったとの話を聞きました。改修工事が終わっている部分から下流の1,800メートルの工事が実施されれば、旭市の中心部分の排水路の改修として線状降水帯による豪雨等の心配も少なくなるわけであります。県

の早期の工事を市として要請してください。

また、この工事と並行して市役所南側の市道の整備を早急に計画してください。また、仁玉川脇のいわゆる歩道の、市の事業か、県の事業なのか不明ですけれども、ここの危険がないように改修するようお願いいたします。

4番目、水道事業の収支計画について。

7月に開催された水道事業運営協議会において、令和12年度を目安に30%値上げの料金改定が必要となる見込みとの説明があったようですが、その具体的な内容をお伺いいたします。

以上、大きく4点を質問いたしました。ありがとうございます。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時43分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問内容2の（1）の中で前回議会の閉会日にしました私の発言の意図はというご質問がございましたので、お答え申し上げます。

令和7年旭市議会第3回定例会の閉会日において発言した意図といたしましては、旭市役所内のハラスメントに関する一般質問をいただき、松木議員をはじめ議員の皆様、市民の皆様にもご心配をおかけしていることに対して、職員を守る立場である任命権者の私が全ての職員が安心して働ける環境を整備する責務を果たすことについて、改めて表明したものでございます。

また、海上地域の保育所における過去の事案では、ハラスメント行為が確認されなかったことや、現在調査中の事案につきましてもハラスメントの有無についての結論が出ていないことを申し伝えたものでございます。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私のほうからは1の小学校の通学路の安全対策とい

うところで回答させていただきます。

初めに、教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価報告書、こちらの中の防犯対策・交通安全の強化というところの中に交通安全の文言がなかったというところがございますけれども、こちらにつきましては防犯対策・交通安全の強化の取組といたしましては、通学路点検を通して状況調査を行い、実態を把握するとともに、交通安全に対する意識を高め、安全・安心な学校づくりを推進しているところがございますが、この点検・評価の中に記載がないということでしたが、この評価のほうの5ページのほうの学校教育の充実というところの中に、こちらのほうの取組のほうを記載しております。これらの記載方法につきましては、今後教育委員会のほうと検討してまいりたいと思っております。

また、この質問の中で、各小・中学校における交通事故がなかったのかという質問でございました。数字の部分で申し上げますと、令和4年度、登下校中でございますが、令和4年度については小・中学校で10件ずつでございます。令和5年度は、小学校のほうで6件、中学校で13件、令和6年度は小学校が3件、中学校で12件ということでございます。令和7年度におきましても、数字的にはまだ、まとまっておりませんが、事故というところは報告は受けているところではございます。

そのような中で、ゾーン30の部分で現在中央小学校の周辺と干潟小学校周辺のほうに設けられているがというところで、ほかの小・中学校のほうにもこれを広めることができないのかという質問でございました。

こちらにつきましては、ゾーン30につきましては警察のほう为主体となつて、生活道路における歩行者などの安全通行を確保する目的としまして区域を定めております。最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、路側帯の設置、拡幅などの安全対策を必要に応じて組み合わせて、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る、こちらの生活道路対策というところで教育委員会のほうは認識しているところがございます。

ほかの小学校のほうの拡幅につきましては、ただいま申し上げましたとおり、警察のほう为主体となつて行っているところがございますので、教育委員会としましては学校のほうで行っております交通安全の点検でございます、そちらのほうの点検の状況等、報告がございますので、こちらについては今後も警察署や海匠土木事務所、建設課、市民生活課、学校関係者などの関係者と連携を図りながら、危険箇所等の点検調査を行い、必要な対策について協議を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、ゾーン30、明治川北側の関係と、それと干潟小学校北側の道路の関係についてお答えします。

明治川北側のゾーン30、国道より北側で明治川より南側の区間をゾーン30区域として指定されております。基本的には、ゾーン30に入る入り口には、ゾーン30であるということを示す路面標示は塗装してございます。ただ、経年劣化で消えているところもありますので、再度点検したいと考えております。

あと、一方通行の道路の交通安全対策ということで、当該区間は車道幅員がおおむね3.1メートルから5.9メートルで、宅地と農地が混在し、家屋が建ち並び、道幅が狭い区間が多く、用地確保を伴う全面的な市道新設、拡幅は困難であると考えております。

当面の安全対策といたしましては、抜け道利用の増加により安全性への懸念が高まっていることへの対応として、グリーンベルトやラバーポールを設置し、歩行者の通行空間を明確にしたいと考えております。また、ゾーン30であることを示す緑色の路面標示の再塗装も含めて進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私からは大きな項目2番目の（2）調査状況の進捗についてお答えいたします。

保育所職員からの申立てを受け、関係職員への聞き取り等を実施しております。双方の主張に食い違いが生じる場合もあり、ハラスメントの事実認定の際には、何が真実であるのか慎重に判断することが求められます。双方の主張だけでは事実の確認が十分にできないと認められる場合には、第三者からも事実関係を聴取する等の措置を講ずるものとなります。

対応に当たりましては、当該事案に関する事実や状況について客観的かつ総合的に考慮する必要があるため、丁寧な調査を行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 仁玉川の2期工事の状況につきましては、令和6年度に事業申請人となる大利根土地改良区による事業計画概要書が作成され、現在事業の実施主体となる県が事業計画を作成しているところでございます。市といたしましては、早期に工事に至るよ

う、関係機関と連携しながら要望してまいりたいと考えております。

続いて、仁玉川の南側道路につきましては、これまでも吸い出しやのり面の崩壊などで道路が陥没している箇所につきましては、管理者であります大利根土地改良区に対しまして補修や整備を依頼しているところでございます。特に、下流部につきましては護岸の損傷が激しい箇所でありますので、市といたしましては大利根土地改良区に対しまして、危険な箇所への補修工事や巡視体制の強化を強く要望するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 仁玉川沿いの北側の道路については、市役所本庁舎から新川手前の馬場井戸野浜線まで市道認定されております。当該区間につきましては、通行に支障が生じた場合や安全性に問題が発生した場合には随時必要な対応を行っており、今後も適切な管理を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、大きな4番目、30%の料金改定が必要になる見込み、どのような協議が行われたか具体的な内容について伺うということで、旭市の水道事業では、将来にわたって安定した経営で水道水の供給ができるよう旭市水道事業ビジョンを策定しており、令和7年度改訂版の素案について諮問機関となります旭市水道事業運営協議会に対し、本年7月と8月、2度に意見を求めたところでございます。

改訂版につきましては、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間としまして、市民生活に深く影響いたします点としましては、令和12年度に料金改定が必要になることが挙げられます。旭市水道事業運営協議会の中では、改訂に伴う試算結果、今後の見通しとして収益的収支は令和12年度に赤字が生じ、資本的収支が令和13年度以降の補填財源を確保できない状況となり、この収支均衡を図るためには令和12年度に30%増の料金改定が必要であると説明をいたしました。

出席の協議会委員の方からは、財政状況から仕方ないと思うものの30%増は大きい。基本料金と超過料金併せてどうなのかななどの意見が出され、これにつきましては給水人口や給水量の減少に伴い料金収入が減少していく中、近年の物価上昇による費用の増加や受水費の値上げなどが見込まれることなどで赤字になってしまうこと、今後の更新需要の増加に伴い、留保している補填財源が枯渇してしまうことを値上げの要因として説明させていただきました。

た。

また、基本料金と超過料金の双方の30%値上げであるものの、実際の料金改定に当たりましては再度試算等を行い、協議会におはかりした上、議会の議決を経て決定することと申し添えました。その後、パブリックコメントを経まして、協議会からは妥当との答申をいただき、旭市水道事業ビジョンの改訂版の完成に至っております。

なお、答申書には、料金改定の実施に当たっては改めて十分な試算・検討を行った上で、水道使用者の理解が得られるよう、広報活動や説明責任を果たすことが必要であると添えられており、今後は料金改定の必要性について利用者の皆さんに広く周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松本源太郎議員の一般質問を行います。

松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それでは、1番から質問させていただきます。

一つは、市に大変私はお礼を言わなければならない問題がありまして、令和4年に中央小学校の区域がゾーン30になったときに、県立旭農高の南側の土地が大変狭いということで、ちょうど選挙の時期だったので宣伝をして市にもお願いしたら、その後いろいろな経過がありまして、今回大体あの地域が大変広がって、地元の方からも電話があつて広がったよという話がありました。

やっぱり、こういうゾーン30になったからではないんですけれども、ここは、実は前にお医者さんをやって、議員をやっていた方が質問したことがあつたけれども、あのときは市は県に相談もしてくれなかったと言っていました。それを今回の旭市は、県に相談していただいて、病院の裏の通りが本当に安全なところになったということがありましたから、ゾーン30というのはそういう役目も果たしているんだと私は思っています。

そこで何点か聞きたいんですけども、まず一つは干潟の小学校が平成27年に指定になっているんです。ちょうど今年で10年目ですね。そのゾーンがどういうふうになっているかという、こういう形です。入り口にこういうようなことになっています。

つまり、ここからゾーン30だよというのがあるんですけども、実は新しくできた旭中央小学校の区域は県道も含めて大変よくグリーンベルトを貼ってもらいましたけれども、こういうのはどこにもないんですよ。描いていないんです、私が調べたところ。ところが、今度干潟小学校の場合には、こういうのは描いてあるけれども、緑の線を引いたところはないという、そういうやり方がすごくどうなのかな。

この二つの小学校がゾーン30になっているのは、千葉県の県警のホームページに載っております。それでもって、ああ、そうかということで載っているのを見たら、実は明治川から南側の国道までのところも、それから匝瑳市との境の道路まで、この部分がゾーン30なんだけれども、この部分は全くこういうのがないんですね。

つまり、私が言いたいのは、旭市の交通関係の部署なのか、建設課なのか、教育委員会なのか分かりませんが、小学校の生徒の通学のためにこういう制度があるのに、10年前にできて、3年前にまた新しいところがあったということになるんですけども、対応の仕方がまちまちではないかと思うんです。ですから、まずこういうのをちゃんと塗り直して、それでその道路については緑の線を入れる。国道についても相談して入れる。それから、国道の北側に市道がありますから、ここもちゃんと入れる、こういうような一貫した安全対策のことを考えなければいけないのではないかと思います。これについて市当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、まず回答の前に、先ほど私が回答した中で交通事故の小・中学校の件数ということで申し上げましたが、登下校中の件数ではなかったというところで、その登下校中の件数を改めて訂正させていただきたいと思います。

令和4年の小学校の登下校中の交通事故ということで2件、中学校が6件、令和5年度の登下校中の交通事故、小学校はゼロ件、中学校が10件、令和6年度中ということで、小学校がゼロ件、中学校が9件でございます。申し訳ございませんでした。そのように訂正をさせていただきたいと思います。

それで、ただいまのご質問についての回答ですけども、ゾーン30というものが警察のほ

うが主体となって行う生活道路対策ということで認識の下なんですけれども、全ての学校で安全な登下校ができるように小まめな交通指導を行っているというところでございます。

また、道路の通行に関しても、原則右側通行ですとか、歩道または路面標示のグリーンベルト、そういったものの上をできるだけ歩行するというような指導も行っております。また、グリーンベルト上であっても、周囲に気を配って安全に登下校するようにということで、学校のほうでは安全指導のほうを行っていただいているところでございます。

また、点検という中では、平成26年度に策定いたしました旭市通学路交通安全プログラムに基づきまして、平成27年度から学校ごとに毎年通学路の状況調査を実施いたしまして、実態を把握するとともに、定期的な調査を通して改めて職員または児童の交通安全に対する意識を高めて、安全・安心な学校づくりを進めているところでございます。

こういったものを行いながら、地域・学校からの意見・要望などに応じまして、関係機関と連携を図りながら、必要な安全対策、そういったものの強化に努めているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、もう一つお聞きしておきたいことがあります。

建設課長から、これからそういうグリーンベルトをやっ払いこうと、これはいいことだと思います。ただ、国道と明治川の間をどうするかというのが今後の問題だと思うんです。これが大体平成27年にやってそのままだと思うんです。北側のほうの入り口のところは全く見えなくなっているようなところもあります。ですから、そういう管理もしなければいけないし、中央小学校の場合は道路の脇がグリーンになっているけれども、これ何だということとかあるんですよね。ですから、ゾーン30だということを分からせるための標識とかこういうものがやっぱり必要だと思うんです。

住民の方が、道路のところグリーンになっているが、これ何なんだいということで、もうそこは30キロメートル以上で車は走ってはいけないということなんですよね。ところが、県道を見てもどこにもそんなことは描いていない。グリーンだったら30キロメートル以下だということは、多くの運転者が知っているかもしれないけれども、それ以外の方については、何でここがグリーンに塗ってあるんだと分からない。これをやっぱり徹底することが将来の交通安全のために大事だということなんです。

それで、残りの小学校のあと——これから合併しますから減りますけれども、13校についても、私は調べてみたら、県道沿いというのはかなり多いんですよね。市道だけでもっ

て囲われているというのはほとんどないんですね。ですから、そういうようなことでもって、こういう形での視覚的な道路の安全性を子どもたちを守るためにやっていく、そういうのをぜひ進めてもらいたいと思います。

この問題については、これで終わります。

次に、2番目に私が質問したハラスメントと、それから逮捕された職員の問題について質問します。

まず、市長がお答えになった中で誤りが幾つかあります。

一つは、これは2023年度にハラスメントの問題が起こって申請がされたときの書類が、私がそのとき質問したのが残っております。この中で、どういうことが問題かということ、このときはちょうど3月から4月にかけてハラスメント問題があって5月には終わっているんですけども、一つはこの前のときにも言いましたけれども、まずハラスメント委員会というのがありますね。これは誰が委員かということ、副市長、教育長、総務課長、秘書広報課長で、委員長は副市長です。それで、このハラスメント委員会が最終的ないろんな調査をして判断をするわけですね。ハラスメントなのかどうか、ハラスメントではないかどうか。

ところが、このときに2回ハラスメント委員会がやられているわけですけども、最終的なときは5分で終わっている、5分で。私が、弁護士では駄目なんだよとこの前のときに言いましたけれども、正式にはハラスメントに関する知見を有する者、例えば臨床心理士とか精神保健福祉士などの方たちに、これはハラスメントかどうかということを検討委員会が相談して、それでもって知恵をつけてもらって、判断をしてもらった上でもって結論を出さなければいけないのに、そういうことを全くやらないでもってハラスメントでないという結論を出している。ここは大変問題です。

今、例えばもう一方の、逮捕された方と別の一方のハラスメントについての準備が6月からされているんです。6、7、8、9、10、11、実質5か月やっていてまだハラスメント委員会が開くところまで行っていない。なぜ行っていないか。そういうことに恐らく慣れていないから、いろんなことでもって大変なんでしょうけれども、しかしこんなに調査が進まなかったら何をやっているんだということになるでしょう。1年かかっても結論が出ないということになりませんか。そういうような形でもってハラスメントの対策をやってはいけない。これが一つ。

それから、もう一つは、逮捕された方が8月26日、市長と会おうとしたけれども、市長が会ってくれなかったので、そのとき出した文書について私が四つの条件を今話しました。そ

それはどういうことかという、そういうようなこと、ハラスメントでもってハラスメントで訴えたんでしょ、その人は。いいですか、ハラスメントで訴えた、6月に。つまり6月12日の事件があって、それでハラスメントを訴えた。それでその議論をしている7月7日に、6月の末の議事録を組合の方が受け取った。その2日後に警察が逮捕した。こういう形ですから、この方については、ちゃんと市がもっと説明すべきだということが一つあります。

それから、不起訴になったのに、その後懲戒処分をしたいということなんでしょうね。懲戒処分に対する説明書を出しなさいと、9月25日までに。これでもってそういうことを求められているわけでしょう。これはどういうことなんだ。

逮捕された方、お子さんとの間にいろんな問題があったかもしれません。それで、そういうことになったのは、ハラスメントだって訴えた方が、今度は懲戒処分対象にする委員会の説明を求められているわけです。働いている人に対しては、そういうことはひどいですよね。自分がちゃんといいと思ってやったことが、父兄から誤解を受けて警察に訴えられた。これでもって20日間いろいろ尋問されたりして、それでもってお互いになかったことにしましょうということになったから不起訴になった。それに対して、今度は市は懲戒処分に該当するかどうか調査をするというんです。こんなことがやられていいんですか。これについてご回答いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木議員にお伺いします。

今のは、この2番の（1）の質問でよろしいでしょうか。

○20番（松木源太郎） そうです。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、幾つかご質問をいただきましたので、まず2023年度、海上保育所でのハラスメントの件について、ハラスメント対策委員会、こちらのほうに臨床心理士とかそういった方がいらっしゃらなかったのではないかとご質問でございます。

まず、ハラスメントのそういったことにつきましては、臨床心理士による相談、そういったものが大切だと思っております。それで、市のほうでは毎月2回、希望者に対してカウンセラーによるそういった職員のカウンセリング、こちらについてはハラスメントだけではなくて、メンタル不調とかそういったことについてのカウンセリングを行っております。ハラスメントの相談や委員会で、職員のみではその判断が難しいケースに応じましては、必要に応じてそういった外部の方に相談するという事も検討が必要かと思っております。

ただ、そういった相談やそういった対応あるいは対策については、そういった臨床心理士の方からご意見をいただくのが必要かもしれませんが、2023年度にあったハラスメントの委員会においては、ハラスメントがあったかどうか、そこが争点になっております。ハラスメントがあったかどうかということにつきましては、弁護士に聞いたということでございます。

一般的にハラスメントがあったかどうかの認定というのは裁判で争われることとなりますので、そういったことにおきましては弁護士が適任であったというふうに考えております。

次に、逮捕された職員とそのハラスメントの訴えの件でございますが、こちらにつきましては逮捕された件とハラスメントの件は、これは別々に考えなければならないものだと考えております。

そして、まず不起訴になったので処分にならないのではないかとということでございますが、そもそも不起訴と無罪とは全く意味合いが異なります。不起訴になったからといって無罪というわけではございません。また、不起訴と懲戒処分もこれもまた違うものでございまして、懲戒処分というのは職員の義務違反、信用失墜行為や全体の奉仕者としてふさわしくない行為などに対して、任命権者が公務員に対する秩序を維持する目的をもって職員に科するものであります。刑事罰とは趣旨、目的が異なりますので、刑事罰とは別に行うものでありまして、また今後その処分を行うかどうかにつきましては一職員の個別の人事案件になりますので、この場でのお答えは控えさせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 今の答弁は、大変おかしいと思います。

まず、裁判になるかどうかであるから弁護士に聞いたという、それでは私聞きますけれども、令和5年度、6年度、7年度で、あなた方はハラスメントの職員に対する講習会を何回やって、それでもって何人が受講しましたか。それから、私は9月のときに最後に言いました。ここにいる幹部の職員の方々はみんなハラスメントの講習会に出て、その理解をしているわけですね。そのことも聞きました。

そういう準備がされているところでもって、今、総務課長がお答えになったことを言うなら分かりますけれども、そういうことについての十分な知識があるとは、私、この状況を見て思えません。1番目の逮捕された方のことでまた聞いていますけれどもね。最終的には何らかの処分をしたい。それでは、私聞きますけれどもいいですか。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時19分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 本年7月4日付で、職員の懲戒処分についてという通知が議員に配られましたよね。これはどういうことかという、ある職員が本年3月11日から期限の切れた車に乗っていて、6月3日までの間に公用車を12回運転したから戒告処分であるという。私たちにくれましたよね。

ところが、これおかしいと思うんです。この方は、そうすると約3か月、無免許運転をしていたわけでしょう。刑事罰対象の行為があったのに戒告処分と、どうしてこういうことが起こったのか。つまり職員の方々は平等に扱わなければいけないんです。

ところが、この方については何のおとがめもなし。この方はちゃんと、免許証を更新し直すのに、その間無免許でもって運転していましたというのを警察に届けたんですか。そういうようなことの扱いをちゃんとしなければいけないと、平等にしなければいけないということなんです、私が言いたいのは。

それから、回数が限られているので2番目の問題ですけれども、ハラスメントがいつまで、もう一人の方のハラスメントです、逮捕された方と別のハラスメント。これがいつまで調査、調査で進むんですか。総務課長は、ハラスメントであるかどうかは最終的に裁判をやらしてもらわなければしょうがないと。そういうことになるんですか。このハラスメント委員会というのは、そういう裁判をするための委員会なんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 幾つかご質問をいただきましたので、まずハラスメント防止研修、こちらについて5年度、6年度、7年度で何人が受けたのかというご質問でございました。

ハラスメント研修につきましては、毎年受講対象となる職員を、職層を変えて実施しております、全ての職員が少なくとも1回は受けることができるように毎年度開催しているものでございます。

4年度……

(発言する人あり)

○議長（飯嶋正利） 総務課長、研修会の上のところは松木議員は聞いていないので。

○総務課長（向後 稔） そうですか。

○議長（飯嶋正利） (2) のほうで。

○総務課長（向後 稔） では、運転免許が切れた件もよろしいでしょうか。

○議長（飯嶋正利） はい。

○総務課長（向後 稔） そうでしたら、(2) のほうで、その調査委員会はいつまでかかるのかというご質問でございます。

まず、先ほども申し上げましたが、ハラスメントの認定につきましては丁寧な調査が必要になるということでございます。ハラスメント、議員ご承知のことと存じますが、ハラスメントというのは、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものというものになっております。その必要な指示や指導というのはパワハラにはならないというふうになっております。客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示、指導については該当はしないと。そういったところがそれに該当するのか、しないのか。そういった判断というのは丁寧にやる必要があると思います。

また、労働者の就業環境が害されるものと、そういう要件もありますが、そちらにつきましては人の感じ方にはいろいろ差があります。相手がパワハラと言ったから、それがパワハラということは、それは間違いでありまして、そういったパワハラかどうかの判断に当たっては、平均的な労働者の感じ方、すなわち同様の状況でそういった言動を受けた場合に、社会一般の労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動、そういったことを判断しなければならないというふうになっております。

そういった判断に際しましては、その相談者の心身の状況とか受け止め方なども実際配慮しながら、そういったことを相談者、それと行為者の双方から丁寧に事実確認、そして第三者からもその内容を伺うということが必要ですので、時間がかかっているというところがございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） もし、そういうことをやっていると、結局その人が、パワハラを受けたと本人が申告した人が、それこそ病気になって職場にも出られなくなる。そういうことでも起こらなければ、ハラスメントであったという認定はしないということなんですよ。

市長が、私の9月議会での発言の中で、旭市の六百数十人の正規職員の中で5人の方がお

休みになっているという話をしました。それはハラスメントと関係ないような言い方をされましたけれども、私、いろいろと聞いて調べました。その中で2人の方の実名が分かりました。この職員名簿の中に載っています。その方のうちの1人の方は、もう3年職場に来ていません。

この方は、ハラスメントだということで訴えていたわけではありません。しかし、職場の中で職場にいられない状態があったので3年間も休んでいるんです。定期的に連絡は取るように、給料もお支払いしている。これがあるのに、なぜそういう方はいませんかと言うんですか。あと、3人の方はどういう方だかといったら想像はつくけれども、そこまでは調べませんでした。

私は、市長が9月議会で私の質問に答弁として、あの最終日の発言をするなら結構ですよ。松木議員に、2回松木議員と言っていました。また、名前を出さないでもってこういうことについては皆さんこうですからという話だったら、まだ分かりました。私の名前を出しておいてそういうことをおっしゃったから、ですから私は個人攻撃だと思いました。松木という議員に対する、悪いけれども。だから、そういうようなことでこの議会をやってはいけないんですよ。

事実2人休んでいることは、職員名簿でもって指しましょうか。私、ちゃんと調べてきましたから。つまりそういうことが、この旭市の職員の中で、旭市の大きな、1,000人近くいるでしょう、会計年度職員も入れたらば。そういう方の中でもってこういうことが起こっているということのないような職場にしてもらいたいんです。そのためにこの質問をしているわけです。

ですから、どういうふうにしたらいいのか。それこそ、緊急にアンケートを取ると言っていましたから、取ってくださいよ。千葉県で、このハラスメント問題のアンケートは21.7%の職員があると回答したところですよ、回答者の中で。

そういうようなことをちゃんとやらないと、今の旭市、本当に働く気を持ってやっている方たちに大変大きな影響があるから、この問題を私言っているわけです。職員の方が一生懸命やってくれば、旭市の市勢もよくなるし、住民の要求も聞いた事業ができる。やっぱりそういうところに引っかかりがあるという問題があるからなんです。

今の逮捕された方以外のもう一人の方のハラスメント調査だって、こんなに時間かけてやっていたんでは、ハラスメント委員会なんて開いていないわけでしょう。開いたんですか、総務課長。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、先ほど2人の方がお休みになっているということでございますが、そちらにつきましてはハラスメントで休んでいるということではございません。そういったハラスメントが確認されていない個々の事案で、そういった職場であるということとはちょっと事実と異なるものと思われまます。

それと、アンケートというお話でございましたが、アンケートにつきましては先月10月に職員アンケートを実施しております。それと今集計中でありまして、そのアンケートを取る際にも、そのハラスメントはどのようなものかということをも改めて職員に周知しまして、またハラスメントのセルフチェックなどもつけて、ハラスメントの防止について職員に一層の注意喚起を行ったところでございます。

それと、ハラスメント委員会、行われていないのかということでございますが、それにつきましては、先ほど来申し上げていますように、丁寧な調査を行っている段階でありますので、いまだにまだハラスメント委員会を開いている段階ではございません。

以上です。

（「7月4日のこの通知については、どういう判断を総務課では持っているんですか」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 答弁漏れで、お願いします。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 7月に、職員が運転免許の期限切れで懲戒処分を行ったことにつきましては、議員にLINEで送りましたとともにプレスリリースを行っております。

職員が懲戒処分を受けた、これは戒告であります。懲戒処分を行います。懲戒処分を行ったときは、旭市職員の懲戒処分等の基準に関する規程によりまして公開することとなっております。7月にプレスリリースした運転免許期限切れの職員の処分の件につきましては、こちらの基準に従いまして公表を行ったところでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時31分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 7月にプレスリリース、公表した件につきましては、懲戒処分の規程に基づいて公開したものでございます。そこで氏名を公表しなかったということは、これは、原則的にこちらの処分等の基準に関する規程の中で原則的に個人が識別されない内容と規定されているため、所属、職、年代、性別のみを公表しております。ただし、規程において、社会的影響を考慮して特に必要と認められる者または警察によるプレスリリースなどで先にそういった、先行して氏名等が公表されている場合には、市が隠蔽を図っているという懸念を持たれることがないように公表しているものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうしたら、今の最後のところですけども、法的に3か月無免許で運転した問題は怎么样了ですか。それは全く市は関わりないというんですね。どういう処分をしても。つまり、ハラスメントというのは難しくて大変だから、最終的に弁護士に聞いたからハラスメントではないということ、それがこの前のハラスメント委員会の結論でしょう。そうですね。そういうことと同じじゃないですか。いつまでたってもハラスメントの委員会を開かない。あなた方は、結論としては、今逮捕された以外のもう一人の方がハラスメントの申請をした。これは時間をかけてやったけれども、ハラスメントではないという結論が出たから終わり。やりたかったら裁判をやりなさい。こういうのが今の旭市の姿勢ですよ。

そうじゃないでしょう。もっと早く迅速に専門家を呼んで、例えば医者にこことここでかかっていたということ、そういうことまで示さなければハラスメントとして認めないということであれば、ハラスメントなんて世の中になくなってしまいますよ。私はそう思いますよ。そういう物の考え方とやり方が私はおかしいと言っているんです。これ、ハラスメント問題3回目です、私。何でこんなことをやっているかといったら、もっといい職場環境をつくってもらいたいと思うから、そう思って言うんです。ぜひこの問題については、結論出せませんけれども、十分検討していただきたいと思います。

次に移ります。

○議長（飯嶋正利） 松木議員、ちょっと待つて。回答を一応。

○20番（松木源太郎） いや、いいですもう。回答やってもまともな回答出ないから。

3番目の……

○議長（飯嶋正利） 松木議員、総務課長のほうがお答えしたいということなので。

○20番（松木源太郎） 答えたいですか。どうぞ。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

○総務課長（向後 稔） それでは、先ほどの3か月運転免許の期限が切れていた職員の対応ですが、こちらにつきましては調査というものではなくて、それは事実としてもう全て発覚したものでございますので、それについて調査をすとか、そういったことはございません。刑事処分につきましてはもちろん警察のほうでされますし、職員としてふさわしくない行為だったということで懲戒処分を行ったというものでございます。

ハラスメントにつきましては、何度も申し上げますが、ハラスメントが認定されていないことで、一方的に職員がハラスメントであったというふうに思い込みがある場合もございませう。ただ、ハラスメントというのは本当にあるかもしれませんので、それについては十分な調査が必要かと思えます。職員一人ひとりが安心してその能力を十分に発揮するために、ハラスメントのない職場、働きやすい職場、これは大切ですので、その環境づくりに努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、3番目の仁玉川の改修事業についてお聞きしていきます。

これも私が前に質疑して、それでいろいろと市のほうでもってご努力いただいて改善が進んでいるところであります。大変ありがたいと思えます。

ところで、そのときにも、土地改良事務所へ行って課長と話をしているときに、もうこれは計画していろいろと積算しているんですよと話を聞いていました。それが実際に恐らく来年度から始まるのかなという感覚を持っております。そうすると、ちょうど市役所通りの前のところをずっと行ったところの仁玉川から下流の部分、旧市役所通ったところの下流の部分だと思えますけれども、大変お金がかかる事業で、何年かかるか分かりません。

しかし、一つ大きな問題は、ここが、県がこの事業を終了したならば市に移管したいということをおっしゃっているらしいんですね。それはなぜかということ、実はこの仁玉川というのは、昭和46年だったと思えますけれども、台風のときに大水が出て、何とかしようということ始

まったわけです。これが今になって大体完了して、県としては、ここは農業用水路ではないと。旭市の中心部の、旧旭市のそれこそ排水路であるというふうな考え方を持っているようなんです。そういう言い方を、確かに私思い出したらば、農業事務所するときにもそういう言い方をちらっとしていました。

ですから、なかなか難しいところで、農業予算でもってこの改修をやると、終わるまで私が元住んでいた江ヶ崎とか今住んでいる網戸の地域の農地転用ができなくなる。こういう問題もある。しかしこれはやってもらわないとしようがないと思う。

それで、市にぜひ何らかの方法を考えていただきたいということが一つと、それから川のすぐ脇に歩道があります。これは恐らく農業用水路に関わると思うんですけども、その上の市道、あれが西のほうへ行くときまだ完全に整備されていないんですよ。そういうことを含めて、ぜひ市としては十分な対策を取ってもらいたいと思うんですけども、市長並びに担当課長からのお考え、あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） まず、仁玉川の譲与に関しましてちょっとご答弁させてもらいます。1期工事が終了した場所だけではなくて、今後実施予定の2期工事終了後に譲与を受けるものと認識しております。

2点目の改修事業ですが、農業予算の基幹水利施設ストックマネジメント事業で実施されていることや、今後予定している新川東部地区の特定農業用管水路等特別対策事業、それと仁玉地区の基幹整備事業での排水路として利用を予定しておりまして、今後も農業用排水路として維持管理していく予定であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 市道のお話が出ましたけれども、一応先ほども申しましたが、市道認定は馬場井戸野浜線まで、紫陽花橋まで認定しておりますので、そこまでは舗装されていると思います。そこまでについては適切な管理を実施していきたいと考えています。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それで分かりました。

ところで、建設課長、その一番東のところは、いわゆる役所のすぐ脇は進入禁止ですよ。

石が並べてある。あの道路というのは通り抜けてはいけないということで、そういうふうになっているんですか。ちょっと私ずっと見て歩いたら、それで一番最後までやるとなると、結局どこがやることになるんですか、西側のほう。ちょっとそのところを教えていただければ、簡単でいいですから。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 市役所の脇の道路なんですけれども、あそこはもともと農耕車は通れるようになっています。自動車は駄目ということではなくて、農耕車は通れるようになっております。そもそも市役所の脇の道路については県の所有地、底地は県になっておりますので、そこを市が舗装して市道認定したものでありまして、一番西側もそのまま県有地になっておりますので、今のところちょっと予定はありません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 3番目の水道料金の収支計画についてお聞きいたします。

○議長（飯嶋正利） 4番目ですね。

○20番（松木源太郎） 4番目です。

この7月28日の会議概要を見て私もびっくりしたんですけれども、平成28年か27年に水道料金を下げたんですよね、旭市は。それはなぜかということ、県水とあまりにも差があるということだと思ったんです。私はこう記憶しているんですけれども、県水が今度2割上げると言って、18%か、上げるということになりましたね。そういうことも含めて、5年後ですけれども、水道が上がるということがはっきりしている。

いろいろと見てみますと、大変水道は努力しているのが分かるんです。例えば、今回改装しようとしている市民会館の西側のところの貯水槽と加圧式、これ直さなければいけない。加圧式を直すには、これ見ていくと、この間課長からもご説明いただいたんですけども、三つのうち二つ使えばいいぐらいにしている。それは、飯岡とか海上からの水をこの平地の旭市のほうにかなり流して、旭市の西の部分だけを加圧式でやればいいのか、そういう工夫をしてきた。前にも聞きましたけれどもね。

そういう中でもって改善努力しているんですけれども、どうですか市長、ここのところは県水との差を見ながら、上げ方について、まだ先ですけども、十分に、県水と同じレベルまではいきませんが、そういうような形でもって、30%でなく10%になるか15%にな

るか分かりませんが、そういう考え方を市の事業の中で持っていただけませんか。担当課も苦労していると思うんですけども、お考えをお聞かせいただければありがたいです。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 水道料金の将来に向けた方針ということでございます。

人口減少に伴う料金収入の減少、施設、管路の老朽化による更新需要の増加や管路の耐震化などにより、将来の経営環境は一段と厳しさを増すことが見込まれており、改訂版の旭市水道事業ビジョンにおきましても、経営健全化の取組を引き続き掲載しているところでございます。

取組の一つといたしましては、合理的で経済的な施設運営を図るため、将来的な旭配水場の区域縮小、配水エリア再編成に向け、海上、飯岡、干潟配水場からの自然流下区域の拡大を掲げ、計画を推進してまいります。現在は、施設や管路の強靱化、耐震化を最優先事項とし、旭配水場のポンプ井の更新、基幹管路と重要給水管路の耐震化などの工事を実施しており、自然流下区域の拡大に関しましても、管路の増径工事、バックアップ機能となる干潟配水場の配水地の増設を進めております。

また、検針や料金徴収等の民間委託による業務の効率化や料金一括請求による経費の削減、東総広域水道企業団と構成市町が広域連携に向けての協議を行っているほか、民間活力の活用及び設計の効率化を図るため、デザインビルド方式の採用を検討しております。

今回改訂いたしましたビジョンで今後10年間の方針を示しましたが、社会情勢の変化や事業の進捗状況などによっては将来の見通しも大きく変わることがございます。状況に応じた見直しを行い、安全・安心な水を未来へ届けることに努めてまいります。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） どうもありがとうございます。まだ時間がありますから、十分検討していただきたいと思います。

ちょっと言葉が気になって、デザインビルド方式というのはどういう意味なんですか。簡単に。

これから本当に水の問題、大変だと思います。もう一つは、まだ水道管を入れているけれども利用していない方がいらっしゃるんですよね、実はね。水道担当課では本当に、今、市長が述べられたように、市民センターの脇のところから送る水の地域をどんどん西のほうに減らして、大変努力されてきています。それで、高台にあるところはまた改善しながらやっ

て、工業団地にも加圧式でもって送るとかって、大変な努力がここに書かれております。そういうことで、ぜひ、これから時間がありますから十分検討した上で、市民の負担が少しでも少なくなるような水道事業でやっていただきたいと思います。

では、簡単に教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、デザインビルド方式というのはどのようなものかということですので、デザインビルド方式につきましては、設計から施工までを一貫して同一業者に発注しますことで、施工期間の短縮、あと民間技術の活用によりまして品質の向上等が期待されるということで、一方で設計段階から同一業者に一任すること等ございまして、価格競争ですとか、そういった面でちょっと課題はございますけれども、官民一体型で同時に進めていくというようなやり方でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） どうもありがとうございます。

最後に、水道に入ることになっていて利用していない方というのは何%ぐらい今いらっしゃるんですか。簡単に結構ですから。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） ざっとでございますけれども、10%弱まだ入っていない方がおられるという。

（「利用していない方」の声あり）

○上下水道課長（向後哲浩） はい。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

#### ◇ 木 内 欽 市

○議長（飯嶋正利） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（19番 木内欽市議員 登壇）

○19番（木内欽市） 19番、木内欽市です。一般質問を行います。

今回は、旭市の20年先を見据えてということで、6点について質問いたします。最初は10年先を見据えてということで質問しようと思ったんですが、10年はすぐにたってしまいます。

先日も合併20周年の記念式典が行われましたが、振り返ると、つい先日のことのように思われます。

政治は50年先を見て行えと言われます。そこで伺います。20年後の旭市を語る時、人口問題は避けては通れません。有史以来、大きな戦争などを除いて、人口が減って栄えた国は一つもありません。国・県、地域、各家庭にも同じことが言えます。

そこで伺います。人口の地域別、世代別、自然増減、社会増減の状況を踏まえての対応策を伺います。

2点目、自主財源の安定的な確保と財政調整基金の活用など、財政の状況と今後の見通しを伺います。

3点目、人手不足が懸念される中、産業振興への取組について伺います。

4点目、旭駅前活性化について、公民連携などの取組について伺います。

5点目、銀座通り商店街の創出について、空き店舗の活用や新たな取組について伺います。

最後に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について、おひさまテラスや道の駅季楽里あさひの課題、この地域の新たな取組について伺います。

再質問については質問席で行います。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、（1）の人口の関係を踏まえての対応策、それと4点目の駅前の活性化、公民連携の関係、それから6点目の生涯活躍のまち・あさひ形成事業についてお答えいたします。

まず、1点目の人口の関係でございますが、20年後を見据えてということでございます。

本市の20年後の推計人口ですけれども、こちらは2045年、令和27年になりますが、国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計では4万8,776人と見込んでおるところでございます。これらを踏まえての対応策ということでございますが、この少子化、高齢化の問題でございますが、これは旭市に限った話ではございませんけれども、それらに向けて今年度から第3期総合戦略を策定して様々な事業を行っているところでございます。これらの事業を行うことによって、少しでも人口減少に歯止めがかかればいいかなと思っております。

続きまして、4点目の駅前活性化、公民連携の関係でございます。人口減少、少子高齢化が進行する中、限られた財源を最大限に生かしまして、公共サービスの質を維持するためには、行政と市民や事業者が連携して対応していくこと、いわゆる公民連携が重要であると考えております。公民連携事業として実施している生涯活躍のまち・あさひ形成事業の例を挙げますと、まちづくり組織である一般社団法人みらいあさひがイオンタウン旭で市内飲食店業者が出店する朝市を開催したり、駅周辺で屋台づくりのワークショップやミニマルシェの開催、下校する子どもの見守りを行うなど、地域の活性化に取り組んでおります。市としましては、このような活動を下支えしながら、旭駅周辺がにぎわいを取り戻すよう、民間事業者と連携をし取り組んでいきたいと考えております。

6点目の生涯活躍のまち・あさひ形成事業、おひさまテラスの課題、それから取組ということでございます。おひさまテラスは、令和4年4月に開設して以来、市内外を問わず多くの方にご利用いただいておりますが、課題としましては、施設内の有料レンタルスペースでの利用率が伸び悩んでいることや、施設の情報を知らないという方が一定数いることなどが挙げられます。これらの課題解決のため、指定管理者と協議をいたしまして、全天候型施設の強みを生かし、魅力ある個性的なイベントの開催や、産官学と連携した新たなコンテンツの創出などに取り組むとともに、より多くの方に広く施設を知ってもらえるよう、効果的な情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、2点目の自主財源の確保と財政調整基金の今後というところで回答したいと思います。

まず、自主財源の安定的な確保というところにつきましては、昨今賃金上昇による所得の増加により、市税の増収が期待はできるというところはあるんですけれども、社会情勢の影

響を受けるものであるため、物価上昇、それだとか人口減少などの状況から、決してそれは楽観視できない状況であると、そういうふうを考えております。そういった状況の中で、市税については、収納率の向上、それから滞納額の縮減に努めること、近年全国的に受入額も増えているふるさと応援寄附金について、魅力ある返礼品の発掘などに努めるなどして、寄附金の拡充を図っていければと考えております。事業の実施においても、有利な財源を最大限活用しながら、事業規模の適正化についても検討を進めていきたいと思っております。

財政調整基金の関係ですけれども、財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であります。安定的で継続可能な財政運営には不可欠な基金であるといったところであります。財政調整基金は、特に個別の事業に活用するといった考えではなくて、読んで字のごとし財政を調整する基金でありますので、これからインフラに限らず公共施設等の維持管理、それから物価高に伴う経費の増加、そういうところで今後基金の取崩しというのはますますこれから進むということは想定できると思っております。このことから、引き続き過度に基金に依存することのないよう、事業規模の適正化、選択と集中が図れるよう努力していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私のほうからは、まず（3）人手不足が懸念される中での産業振興の取組についてご回答いたします。

旭市においての人口減少は進行しており、住民基本台帳人口で見ますと、生産年齢人口、こちら15歳から64歳になります。が、令和2年4月が3万7,762人、今年4月が3万4,964人で、2,798人が減少しております。多くの市内事業所では、後継者不足であったり人材確保が困難になり始めている状況にあり、事業の継続や規模拡大への課題となっております。今後も続くと見込まれている生産年齢人口の減少がもたらす地域経済への影響を最小限に抑えながら、地域産業を振興するために、多様な人材の確保や育成、定着への支援を推進していかなければならないと考えております。

市では、今年度より、デジタル化の導入により、人手不足の解消や生産性向上による効率化を目指す事業者を対象に、事業者デジタル化支援事業、またテレワークなどの柔軟な働き方の導入を推進し、人的資源を最大限に活用していくことが不可欠であることから、女性がデジタル知識やテレワークスキルを習得するための事業を開始しました。

今後もこれらの事業を継続的に実施するとともに、商工会や雇用対策協議会、それからハローワーク等と連携し、安定した労働力の確保に努めてまいります。

続いて、（４）の旭駅前活性化について、公民連携などの取組についてのご回答となります。

商店街等の振興、活性化による地域経済の発展を図るため、空き店舗活用事業を実施し、旭駅周辺で新たに飲食店や小売店等を始める方への支援を行い、交通の拠点、町の顔としての機能を維持していきたいと考えております。また、旭駅を活用した観光ツアーの開催や駅に市のイベント情報等の掲載をしながら、活性化に向けた取組を行ってまいります。

続いて、（５）の銀座通りの商店街のにぎわい創出について、空き店舗の活用や新たな取組についてご回答いたします。

近年、銀座通りやその周辺では、空き店舗活用事業を利用した古着などのリユースショップや美容院が開業されました。今後も、銀座通りの景観の改善や新規出店によるにぎわいの創出が期待できる空き店舗活用事業について、有効に利用していただけるよう、周知を図ってまいります。また、もともとある地域に根差した店舗もございます。これらの店舗の存続、発展していくため、商工会と連携し、経営支援事業等を積極的に活用していただくよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、１の（３）（６）についてお答えいたします。

初めに、（３）の人手不足が懸念される中での農水産業分野での取組についてお答えいたします。

農水産業での人手不足対策といたしましては、農業分野では特に新規就農者の支援に力を入れており、ワンストップ支援窓口の運営や国の補助制度の利用に対するサポート、市の独自事業である親元就農チャレンジ支援金や転入者農業チャレンジ支援金など、手厚い対策を行っております。水産業分野では、国による漁業就業支援フェアの開催や研修プログラムの実施、県による高校生を対象とした短期の漁業体験や水産業インターンシップ、漁業技術研修などが行われています。市といたしましても、これらの支援事業と連携し、就業相談等を行っているところであります。

また、今年度から新たに、都市地域から市内に定住して農水産業に従事しながら独立を目指し、情報の発信など、地域協力活動を行う地域おこし協力隊農水産業支援事業を開始しております。今年度は３名の隊員を募集し、選任を終えたところでありまして、順次市内の農水産業者の下で研修を開始する予定であります。

今後も、これらの事業を活用しながら市の農水産業のイメージアップを図り、市外の若い人材を積極的に誘致するなど、後継者の育成や新たな担い手確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、(6)の道の駅季楽里あさひの課題と取組についてお答えいたします。

道の駅季楽里あさひにつきましては、今年度創業10周年を迎えました。売上げ、来場者数とも年々増加しております。令和6年度には総売上額が10億円を超え、130万人以上の方々に来場していただくなど、順調に推移しているところでございます。

今後も、旭市産の新鮮でおいしい農畜水産物を豊富に取りそろえ、市内外の利用者を選んでもらえる道の駅となるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

また、創業以来直営で運営を続けてきましたレストランにつきましては、現在従業員の退職などにより一時的に休業しておりましたが、9月に公募による新たな運営事業者を選定し、来年3月の開業に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

この人口の見方がちょっと甘いのではないかと思います。もっと減ります。毎月、私15日に来る広報を楽しみに見ているんですが、毎回人口の増減が出ています。今月ちょうど100人減っています。それで、3月には275人減っているんですよ。ですから、1年に1,000人以上は減っているんです。それで、団塊の世代が一斉にもう高齢を迎えますので、物すごい勢いで減るはずですよ。恐らく4万人ちょっとになってしまうのではないかなど。

ということで、それを見ながら次の質問にいくんですが、答弁漏れというか、通告してあるんだが、社会増減の状況を踏まえての対応、これをお伺いしたいと思います。自然増減、これは防げないでしょうけれども、社会増減、要するに転出者が多いんですよ。ですから、転入者を増やすための、先ほどの農水産課長の、様々なことをやっていらっしゃるようですが、ちょっとそこのところをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 答弁漏れ、大変失礼しました。

社会増減、いわゆる転入者を増やす政策ということだと思います。その代表的なものとしては、やはり定住促進奨励金等があるかと思います。やはり、外から、自然増以外の社

会増減ということですから、転入者を増やす施策としては、今大きなものとしては定住促進奨励金等を使って市外から人を呼び込もうというのが代表的な事業かと思います。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） それと、実際はもっと今現在も減っているんですよ。というのは、大学は大体東京にありますから、東京へ行きますね。住民票は置いたままなんですよ、学生は。ですから、その分がやっぱり1,000人やその辺は減っているはずですよ。実際はもっと少ないです。実際、市内見渡しても二十歳前後の人ってあまりいないでしょう。これ、みんな大学に行ってしまうからですよ。そういうことも踏まえながら検討していただきたいと思います。

それでは、（2）自主財源の安定的な確保、先ほどいろいろございましたけれども、よく人口が減ると交付税が減らされると聞きますが、ざっくりで結構ですが、1万人減ると大体交付税はどのくらい減らされるんでしょうかね。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 人口が減ると交付税が減らされるのではなくて、減ってしまうという言い方のほうが正しいのかなというところがあります。交付税につきましては、要は基準財政需要額を算定しまして、基準財政収入額、その差額として交付されるものなんですけれども、1万人減ると幾ら減るかというのと、ちょっとざっくりあれなんですけれども、1人減ると、今数字は持っていないんですけれども、十何万円ぐらいの計算なんですかね、割り返せば。単純に1万倍というところで、ちょっと正確な数字、すみません、持っていないで申し訳ないんですが、一応人口減ることによって減らされるというよりは、算定上、人口一人頭の数減るのかなというところだと思います。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） よくネットとかで見ると、人口減は交付税が少なくなると、そういうことではないんですか。人口が減ると交付税が減らされるんでしょう。違うんですか。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） その辺のニュアンスの差だと思うんですけれども、基準財政需要額を算定するに当たりまして、人口何人だ、どういう規模があるんだとか、どういった施設が何施設あるんだとか、そういったところで算定されるんですけれども、その中でやっぱり単

位としては何人で幾らという部分があるので、減ったなりにそれは減ってしまうというところだと思います。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） 財政調整基金のことを質問したいんですが、もう終わりましたっけ。

○議長（飯嶋正利） 4回、次2番目に。

○19番（木内欽市） では、2番目、ダブリますけれども、財政調整基金が今現在結構あるんでしょうけれども、前にもほかの議員が質問しましたが、やはり財政調整基金は使い道がありますよね。大きな災害のときとか、どうしてもそういうときに使うって、やたら使えるわけではないんですよ。

それで、振り返りますと、大震災のときに香取市では市長が財政調整基金を全部使ってもいいから被災者に支援しろと指示を出したんです。旭市の場合には、財政調整基金を取り崩すどころか、その頃ちょうど議会が否決したんですが、あの災害のときに庁舎の積立基金をやろうとしたんですよ。それを議会が、こんなときだから財調を取り崩す状態のときに庁舎の積立てやらないで被災者の支援に回すべきだろうと、こういったけんけんごうごうとありました。たしか1票差ぐらいで否決したんですよ。それで、そのときにも財政調整基金を全然使わないで済んでいるんですよ。だから、こんなに財政調整基金はためる必要は私はないと思うんです。

それなら、必要なときに必要なところ、今市民が市民サービス、例えば身近な例を挙げれば、道路の草刈り、今ちょうどセイタカアワダチソウとか、あれみんな道路のほうへかぶさっているんですよ。だから、4メートルの道路が2メートルぐらいなんですよ。それで、あれが乾いてくると、今度は車を傷つけてしまうから、擦れ違いけないところが幾らでもあるんです。それで、草刈りをやってくれという、これは当然予算がありますから、建設課は予算がないからできないと断っているわけですよ。そういった予算がないと断っているのがあるにもかかわらず、財政調整基金が今85億円ぐらいあるんですか。そんなにはないですか。そんなにため込む必要はないと思うんですよ。よく予算の1割か2割あればいいと。今までも使っていないんですから。あの災害のときすら使っていないんですよ。

皆さんも知っているでしょうけれども、食料だって、備蓄倉庫の食料に全然手をつけていないんですよ。全部食堂とかレストランやった人らが弁当を提供してくれて、被災者は非常食なんか誰も食べていません。全部皆さんが提供してくれた、いつも温かいお弁当を食べておりました。ですから、財政調整基金は緊急の事態って、あの緊急のときにも使っていな

いんですから、無駄遣いをしろとは言いませんが、必要なところには使っていただきたいと思うんですよ。

先日も、例えば永井議員が質問していました出会いコンシェルジュ、人口減に歯止めをかける大きな成果を上げています。そこだって、私も議長の時崎山華英議員にお願いしたんですが、ほかの委員であれば費用弁償出ますよ。出会いコンシェルジュに関してはないんですよ、一切。100%ボランティアなんです。ボランティアにはいろいろあって、交通費だけ出るボランティアとか食事が出るボランティア、いろいろありますが、出会いコンシェルジュに関しては一切出ないんです。夏場なんか、会議やって、みんなご飯食べないで来るんですけれども、お弁当すら出ないんですよ。ですから、そういったところにはやはり必要な予算をつけてもらいたい。

ついでだから言いますが、どうして評判のいい出会いコンシェルジュ、予算を減らしてしまったんですか、あれ。たかだか150万円ぐらいの予算でしょう。30万円か40万円減らしているでしょう。ですから、そういったことをしないで必要なところには使って、市民サービスが滞りないようにしていただきたいと思うんですよ。

それで、素人考えですが、国がお金がいよいよなくなってきた場合に、私らがあげるほうとしたら、お宅では貯金がこんなにいっぱいあるでしょうと。交付税少し5%カットしてください。よそから思ったら、もっと予算の苦しいところにあげますよと、そんな気がしますけれども、そういった危険性はないんですか。首振っているからない。じゃ、ないんだなということで了解はしていますが、では、次に3点目、人手不足のほうにいきます。

今、農業のほうの親元就農支援金、旭市独自のこういう、本当につけていただいてありがとうございます。提案した一人として大変うれしく思います。

それと、他地区から来る人というのは、よく皆さん大きな農家を規模拡大規模拡大と言いますけれども、大きな農業だけでこの耕作放棄地の問題は解決しないんですよ。ですから、よそから来る人は認定農家でも何でもないので、規模拡大そんなには望んでいないと思うんですよ。大体来る人は有機農業、有機農業は大型化できませんから、人手がかかりますから、常世田議員もやっぺらっぺらいますが、そういう大規模化は無理なんですよ。薬とか農薬使わないんですから。ですから、そういった人たちが今の耕作放棄地を救ってくれる大きな担い手になると思うんです。

ですから、兼業農家、それとそういう方々に対する支援を、何といたって千葉県一の農業生産額を誇る旭市ですので、これは予算つけてもいいと思いますが、課長のお考えをお願い

いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 兼業農家に対する支援ということで、本市ではこれまでも新規就農者への支援を行っておりますが、兼業農家の育成については、その実態に応じた柔軟な支援が必要であると認識しております。支援事業につきましては、兼業農家であっても農業所得の目標が520万円を超える場合は認定農業者として各種支援を受けることができます。また、新規農業経営を始める方につきましては、兼業農家であっても5年目に農業所得が270万円を目指すことによって、認定新規就農者として国の経営開始資金などの各種支援を受けることができます。

今後も、国・県、JAなどの関係機関と連携しながら、兼業農家の育成に取り組むなど、多様な形で農業に関わる人材を確保し、地域農業の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） 4点目、旭駅前活性化について、これ本当に、先ほども控室で話をしたんですが、よくよそに行ったときに、参考になるのかななんて注意深く見ているんですけども、銚子市なんかの場合には、駅前広場、広い道路で、震災で焼けてしまったあれもあるんでしょうけれども、それでホテルとかもできています。それで、議長とも前にお話ししたことがあるんですよ。議長になる前にね。旭の駅前、市民会館の跡地、あれは県の土地、それで県が警察の官舎を建てるという話があったんですけども、あの一等地に警察の官舎がそこになくてもいいでしょうと。あそこはぜひ旭市が市有地と交換してもらいなりなんなりして、市が先ほど言った官民連携の施設を造っていただければと、このような考えがあったの質問なんです。

たしかあれ、旭の駅前は、もう30年近く前ですか、県が主導で地権者と協力をいただいて立ち退きとかやってもらって広げたんですよ。その後そのままなんです。ですから、個人がお店やるやらないは個人の自由ですけども、ぜひそういったところを官民連携で何かお考えを、すぐにはお答え出ないでしょう。私も質問していても代替案を出すんですが、なかなか出ません。皆さんもそうだと思いますが、すぐお答え出ないでしょうが、先ほどから、市長うなずいてくれているので、何か考えてくれているんだと。部下に指示を出して、

どうか、今現在お考えがあればですけども、副市長、何かあれば。なければ結構ですが、ぜひそういった面で前向きに検討をお願いします。

個人ではなかなか無理ですよ、もう。これからは人口減で、お店をあそこに開けといたって、個人だってやっぱりボランティア精神でやるわけにいかないんで、やはりそういったところは官民連携になろうかと思います。

同じような質問です。5点目、銀座通りのにぎわいについてですが、本当に先ほど既存の店でもやってくれているところがあって、これ非常にありがたいですよ。私もいつも行くお店があるんですけども、品物がいいんです。いいというより丈夫なんです。よく大手の、店の名前言ってしまうとあれですが、あるやつはすぐ破けたりしてしまうんですよ。そういう専門店で買うのは丈夫で長もちするんです、同じメーカー名でも。あれ、やっぱり違うらしいですね。安売り用のやつとあれではやっぱり品物が違うらしいですよ。そういったお店があるので、ぜひ、強みだと思いますよ。既存の店は。テナントへ入ったらテナント料を高く取られますけれども、自分のお店で今やっている場合にはテナント料とか取られないですから、自分たちの人件費だけですからね。十分やり方によってはやっていけると思うんです。

今現在、店が何件やっているか分かりませんが、幸いなことにやめた人も全部更地にしてやめてくれていますので、駐車場が十分なんです。昔は、銀座通りという駐車場がなくて困ってしまうと。サンモールができた頃には駐車場がなくて困ってしまうんだよということだったんですが、今は駐車場は不便を来していません。買物に来た人も便利なんです。すぐお店の脇へ、至るところに駐車場があるので、そういった面で伸びる可能性は十分あると思います。

ランチエスターの二乗則って聞いたことがあると思うんですよ。売場面積が2倍になると、2掛ける2でお客は4倍になると。売場面積が3倍になると、3掛ける3で集客力は9倍になるというんですよ。ですから、今の銀座通りも5軒あるお店が10軒になればお客は倍ではなくて、2掛ける2、お客は4倍に増えるんですよ。ですから、あれを市とかもてこ入れしていただいて、ぜひ今ある人には辞めていただかない、頑張ってもらおう。それなりの優遇策でも何でもいからやってもらって、それで新たにお店を、もう5件銀座通りにお店ができたらすごい活気のあるお店になると思いますよ。

ぜひ、そういった面でのご指導なりお考えを、例えば日本全国でもどこかではそういう一旦駄目になりつつあった商店街が復活したところってあると思うんですよ。そういったとこ

ろを調べていただいて、今あれば教えてもらっても結構ですが、そういったところ、視察に値するようなところ、必ずあるはずですから、逆に旭市もそうになって視察に来てくれるような、昔、私は若い頃、旭市は、飲食店は、スナックとか、人口割にして千葉県で一番多いとか、そんな話を聞いたことがあったんですよ。たしかたくさんあったんですよ、お店も。ですから、そういった意味での、駅前とあわせて銀座通りが活性化すると旭市はもっともっとにぎやかなまちになるかなと、こんなふうな思いで質問をいたしました。

今現在、旭市がこうして東総の中核都市と堂々と言っているのは、これは、先日も20周年の合併式典ありましたが、合併できたおかげなんですよ。もう当然分かっているでしょうけれども、合併したことによって、町だったら、町長、助役、教育長、三役、四役と、4掛ける4で16人いますね。議員も70人いたんですが、10年間はその分が全部交付税でくれていたんでしょう。市に。ですから、よくなければおかしいはずなんですよ。それだけお金もらっているんだから、合併できないところはもらえないんですから。今現在だってお隣の銚子市は、比べたら年間40億円以上交付税が旭市に入っていますよ。ですから、そういった意味で、これからはそういったあれがなくなるんですから、旭市が独自の力で歩いていかなければしょうがないと、このように思うんです。

それで、これからは人口。人口減の話もしました。税収が減って、収入が当然旭市だってこれから減っていくわけですから、企業だった場合にはリストラあるいは早期退職して社員をぐっと減らして乗り切りますよね。日産自動車だって何十万人か何百万人もまた早く辞めてもらおうでしょう。ところが、市の場合はそうはいきませんよね。職員を採用して、人口が4万人になったから職員は早期退職してくれとか、辞めさせることはできないので、ぜひこれからもそういった面でも、職員の採用、今がピークだと思うんですよ。ですから、足りないところは任期付で乗り切るとか何とかして、これからそちらの方面も考えていく時期に来ているのではないかなと、そんなふうに思いますので、話が前後してすみませんが、そういった心配もしているわけであります。

それでは、最後の質問……

○議長（飯嶋正利） いや、木内議員、執行部のほうも答弁を用意していますので、5番目の再質問ということで、答弁をよろしく願いいたします。

再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） ありがとうございます。

銀座通りの活性化ですね。もともとある店舗、力というか魅力はあると思います。そういった店舗をやはりまずしっかり閉店しないように存続、発展していただくための支援について、商工会などと連携して支援してまいります。

それから、今活用している空き店舗活用事業、こちらは興味のある方はできるだけ使っていただけるよう周知してまいります。

それから、先進地の事例がありました。私もぱっとすぐ出てこないもので申し訳ございません。今後も、調査をしながら、視察が必要なところは視察しながら調査研究して、駅前通りの活性化に向けて推進していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） どうもありがとうございました。

それでは、最後の質問、生涯活躍のまち・あさひ形成事業についてです。

これ、レストランがずっと休んでいるんですが、ごめんなさいね。これは辞める人は言っただけで辞めたわけではないでしょう。ある程度前からそういう話があったんでしょう。空間があれだけ空いてしまうと、来た人がもう道の駅は食堂がやっていないんだよということにもなりかねないので、どうしてこんなに遅れてしまったのか、その辺、見つかるまで。辞めると言ってからすぐ応募をかければ空白がなくてできたのではないかなと、そんなふうに思いますが。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 道の駅のレストランにつきましては直営でずっと続けてまいったところでございますが、料理長の退職で継続が難しくなってしまったということでありまして、これは定年退職になってしまったということで、難しい状況になっておりました。検討して、公募による新たな事業者を選定したほうがいだろうということで、そういった方向で9月に公募を実施して新たな事業者が選定されたという流れであります。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） それで、できたらですけども、やっぱり食べるのはその地区の特産を食べたいと思うんですよ、来る人は。ですから、旭市だとやっぱり食材は豊富です。野菜から何でもありますが、何と云って有名なのは豚肉ですよ。都城に次いで全国2位ですからね。いつか島田議員が質問しましたが、あのお弁当おいしかったですよね、やっぱり。ほってあの値段で食べられれば、どこか向こう、蓮沼かあっちのほうでイワシ丼か何かやっ

ているでしょう。あれもやっぱり評判いいですよ。ですから、そういう地元、旭市だって飯岡、イワシもありますし、そういったところの特産でやっていただければ一つの目玉になるかなと、そんなふうに思います。答弁は結構です。

それで、道の駅の、今、駐車場なんかもちよっと狭いんですけども、拡張とかする場合には、当然あの辺農振の網がかかっていますが、市がやれば抜けるでしょうが、そういった関係で、これからはどうしても流れは、市役所もこっちに来ましたし、道の駅、中央病院、おひさまテラス、あの辺がこれからは旭市のやっぱりどうしても流れ的には中心になっていくと思うんですよ。ですから、開発、用途地域の指定というのは市長が指定できるんですか。それとも県ですか、あれは。とにかく、どちらも関係あるでしょうから、例えば今農振の網が入っていますけれども、やたら抜いてしまって、抜くのはいいんですが、ぜひ用途地域の指定も必要かと思うんですよ。ご存じのように、工業地帯、準工業地帯は住宅とか一切建てられないですから、厳しい法律ですから、ですからあの辺は何にしたらいいのかな、ちょっと分かりませんが、何でこんなことを言うかという、合併前の海上町、役場の庁舎が先にできました。それで、当時の町長は、この前は、周りは一切農振の網をかぶせたまま抜かないでおくんだよと。私が何でですかって、住宅地になるでしょうやと言ったら、それをやると無秩序にうちを建てられてしまうから、虫食い状態になってしまうから、わざと許可を抜かないんだよと。やっぱり大正解だと思いますよ。おかげで大きな公園もできましたし、海上中もあそこへ来ましたし、あと野球場もできました。あれ、やっぱり行政がそういう長い目で見て、さっきの話ではありませんが、10年後、20年後を見据えた、そのたまものだと思います。

ですから、そういった意味で、長い目で見て、これからあのまますっと農振をやったまま置いておくのも、これももったいないと思うんですよ。ぜひ抜くべきときは抜いて、新たな旭市の核となる場所ですから、銚子連絡道のインターだって近くまで来るんですから、一番いいところになると思いますので、そういった意味でのご配慮なりなんなりをお願いしたいと思います。

答弁ができればですが、答弁なければこれで質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 先ほどの旭市産の農産物なんですけれども、今回9月に公募の新たな事業者、公募の実施に当たりまして、旭市で生産された農畜水産物を優先的に調達す

ることを条件として公募しております。

それから、道の駅の拡張のご質問について私のほうから、道の駅の周りは農振農用地で議員ご指摘のとおりでありまして、安易に拡張できる環境にはございません。このため、交通誘導とか配置改善など、ソフト面での対応により混雑緩和に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、道の駅は本市の農畜水産物の魅力を発信する重要な拠点でありますので、引き続きお客様の利便性向上に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 木内欽市議員。

○19番（木内欽市） 最後に一言だけ、また余計なことかもしれませんが、いつも言うんですが、私は、橋を越えたら神栖市ですから時々行くんですが、あれを見ると行くたび本当に感心するんです。皆さんも行ったら分かると思いますが、道路が今3車線になりました。上り下り3車線。あれ、前は2車線だったんですよ。どうしてあれ簡単に3車線にできたかという、上り下りあって、中央に二、三線ぶり道路を空けてあったんですね、敷地が。だから、当時の知事だか代議士だか分かりませんが、これはすばらしかったなど。それが今のあの発展なんですよ。人口幾らも変わらないんですよ、旭市とは。そういうところがありとあらゆる職種、にぎやかで活性化していますよ。ですから、そういった目で、ちょうどできて50年ですが、政治は50年先、そのままずばり当たっていますよ。ですから、バスが行くのに、東京行くのにびったりで行くそうなんです。渋滞ないそうなんです。それはそうでしょう。3車線が走っていて、なお中央の右折レーンがまた別にあるんですから。場合によっては4車線ですからね。そういったことを踏まえて、当時の旭市の市長は、旭市の執行部はいいことをやってくれたなど。一つでもできればいいと思いますので、くどいようですがお願いをさせていただきます。

以上で一般質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 答弁はよろしいでしょうか。

木内欽市議員の一般質問を終わります。

木内欽市議員は自席へお戻りください。

以上で予定いたしました一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（飯嶋正利） 次回は27日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時48分

## 令和7年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第5号）

令和7年11月27日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 閉 会

---

### 出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	伊 場 哲 也
5 番	平 山 清 海	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

---

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり課長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援課長	八 馬 祥 子	こども家庭課長	石 橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農業委員会事務局	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
---------	---------	-----------	-----

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（飯嶋正利） 議案第1号から議案第20号までの20議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しました議案の審査結果は配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないと認めます。

---

#### ◎日程第1 常任委員長報告

○議長（飯嶋正利） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託しました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 永井孝佳 登壇）

○建設経済常任委員長（永井孝佳） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月19日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る11月12日の本会議において本委員会に付託されました議案は、議案第3号、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第20号、損害賠償の額を定めることについての3議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました3議案については、別紙報告書のとおり、3議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、質疑の内容について要約して申し上げます。

議案第3号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第19号の主な質疑について要約して申し上げます。

観光街路灯の落下は劣化によるものなのか。また、観光街路灯は何基設置されているのかとの質疑では、落下は劣化に伴うもので、平成2年から6年にかけて旧飯岡町で整備したものを平成14年度から順次更新してきたが、未更新だったものが台風によって落下した。また、観光街路灯は三川地区の目那川から飯岡漁港に至る箇所と国道126号から飯岡刑部岬展望館に至る市道に連続して、全体で114基設置しているとの答弁がありました。

また、損害賠償額131万9,713円の内訳は。また、事故の状況を伺うとの質疑では、修理費が86万3,711円、代車代が42万5,700円、レッカー費が3万302円。代車代については、業者がお盆休み期間中であり、期間が長くなったため高額となった。事故現場はいいおかみなど公園入り口の県道飯岡一宮線との交差点で、当事者が公園から漁港方面へ向かう過程で、落ちた街路灯が車に当たったという状況との答弁がありました。

次に、議案第20号の主な質疑について要約して申し上げます。

上水道管の腐食による道路の陥没が原因との説明であったが、陥没の規模はどの質疑では、水道管は塩化ビニル管で、陥没した規模は延長方向約1.5メートル、横方向約1メートル、深さは最深部で約1.2メートル、体積としては1.8立方メートル程度との答弁がありました。

また、今回と同様の管がその延長で入っていると思われるが、延長部分の漏水調査は行っているのかとの質疑では、直径100ミリメートルの配水管が入っており、過去にも漏水の発生があったことから、注意箇所として現場に出た際は点検をしているとの答弁がありました。

また、漏水のあった管については、耐用年数は超えていたのかとの質疑では、昭和56年の布設のため、そろそろ耐用年数を迎える時期との答弁がありました。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和7年11月27日、建設経済常任委員長、永井孝佳。

○議長（飯嶋正利） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇）

○文教福祉常任委員長（島田 恒） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月12日の本会議において本委員会に付託されました議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、議案第4号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第5号、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第11号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、工事請負契約の締結についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月20日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号について申し上げます。

一つ目は、3款1項2目民生費の自立支援給付事業について、当初予算から増となった理由と事業内容はとの質疑では、共同生活援助給付費は当初116人を見込んでいたが、上半期の状況から最終的に122人の利用を見込んでいる。障害のある方が症状の悪化や、退院から在宅になる間のグループホームの利用という形で増えている状況。また、生活・療養介護給付費は当初189人を見込んでいたが、最終的には192人の見込みとした。知的障害や精神障害のある方の日常生活の支援を行う給付事業になるとの答弁がありました。

二つ目は、3款2項2目広域連合負担金の千葉県後期高齢者医療広域連合負担金について、割合と概略の金額はとの質疑では、負担金には共通経費負担金と療養給付費負担金があり、今回の補正対象は療養給付費負担金で、医療の給付に要する経費となる。この経費は定率で12分の1であり、令和6年度に5億8,749万9,000円を納付しているが、医療給付費が確定し不足が生じたため、今回1,555万3,000円を追加納付するものとの答弁がありました。

三つ目は、3款3項5目障害児通所支援事業について、児童発達支援・放課後等デイサービスでゼロ歳から未就学児まで、放課後等は6歳から18歳までの年齢層別の人数と近年の利用者数の傾向はとの質疑では、年齢別の数値は把握していないが、全体としては、児童発

達支援給付は64人から108人の見込みとし、放課後等デイサービス給付費は135人から165人の見込みとして補正予算を計上した。事業の方向としては、利用者は伸びていくと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第2号について申し上げます。

後期高齢者が増えている中、保険料もかなり増えているが、今後の見通しは。また、令和7年の被保険者数はとの質疑では、昨年度までは団塊の世代が増えていたが、今後は緩やかに人数は伸びると推計される。令和7年9月末現在の被保険者数は1万970人であるとの答弁がありました。

次に、議案第4号について申し上げます。

この条例の概略はどのようなものかとの質疑では、新しく始まる制度で、通称「こども誰でも通園制度」と呼ばれている事業で、全ての子どもの育ちを応援し良質な成育環境を整備することで、子どもの成長を支援するものである。生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月10時間の利用可能枠の中で、就労要件等を問わずに時間単位で保育所を利用できる通園給付制度になるとの答弁がありました。

次に、議案第5号について申し上げます。

この条例による事業の内容はとの質疑では、子ども・子育て支援法に基づき、事業を行う事業者に対して給付費という形で支援を行うが、その給付費を支払うための確認事項を定めたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第18号について申し上げます。

現在、どこの自治体でも、物価高騰により落札できない状況が続いている。2者が4億8,000万円台で見積りを提出しており、工事が進む中で補正が必要になる状況になることも考えられるが、そういうことがないように執行してほしいとの質疑では、物価高騰や工事の中で変更等があった場合は、約款に基づき工事業者と管理業者、市で協議を行いながら工事を進めていく。大規模な改造工事であり、仕様の変更や数量の増減など発生することが想定されるが、定期的に数量の増減などチェックし、軽微な調整を進めておき、大幅な金額の増減や工期の変更等が生じた場合には、契約変更ということになるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第11号、議案第18号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和7年11月27日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。最終日お疲れさまでございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月12日の本会議において本委員会に付託されました、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算についてのうち所管事項、議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第17号、財産の処分についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月21日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第1号について申し上げます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、市でどのように活用するのかを検討する時間はどのくらいあったかとの質疑では、5月末頃に交付額が約3,000万円ということで国からの通知があり、各課に対してどのような事業が行えるかを調査した。その後、主要な部署で協議を行い、幾つかある案の中から交付額に見合った事業として決定した。様々な事業を検討する時間が必要であったため、今回の11月補正での提案となったとの答弁がありました。

次に、議案第8号について申し上げます。

人事院勧告や千葉県人事委員会の勧告に伴って給与等の改定をしているとのことであったが、施設の利用者から苦情があるものに対して何も対応ができていない。このような職員の体制の中で、改定が市民に受け入れられるだろうかとの質疑では、給与改定は、人事院勧告

及び千葉県人事委員会勧告に基づいて改定している。会計年度任用職員の雇入手続に関しては、担当課で面接や人事考課を行っている。ただ、総括的に職員を管理する総務課として、そういったことがある場合は実態把握に努め、必要に応じて総務課のほうで指導なり改善を促していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第10号について5点申し上げます。

1点目は、大原幽学記念館について、入館料を据置きとした理由はどの質疑では、まず、令和3年から5年の過去3年の平均原価は、施設の管理運営費を利用者数で割った8,178円と算出している。大原幽学記念館は、利用者負担割合を50%とし、半額の4,089円が基準の使用料となるが、日本の博物館総合調査では、大人1人当たりの入館料は平均434円で、中央値で310円であることから、県内の同種施設の使用料の状況も踏まえ、据置きとしたとの答弁がありました。

2点目は、今回の使用料見直しに当たり、パブリックコメントなど市民の意見を聞く機会は設けたかとの質疑では、今回の見直しは、物価や光熱費等の上昇による必要最低限のものであることから、一定の値上げを避けられない状況である。パブリックコメントは実施していないが、アクションプランにて見直しを実施する旨を記載しているとの答弁がありました。

3点目は、海上健康増進センターは高齢者の利用が多く、利用を楽しみにしているが、改定幅が大きいと感じる。アクティブシニアを増やしていくという市の政策がある中、施設を利用することで医療費や介護、福祉に係る金額が抑えられると思うが、そうすると今回の値上げは政策的に違いがあると思われるがいかかとの質疑では、まずは、施設の維持管理費が上がっている。施設の利用者の負担はそのまま、増えた分を利用しない人からの税金で賄うのはどうかという考えがある。それについては、利用者負担と税負担のバランスを取りながら料金を上げる。そのため、アクティブシニアを増やす政策をないがしろにするわけではないとの答弁がありました。

4点目は、長熊釣堀センターについて、利用者が離れている状況である。市外利用者の料金を大きく上げているが、どのように研究検討したのかとの質疑では、過去3年間の平均原価は、維持管理経費を利用者数で割った1,315円と算出している。利用者負担割合を100%とし、施設利用者の9割以上が市外であることから、新たに市内と市外の区分を設け、市民は据置きとし、市外は1,300円としたとの答弁がありました。

5点目は、コミュニティ施設でみそを作る施設数について、地域によって偏りがあり、行政改革ができていないが、同様の施設は一律で利用料を上げている。統廃合を研究してから

一律で料金を検討すべきではとの質疑では、市内には類似施設がたくさんあり、利用者もある中で統廃合が遅れている。この状況が続くと施設全体の維持にも影響が出るため、公共施設の個別施設管理計画で今後どうしていくかを十分検討している。維持管理経費を考えると、施設を利用しない方にも負担してもらうことから、今回改定とした。

次に、議案第14号について申し上げます。

火災の注意報を発することができるようになったが、具体的に発令の条件と方法はとの質疑では、発令の基準は2項目ある。1点目は、前3日間の降水量が1ミリ以下、かつ前30日間の降水量が30ミリ以下。2点目は、前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ乾燥注意報が発表されている場合である。また、発令方法として、防災行政無線による広報と消防車両のスピーカーによる巡回広報等を実施したいと考えている。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第10号が賛成多数、そのほかの8議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和7年11月27日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

---

## ◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党、旭市議会議員、松木源太郎です。

2025年、令和7年11月27日、市議会第4回定例会最終日に当たり、第1号議案、令和7年度旭市一般会計補正予算（第3号）について、反対の討論をいたします。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算（第3号）については、旭市交付税を財源とした職員並びに特別職の給与及び期末手当の増の改定を主としたもので、地方交付税の約半分は給与等の増額に使われました。しかし、国庫支出金、国庫補助金の使われ方に疑念が生じ、詳しく調べるため、担当課に、本年5月の「令和7年度一般会計予備費の使用の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」」について拝読させていただきました。

今回補正財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補助率定額3,152万9,000円です。全国で1,000億円です。通達の中の重点支援地方交付金の取扱いについてを熟読すると、生活者支援の四つの事例から見て、今回の補正で示された就学前児童応援給付金1人1万3,000円、2,320人を対象は、少し対象が違うのではないかと。今必要なのは物価高騰で大変な低所得者世帯です。高齢で国民年金の世帯などの方々は、生活保護ぎりぎりの生活をしています。今回の約3,000万円の援助は、このような方の支援を行うべきではなかったのではないかと。このように、私は補正予算を審議して判断いたしました。

現在の旭市では、生活保護世帯が近隣の自治体の6割程度ということについて、大変疑念を持っており、これらの点から反対するものであります。

以上。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第1号の討論を終わります。

続いて、議案第2号から議案第5号までについて討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第6号について討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 議案第6号について、反対の立場で討論いたします。

この議案は、議員の期末手当を少し上げるという議案です。金額にしたらそんな大した額ではないんですけども。現在議員は89万9,300円、6月と12月に頂いております。この額は、一般の企業の平均に比べて少なくはないと思います。むしろちょっと高いぐらいなのかなと思っております。この上げる理由が人事院勧告に倣ってということなんですけれども、これは一般職の公務員が成果とかでは、はかれないから人事院勧告を基に給与を上げていく

ものだと思うんですけども、市議会議員がこの人事院勧告に倣う必要はどこにもないと思っております。

それで、今、国会でも5万円月額報酬を上げるという案が出ておりますけれども、これに対するの民意はどちらかというと、というかもう大幅に否定的な意見が多いと感じております。SNSとか、あとはポータルサイトの掲示板などを見ると、もうほとんどが議員報酬を上げなくていいよとか、民間がこんなに不景気で給料も上がっていないのに、あとは可処分所得も減っているのに、何で議員だけこんなに上げるんだと、こういう否定的な意見が多いと私は感じております。

そんな中、こんなに民意が否定的なのに、何の根拠もなく、議員給料、期末手当ですね、それを上げるべきではないのではないかなと考えました。もし議員の期末手当を上げるのであれば、民間が、給料が上がった、あとは可処分所得が上がった、そう感じた後に議員が上がればいいのではないかなと思います。ですので、今回は、今はその状況にないと思いますので、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第6号の討論を終わります。

続いて、議案第7号から議案第9号までについて討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第10号について討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党の松木源太郎です。

議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、引上げに反対の立場から討論させていただきます。

今回、約115の使用料、手数料のうち98の使用料、手数料の値上げをしようとするものです。これらの値上げは、今進んでいるインフレ状態のような物価高騰に便乗して値上げをするもので、地方自治体の使命を忘れたとんでもないことです。

地方自治体は、住民の要求に応じて、健康の増進施設、スポーツ施設、みそ作りなどの共同で行う伝統的な加工食品の施設などを利用してきました。これらの施設は、安い料金で利用できるからこそ、協働と連帯の和をつくってきたのです。これらを保持するには、費用がかかるといって一斉に値上げするなど、旭市は財政的な逼迫をしているんですか。

ある施設では、故障して利用できないままの施設の利用料を値上げするので、住民の方は、どうするんだ、直してから値上げしろと怒っております。

さらには、民間委託した12の体育施設はどうするのですか。ここも次回の民間委託のときに改定するのですか。年間1億1,000万円も払って民間委託してしまっている。こういうような事態をどういうふうにして、今回のような値上げのときに反映しようとしているのですか。値上げするなら、東電の電柱や電話柱の年間800円や300円を値上げしたらどうですか。

議員の皆さん、賛成しないでもって、値上げを阻止しましょう。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第10号の討論を終わります。

続いて、議案第11号から議案第17号までについて討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第18号について討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 議案第18号、工事請負契約の締結について（旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築））の採択に反対の討論をいたします。

9月議会では、この建物の電気工事の工事請負契約の議案が採択されています。普通は、建築工事の案が採択されてから、電気設備工事が同時か、または次の議会で採択されるんでしょう。今回は2か月半後の建築工事です。順番が違うのではないですか。

今回の旭市の予定価格はどこで設定したのでしょうか。市が独自の設定をしたのですか。これでは、来年11月までに建設する予定ですが、予定どおりできるか疑問です。電気施設、建設とも費用の増額の要求が当然発生します。今後はこのままでもって抑えられますか。契約に基づいて、必要になったら増額する。結局これでは、計画を立てて入札をし、そして工事を請けに出した本当の意味が失われているでしょう。

このことを求めて反対するものであります。次にやり直していただきたいと、このように私は要求いたします。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第18号の討論を終わります。

続いて、議案第19号、議案第20号について討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第20号までの20議案について採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) もう一度確認してください。お願いいたします。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを

押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、財産の処分について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 事務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第3、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 向後 稔 登壇)

○総務課長（向後 稔） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

報告書の2ページをご覧ください。

一つ、リバースストーンズ1組ほか保育所用備品一式を干潟ライオンズクラブ様より、9月17日受納いたしました。

一つ、金10万円を五十嵐和代様より、9月30日受納いたしました。

一つ、豚肉282キログラムを有限会社Pig Fertilize松ヶ谷様より、10月7日受納いたしました。

一つ、金10万円を旭市ゴルフ協会様より、10月10日受納いたしました。

一つ、金20万円を小川匡夫様より、10月31日受納いたしました。

一つ、豚肉248キログラムを旭市養豚推進協議会様より、11月19日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（飯嶋正利） 事務報告は終わりました。

---

◎日程第4 閉 会

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、令和7年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。  
長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時 0分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 飯 嶋 正 利

副議長 片 桐 文 夫

議 員 菅 谷 道 晴

議 員 伊 場 哲 也

議 員 平 山 清 海